免許発第177号
関係所属長　殿　　令和７年７月10日
５年保存（係）
本　　部　　長

「高知県指定自動車教習所業務処理の標準」について（通達乙）

本県における指定自動車教習所の業務処理については、「「高知県指定自動車教習所業務処理の標準」について（通達乙）」（令和７年７月10日免許発第177号）に基づいて実施しているところであるが、道路交通法施行規則の一部改正する内閣府令（令和６年内閣府令第60号）及び指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則の一部を改正する規則（令和６年国家公安委員会規則第８号）により、中型免許、準中型免許及び中型第二種免許等に係る新たな教習方法等が定められたことに伴い、別添のとおり「高知県指定自動車教習所業務処理の標準」を定め、令和８年４月１日から運用することとしたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、前記通達は、本通達乙の施行をもって廃止する。

別添

令和８年４月施行

高知県指定自動車教習所
業 務 処 理 の 標 準

高知県警察本部交通部運転免許センター

別添

凡例

１　「法」･･･道路交通法（昭和35年法律第105号）

２　「令」･･･道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）

３　「府令」･･･道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）

４　「技能検定員審査規則」･･･技能検定員審査等に関する規則（平成６年国家公安委員会規則第３号）

５　「教習規則」･･･指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則（平成10年国家公安委員会規則第13号）

６　「教習の標準」･･･指定自動車教習所の教習の標準について（通知）（令和６年11月22日免許発第193号）

７　「ＡＴ自動車」･･･オートマチック・トランスミッションその他のクラッチ操作を要しない機構がとられており、クラッチの操作装置を有しない自動車

８　「ＭＴ自動車」･･･ＡＴ自動車以外の自動車

目　　次

第１章　総則・・・

第２　卒業検定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・42
第３　修了検定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・43
第４　休日実施上の留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・44
第５　卒業証明書等の発行・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・44

第７章　仮免許関係業務取扱要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・48
第８章　技能審査の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・48
第１　技能審査の教習及び審査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・48
第２　審査のコース・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・50
第３　技能審査合格証明書の発行及び有効期間等・・・・・・・・・・・・50
第４　技能審査実施簿の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・50
第５　技能審査合格証明書発行交付簿・・・・・・・・・・・・・・・・・51

第９章　資格審査と教養の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・51
第１　資格審査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・51
第２　資格者証の交付等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・54
第３　指導員等になろうとする者に対する教養・・・・・・・・・・・・・56
第４　現任教養・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・56

第10章　職員講習の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・58
第１　指定教習所の職員に対する講習・・・・・・・・・・・・・・・・・58
第２　講習効果の測定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・60
第３　修了証書の交付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・60

第11章　指導監督・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・60

第１　指導監督の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・60
第２　検査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・60

第12章　備付簿冊及び報告等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・63
第１　備付簿冊・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・63
第２　報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・63
第３　印章・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・63

第13章　指定を受けようとする届出自動車教習所・・・・・・・・・・・・64

第１　自動車教習所の届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・64
第２　簿冊等の備付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・65
第３　指定前の教習実績の確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・65
第４　指定の申請及び指定書の交付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・68
第５　指定に関する留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・68
第６　再指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・68

別添１　路端停車コース・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・69
別添２　隘路コース・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・70
別添３　縦列駐車コース・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・71
別添４　指定速度からの急停止コース(設置例)・・・・・・・・・・・・・・・72
別添５　８の字コース・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・73
別添６　スキッド教習車コース・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・74
別添７　教習原簿・限定解除教習カード・・・・・・・・・・・・・・・・・・75
別添８　身体障害者の状況に応じた教習車種の範囲・・・・・・・・・・・・172
別添９　運転シミュレーター指導員教養基準・・・・・・・・・・・・・・・177
別添10　原付教習課程表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・178
別添11　原付(任意)教習要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・180
別添12　指導員等審査項目免除等一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・181
別添13　指定教習所の指導員等になろうとする者に対する新任教養実施基準186
別添14　総合（定期）検査項目等一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・191
別添15　備付簿冊・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・192
別添16　定期報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・194
別添17　指定の申請及び指定書の交付・・・・・・・・・・・・・・・・・・196
様式第１号　管理者適任証
様式第２号　指導員等選任(解任)届
様式第３号　指導員等の処分報告
様式第４号　指定事項変更届
様式第５号　指定自動車教習所路上教習用自動車証明願
様式第６号　自動車の備付け、廃車、使用区分報告
様式第７号　学科教習計画書
様式第８号　学科教習計画表
様式第９号　技能教習計画書
様式第10号　○○自動車技能教習計画書
様式第11号　指導員日誌

様式第12号　応急救護処置教習日誌
様式第13号　卒業(修了)検定実施・証明書発行交付簿
様式第14号　卒業証明書・卒業検定合格証明書
様式第15号　修了証明書・修了検定合格証明書
様式第16号　技能審査合格証明書
様式第17号　技能審査実施簿
様式第18号　適性検査依頼書
様式第19号　教養簿
様式第20号　指定前届出自動車教習所開所届
様式第21号　職員名簿
様式第22号　職員台帳
様式第23号　自動車教習所施設一覧表
様式第24号　建物施設等図面
様式第25号　備付自動車等一覧表
様式第26号　備付教材一覧表
様式第27号　教習生入所・退所・卒業者名簿
様式第28号　技能試験実施記録簿
様式第29号　教習修了証明書
様式第30号　教習修了者技能試験成績表
様式第31号　教習修了証明書発行交付簿
様式第32号　教習生入所及び卒業状況
様式第33号　技能検定及び審査実施状況
様式第34号　教習課程科目別教習時限数調査
様式第35号　指定自動車教習所技能教習時限調査
様式第36号　指定自動車教習所卒業者数
様式第37号　教習所総括調査
様式第38号　応急救護処置教習免除対象者名簿
様式第39号　検定・教習立会研修報告書

高知県指定自動車教習所業務処理の標準

第１章　総則

第１　趣旨

この標準は、高知県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の指定した自動車教習所（以下「指定教習所」という。）における施設の整備、適正な教習、公正な検定、その他一般事務等の処理について必要な事項を定める。

第２　準拠

指定教習所の事務処理については、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）、指定自動車教習所等の教習の標準の細目に関する規則（平成10年国家公安委員会規則第13号。以下「教習規則」という。）及び高知県道路交通法施行細則（昭和35年12月20日、高知県公安委員会規則第５号。以下「県細則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

第３　指定教習所の使命

指定教習所は、くるま社会における初心運転者教育の中核として、また、地域の交通安全教育機関として社会的に重要な役割を果たしているところである。

そのため、指定教習所は、常にその重要性を再認識し、教習内容の充実と教習水準の向上を図るとともに、交通モラルの高い健全な交通社会人としての初心運転者の育成に努め、もって交通事故のない円滑な道路交通の実現に寄与すべき社会的使命を有するものである。

第４　指定教習所職員の心構え

指定教習所の職員は、指定教習所の使命を自覚し、常に人格の向上と職務知識・技能の修得及び研鑽に努め、親切で分かりやすく、厳正公平な教習を旨とし、適正な初心運転者育成に努めるものとする。

第２章　人的基準

第１　管理者

自動車教習所を管理する者（以下「管理者」という。）には、当該自動車教習所において行う自動車の運転に関する教習の水準の維持向上のための努力義務が課せられている（法第98条第１項）。

また、公安委員会は自動車教習所を設置する者（以下「設置者」という。）又は管理者に対して、自動車の運転に関する教習の適正な水準を確保するため、自動車教習所における教習の態様に応じて、必要な指導又は助言をするものとされているほか、当該指導又は助言をするため必要な限度において、設置者又は管理者に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができることとする（法第98条第３項及び第５項）。さらに教習指導員及び技能検定員（以下「指導員等」という。）の選任並びに教習及び技能検定の実施についても各種の義務が課されている（法第99条の２から第99条の５）。したがって管理者は、指定自動車教習所の業務運営全般について権限と責任を有する。

管理者は法に基づき、書面審査により公安委員会の審査を受けなければならない。

管理者に対する審査の手続きは、技能検定員審査等に関する規則（平成６年国家公安委員会規則第３号。以下「技能検定員審査規則」という。）別記様式第１号「審査申請書」を準用し、履歴書、住民票の写し、運転免許証の写し、運転記録証明書、写真１枚を添えて提出する。

なお、適任と認めるときは様式第１号「管理者適任証」を交付する。

１　管理者の業務

(1)　人的管理業務

ア　指導員等の選任と解任

イ　指導員等の管理

ウ　指導員等及びその他の職員に対する指導教養の実施

(2)　物的管理業務

ア　コース、教習施設及び教材の管理と運用

イ　教習車両等の管理と運用

ウ　その他物的管理に関する業務

(3)　運営的管理業務

ア　教習業務

(ｱ)　カリキュラムに基づく教習計画の策定と運用

(ｲ)　教習担当者の指定と配車業務

(ｳ)　教習原簿及びその他関係簿冊の記録と確認

(ｴ)　路上教習コースの選定と関係警察署との連絡調整

(ｵ)　入所、転所業務

(ｶ)　その他教習に関する業務

イ　技能検定業務

(ｱ)　技能検定実施計画の策定
(ｲ)　受検者に対する資格の確認
(ｳ)　技能検定コース及び担当検定員の指定
(ｴ)　技能検定の公正性の確保
(ｵ)　技能検定合格者の確認と発表
(ｶ)　卒業証明書の作成と発行
(ｷ)　その他技能検定に関する業務

ウ　その他の業務
(ｱ)　仮免許関係業務
(ｲ)　運転適性検査の実施
(ｳ)　備付簿冊の整理と保管
(ｴ)　各種印章等の管理
(ｵ)　窓口業務及び教習生の実態把握と苦情処理等
(ｶ)　入所者に関する資格の認定と入所の承認等
(ｷ)　その他指定教習所の運営全般にわたる管理業務

2　管理者の職務専念

(1) 従事制限

管理者は、本来の業務である当該指定教習所の業務運営全般について管理が粗略になることがないようにするため、教習や技能検定業務に従事することができないものとする。ただし、教習の標準の第一種免許に係る学科教習についての学科（一）（第１段階）項目名「１　運転者の心得」及び第二種免許に係る学科教習についての学科（一）（第１段階）項目名「１　第二種免許の意義」については、教習指導員の資格を有する管理者が行う場合に限り差し支えないものとする。

(2)　管理者の兼務

管理者は、指定教習所を実質的かつ直接管理し、教習の水準の維持向上に努めなければならない立場にあることを踏まえ、当該指定教習所を管理する職務に専念することが求められ、通常、専任の管理者としてこれに従事することとなる。管理者が他の指定教習所の管理者を兼務する必要が認められる例外的な場合は、同一敷地内に、又は極めて接近した場所に他の指定教習所があるときなどであって、次の事項について充足し、当該者が指定教習所を実質的かつ直接的管理（補助的にオンライン会議システム等のデジタル技術を一部活用する場合を含む。）できるようにすること。

また、管理者が他の指定教習所の管理者を兼務する場合、指定教習所

の管理を実効的なものとするため、管理者不在時に副管理者が確実に管理できる体制を整えるようにすること。

ア　指導員等の勤務状況の把握等

指定教習所には指導員等を置くこととされていることから、教習生に対する円滑な又は待ち時間の少ない教習の実施等が可能となるよう、日ごとに指導員等の出勤状況を把握し、教習生の在籍状況に応じた指導員等を配置すること。

イ　指導員等への指示・教養

不適切な教習等を防止するため、指導員等に対して、適時適切な指示・教養を徹底すること。

ウ　教習等のための設備の維持確認

教習及び技能検定のための設備について、異常なく維持されていることを確認すること。

エ　教習等の実施状況の確認

教習の科目ごとの教習時間及び教習方法が教習計画に沿って適切に行われているかどうかについて教習等の実施状況を確認すること。

オ　卒業証明書又は修了証明書の適切な発行

卒業証明書又は修了証明書の発行に当たっては、その都度当該卒業証明書又は修了証明書に係る者に対する教習及び技能検定が適切に実施されていること及び当該卒業証明書又は修了証明書が法第99条の５第５項に定める要件に適合していることを確認すること。

カ　公安委員会による報告徴収に応じた必要な確認

教習及び技能検定中の交通事故や特異事案等が発生した場合において、公安委員会への報告を遅滞なく行うとともに、公安委員会と連携した迅速・適切な対応を講じること。

キ　その他指定教習所を管理するに当たって必要な事項の確認及び把握

３　管理者を直接補佐する職員の設置

(1)　副管理者

指定教習所の管理体制を強化するため、当該指定教習所の組織及び経営の規模に応じて、卒業証明書又は終了証明書の発行に関し監督的な地位にあり、かつ、管理者を直接補佐する職員（以下「副管理者」という。）を置くものとする。

なお、副管理者については、その職務内容を鑑み、25歳以上の者であり、かつ、副管理者の職務を行うことが可能と認められる知識及び経験を有する者を選任すること。

(2)　副管理者に関する届出

副管理者の選任・解任を行ったときは、指導員等の選任・解任に準じて報告すること。

公安委員会は必要があると認めるときは、選任された副管理者の経歴等に関する資料を提出させることができる。

（注）副管理者の資格要件については、特別な規定はないものの令及び府令で「管理者を直接補佐する職にある者」となっているから、管理者に準じた資格要件を有することが望ましい。

また、「指導員等」のうちから任命する場合は、監督的地位を与えるにふさわしい者であることに特に留意すること。

4　管理者不在の場合の措置

(1)　不在時の措置

管理者は、休暇、旅行、病気、出張等により当該指定教習所を不在にする場合は、副管理者に事務代行を命ずるなど、その責任の所在を明確にしておくものとする。

(2)　不在時の届出

管理者は、(1) の事由が生じた場合で、長期間不在とする場合には、事前に公安委員会に報告すること。

5　指導員等の選任及び解任等

(1)　選任

指導員等の選任をしたときは、様式第２号「指導員等選任（解任）届」により、速やかに届け出ること。また、退職した場合は変更届出をさせること（府令第35条及び第36条）。

なお、指導員等が解任され、引き続き他の指定教習所（同一公安委員会内に限る。）において選任される場合の届出における府令第35条において添付することとされている住民票の写し等の書類については、その内容が解任された指定教習所の添付書類から変更がない場合は、当該書類をもって代えることができるものとする。

ア　指導員等の選任時期

管理者は、教習又は技能検定を行わせるため指導員等を選任しなければならないこととされている（法第99条の２第１項及び第99条の３第１項）が、教習又は技能検定に係る免許の種類に係る教習指導員資格者証又は技能検定員資格者証（以下「資格者証」という。）の交付を受けていない者は、指導員等となることができない（法第99条の２第２項及び第99条の３第２項）ことから、当該資格者証の交付を受け

ている者を指導員等として選任することとなる。

指導員等として選任されない限り当該業務に従事させることはできないが、選任とは、管理者が事実上の選任行為をしたときであって、公安委員会へ選任の届出をしたときではない。

イ　大型免許、大型第二種免許又は準中型免許に係る指導員等の選任等

(ｱ)　大型免許又は大型第二種免許に係る指導員等の選任

道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第183号）附則第４条の規定により、大型免許及び中型免許又は大型第二種免許及び中型第二種免許に係る資格者証とみなされる資格者証の交付を受けている指導員等を選任している指定教習所の管理者は、これらの者に大型免許又は大型第二種免許に係る教習又は技能検定を行わせようとするときは、同政令附則第５条に規定する公安委員会が指定する研修（以下「大型免許等研修」という。）を受けさせなければならないことから、大型免許等研修に係る修了証の交付を受けている者であることについて、管理者において所要の確認を行うこと。

なお、みなし教習指導員等についてもこの規定の適用を受けることとなるので留意すること。

道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第258号）附則第３条第１項の規定により、中型免許及び準中型免許に係る資格者証とみなされる資格者証の交付を受けている指導員等に準中型免許に係る教習又は技能検定を行わせようとするときも、同様である（準中型免許に係る研修を準中型免許研修という。以下同じ。）。

(ｲ)　公安委員会への通知

管理者は、(ｱ)に掲げる研修を受けさせた場合は、技能検定員審査等に関する規則の一部を改正する規則（平成18年国家公安委員会規則第３号。以下「平成18年改正審査規則」という。）附則第12項又は技能検定員審査等に関する規則の一部を改正する規則（平成28年国家公安委員会規則第15号）附則第12項の規定により、公安委員会に対して、その旨を文書で通知しなければならないこととされているが、通知を行うに当たっては下記の事項を記載した通知書を適宜作成し、当該研修に係る「修了証」の写しを添付して提出すること。

また、通知を受けた公安委員会は、大型免許等研修を修了した指導員等の資格者証にはその右肩に、準中型免許研修を修了した指導員等の資格者証にはその右下に「研修受講済み」と朱書きする。

ａ　指導員等の住所、氏名及び生年月日

ｂ　資格者証の種類

ｃ　受講研修名、研修実施主体名及び研修受講年月日

ウ　学科教習に従事する教習指導員の要件

学科教習に従事する教習指導員は、第一種免許に係る学科教習にあっては、第一種免許に係る教習指導員（準中型自動車を運転することができる免許（仮免許を除く。）及び普通自動二輪車を運転することができる免許を現に受けている者（免許の効力を停止されている者を除く。）に限る。）、第二種免許に係る学科教習にあっては、第二種免許に係る教習指導員（大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を現に受けている者（免許の効力を停止されている者を除く。）に限る。）とされている（府令第33条第５項第２号ロ）ことから、管理者において所要の確認を行うこと。

エ　指導員等の知識等の確認

指導員等の選任に当たって行う指導員等に関する資格者証の交付を受けた者の知識、技能等の確認については、管理者において行うこと。

なお、資格者証の交付を受けた者であっても、１年以上その業務から離れていた者など、知識、技能の低下のおそれがある者については、公安委員会で必要な確認をし、その結果により管理者に必要な教養を行わせるか、又は公安委員会が行う講習を受講させることとする。

(2)　解任

管理者は、指導員等が法第99条の２第５項及び第99条の３第５項により公安委員会から資格者証の返納を命ぜられたときは、当該指導員を解任した上で様式第２号「指導員等選任(解任)届」により速やかに報告すること。

退職等により選任を解除する場合も同様の届出を行うこと。

(3)　指導員等の処分報告

管理者は、指導員等による以下の事案の発生を認めたときはその処分（保留を含む。）を決定し、速やかに様式第３号「指導員等の処分報告」により報告すること。

ア　交通事故を起こしたとき

イ　交通法令に違反したとき

ウ　教習所の規則等に違反したとき

エ　その他適格性を欠くと認められる行為があったとき

（注）指導員等による法第99条の２第５項及び第99条の３第５項に該当

する行為があった場合、又は規則第33条「教習の時間及び方法」、同第34条「技能検定」等の基準に違反する行為があった場合は、公安委員会が処分を行うべき事案であることから、管理者による処分は保留のまま、「特異事項報告」として速やかに報告すること。

(4)　指導員等の欠勤報告等

管理者は、指導員等が病気その他の理由により１か月以上連続して欠勤等し、教習業務又は技能検定業務から離れることになったとき、又はその事由がやんだときは、速やかに電話等により報告すること。

第２　指導員等

１　配置数

指導員等の数については、法令上の規定はないが、当該教習所において教習又は技能検定を受ける者の数等に応じて必要な人員を置くこと。

２　基準

教習効果の向上及び運営基準を確保するため、次に掲げる基準によるものとする。ただし、この基準に満たない場合は理由を付し公安委員会の承認を受けること。

(1)　教習指導員

教習指導員については、当該教習所の施設等の規模及び「入所制限」等の規定により、適正かつ円滑な教習のため必要な人員を置くこと。

教習指導員は技能検定員を兼ねることができるが、可能な限り教習指導員の半数以上の者が長期的に教習に専従するよう配慮すること。

（注）学科教習又は技能教習に専従する指導員を選任し、当該教習のみに従事させても差し支えないが、専従する教習以外の教習知識の低下を招き学科教習と技能教習の連携がとれず、知識、技能の一方の習得に偏るという問題が生じるおそれがある。

そのため、みなし教習指導員(道路交通法の一部を改正する法律(平成５年法律第43号)附則第７条第１項に定めるものをいう。以下同じ)を除く教習指導員で、各教習に専従する指導員は一方の知識の低下を招くことのないよう管理者の責任において１か月に１回以上教習指導員として必要な教養を行うこと。

(2)　技能検定員

技能検定員については、当該教習所の教習指導員の数に基づく入所制限及び教習計画並びに技能検定実施計画等に応じて必要な人員を置くこと。

技能検定員は、教習指導員を兼ねて教習に従事することができる。ただし、可能な限り技能検定員の専門的運用に配意すること。

(3)　その他指導員等に関する留意事項

ア　指導員等が複数の教習所を兼任する場合の留意事項

指導員等が複数の教習所を兼任する場合は、それぞれの指定教習所の設置者又は管理者は、次の事項を適切に実施すること。

(ｱ)　指導員等に対する指示・教養

複数の指定教習所を兼任している指導員等（以下「兼任指導員等」という。）に対して、専任の指導員等に対して行うものと同様の適時適切な指示・教養を行うとともに、兼任指導員等が自身の指定教習所における勤務をしばらく行っていない場合等は、自身の指定教習所における当該兼任指導員等の教習等の水準が維持されるよう必要な教養を行うこと。

(ｲ)　教習生からの質疑等についての対応

教習生からの教習等に係る質疑等が兼任指導員等に対してなされた場合に、当該兼任指導員等が兼任先で勤務しているため不在のときであっても、情報通信機器によるオンライン会議システム等のデジタル技術を活用するなどして、双方向性が確保された効果的な質疑等対応を実施できるようにすること。

(ｳ)　主教習所等についての報告

兼任指導員等として選任したことを届け出る場合にあっては、兼任指導員等である旨及び当該兼任指導員が兼任している指定教習所のうちの主となる指定教習所（以下「主教習所」という。）名について報告すること。

なお、所在する都道府県が異なる指定教習所において兼任指導員等を選任する場合は、それぞれの都道府県ごとに主教習所を設定し、当該主教習所は、当該兼任指導員等が選任されている都道府県名及び教習所名を、それぞれの所在地を管轄する公安委員会に報告すること。また、副管理者が複数の指定教習所で兼任する場合も同様とすること。

イ　臨時的指導員を選任する場合の留意事項

繁忙期（７月から８月まで及び12月から３月まで並びにその前後の期間のうち、各指定教習所の過去の実績を踏まえて当該指定教習所が混雑していると公安委員会が認める時期をいう。以下同じ。）次に限って臨時的に教習に従事する教習指導員（以下「臨時的指導員」という。）を選任する場合には次の事項を実施すること。この場合、臨時的指導員として選任された者であっても、各段階ごとの教習効果の確認(以下「み

きわめ」という。)業務は行うことができない。

なお、当該選任届出は、十分な時間的余裕を持って行うこと。

ア　繁忙期に継続して教習に従事させること。

繁忙期において臨時的指導員が、日々雇い入れられるような形で教習を行うことは教習業務の円滑な実施を阻害し、公安委員会による指導監督が困難となるおそれがあることから、臨時的指導員は繁忙期に継続して教習業務に従事させるようにすること。

イ　その他の所定の講習を受講させること。

臨時的指導員は１年以上継続して選任し、教習の従事期間を問わず法定講習を受講させること。

3　審査及び教養

指定教習所（指定前教習所を含む。）の指導員等になろうとする者に対する資格審査及び新任教養等は、第９章「資格審査と教養」の規定により行うものとする。

4　欠格事由等

(1)　欠格事由

指導員等の欠格事由は法第99条の２又は法第99条の３に規定されており、そのうち「過去３年以内に法第99条の５第５項に規定する卒業証明書又は修了証明書の発行に関し不正な行為をした者」でないことを要件としている（法第99条の２第４項第２号ロ及び第99条の３第４項第２号ハ)。

ここにいう「卒業証明書又は修了証明書の発行に関し不正な行為」とは、卒業証明書等を偽造する行為、技能検定の職務に関し収賄する行為等の刑罰法規に触れる行為はもちろん、府令第33条の教習の時間及び方法の基準に違反する行為（例えば無資格教習、教習時間の欠略、教習時間の短縮等)、府令第34条に違反して技能検定をする行為等卒業証明書等の発行に関連する違法な行為を広く指すものである。

(2)　欠格事由の確認方法

欠格事由に該当しないことの確認は、本人からの誓約書面の提出により（技能検定員審査規則第７条第３項第２号及び第15条第３項第２号）原則として管理者において行わなければならないが、公安委員会においても確認することとする。

5　講習

指定教習所指導員等及び副管理者に対する講習（府令第38条第９項）は、第10章「職員講習」の規定により行うものとする。

6　嘱託指導員の選任基準

(1)　嘱託指導員は、かつて指定教習所の指導員であった者に限定し、年間を通じて教習に従事すること。

(2)　他の職業を兼業していない者で、主たる収入が嘱託業務によるものであること。

(3)　担当職種は、教習指導員とすること。

(4)　選任数は、原則として当該教習所の全指導員数の20パーセント以内とすること。

(5)　教習頻度は、次に掲げる基準以上とすること。

ア　繁忙期（年間５か月間）は、全日勤務とする。

イ　閑散期（年間７か月間）は、１週間に最低２日、１日に最低２時限の教習を行うものとする。

(6)　指導員等の業務から１年以上離れていた場合は、選任前に必要な教養を実施すること。

(7)　法第108条の２の講習を受講させるとともに、毎月１回以上当該教習所の行う定期教養を受けさせること。

(8)　選任前に嘱託指導員の年間の教習業務計画、教習種別等を報告して承認を受けること。

(9)　定年対象者となったが、嘱託指導員として継続して業務に従事する場合は選任も継続される。

なお、定年退職等で解任された者が、１年以内に嘱託指導員として従事する場合は、「みきわめ指導員」として選任することができる。

一方、１年以上経過した後に嘱託指導員として従事する場合は、教習指導員として選任することはできるが、「みきわめ指導員」としての選任は翌年以降とすること。

第３章　物的基準

第１　コース（府令別表第３）

コース敷地の面積は、8,000平方メートル（専ら大型二輪免許又は普通二輪免許に係る技能教習及び技能検定を行う自動車教習所にあっては、3,500平方メートル）以上であることが必要である（令第35条第２項第１号イ）。

ここにいう「コース敷地の面積」には、コース内の緑地部分及び路肩部分等を含むが、学科教室等建物の敷地部分は含まないことに留意すること。

また、コース敷地の面積の算出は、原則として一団の敷地であって、一体的な運用ができるものについて行うこと。

したがって、既存のコース敷地に隣接して、新たに設けられたコース敷

地との間に公道その他の施設があるようなときは、トンネルその他により、両敷地のコースが相互一体的に使用することができるような特別の場合を除き、新たに設けられたコース敷地の面積を既存のものに合計することはできない。

1　周回コース

周回コースは、「おおむね長円形」とされているが、これは、ある程度の速度が出せることを目的としたものであり、その機能を果たすものであれば、必ずしも形状にこだわる必要がないことに留意すること。

なお、周回コースの外側に他のコースが設置されていても差し支えない。

周回コースについては、「総延長の２分の１以上に相当する部分が舗装されていること」が必要であるが、ここにいう舗装は簡易舗装程度以上の舗装とすること。

また、周回コースのすみ切り半径は、５メートル以上とし、さらに１か所以上はできるだけ10メートル以上とすること。

2　幹線コース

幹線コースは、「おおむね直線で、周回コースと連絡し、幅７メートル以上であるコースが相互に十字形に交差するものであること」が必要であるが、この場合において、周回コースから交差点までの距離については、技能教習及び技能検定が適正に実施できる程度の距離を確保すること。

また、交差点のすみ切り半径については、３メートル以上とすること。

3　坂道コース

坂道コースは、「２以上の坂道」を有することが必要であるが、緩坂路と急坂路とが一つずつあって、「頂上平たん部」により連絡されていれば、要件を満たすものである。

こう配については、緩坂路と急坂路のそれぞれについて規定されているが、これらは、いずれも底辺と高さとの割合を示すものである。

4　屈折コース、曲線コース、方向変換コース及び鋭角コース

いわゆる狭路コース（屈折コース、曲線コース、方向変換コース及び鋭角コース）は、当該施設の規模に応じ、技能教習に必要かつ十分な数を設置すること。

また、不必要なコースを設置することによって、同時に使用することができる自動車の台数の計算に不合理が生じないようにすること。

これらの狭路コースの形状については、府令別表第３の２の表に図示された逆形のもの（例えば、屈折コースの第１角が左折となるもの）もこれに該当するものと解する。

出入口部のすみ切りは、規定の長さ（曲線コースについては、弧の長さ）を超える部分について設けるものとし、その半径は、大型第二種免許及び大型免許コース並びに中型第二種免許及び中型免許コースについては３メートル以上、準中型免許、普通免許及び普通第二種免許コースについては２メートル以上、大型二輪免許及び普通二輪免許コースについては１メートル以上とすること。

5　路端停車コース

「路端停車コース」は、別添１に示すものとする。

6　隘路コース

「隘路コース」は、別添２に示すものとする。

7　縦列駐車コース

「縦列駐車コース」は、別添３に示すものとする。

8　自動二輪車のコース

(1)　併設コースの基準

大型二輪免許又は普通二輪免許に係る教習を独立して実施するため、既設のコース敷地に二輪専用のコースを併設する自動車教習所における二輪専用のコース（併設コース）の敷地面積は、おおむね1,000平方メートル以上とし、コース等の種類は、府令別表第３の２の表に定める屈折コース、曲線コース、直線狭路コース、連続進路転換コース、波状路コース及び別添４の自動二輪車の制動技能等を判定するための特別な課題を実施するための「指定速度からの急停止コース」を設置すること。

ただし、安全確保、教習効果等から設置することが適当でない場合は、必ずしもこのコースに設置することを要しない。

(2)　８の字コース

別添５の「８の字コース」を設置すること。ただし、「８の字コース」を設けることが困難な指定教習所にあっては、「８の字コース」を使用することととしている教習については、ロード・コーン２本を用いて、このコースと同程度の旋回を行うことができるコースを設定して行うことができる。

なお、自動二輪車の曲線コースについては、「８の字コース」による代替えを認めるものとする。

(3)　特別設定コース

大型二輪免許に係る技能教習のうち、教習の標準の技能教習についての応用走行（第２段階）項目名「16　高度なバランス走行など」、内容「③　特別設定コース走行」で用いる特別設定コースのマンホール若し

くは道路標示、砂利道若しくは砂道、わだち、湿潤路面又は不整地の設置場所は、コース内であれば車道上である必要はない。また、砂利道若しくは砂道、わだち、湿潤路面又は不整地の基準は、おおむね長さ５メートル、幅２メートル（わだちを除く。）以上とするが、教習効果を考慮の上、当該教習所の規模に応じた適切な大きさとしても差し支えないものとする。

なお、マンホールについては、おおむね直径0.65メートル以上で滑りやすい材質のものとすること。

9　大型特殊自動車等のコース

大型特殊自動車コース又は牽引コースは、指定教習所で使用する大型特殊自動車又は牽引自動車の構造及び性能から見て周回コースその他のコースを用いることが妥当と思われるものについては、これらのコースを可能な限り含むこと。

また、特定の大きさのコースとする場合には、技能試験に比較して技能検定が軽易とならないものとすること。

10　コースの縁石

沈みコースの縁石の高さは、おおむね10センチメートルとすること。

浮きコースにあっても、コースの側端について同様の高低を設けること。ただし、大型二輪免許及び普通二輪免許に係る峡路コース並びに二輪車専用コースの縁石の高さは、これよりも低くすることができるものとする。

また、府令規則別表第３の２の表の備考に掲げるコースの基準によりコースを設置する場合についても、それぞれの免許に係るコースについて縁石の設置に準じた措置をとること。

11　スキッドコース

大型免許、中型免許、準中型免許、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る技能教習のうち、教習の標準の技能教習についての応用走行（第２段階）項目名「悪条件下での運転」において使用するスキッドコースは、凍結路面における走行教習が可能なコースであり、次の基準を満たしているものとする。

区　　分	スキッド路 μ　値	スキッド路（m）	
		長　　さ	幅
普通車（準中型車を含む。）専用コース	0.2μ以下	40以上	5以上
中型車専用コース		40以上	15以上

大型車専用コース		50以上	15以上
普通・準中型・中型・大型兼用コース		50以上	15以上

〔安全地帯の基準〕

コースの周囲には、スキッド教習を実施する教習車両の大きさに応じた安全地帯を適宜設けるものとする。

12　スキッド教習車コース

大型免許、中型免許、準中型免許、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る技能教習のうち、教習の標準の技能教習についての応用走行（第２段階）項目名「悪条件下での運転」において使用するスキッド教習車は､スキッド体験走行ができる装置を取り付けた車両であり、次の基準を満たしているものとする。

また、コースについては、別添６のとおりとする。

なお、当該コースにおける安全地帯についても上記11同様コースの周囲に適宜設けること。

内　　容	基　　準
走行速度	40km/ｈ以上
設定μ値	0.2μ以下

13　その他

コース上の危険と認められる箇所には、衝撃緩和材等を設置するなどの安全対策を講じること。

第２　教習車両等

１　備付け自動車

指定教習所には、技能教習及び技能検定を行うため必要な種類の自動車を備えていることが必要である（令第35条第２項第２号）が、備付け自動車は標準試験車と同程度以上のものとする。

自動車の備付け台数については、法令上の規定はないが、当該施設において技能教習又は技能検定を受ける者の数等に応じた適当な台数を備え付けること。

技能教習及び技能検定は、標準試験車と同程度以上の車両で行うこととし、技能教習は、府令第33条第５項第１号ハで規定されている「法第85条第２項の規定により当該教習に係る免許について同条第１項の表の区分に従い運転することができる自動車又は法第86条第２項の規定により当該教習に係る免許について同条第１項の表の区分に従い運転することができる

自動車」により行うこと。

なお、府令第33条第５項第１号ワの規定により準中型免許については、準中型自動車のほか普通自動車により行うこと。

また、身体障害者については、これと異なる車両を用いることができるものとし、身体障害者に対して持込み車両による技能教習及び技能検定を行う場合、府令第36条の規定による指定事項変更届出として公安委員会に届出させることを要しないが、その旨教習原簿等に記載しておくこと。

また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）第５条に規定される合理的な配慮を行うため、必要な環境の整備に努めなければならないとされていることを踏まえ、身体障害者の教習に使用できる車両や取り付け部品についても整備に努めること。

（注）　教習原簿の表紙上部に「持込み車両」と朱書し、末尾に「自動車検査証の写し」及び「適性検査結果表の写し」を添付すること。

２　応急用ブレーキ

技能教習に用いる自動車で、自動二輪車及び専ら無線指導装置による教習を行う場合に使用されるもの以外のものについては、「指導員等が危険を防止するための応急の措置を講ずることができる装置」（指導員席の足ブレーキ（応急用のブレーキ）に連動したブレーキ等の装置）を備えていなければならず（令第35条第２項第３号）、前記の身体障害者の持込み車両についても同様とする。

なお、応急用ブレーキを装備することが困難な大型特殊自動車で、指導員等が通常占める位置から手ブレーキを操作することによって応急の措置を講ずることができるものは、手ブレーキ等を「応急の措置を講ずることができる装置」とみなすことができる。

３　後写鏡の備え付け

教習車両及び検定車両は、指導員等のための後写鏡を備え付けること。

４　車両の整備及び登録

指定教習所のコース内における教習に使用する教習車両については、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）による登録を要しない運用がなされているところであるが、当該車両についても、検査に合格する程度に整備されたものであること。

道路運送車両法第７条の規定に基づいて新規登録（８ナンバー登録）をしようとする際に必要な証明書の交付を受けようとするときは、様式第５号「指定自動車教習所路上教習用自動車証明願」を２部作成し、当該車両

を提示(写真による提示も可)して証明を受けること。

（注１）「自動車教習所等が使用する教習用自動車の自動車損害賠償責任保険の契約及び諸手続について(平成31年３月29日警察庁丁運発第65号)」参照。

○　願出人欄、「名称」は会社名、「指定番号」は学校コード、「所在地」は学校の所在地（使用の本拠の位置)、「管理者」は、学校の管理者を記載する。

○　対象車の証明は、証明願１通あたり５台以下とし、これに満たない場合は、余白部分を抹消すること。

○　現に自動車登録ファイルに登録を受けている対象自動車については、証明願の「車台番号及び自動車登録番号」欄の左欄に車台番号を、右欄に自動車登録番号をそれぞれ記入すること。ただし、自動車登録ファイルに登録を受けていない対象自動車については、左欄に車台番号を記入すること。

（注２）証明事務手数料については、高知県証明事務手数料徴収条例第２条（証明事務の種類及び手数料の額）における「事業その他の業務に関する証明」の手数料の額に準ずるものとする。

５　車両の使用区分

(1)　使用区分の報告

指定教習所において使用する車両のうち、場内及び路上教習並びに検定用車両の使用区分については、教習効果並びに検定業務の適正な運用等を考慮して管理者が定めること。

管理者は、検定用車両の使用区分を定めたとき又は廃車その他使用区分に変更を生じたときは、その都度、様式第６号「自動車の備付け、廃車、使用区分報告」により速やかに報告すること。

なお、備付自動車は、指定事項の一部であるから、基準に一致しない車両その他備付自動車として不適当と認められる車両については、必要な整備補修又は廃車等の措置をとること。

(2)　使用区分の表示

大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許の卒業検定(以下「路上検定」という。)に使用する自動車にあっては、路上検定実施中は、その旨自動車の屋根等に前方又は後方から見やすいように標識を表示して、路上検定中の事故防止の徹底を図ること。

また、路上教習に使用する自動車については、車体に「○○自動車教

習所（学校）路上教習車」の表示をすること。

なお、場内検定車及び教習車については使用区分の表示は用いないことができるものとする。

6　自二車に表示するランプ

自二車に表示するランプは、車両の前後にそれぞれ、エンスト、ブレーキ、速度表示のランプを備えていること。

第３　学科教習用教室等

１　基準

指定教習所には、技能教習、学科教習及び技能検定を行うため必要な建物その他の設備を備えていることが必要である（令第35条第２項第４号）。教室の大きさ、教材の数については、法令上の規定はないが、当該施設において技能教習又は技能検定を受ける者の数等に応じた規模のものを備え付けること。

２　技能教習

技能教習については、道路において行う場合を除き、自動車教習所のコースその他の設備において行うこと（府令第33条第５項第１号ソ）とされているが、「その他の設備」とは、模擬運転装置（運転シミュレーターを含む。）又は暗室等がこれに当たる。

３　学科教習

学科教習については、自動車教習所の建物その他の設備において行うこと（府令第33条第５項第２号ホ）とされており、学科教習を行うための教室、実習を行う施設等がこれに当たる。

なお、教習生についてはオンラインによる学科教習を自宅等で受講しても差し支えないものとする。

４　路上教習等の発着の用に供する施設の設置

管理者には、教習及び技能検定の実施に関して各種の義務規定が定められており、教習及び技能検定は、管理者の適正な管理の下で行われなければならない。したがって路上教習及び路上検定を行う場合の発着は、管理者による適正な管理権が行使しうる指定教習所の施設において行うものとする。ただし、大型免許及び大型第二種免許に係る路上教習及び路上検定を行う場合であって、指定教習所周辺の道路環境等により指定教習所からの当該免許に係る教習車両の発着が困難な場合については、教習時限と教習時限との準備時間内での移動が可能な距離で、かつ、管理者が教習業務等について適正な管理を行えるなどの一定の要件を満たしている場合に限り、府令第33条第５項第１号ソに規定される「その他の設備」として路上

教習及び路上検定の発着の用に供する施設を指定教習所のコース敷地から離れた場所に設置することができる。

第４　その他の設備

１　模擬運転装置及び無線指導装置

これらの装置は、指定の基準として備えなければならないものではないが、これらの装置を教習に使用する場合には、「道路交通法施行規則第33条第５項第１号ハの規定により内閣総理大臣が指定する模擬運転装置及び同号ニの規定により内閣総理大臣が指定する無線指導装置」（平成16年内閣府告示第287号）に規定する要件を満たすものであること。

また、無線指導装置で電波法の適用を受けるものについては、所要の手続きを怠らないこと。

２　運転シミュレーター

ア　運転シミュレーター（車載式運転シミュレーターを含む。以下同じ。）を教習に使用する場合にあっては、「道路交通法施行規則の規定に基づき、運転シミュレーターに係る国家公安委員会が定める基準を定める件」（平成６年国家公安委員会告示第４号）に適合するものであること。

イ　運転シミュレーターが指定教習所の責によらず故障した場合、直ちに復旧のため必要な措置をとらせることとするが、復旧に要する期間が短期間（おおむね６月以内）である場合に限り、他の指定教習所に備え付けられた運転シミュレーターを使用して教習を行うことができるものとする。

第５　施設の移転

指定教習所の指定は、当該施設が指定の基準に適合していることを確認する行為である。したがって、その施設が他の場所に移転するような場合は、物的基準の条件が指定を受けたものと異なることから、新たに指定を受ける必要があると解される。ただし、同一公安委員会の管轄区域内に移転した場合で、管理者、技能検定員及び教習指導員その他の人的基準及び移転後の建物、教習のための備付け車両及び場内コース等教習実施規模が移転前のものとおおむね変わらないといった物的基準が満たされ、また、路上教習の区域（面）が移転前と条件的におおむね変更がなく、かつ、運営的基準が移転後の施設においても移転前の施設における基準と同様に適正に行われることが確認されたときは、同一性があると認めて、所在地の変更届（府令規則第36条）の手続きによる処理が可能な場合があるので、事前に照会すること。

第４章　入所・転所の基準

第１　教習生の入所と取扱い

１　教習原簿の作成

教習生ごとに教習の実績等を記録した教習原簿を作成すること。

教習原簿については、別添７を参考とすること。

教習原簿は、教習生が卒業した後、教習課程ごと（自由練習は自由課程として一括）に卒業年月日順に編綴したうえ、３年間保管すること。

なお、中型免許、準中型免許、普通免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る技能教習においては、当分の間、従前の様式を使用できるものとし、別冊の様式例を参考にすること。

２　人定事項

教習生として入所させる者については、入所時に必ず運転免許証、住民票の写し、マイナンバーカード（個人番号カード）等によって必要事項を確認し、教習原簿に確実に記載すること。

また、住民票の写し等に個人番号が記載されている場合は、入所希望者にあらかじめ個人番号をマスキングさせるなど判読が不能となる措置をとること。

そのほか、マイナンバーカードの表面の写しを作成することは可能であるが個人番号が記載されている裏面の写しは作成してはならないことなど、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第20条に規定する収集等の制限に抵触しないよう徹底すること。

３　入所及び卒業者報告

管理者は、その月内に入所した教習生の数及び卒業者数を様式第32号「教習生入所及び卒業状況」により翌月の10日までに報告すること。

４　入所日、卒業日の設定

管理者は、入所日及び卒業式の日（曜日）を設定したとき、又はその変更をしたときは速やかに電話等により報告すること。

５　入所時と入所後の教習内容に差異が生じた場合の措置

入所後、異種免許を取得したり、取得していた免許の取消処分を受けるなど、教習内容が入所時と入所後で差異が生じた教習生については、次により調整を行うこと。

(1)　入所後、異種免許を取得し教習を行わないことができることとなった場合

技能教習は、当該段階の中で項目名ごとに教習を要しないものとして

調整すること。

学科教習は、当該異種免許を受けている者に対する学科教習の科目の基準についての細目として法令の規定により行うこととするものを除き、以後の教習は行わないものとして調整すること（府令第33条第１項、同別表第４の２の表、教習規則第１条第４項）。

(2)　入所後、免許の取消処分を受けるなど学科教習を受ける必要が生じた場合

原則として全ての教習段階の学科教習を行うこと。

なお、技能教習の第１段階を教習中の場合は、技能教習の第１段階修了までに学科教習の第１段階を行うこと。ただし、大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許に係る技能教習の第２段階を教習中の場合は、学科教習の第２段階から受けさせることができるものとする。

第２　入所制限

１　入所者数の制限

教習生として入所させる者の数は、当該指定教習所の規模、教習指導員等の数及び教習計画等に応じた適正なものとし、教習生を無計画に入所させ、教習生が１週間に受けることができる技能教習時間が極端に少なくなることのないようにすること。

２　受験資格を満たさない入所希望者等に対する事前説明

入所希望者のうち、修了検定又は卒業検定の時までに運転免許試験の受験資格として必要な年齢、自動車の運転経験の期間に関する要件を満たさないと認められる者及び交通違反歴等により、「卒業証明書の有効期間内に運転免許を取得することができないと認められる者」については、その旨を入所前に説明すること。

なお、大型仮免許、中型仮免許、準中型仮免許又は普通仮免許（以下「大型仮免許等」という。）を有する者で、保有する大型仮免許等の有効期間内に所定の教習を修了しないと認められる者に対しても同様とする。

また、法第90条第１項第１号から第２号までに該当する者については、免許の拒否等の対象となること及び免許の申請時における病気の病状等に関する質問票の作成について説明するとともに、同対象者において免許の拒否等の対象となる可能性があると考えられる場合には、事前に本人から運転免許センター安全運転支援室（以下「安全運転支援室」という。）に相談するよう指導すること。

３　不正教習等の防止

教習生が教習の内容を修得する期間は、年齢、適性等によって大きく異

なることが予想されるので、不正教習や不正技能検定を誘発するおそれのある内容の契約のもとに教習生を入所させないこと。

また、大型仮免許等を有する者を入所させる際には、これらに係る仮運転免許証（以下「仮免許証」という。）の写真の顔と本人とを照合するなどして、身代わりによる不正教習を未然に防止すること。

4　入所前テスト

教習生として入所を希望する者に対しては、簡単な国語の読解力テストを行い、学科教習を進めることが可能な者のみを入所させること。

（注）国語の読解力テストの方法（テスト問題用紙の作成等）については、特に制限しないが、その一方法として教本「安全運転知識」により50問30分間程度の正誤式テスト問題を行い、正答率50パーセント未満の者については、再テストを行って読解力の判定をすること等が考えられる。

5　適性テストの実施

(1)　適性試験の例に準じて適性テストを行い、運転に必要な適性に疑義のある場合は、本人から安全運転支援室に相談させること。

適性テスト実施の結果、視力、色彩識別能力、深視力、聴力及び運動能力について、合否の判定を明確にすることができない場合、又は四肢体幹に障害はないが、身長1.4メートル以下の者及び下肢、座高の均衡を失し、運動能力又は視界等に支障があると認められる者については、様式第18号「適性検査依頼書」により、あらかじめ運転免許センターの予備適性検査を受けるよう教示すること。

（注１）　適性試験（府令第23条）は法第89条により住所地を管轄する公安委員会が行うものであるから、県外居住者について適性テストの結果を明確に判定できないとき又は身長が1.4メートルを欠くなど運動能力に支障があると認められるときは、当該住所地の運転免許センター等の予備適性検査を必要とするので、県外居住者の入所時には、特に誤りのないようにすること。

（注２）　「適性検査依頼書」（県外居住者に対する適性検査実施結果を明らかにした証明書等を含む。）により予備適性検査を受けて入所した教習生の卒業証明書には、必ず「適性検査依頼書」等を添付すること。

(2)　準中型免許、普通免許又はＡＴ普通免許の聴力に係る適性テストの結果は、府令第23条第１項の表「聴力」の項第１号又は第２号のいずれに該当するかを教習原簿の聴力の欄に記入すること。

(3)　身体障害者の状況に応じた教習車種の範囲については、別添８を参考とすること。ただし、安全運転支援室の適性診断を受けた者については、その結果に基づいて教習又は技能検定に用いる車種を選定すること。

なお、障害者差別解消法の目的に鑑み、聴覚障害者を含む心身障害者については、運転免許取得可能であれば積極的に受け入れ、また、身体障害者に対応した教習車両がない場合でも当該障害者が持ち込んだ車両等による教習の実施に努める必要があり、その他合理的な配慮を的確に行うこと。

(4)　知的障害者にあっては、知的能力については学科試験で確認することとされていることから

・入所しても卒業できるとは限らないこと。
・卒業しても学科試験に合格しなければ免許証の交付は受けられないこと。
・修得状況によっては教習を打ち切る場合があること。

等について承知の上で入所させること。

第３　準中型仮免許等を有する者の入所

指定教習所は、自動車の運転に関する知識、技能について総合的かつ体系的に初心者の教習を行い、もって優良な運転者をくるま社会に送り出すというのが一貫した考え方であることはいうまでもない。

準中型仮免許等を有する者の途中入所を認めるのは、初心運転者期間制度の制定等による初心運転者教育の重要性等を踏まえた特例的措置であるのでその趣旨を踏まえ、教習生の途中入所教習を行うこと。

１　入所させる際には、仮免許証の写真の顔と本人とを照合するなどして、身代わりによる不正教習を未然に防止すること。

２　保有する仮免許証の有効期間内に所定の教習が修了しないと認められる者に対しては、教習を受ける者として入所を認めないこととするが、練習の機会の確保については、支障のない限り配慮すること。

３　入所を希望する者に対する適性テスト及び適性診断は、通常の入所者と同様に確実に行うこと。

４　教習科目は、学科教習にあっては教習の標準学科第２段階を、技能教習にあっては技能第２段階を教習すること。

５　教習原簿は所定のものを使用することとするが、教習原簿の表紙（１頁）の上部余白の右寄りに仮免許入所と朱書きすること。

６　教習所の修了検定に合格し仮免許証を取得後、同一教習所に仮免許入所した者は、教習原簿の後に、修了検定に係る旧教習原簿を添付して編冊す

ること。

第４　応急救護処置教習の免除者の取扱い

１　応急救護処置教習の免除対象者

大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型二輪免許、普通二輪免許、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る教習を受けようとする者が次のいずれかに該当するときは、応急救護処置教習を行わないものとする（府令別表第４表２備考６）。

(1)　医師である者

(2)　歯科医師、保健師、助産師、看護師、准看護師又は救急救命士である者

(3)　消防法施行令（昭和36年政令第37号）第44条第１項又は第44条の２第１項の救急隊員である者

(4)　日本赤十字社が定める資格のうち、応急救護処置に必要な知識の指導に必要な能力を有すると認められる者に対して与えられるものとして国家公安委員会が指定するもの（日本赤十字社救急法指導員）を有する者

(5)　都道府県公安委員会が応急救護処置に必要な知識の指導に関し、前記に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者

２　免除対象者の確認方法

応急救護処置教習の免除対象者かどうかの確認は、１に掲げる者のいずれかに該当することを証明することができる書類により行うこと。

この場合、免除対象者の教習原簿には証明ができる書類の写し（縮小可）を添付するとともに、教習原簿の学科第２段階教習項目番号の指導員印欄に「免除」と朱書きすること。

第５　性格等に関する運転適性検査の結果に応じた技能教習の実施

１　検査の実施

入所した教習生に対しては、運転適性に応じた効果的な技能教習に資するため、性格等に関する運転適性検査（警察庁方式運転適性検査又はこれと同等以上のもの）をその実施手順により適正に行うものとする。

なお、教習生のプライバシー保護の観点から、検査結果の取扱いについては十分に配意すること。

２　検査対象者及び検査の時期

原則として入所した教習生全員を対象として実施するが、過去１年以内に検査を受け、その記録（運転適性診断票等）が明らかな教習生に対しては検査を省略することができる。

検査は、入所後速やかに実施することとするが、やむを得ない事情があ

る場合は、遅くとも技能教習開始までに実施すること。

3　検査実施者

警察本部長が行う指導者講習を受け、資格者証等の交付を受けた者又はこれと同等以上の能力を有する者が行うこと。

4　検査結果の活用

(1)　教習指導員は、教習生個々の特性に対応した教習を推進すること。

(2)　特異反応者及び評価値の低い者に対しては、都度の状況把握と事後観察を強化し、適正教習に努めること。

また、法第90条第１項第１号又は第２項に該当するおそれがあると認められる場合は、教習を開始しないで家族等に必要な説明をした後、安全運転支援室に相談するよう指導すること。

5　検査用紙の取扱い

検査用紙の保管責任者は管理者とし、その取扱状況を明らかにしておくこと。

なお、検査実施記録は、教習生番号のほか必要事項を付し、管理者において３年間保管すること。

6　運転適性相談員の指定

教習生の特性に応じた技能教習等を効果的に推進するため、教習所に「運転適性相談員」を置くこと。

運転適性相談員は、副管理者外１名とし、運転適性検査・指導者資格者証等の交付を受けた者とする。

管理者は、運転適性相談員を選任（解任）した場合には、様式第２号「指導員等選任(解任)届」により、速やかに届け出ること。

第６　教習生の転所の取り扱い

1　転所の手続

転所を希望する教習生に対しては、指定教習所の管理者が履修状況を明らかにした教習原簿等の履修証明欄を記載した上で交付すること。

（注）転所を希望する教習生には、教習原簿の写真に卒業証明書に使用する刻印（押し出しスタンプ）を使用する（デジタル教習原簿の場合は不要）ほか、様式第27号「教習生入所・退所・卒業者名簿」に退所年月日を記載するとともに、様式第31号「教習修了証明書発行交付簿」に準ずる交付簿を作成し、教習原簿の写しとともに１年間保存して不正防止に努めること。

2　転所の対象

転所を認める教習生は、大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、

大型二輪免許、普通二輪免許、大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る教習に限り、かつ、転出前の指定教習所（以下「原教習所」という。）における教習の実施状況が確認できる者に限ること。

確認の方法は、原教習所が交付した教習原簿の提出（その者が仮免許を受けている者である場合にあっては、更に仮免許にかかる運転免許証の提示）を求めて行うこと。

3　転所の効果

原教習所における教習を転入後の指定教習所（以下「新教習所」という。）における教習とみなす区切りは、技能教習及び学科教習とも、教習の標準の同項目名を単位とする。ただし、技能教習について応用走行の教習効果の確認（第２段階の教習効果の確認（以下「みきわめ」という。））が終了している者については、新教習所において改めてみきわめを行うこと。

また、修了検定又は卒業検定に不合格となった者が、補修教習を終わっている場合についても、新教習所において改めて補修教習を行うこと。

4　県内の転出入にあたっては、性格等に関する運転適性検査の実施記録を教習原簿に添えて引き継ぐこと。

第５章　教習の時間及び方法等の基準

第１　基準の設定等

1　基準の設定

指定教習所における技能教習及び学科教習の時間並びに方法等の基準については、関係法令等に基づいて設定すること。

2　教習計画の作成

府令第35条第１項第７号の教習計画（府令第33条第４項第1号イ及び同項第２号イ）は、教習の標準並びに次の諸点に留意し、様式第７号「学科教習計画書」、様式第８号「学科教習計画表」、様式第９号「技能教習計画書」及び様式第10号「○○自動車技能教習計画書」により公安委員会の承認を受けること。

また、既に承認を受けた教習計画を変更しようとするときには、様式第４号「指定事項変更届」に当該教習計画書を添付し、その承認を受けること。

(1)　学科教習の教習計画の作成については、教習生が休校等により入校時の受講計画を変更しようとする場合に、その教習生が受講計画を立てやすくするため、１日２コース以上の教習時間表となるように作成すること。

(2)　技能教習及び学科教習の教習計画については、教習の標準の各段階の教習項目順に行うよう作成することを原則とするが、教習計画の作成上必ずしも時限ごとに各教習項目順に配分しなくてもよい。

3　技能教習の最短教習時限

府令別表第４(第33条関係)、指定自動車教習所の教習の標準（第12 限定解除に係る技能教習の標準「２ 教習時間」）のとおり。

4　教習記録の明確化

(1)　指定教習所における学科教習及び技能教習の状況は、教習原簿に記録するとともに配車表（教習時限ごとの教習車両、教習生及び教習指導員の氏名等を明らかにしたものとし、各教習所で決めた様式とする。）及び様式第11号「指導員日誌」により教習の状況を正確に記録しておくこと。

(2)　指導員日誌は、各教習指導員が作成し、指導員ごとに綴じておくこと。

5　技能教習中等における携帯電話の所持について

教習指導員等が教習中等携帯電話を所持することについては、禁止するものではないが、必ず「マナーモード」等に設定し、教習等に影響が及ぶことのないよう配意すること。

第２　教習原簿の様式及び記載要領

教習原簿は、教習課程に基づく教習業務の実態を明らかにして卒業証明書発行等の基本原簿として、作成保管するとともに、特に個々の教習生の技能習得及び学科教習の実施状況等を記録し、これを活用して効果的な教習を行うため、次の基準により作成すること。

1　教習原簿の様式

別添７を参考とすること。

2　教習原簿の記載要領

以下、普通免許教習課程の教習原簿の例で示すが、他の課程にあってはこれに準ずること。

(1)　１ページ

ア　「住所」欄

住所の記入は、住民票等の記載にこだわらず、アパート名、室番号等まで記載すること。

イ　「入所時の確認」欄

(ｱ)「免許の種類」欄については、現有免許を記載すること。「確認者」欄には、確認月日を記載するとともに確認した者が記名等すること。

(ｲ)　「適性テスト」欄については、検査結果を記載し、「検査者」欄には、検査者が実施日を記載するとともに記名等すること。

ウ　同時に異なる種類の免許の教習を受ける者にあっては、右肩に同時教習（二輪）等と朱書きし、その旨を明確にしておくこと。

例

同時教習（二輪） No.	⟷	同時教習（普通） No.

(2)　２ページ

ア　「仮免前学科効果測定」、「修了検定」、「仮免学科試験」、「卒業前学科効果測定」及び「卒業検定」欄は、それぞれの実施月日、実施者名、結果を記載すること。

「結果」欄については、点数を記載するとともに、それぞれの合格基準に基づいて、合否の結果を記載するものとする。

イ　「修了検定補修教習」、「卒業検定補修教習」欄

補修項目等の記載については、補修教習を実施した教習項目の番号等を１時限ごとに記載し、その経過を明らかにしておくこと。この場合、１時限ごとにひとつの欄を使用すること。

ウ　「任意教習」欄

原付の任意教習について、夜間（日没後）は実施しないこととし、実施月日を記載し、担当した指導員が記名等すること。

エ　「自由教習」欄

実施月日、教習段階及び項目を記載し、担当指導員が記名等すること。

オ　「技能教習時限数」欄

各教習段階及び補修教習に要した時限数を記載するほか、「その他」欄には、自由教習の時限数を記載し、各種統計に活用すること。

カ　「運転適性検査」欄

各項目に対応する判定値及び実施月日を記載し検査者が記名等すること。

(3)　３ページ以下共通事項

ア　「時限数」欄

教習生が保有する免許の種類に応じた最短時限数を記載すること。

イ　「実施項目名」、「復習項目名」欄

「実施項目名」欄には、１時限の教習時間の中で実施した教習項目の番号を、「復習項目名」欄には、そのうち履修が不十分なため教習を繰り返し行う必要がある教習項目の番号をそれぞれ記載すること。

なお、各教習項目、教習目標が履修済みであることを明確にするため各番号に〇印を付けることは差し支えないものとする。

また、次の教習方法等により技能教習を実施した場合には、同表右欄の文字を「実施項目名」欄に明記し、実施の経過を明らかにしておくこと。

模擬運転装置による教習	㊟
無線指導装置による教習	㊟
運転シミュレーターによる教習	㊟
複数教習	㊟
オートマチック車を使用した教習（ＡＴ車教習課程を除く。）	㊟
技能教習第２段階における場内教習	㊟

ウ　「申し送り事項等」欄

次回の教習を効果的に進めるために、教習生の運転行動、特徴、教習で不十分であった箇所等、具体的に必要な事項について日付を入れて記載すること。

エ　「みきわめ実施者」欄

各欄にみきわめを実施した月日及び結果を記載し、実施者が記名等すること。

オ　学科教習「実施月日、指導員」欄

各欄に学科教習を実施した月日を記載し、教習指導員が記名等すること。

カ　学科教習「教習計画表」欄

学科教習計画を記載すること。

キ　技能教習第２段階の「実施月日、時限、指導員」欄

各欄に技能教習を実施した月日及び各欄の右上の小枠に実施日の何時限目かを記載し、教習指導員が記名等すること。

(4)　「修検資格確認管理者」、「卒検資格確認管理者」欄

「修検資格確認管理者」欄は、管理者が技能教習第１段階及び学科教習の第１段階までを修了していることを確認したうえで確認日を記載し記名等すること。

「卒検資格確認管理者」欄は、管理者が技能教習及び学科教習をすべて修了し、卒業検定の受検資格を満たしていることを確認したうえで確

認日を記載し記名等すること。

(5)　技能教習第２段階の「危険を予測した運転」の実施項目欄

指導員の運転による観察学習方式の教習を実施した場合は「13－1㊞」、同教習を運転シミュレーターを使用して実施した場合には「13－1㋛」、教習生の運転による教習を実施した場合には「13－2」と記載すること。

なお、二種免許についてもこれを準用すること。

(6)　「履修証明」欄

管理者は、転所する教習生に対しては、教習の履修状況に応じ必要事項を記載したうえで記名等すること。

(7)　備考

各教習所において自由に記載して差し支えない。

第３　技能教習に関する留意事項

１　一般的留意事項

(1)　一貫性のある教習

技能教習については、同一指定教習所の教習指導員によって教習方法が大きく異なることのないようにすること。

また、次回の教習を効果的に行うため、それぞれの教習時限における教習上の参考事項は、教習原簿等により確実に引き継ぐなどの方法により教習の一貫性を図ること。

(2)　効果的な教習

自動車により教習を行う場合（無線指導装置による教習を除く。）には、教習効果を高めるために必要な範囲内で、教習指導員が教習生に代わって模範的な運転を見せる方法や、、自動車から降りて当該自動車の動きを見せたりする方法等を取り入れても差し支えない。

また、一人の教習指導員に対し複数名の教習生が同乗して行う教習や教習指導員の運転による観察学習方式の教習等が盛り込まれているので、創意工夫を凝らした技能教習を展開すること。

大型二輪車及び普通二輪車教習においては、教習車両より小排気量の二輪車を使用すること（ステップアップ方式）ができることとしているので、教習生の技能習得状況に応じて有効に活用すること。ただし、この場合にあっても、各教習細目ごとに本来の教習車両を使用して教習の履修を確認すること。

なお、教習の標準の所定の技能教習項目については、運転シミュレー

ターを使用した教習とすること。

また、二輪コース併設教習所においては、第２段階の教習は四輪車との混合コースにおいて行うこと。

２　路上教習に関する留意事項

(1)　コースの設定

路上教習のコースについては、あらかじめ区域（面）として設定し公安委員会の承認を受けること。

(2)　教習の方法

路上教習に当たっては、承認を受けた教習区域（面）において、当初の段階は左折を主とした比較的簡単なコースから始め、教習生の習熟度に応じて幹線道路での右折を取り入れた教習に移行する等、順次内容を高度化して行くこと。

なお、コースの選定に当たっては、教習生の習熟度や教習効果だけでなく、一般交通に与える影響、地域住民の不安感等についても考慮すること。

３　教習効果の確認に関する留意事項

教習におけるみきわめは､指導員の資格を有する者が行うものとするが､当該教習に係る技能検定員を兼ねている者、当該教習課程の技能教習の経験が２年以上ある者又は当該教習課程の技能教習の経験が２年未満の者で指定教習所の管理者が認定した者を充てること。

指定教習所の管理者がみきわめを行うことができる指導員（以下「みきわめ指導員」という。）の認定を行うに当たっては、教習指導員（みなし教習指導員を含む。）の教習指導能力及び経験等のほか、それぞれの教習指導員についての教習実施状況を観察し、更に技能検定員の意見を聴くなど適正な手続きに配慮した上で、みきわめ能力が備わっているかどうかを総合的に確認して判定すること。

なお、各指定教習所において、みきわめ指導員の判定基準を作成した場合は、公安委員会に届け出ること。

また、指定教習所の管理者が、みきわめ指導員を認定し、又は認定を取消した場合は、速やかに公安委員会に届け出ること。

みきわめの判定が適当と認められない「みきわめ指導員」が在籍する指定教習所については、その改善がなされるまでの間、当該教習に係る技能検定員を兼ねている者又は当該教習課程の技能教習の指導経験が２年以上ある者を充てることとする。

４　模擬運転装置による教習に関する留意事項

(1)　模擬運転装置（運転シミュレーターを除く。以下同じ。）による教習は、当該装置に精通した指導員により行うこと（指導員経験１年以上の者から選任すること。）。

(2)　同時に教習を受ける教習生は、同一の内容の教習を受ける者に限ることとし、同一場所で異なった内容の教習は、同時に行わないこと。

(3)　オートマチック普通自動車教習（以下「オートマチック車教習」という。）と普通自動車教習を同時に行わないこと。

(4)　模擬運転装置による教習になじまない教習項目については、実車等によって教習を行うこと。

(5)　教習生の誤作動（映像画面等に適さない動作）に対しては、その都度個々に指導を行うこと。

5　運転シミュレーターによる教習に関する留意事項

(1)　運転シミュレーターによる教習は、実車と同じ観点から運転技能を習得することを目的とするものではなく、実車走行ではできない限界速度でのコーナリング、市街地での交通法規を踏まえた走行及び道路を走行する上での危険要因のとらえ方、起こり得る危険の予測等を安全に体験することが目的であるので、運転シミュレーターの特性、教習の目的について教習生に十分理解させてから実施すること。

(2)　大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る教習のうち、教習規則第３条第３項各号に掲げる教習については、運転シミュレーターによる教習を行うことができることとされている（府令第33条第５項第１号ホ）が、大型免許・中型免許に係る第２段階の項目名８「危険を予測した運転」、準中型免許にかかる第２段階の項目名11「危険を予測した運転」及び項目名21「危険を予測した運転」、普通免許（ＡＴ限定普通免許を含む。）に係る第２段階の項目名13「危険を予測した運転」、大型第二種免許・中型第二種免許に係る第２段階の項目名９「危険を予測した運転」並びに普通第二種免許（ＡＴ限定普通第二種免許を含む。）に係る第２段階の項目名10「危険を予測した運転」については、運転シミュレーターの疑似視界の画面と教習生の身体感覚の差異により生ずるいわゆる「シミュレーター酔い」の症状を訴え、同教習の継続が困難となることも想定されるため、当該教習生に対しては、他の適当と認められる方法による教習を行うこと。

(3)　管理者は、指導員経験１年以上の者の中から運転シミュレーターによる教習を行わせるため、別添９「運転シミュレーター指導員教養基準」

に基づき教養を行った後に、担当指導員として選任すること。

6　無線指導装置による教習に関する留意事項

(1)　無線指導装置による教習は、当該装置に精通した指導員により行うこと（指導員経験１年以上の者から選任すること。）。

(2)　２人以上の指導員が同時に教習に従事する場合は、それぞれが担当する教習車両を容易に識別できるように異なった表示をすること。

(3)　同時に教習を受ける教習生については、それぞれ異なった進度の者であっても差し支えないが、この場合、各教習生のその時限の教習内容を十分に掌握した上で行うこと。

　また、ＡＴ車教習とＭＴ車教習を同時に行っても差し支えないが、この場合も同様とする。

(4)　教習の開始に当たっては､個々の教習生に対してその時限の教習内容、教養重点、教習コース等を十分に説明しておくこと。

(5)　屋根上にランプ表示装置を装着した教習車両を同乗教習に使用する場合は、無線指導装置による教習車両と明確に識別できるような措置を講じておくこと。

(6)　無線指導装置による教習を希望しない者、単独で走行させることが危険と認められる者、指導室からの指導に従わない者等に対してはこの教習を行わないこと。

7　複数教習に関する留意事項

(1)　単独教習と同等の教習効果をあげることができる方法で行うこと。

(2)　複数教習は、それぞれの教習生の運転できる機会が均等となるよう配意すること。

8　高速道路における教習に関する留意事項

　高速道路における教習に従事する指導員に対しては、それぞれ管理者において高速道路における高速走行の訓練をさせるなど高速教習に必要な知識及び技能に関する事前教養を十分に行うこと（指導員経験１年以上の者から選任すること。）。

第４　学科教習に関する留意事項等

1　一般的留意事項

(1)　学科教習は、学科試験に合格するための知識としてではなく、運転と関連付けた知識を学ばせること。

(2)　限られた教習時限の中で、より多くの教習効果を上げるために、各規則・規定の基本的な考え方、安全意識に関する事項、特に説明を要する事項（誤って理解されやすい事項、難解な事項等）について重点的に行

うこと。

その他の事項については、趣旨、概要等を解説し、全体像を教習するにとどめ、あとは教習生に自学自習を促すこと。

(3)　教習細目の内容によっては、実習として行った方が効果的な場合（例えば、第二種免許に係る学科教習のうち教習の標準の学科教習についての学科（一）（第１段階）項目名「17　身体障害者等への対応」における車椅子の使用等）には、実習を行うこと。

(4)　学科教習の合同

学科教習は、各免許の種類に係る教習を同時に行うことができるものとする。ただし、第二種免許に係る学科教習と第一種免許に係る学科教習との合同教習並びに大型二輪免許又は普通二輪免許に係る学科教習（教習規則別表第５第２号に掲げる事項及び大型自動二輪車又は普通自動二輪車の二人乗り運転に関する知識に係るもの）と大型免許及び中型免許、準中型免許及び普通免許に係る学科教習(教習規則別表第５第２号に掲げる事項に係るもの)との合同教習は行うことができない。

２　合同で行う学科教習に関する留意事項

普通免許等教習課程、普通二輪車教習課程又は大型二輪車教習課程の学科教習をそれぞれ合同で行う場合は、いずれかの教習指導員資格を取得しており、かつ、準中型自動車を運転することができる免許及び普通二輪車を運転することができる免許を現に受けている者（免許の効力を停止されている者を除く。）に限り行うことができる。

なお、できるだけ合同で行う教習課程に対応する教習指導員資格を取得している指導員が行うこと。

３　教習指導員の研修

視聴覚教習の効果的な推進を図るためには、教習指導員が視聴覚教習の重要性を認識するとともに、効果的な教習方法を習得することが必要であるので、指定自動車学校協会及び指定自動車教習所は各自治体の教育委員会等から講師の派遣を求め、あるいは、公共職業訓練施設において視聴覚教育の実施状況を視察させる等の方法により

○　視聴覚教習の教育的意義及び重要性
○　個々の視聴覚教育用器材及び教材の特性と教育的機能
○　個々の視聴覚教育用器材の操作及び利用技術
○　視聴覚教育用器材の自作技術
○　視聴覚教育用器材による効果的な教習方法
○　視聴覚教育用器材の適切な管理及び保守の方法

等の事項に関する教養を行うこと。

4　「適性検査結果に基づく行動分析」に関する留意事項

(1)　第一種免許に係る学科教習のうち教習の標準の学科教習についての学科（二）（第２段階）項目名「５　適性検査結果に基づく行動分析」及び第二種免許に係る学科教習のうち教習の標準の学科教習についての学科（二）（第２段階）項目名「21　適性検査結果に基づく行動分析」については、学科教習の指導員要件を満たし、かつ、運転適性検査・指導者資格者証を有する者又はこれと同等以上の能力を有する者が行うこと。

(2)　適性検査の採点を当該教習所以外の企業、団体等に行わせる場合は、教習生が容易に特定できないような教習番号等で個人識別を行うなど、適正な取扱いをすること。

(3)　教習生が複数名いる場合には、個人の性格などに関する指摘や教習生が特定されるような説明は行わないよう十分配慮すること。

5　応急救護処置教習に関する留意事項

(1)　教習実施上の留意事項

ア　応急救護処置教習指導員

第一種免許に係る学科教習のうち教習の標準の学科教習についての学科（二）（第２段階）項目名「２　応急救護処置Ⅰ」及び「３　応急救護処置Ⅱ」、並びに第二種免許に係る学科教習のうち教習の標準の学科教習についての学科（二）（第２段階）項目名「19　応急救護処置Ⅰ」及び「20　応急救護処置Ⅱ」については、それぞれの免許の種類に係る学科教習を行う指導員の要件を満たし、かつ、公安委員会が応急救護処置の指導に必要な能力を有すると認めた者(応急救護処置指導員養成講習を修了し、公安委員会の認定書の交付を受けた者)が行うこと（府令第33条第５項第２号ニ)。

イ　教習指導員１人あたりの教習生の制限

応急救護処置Ⅰは20人、応急救護処置Ⅱは10人までとする。

ウ　教習結果の記録

応急救護処置教習を実施した結果は様式第12号「第一種又は第二種応急救護処置教習日誌」に記録し、その状況を明らかにすること。この場合、電算機等により登録印字しているものにあっては、これに代えることができる。

(2)　応急救護処置教習の免除者の取り扱い

ア　応急救護処置教習の免除対象者及び確認方法

第４章第４のとおり

イ　教習原簿への添付

免除対象者であることを証明することができる書類の写し(縮小可)を教習原簿に添付すること。

ウ　備付簿冊

様式第38号「応急救護処置教習免除対象者名簿」を作成し、免除対象者であることを確認した状況を明らかにしておくこと。

(3)　人体装置の基準

模擬人体装置は、人体に類似した形状を有する装置であって、気道確保、人工呼吸、心臓マッサージその他の応急救護に関する実技を行うために必要な機能を有し（府令第33条第５項第２号ニ)、かつ、第一種免許又は第二種免許に係る応急救護処置講習に適合したものを使用すること。

(4)　模擬人体装置の数の基準

模擬人体装置の数は､第一種免許に係る応急救護処置教習については、教習生４人に対し大人全身２体（大人全身１体及び大人半身１体でも可。)、第二種免許に係る応急救護処置教習については、教習生４人に対し大人全身２体（大人全身１体及び大人半身１体でも可。）及び乳児全身１体とする。

(5)　一般的留意事項

ア　実習前にうがい、手洗いを励行させること。

イ　事前に酒精綿（エタノール綿）を用いて模擬人体装置の口及び口中を十分に清拭させるとともに、使い捨て呼気吹き込み用具を使用し実施すること。

ウ　教習生が実習中に何らかの原因で出血し、模擬人体装置に血液が付着した場合は､予備の模擬人体装置を使用して実施できる場合を除き、同装置を使用しての事後の実習は中止すること。

エ　教習時に、顔面や口周辺から出血のある教習生に対しては、呼気吹き込み実習を控えてもらうこと。

オ　教習後は、フェイスマスクを装着した上で、ディスポ（使い捨て）肺の交換や、気道部分の清掃など衛生面の管理を行うこと。

6　自由教習に関する留意事項

指定教習所が教習の標準に基づく教習を正規の教習時限以外に行う場合（以下「自由教習」という。）については、次のことに留意して運用すること。

(1)　技能教習

ア　指導員

自由教習に従事する指導員は、教習指導員（みなし教習指導員及び見習指導員を含む。）とすること。

イ　教習車両

教習車両は、自由教習の教習車両であることを外部から容易に識別できる標識を備えたものとすること。

また、自由教習の教習車両であっても、府令第33条第５項第１号ムの「同時にコースにおいて使用する自動車」として計算すること。

ウ　実施の時期

自由教習は、基本操作及び基本走行（第1段階）又は応用走行（第２段階）の教習が修了し、修了検定又は卒表検定までの間に行うことができる。

(2)　学科教習

学科教習は、正規の教習を聴講させる方法で行っても差し支えない。

(3)　記録

自由教習についても､教習原簿により教習状況を明確にしておくこと。

7　原付教習に関する留意事項

(準中型自動車免許等の教習生に対する原付教習について(通達)平成28年10月12日付　警察庁丁運発第160号)

(1)　教習の対象

準中型自動車免許又は普通自動車免許(以下「準中型免許等」という。)の教習を受けている者のうち、原付教習の受講を希望する者

(2)　教習要領

ア　教習時間

おおむね２時限（１時限につき50分とする。）

イ　教習内容

別添10「原付教習課程表」のとおり

ウ　指導員の要件

指導員の要件は、次のとおりとする。

(ｱ)　教習指導員資格者証(大自二)又は教習指導員資格者証(普自二)を受けている教習指導員

(ｲ)　(ｱ)に該当する者による教習が困難な場合にあっては、他の免許に係る教習指導員その他の職員であり、次の要件に該当する者

ａ　21歳以上の者であること。

b　原動機付自転車（以下「原付車」という。）を運転することができる免許を現に受けている者で、当該免許を受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して３年以上あること。

c　原付車の安全運転に関する技能及び知識を有し、運転指導の実務経験が豊富な者であること。

d　過去２年以内に免許の取消し又は停止の処分を受けたことがない者であること。

e　原付教習の指導について不正な行為をし、又は原付教習指導員として適当でないと認められる行為をしたことにより、その職を解任された日から起算して２年以上経過している者であること。

f　刑罰法令に違反し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から起算して２年以上経過している者、又は現に起訴されていない者であること。

g　その他人格、識見ともに優れ、原付教習指導員としてふさわしい者であること。

エ　教習の場所

教習所内に所要のコースを設置して行うこと。

なお、原付教習課程中、第１時限の総合運転及び第２時限の教習は、他車と混合で行うことができるものとする。

オ　教習の時期

修了検定合格後

カ　教習生数

１人の教習指導員が教習を行う教習生の人数は、停止状態にあっては６人以下、走行状態にあっては、次の表に定める人数以下により行うこと。

区分／指導員数	二輪車専用教習所	二輪コース併設教習所	総合教習所
１人	３人	３人	２人
２人	７人	６人	４人
３人	12人	９人	６人
４人	16人	12人	８人
５人	23人	15人	10人

キ　コース面積

教習に使用する原付車１台当たりのコース面積は、府令第33条第５項第１号ラを基準とする。

ク　教本

教習の効果を高めるため、教習内容にふさわしい教本を使用すること。

(3)　教習実施上の配意事項

ア　本教習は、教習の必要性、重要性、事故実態等を指導し、効果的に実施するものとするが、あくまで任意教習として推進するものであるので、強制にわたることがないよう留意すること。

イ　本教習に当たっては､原付車の安全な乗り方を習得させるとともに、現実の交通の場における原付車と四輪車等の他車との関わりについても習得させるよう配意すること。

ウ　本教習は、任意教習であることから府令第33条第５項第１号ヨの１日当たりの教習時限の時限外と解する。ただし、同一日に準中型免許等に係る技能教習と本教習を４時限以上行う場合又は連続して３時限行う場合にあっては、準中型免許等に係る技能教習後に本教習を実施するなど、準中型免許等の教習効果を維持するよう配意すること（別添11参照)。

エ　混合教習を行う場合は、あらかじめ必要なみきわめを行い、事故防止に配意すること。

オ　聴覚障害者及び聴力に不安があるため、教習を受けるに当たり安全を確保するための特別な対応を受けることを希望する者を含めて集団教習（走行状態）を行う場合には、何らかの不測の事態が発生した際にこれに対処できるように、無線による意思伝達装置を使用するなどの措置を講ずることにより、教習生の安全を確保すること。

カ　不慮の事故に備えて、保険の加入について配意すること。

８　その他

ＡＴ小型限定普通二輪免許に係る教習を受ける者（大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型特殊免許（カタピラを有する大型特殊自動車のみに係る大型特殊免許を除く。)、大型第二種免許、中型第二種免許、普通第二種免許又は大型特殊第二種免許（カタピラを有する大型特殊自動車のみに係る大型特殊第二種免許を除く。）を現に受けている者に限る。）に対する技能教習を１日に４時限行う場合においては、教習原簿の「申し送り事項等」欄にその取得年月日、取得時間その他取得状況を記載するなどし、休息時間の取得状況を明らかにしておくこと。

第６章　技能検定等の基準

第１　技能検定

１　技能検定の実施基準

府令第34条に定める技能検定の実施及び技能検定コースの設定等については、法第97条第１項第２号に規定する自動車等の運転に必要な技能についての運転免許試験並びに府令第18条の５の規定による運転することができる自動車等の種類の限定の全部又は一部解除を受けるための技能審査について、必要な事項を定めている「運転免許技能試験実施基準」(以下「技能試験実施基準」という。)に準じて実施すること。

(1)　受検資格の確認

技能検定の受検資格の確認は、管理者の責任において行うこと（法第99条の５第１項及び第２項)。ただし、管理者自らが行うことができない事情があるときは、あらかじめ定められた副管理者に行わせるなど責任ある処理体制の確立を図ること。

(2)　受検資格

ア　教習期間の特例

技能検定の受検資格として、一定期間内に定められた技能教習及び学科教習を修了していることと規定されている（府令第34条第２項第１号及び同条第３項第１号）が、病気その他やむを得ない理由により期間内に教習が修了せず、いずれかの一部分が当該期間内からはみ出している場合は､はみ出している部分の教習について補修教習を行い、その補修教習が終わったときから逆算して所定の期間内にすべての教習を修了していることになるときは、受検資格が満たされているものとして取り扱うこととしても差し支えないものとする。ただし、はみ出している教習が技能教習である場合には、補修教習による逆算は次によること。

(ｱ)　逆算した期間からはみ出した項目名に係る基準教習時限数と同時限数を教習の標準の当該自動車についての技能教習の応用走行（第２段階）の「教習効果の確認（みきわめ)」に係る項目名について行うこととし、所定の期間内からはみ出す教習時限がなくなるまで補修教習を行った後に、みきわめを実施すること。

(ｲ)　当該補修教習は、みきわめの教習時限の前に行うこと。

その他、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）等に基づき指定教習所の施設が一時閉鎖されるなど、教習を

一時中断せざるを得ないような事態等においては、教習期間の算定から当該中断に係る日数を除外するものとする。

イ　受検できる期間の特例

卒業検定は、教習を修了してから３月以内に行うことと規定されている（府令第34条第２項第１号）が、この期間の計算に当たっては、病気その他やむを得ない理由があるときは、これらに係る日数を除外して行っても差し支えないものとする。

(3)　検定コース

普通免許に係る卒業検定コース及び修了検定コースの設定については、次の点に留意すること。

ア　卒業検定コース

課題設定条件がおおむね同等で、かつ、走行順路の異なるコースを５種類以上設定すること。

各コースにおいて、その一部が他のコースと重複することのないように設定すること。

イ　修了検定コース

修了検定コースの設定については、３種類以上のコースを設定すること。

(4)　検定コースの承認

卒業検定コースを設定又は変更しようとするときは、様式第４号「指定事項変更届」により各免許の種類ごとにコース課題、走行距離、走行順路(路上検定コースに用いる地図によること。)、走行所要時間等を表示した図面を添えて公安委員会の承認を受けること。

公安委員会において前記届出に支障がないと認めたときは、同変更届（写し）に承認した旨を表示して交付する。

２　検定車両

(1)　技能検定用車両の指定

技能検定用車両（以下「検定車」という。）は、技能試験実施基準別添４「検定車両基準」１「標準検定車」に該当する車両及び同基準別添７に掲げる車両であって持込み車両として公安委員会の確認を受けた車両であること。

(2)　路上検定標識の表示

路上検定に使用する自動車にあっては、路上検定実施中は、その旨自動車の屋根等に前方又は後方から見やすいように標識を表示して、路上検定中の事故防止の徹底を図ること。

3　検定実施簿等の作成

管理者は、技能検定（卒業検定及び修了検定）を実施したときは、様式第13号「卒業(修了)検定実施・証明書発行交付簿」に車種別、検定実施日ごとに受検者の成績等を明確に記録するとともに、成績表は各検定の種別、検定日順にとじて保管すること。

第２　卒業検定

1　技能検定の実施回数

受検資格を有する者が週２回以上受検することができるよう配慮すること。

2　技能検定コースの決定及び発表

(1)　技能検定コースの決定方法

技能検定コースは、管理者が技能検定の当日に決定するものとする。ただし、管理者に事故のあるときは、副管理者が決定するものとする。

(2)　技能検定コースの発表方法

技能検定コースの発表は、技能検定の開始１時間前に行うこと。

なお、当日の検定コースをあらかじめ待合室に掲示し、又は印刷物として配布する等の公表は行わないこと。

3　技能検定の実施方法

(1)　運転免許技能試験実施基準の準用

具体的な実施方法については、別に定める運転免許技能試験実施基準に準じて実施すること（車両については規則府令第24条第６項に規定する標準試験車両の基準以上。コースについても同程度以上。）。ただし、ならし走行については、省略しても差し支えないものとする。また、路上検定における場内コースの走行と路上コースの走行の順序については、どちらを先に実施しても差し支えないものとする。

(2)　技能検定コースの周知徹底

技能検定コースについては、技能検定の前に周知徹底するとともに、技能検定時に受検者が技能検定コースの道順の不知によるコース間違いが生じることのないよう右折、左折及び直進の指示を適正に行うこと。

（注）　路上検定実施中、やむを得ない事由により走行順路の一部が通行止めとなった場合（継続の可否は５分以内）、検定員は直ちにその旨を管理者若しくは副管理者に速報すると共に、それを受けた管理者若しくは副管理者は直ちに公安委員会に連絡し、公安委員会の指示を受けて改めて異なる検定コースでやり直すこと。

(3)　公正性の確保

技能検定の公正性を確保するため、技能検定の実施に当たっては、次番者を検定車両に同乗させるなどの措置をとること。

なお、受験者が１名であるなどの理由により次番者の同乗が困難である場合は、次番者の代わりに教習所の職員が同乗する方法のほか、受験者の動静や技能検定員の採点状況等の映像及び音声をドライブレコーダー、車内カメラ等に録音・録画する方法(以下「録音・録画方法」という。)としても差し支えないものとするが、録音・録画方法とした場合の当該技能検定状況を録音・録画したデータ(以下「映像記録等」という。)については、事後の検証が可能となるよう一定期間保存すること。

ただし、管理者等が検定終了後直ちに映像記録等を検定の開始から終了まで早送り等することなく確認し、問題が認められなかった旨を確認者、確認日時等と共に記録する場合は、この限りでない。

(4)　ＡＴ自動車を使用して行う検定項目で合格基準に達する成績を得たが、ＭＴ自動車を使用して行う検定項目で合格基準に達しなかった者に対する再検定

ＡＴ自動車を使用して行う検定項目についてのみ合格基準に達したが、ＭＴ自動車を使用して行う検定項目について合格基準に達しなかった者に対する再検定は、ＡＴ自動車を使用して行う検定項目とＭＴ自動車を使用して行う検定項目の両方を実施すること。この場合府令第34条第２項第３号及び同条第３項第３号に規定する１時間以上の教習については、ＭＴ自動車による１時限以上の教習として差し支えない。

なお、当該受験者がＡＴ免許に係る卒業証明書の交付を希望した場合は、当該者が受験した免許の種類に応じたＡＴ免許に係る卒業証明書を交付すること。

(5)　技能検定員の割当て等

受検者の受検番号の決定、検定車両の配車及び技能検定員の割当て等に当たっては、特定の受検者と検定車両又は技能検定員が不正な結びつきを生じないように配意すること。

また、技能検定員を兼ねている教習指導員が、技能教習時限の大半の教習を行った教習生、又は技能検定の前の「みきわめ又は補修教習」を担当した教習生の技能検定を行うことのないよう配意すること。

(6)　場内検定時の技能教習

場内検定と技能教習を同時に行う場合は、指示速度等の課題が円滑に履行できる状態を確保できる場合に限ること。

特に、技能教習車両との接近等により検定車が加速不良その他課題に

相応した走行ができなかったときは、課題欠略とみなすので、この場合は、検定終了時の停車前にコースを指示して欠略とみなされる課題を引き続き実施すること。

(7)　携帯電話

技能検定時には、受検生に対して事前説明で携帯電話について「電源を必ず『断』にしておくこと」を周知徹底し、仮に受検生がマナーモード等により携帯電話を使用した場合には、検定員は必ず是正の措置を取って「指示違反」として技能検定を中止することとする。

なお、技能検定中の技能検定員の携帯電話の所持については、災害発生時の緊急通報及びやむを得ない事由により走行順路の一部が通行止めとなった場合等に対して速やかに対応するため、技能検定開始前には必ず「マナーモード」等に設定して所持すること。

第３　修了検定

１　受検資格の確認及び技能検定員の配置等

規則府令第34条第１項に定める修了検定は、同条第３項の規定のほかに受検資格の確認、検定コースの決定及び発表、検定コースの案内及び次番者同乗並びに技能検定員の配置、修了検定時の技能教習等、修了検定実施に必要な基準については、第２「卒業検定」の規定を準用する。

２　修了検定及び仮免許試験実施日の決定

(1)　修了検定及び、仮免許試験の実施日（以下「修了検定日等」という。）は、管理者が決めること。

(2)　管理者は前項の修了検定日等を決定したとき、又は変更しようするときはあらかじめ様式第４号「指定事項変更届」により承認を受けること。

なお、緊急やむを得ない場合は電話等により事前承認を受け、後日様式第４号「指定事項変更届」を提出すること。

（注）　仮免許許試験は、修了検定に引き続き同日に実施することができる。

第４　休日実施上の留意事項

教習生の負担軽減等の観点を踏まえ、技能検定を休日に行う場合の要領は、平日と同様であるが、次の事項に留意すること。

１　非常時における公安委員会への連絡体制

検定中の事故や検定における特異事案（採点疑義）など非常事態が発生した場合に備え、連絡体制を明らかにしておくこと。

２　検定の臨時変更をする場合の承諾

臨時休校等により、検定を中止し又は検定日を臨時に変更しようとする

ときは、あらかじめ電話等によりその承諾を受けること。

第５　卒業証明書等の発行

１　卒業証明書（法第99条の５第５項及び府令第34条の２第２項）

(1)　様式

様式第14号「卒業証明書・卒業検定合格証明書」を用いる。

(2)　記載要領

卒業証明書の本文に記載する卒業年月日は、卒業検定を実施し、合格した年月日とすること。

また、発行年月日は、当該卒業証明書を発行する年月日を記載すること。

卒業証明書の有効期間（１年）は、法第97条の２第１項第２号により「当該卒業証明書に係る技能検定を受けた日から起算して１年を経過しないもの」であって、ややもすると、発行年月日から起算して１年間は技能試験を免除されるものと誤解されることがあるので、可能な限り、卒業年月日と発行年月日を一致させるようにすること。

卒業証明書を発行するときは、様式第13号「卒業(修了)検定実施・証明書発行交付簿」に発行の都度登載し、保管すること。

(3)　再発行の場合の記載要領

卒業証明書を再発行するときは、右肩に「再発行」と朱書すること。

本文の卒業年月日は、当初の卒業証明書と同日付けとし、発行年月日は再発行する日付けとすること。

その際、卒業生の住所、氏名が現住所、氏名と異なっていても再発行前の住所、氏名を記載することとし、管理者欄については現管理者名とする。

(4)　ＡＴ自動車のみにより卒業検定を実施した場合の記載要領

卒業証明書には、技能検定に係る免許の種類の次に「ＡＴ車」とかっこ書きすること。

(5)　小型二輪車の場合の記載要領

普通自動二輪車の小型二輪車により技能教習及び卒業検定を受けた者の卒業証明書には、技能検定に係る免許の種類の次に「小型二輪車」とその内容をかっこ書きすること。

(6)　身体障害者の場合の記載要領

身体障害者で標準教習車以外の自動車で技能教習及び卒業検定を受けた者の卒業証明書には、技能検定に係る免許の種類の次に「軽車（660）でアクセル・ブレーキは手動式のＡＴ車に限る」等とその内容をかっこ書きするとともに、受検者が用いた義手、義足、装具等を記載して、安全運転支援室の適性診断の結果表を添付すること。

(7)　特定後写鏡等条件の教習生の場合の記載要領

教習の標準に規定する特定後写鏡等条件の教習生が技能教習及び卒業検定を受けた場合の卒業証明書には、技能検定に係る免許の種類の次に「特定後写鏡等条件」とかっこ書きすること。

(8)　自衛隊用自動車の場合の記載要領

自衛隊用自動車により大型免許に係る技能教習及び卒業検定を受けた者の卒業証明書には、技能検定に係る免許の種類の次に「自衛隊用自動車」とその内容をかっこ書きすること。

(9)　コード番号の記載

卒業証明書の発行番号の上部の余白に、次表の指定教習所のコード番号を記入すること。

コード番号	教習所名	コード番号	教習所名
８３０１	高　知　県	８３０８	宿　　毛
８３０２	高知中央	８３０９	安　　芸
８３０４	高　　知	８３１３	南　　国
８３０５	東　　部	８３１４	ニュードライバー
８３０６	須　　崎	８３１６	新　土　佐
８３０７	四　万　十		

2　修了証明書（法第９９条の５第５項及び規則府令第34条の２第２項）

(1)　様式

様式第15号「修了証明書・修了検定合格証明書」を用いる。

(2)　記載要領

修了証明書の本文に記載する修了年月日及び発行年月日は、修了検定を実施し、合格した年月日とすること。

修了証明書を発行するときは、様式第13号「卒業(修了)検定実施・証明書発行交付簿」を作成すること。

(3)　再発行の場合の記載要領

修了証明書を再発行するときは、右肩に「再発行」と朱書すること。

本文の修了年月日は、当初の修了証明書と同日付とし、発行年月日は再発行する日付けとすること。

(4)　ＡＴ自動車のみにより修了検定を実施した場合の記載要領

修了証明書には、技能検定に係る免許の種類の次に「ＡＴ車」とかっこ書きすること。

(5)　身体障害者の場合の記載要領

身体障害者で標準教習車以外の自動車で技能教習及び修了検定を受けた者の修了証明書には、技能検定に係る免許の種類の次に「軽車でハンドル旋回装置を有し、オートマチックのもの」等、その内容をかっこ書きするとともに受検者が用いた義手、義足、装具等を記載すること。

(6)　特定後写鏡等条件の教習生の場合の記載要領

教習の標準に規定する特定後写鏡等条件の教習生が技能教習及び修了検定を受けた場合の修了証明書には、技能検定に係る免許の種類の次に「特定後写鏡等条件」とかっこ書きすること。

(7)　自衛隊用自動車の場合の記載要領

自衛隊用自動車により大型免許に係る技能教習及び修了検定を受けた者の修了証明書には、技能検定に係る免許の種類の次に「自衛隊用自動車」とかっこ書きすること。

3　技能検定合格証明（法第99条の５第５項及び府令第34条の２第３項）

(1)　様式

卒業検定及び修了検定に係る技能検定合格証明は、それぞれ様式第14号「卒業証明書・卒業検定合格証明書」及び様式第15号「修了証明書・修了検定合格証明書」を用いること。

(2)　記載要領

技能検定員による合格証明の方法は、署名又は記名押印して行うこととなっているが､いずれの場合でも技能検定員本人が署名することとし、押印については当該技能検定員自身が行うこと。

本文記載の卒業（修了）年月日は、技能検定に合格した年月日を記載すること。

末尾証明年月日は、可能な限り本文記載の年月日と同日付とすること。

ただし、再発行する場合の末尾年月日は、再発行の年月日を記載すること。

なお、検定年月日の次に検定に用いた自動車の種類（「普通自動車(ＡＴ)」、「普通自動車（手動式ＡＴ車で長さ4.30ｍ・幅1.60ｍ)」、「大型自動車（自衛隊用自動車)」等）を記載すること。

また、ＡＴ自動車とＭＴ自動車を用いた技能検定を行う場合であって、それぞれの技能検定を別日に異なる技能検定員が行う場合は、技能検定の実施日は２行で記載し、技能検定員の署名又は記名押印は連名すること。この場合の技能検定員の連名の順序は、ＡＴ自動車を用いた検定項目に係るものを上欄に、ＭＴ自動車を用いた検定項目に係るものを下欄とする。

４　技能検定員が退職等をしている場合の記載要領

卒業証明書等を再発行する場合に、当初合格証明を行った技能検定員が当該教習所を退職しているときの証明方法は、次により行うこと。

技能検定員の名称欄は、空白とし、下部欄外に次のように記載し、管理者が署名・押印すること。

上記の者は、記載年月日において当所（当校）の技能検定員であった が　　を用いて検定を行い合格 した者であることを証明する。 年　　月　　日 名　称 管理者　　㊞

第７章　仮免許関係業務取扱要領

「仮免許試験補助業務及び仮免許証作成、交付業務委託仕様書」に基づき、実施すること。

第８章　技能審査の基準

第１　技能審査の教習及び審査

次に掲げる者で指定教習所において限定解除等に係る教習を受け、公安委員会が行う技能審査の例に準じた方法により審査を行い、合格した者に対しては、様式第16号「技能審査合格証明書」を交付すること。

また、教習は当該限定解除等に係る免許に係る教習指導員が行い、技能審査は当該技能審査に係る免許に係る技能検定員が行うこと。ただし、下記⑤及び⑥のものに対する限定解除に係る教習及び技能審査であって、ＭＴ普通自動車を使用して教習及び技能審査を行う場合にあっては、第一種免許に係る教習は大型、中型、準中型又は普通のいずれかに係る教習指導員が行い、第二種免許にあっては大型二種、中型二種又は普通二種のいず

れかに係る教習指導員が行うこととする。

① 「準中型車（５ｔ）及び普通車は自三車、軽車（３６０）に限る」旨の限定を付された準中型免許を受けている者

② 「普通車は軽車（３６０）に限る」旨の限定を付された普通免許を受けている者

③ 「大特車はカタピラ車に限る」又は「大特車は農耕作業用自動車に限る」旨の限定を付された大型特殊免許を受けている者

④ 道路交通法施行規則の一部を改正する総理府令（昭和45年総理府令第28号）附則第４項の規定により、「大型車はマイクロバスに限る」旨の限定を付された大型免許を受けている者

⑤ 「ＡＴ車に限る」旨の限定を付された第一種免許（中型免許、準中型免許及び普通免許に限る。）を受けている者又は当該免許に係る卒業証明書（当該卒業証明書に係る技能検定を受けた日から起算して１年を経過しない者に限る。）を有する者

⑥ 「ＡＴ車に限る」旨の限定を付された第二種免許（中型第二種免許、普通第二種免許に限る。）を受けている者又は当該免許に係る卒業証明書（当該卒業証明書に係る技能検定を受けた日から起算して１年を経過しない者に限る。）を有する者

⑦ 「普通車は総重量1.５ｔ以下に限る」、「普通車は総重量1.２ｔ以下に限る」、「普通車は軽車（550）に限る」又は「普通車は軽車（660）に限る等の限定を付された普通免許を受けている者

⑧ 「二輪車はＡＴ車に限る」旨の限定を付された大型二輪免許を受けている者

⑨ 「普通二輪車はＡＴ車に限る」旨の限定を付された普通二輪免許を受けている者

⑩ 「普通二輪は小型二輪に限る」又は「普通二輪は小型二輪のＡＴ車に限る」旨の限定を付された普通二輪免許を受けている者

⑪ 「二輪車は特定二輪車のＡＴ車に限る」旨の限定を付された大型二輪免許を受けている者

⑫ 「普通二輪車は特定二輪車のＡＴ車に限る」旨の限定を付された普通二輪免許を受けている者

⑬ 「普通二輪は小型二輪の特定二輪車のＡＴ車に限る」旨の限定を付された普通二輪免許を受けている者

⑭ 「準中型車は準中型車（５ｔ）に限る」旨の限定を付された準中型免許を受けている者

⑮　「準中型車は準中型車（５ｔ）に限る」及び「準中型車（5t）と普通車はＡＴ車に限る」旨の限定を付された準中型免許を受けている者

⑯　「中型車は中型車（８ｔ）に限る」旨の限定を付された中型免許を受けている者

⑰　「中型車は中型車（８ｔ）に限る」及び「中型車（8t)、準中型車と普通車はＡＴ車に限る」旨の限定を付された中型免許を受けている者

⑱　「中二で運転できる中型車はなく、準中型車は準中型車（５ｔ）に限る」旨の限定を付された中型第二種免許を受けている者

⑲　「中二で運転できる中型車はなく、準中型車は準中型車（５ｔ）に限る」及び「準中型車（5t）と普通車の旅客車はＡＴ車に限る」旨の限定を付された中型第二種免許を受けている者

⑳　「中二で運転できる中型車はなく、旅客車は準中型車（５ｔ）と普通車に限る」旨の限定を付された中型第二種免許を受けている者

㉑　「準中型及び中二で運転できる中型車はなく、準中型車は準中型車（５ｔ）に限る」旨の限定を付された中型第二種免許及び準中型免許を受けている者で、準中型車に係る限定のみの解除を希望するもの（(「準中型車は準中型車（５ｔ）に限る」部分の限定解除)）

㉒　「中二で運転できる中型車はなく、準中型車は準中型車（５ｔ）に限る」旨の限定を付された中型第二種免許を受けている者で、中型車及び準中型車（旅客車を除く。）に係る限定のみの解除を希望するもの（旅客車を除く自動車の部分の限定解除)）

㉓　「準中型及び中二で運転できる中型車はなく、準中型車は準中型車（５ｔ）に限る」旨の限定を付された中型第二種免許及び準中型免許を受けている者

㉔　「準中型及び中二で運転できる中型車はなく、準中型車は準中型車（５ｔ）に限る」及び「準中型車（５ｔ）と普通車はＡＴ車に限る」旨の限定を付された中型第二種免許及び準中型免許を受けている者

㉕　「中型は中型車（８ｔ）に限る」旨の限定を付された中型第二種免許を受けている者

㉖　「中型車は中型車（８ｔ）に限る」及び「中型車（８ｔ)、準中型車と普通車はＡＴ車に限る」旨の限定を付された中型第二種免許を受けている者

㉗　「大型車は自衛隊用自動車に限る」旨の限定を付された大型免許を

受けている者

㉘　「普通車はサポートカーに限る」旨の限定を付された普通免許を受けている者

第２　審査のコース

管理者は、技能審査を実施する場合は「技能試験実施基準」(「運転免許技能試験実施基準について」(令和４年３月４日警察庁丙運発第12号))別添５の技能審査実施課題設定基準に基づき、様式第４号「指定事項変更届」により車種ごとの審査コース（２種類以上）を設定し、あらかじめ公安委員会の承認を受けること。

第３　技能審査合格証明書の発行及び有効期間等

教習を３月以内に修了した者で、教習を修了した日から起算して３月を経過していない者に限り技能審査を行い、合格者に対し様式第16号「技能審査合格証明書」を交付すること。

合格証明書の有効期間は、指定教習所が行う技能審査に合格した日から起算して１年を経過しないものとする。ただし、教習の標準の第１の（６）オの規程により限定解除に係る技能教習に相当する項目を修了したものとみなされた者に対する技能審査は、ＭＴ自動車を使用する教習の教習効果の確認を行った日から起算して３月を経過しないものに限り行うこと。

また、当該技能審査合格証明書の有効期間については、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成８年法律第85号）等に基づき行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置が講じられた場合は準拠することとして差し支えないものとし、教習及び技能審査に係る期間の計算に当たっては、病気その他やむを得ない理由があるときは、これらに係る日数を除外して行って差し支えないものとする。

第４　技能審査実施簿の作成

技能審査を行ったときは、様式第17号「技能審査実施簿」を作成し、記録を３年間保管すること。

第５　技能審査合格証明書発行交付簿

前記３により技能審査合格証明書を交付したときは、様式第13号「卒業（修了）検定実施・証明書発行交付簿」の様式を準用し、「技能審査合格証明書発行交付簿」を作成すること。

第９章　資格審査と教養の基準

第１　資格審査

指導員等に係る公安委員会の審査等については、技能検定員審査規則に基づき厳正に実施する。

1　審査の公示

指導員等の審査は、免許の種類（大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大特免許、大型二輪免許、普通二輪免許、牽引免許、大型第二種免許、中型二種免許及び普通第二種免許）に応じて行う（技能検定員審査規則第１条及び第10条第１項）が、教習指導員審査又は技能検定員審査（以下「指導員審査等」という。）を行う場合は、当該審査の期日の30日前までに所定の事項を公示する（技能検定員審査規則第２条及び第10条第２項）。

2　審査の期日

審査はおおむね年間３回を基準とし、上記により公示した後で別途通知する。ただし、技能検定員審査規則第17条第１項第１号により「１年以内の審査細目の一部免除を受ける者」について、特に必要と認めるときは、特別に審査を行うものとする。

3　審査の申請

指導員審査等を受けようとする者は、技能検定員審査規則別記様式第１号「審査申請書」に次のものを添付して提出すること。

(1)　審査に用いられる自動車を運転することができる免許(仮運転免許を除く。)に係る免許証の写し

(2)　審査別に定められた資格者証の写し

ア　大型第二種免許に係る指導員審査等

大型免許に係る資格者証

イ　中型第二種免許に係る指導員審査等

中型免許に係る資格者証

ウ　普通第二種免許に係る指導員審査等

普通免許に係る資格者証

(3)　運転記録証明書

同一年度内に行われた審査を受けたため既に提出している者は除く。

(4)　指導員審査等の審査細目についての審査を免除される者であるときは、免除される者であることを証する書面

(5)　自動車安全運転センター(安全運転中央研修所)が行う自動車の運転に関する研修を修了した者はそれを証する書面

4　審査上の制限

審査を受けようとする者は、技能検定員審査規則第１条または第10条に規定された審査のうちからひとつに限って審査を受けること。ただし、書

面審査又は面接審査のみで取得することが認められた審査に係る資格については、制限なく審査を受けることができる。

5　指導員等の審査細目

(1)　技能検定員

ア　技能検定員として必要な自動車の運転技能

イ　自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能

ウ　教則(法第108条の28第４項)の内容となっている事項

エ　自動車教習所に関する法令についての知識

オ　技能検定の実施に関する知識

カ　自動車の運転技能の評価方法に関する知識

キ　旅客自動車運送事業(道路運送法第２条第３項)及び自動車運転代行業（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第２条第１項）に係る法令についての知識

(2)　教習指導員

ア　教習指導員として必要な自動車の運転技能

イ　技能教習に必要な教習の技能

ウ　学科教習に必要な教習の技能

エ　教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識

オ　自動車教習所に関する法令についての知識

カ　教習指導員として必要な教育についての知識

キ　旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に係る法令についての知識

6　審査項目及び審査の免除等

(1)　指導員等審査項目についての免除は、別添12のとおりとする。

(2)　他の都道府県からの転入に係る指導員等の資格要件の事前確認及び知識、技能等の確認については、原則として管理者が行うこととするが、公安委員会においても相互に照会し確認する。

(3)　(2)に掲げる者以外に指導員等の欠格事由に該当しないことの確認は、本人の申請に基づき原則として管理者において行うこととするが、必要に応じて公安委員会においても確認する。

(4)　過去１年以内に技能検定員審査規則第17条第１項第２号の規定に基づく国家公安委員会が指定する講習を修了している者は、審査細目の一部をそれぞれ課程の研修に応じて免除する。

7　審査合格者への通知等

(1)　指導員等審査成績表及び合格者名簿の作成

免許センター長は、審査の結果に基づき、下記の「指導員等審査成績

表及び合格者名簿(以下「審査合格者名簿」という。)」を作成する。

指導員等審査成績表及び合格者名簿

審査番号	審査の種別	教習所名	氏名	現有資格等	知識					技能					合否	合格証明書の種別等
					教則等	関係法令	教育知識	検定知識	評価方法知識	運転技能	教習方法(技能)	教習方法(学科)	採点方法			
													場内	路上		

(2)　合格者の通知

審査に合格した者及び審査細目の一部合格者については、審査合格者名簿により当該指定教習所の管理者に通知する。

(3)　合格証明書の交付等

教習指導員審査に合格した者に対しては、技能検定員審査規則別記様式第８号「教習指導員審査合格証明書」を、技能検定員審査に合格した者に対しては、技能検定員審査規則様式第２号「技能検定員審査合格証明書」をそれぞれ交付する。

(4)　合格証明書の再交付

指導員審査等に係る合格証明書の交付を受けた者は、当該合格証明書を亡失し、又は滅失したときは、技能検定員審査規則別記様式第３号「技能検定員審査合格証明書(教習指導員審査合格証明書)再交付申請書」を提出し、当該申請に係る合格証明書の再交付を申請することができる。

(5)　審査合格の効力

審査合格の効力については、期限の定めはないが、指導員等の指導能力又は技能検定能力が審査の合格基準から明らかに低下したと公安委員会において認められる場合は、審査合格の取消し(撤回)を行う場合がある。ただし、この場合も、講習等により補完が可能である者については、

この限りでない。

第２　資格者証の交付等

１　交付の申請

指導員等に係る資格者証の交付を受けようとする者は、公安委員会に対し、当該資格者証の種類ごとに、技能検定員審査規則別記様式第４号「技能検定員資格者証(教習指導員資格者証)交付申請書」を作成し、次に掲げる書類を添付して提出すること。

(1)　技能検定員(教習指導員)審査合格証明書　１通

(注１)　自動車安全運転センターが行う自動車の運転に関する研修を修了した者はそれを証する書面

(注２)　技能認定(教習認定)につき技能検定員審査規則第６条各号(第14条各号)に該当する者はそれを証する書面

(2)　技能検定員資格者証の交付を受けようとする者は、法第99条の２第４項第２号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

(3)　教習指導員資格者証の交付を受けようとする者は、法第99条の３第４項第２号イからハまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

２　手数料の納付

指導員等に係る資格者証の交付を受けようとする者は、令第43条により定められた手数料を交付申請と同時に納付すること。

３　資格者証の交付

指導員等の資格者証の交付は、一定の欠格事由に該当する者を除き、次に記載する資格者証の種類別に、技能検定員審査規則別記様式第９号「教習指導員資格者証」、同規則様式第５号「技能検定員資格者証」を交付する。

４　資格者証の記載方法

(1) 教習指導員資格者証

教習指導員資格者証中、「教習指導員資格者証の種類」欄には、次の表の左欄の教習指導員資格者証の種類に応じ、右欄の記載内容のとおり記載する。

教習指導員資格者証の種類	記載内容
教習指導員資格者証　(大型)	大　型
教習指導員資格者証　(中型)	中　型
教習指導員資格者証　(準中型)	準 中 型
教習指導員資格者証　(普通)	普　通

教習指導員資格者証　　(大特)	大　　特
教習指導員資格者証　(大自二)	大 自 二
教習指導員資格者証　(普自二)	普 自 二
教習指導員資格者証　　(牽引)	牽　　引
教習指導員資格者証(大型二種)	大型二種
教習指導員資格者証(中型二種)	中型二種
教習指導員資格者証(普通二種)	普通二種

(2)　技能検定員資格者証

技能検定員資格者証中、「技能検定員資格者証の種類」欄には、次の表の左欄の技能検定員資格者証の種類に応じ、右欄の記載内容のとおり記載する。

技能検定員資格者証の種類	記載内容
技能検定員資格者証　　(大型)	大　　型
技能検定員資格者証　　(中型)	中　　型
技能検定員資格者証　(準中型)	準 中 型
技能検定員資格者証　　(普通)	普　　通
技能検定員資格者証　　(大特)	大　　特
技能検定員資格者証　(大自二)	大 自 二
技能検定員資格者証　(普自二)	普 自 二
技能検定員資格者証　　(牽引)	牽　　引
技能検定員資格者証(大型二種)	大型二種
技能検定員資格者証(中型二種)	中型二種
技能検定員資格者証(普通二種)	普通二種

5　資格者証の再交付及び書換え

資格者証の交付を受けた者は、当該資格者証を亡失し、又は滅失したときは、技能検定員資格審査規則別記様式第6号「技能検定員資格者証(教習指導員資格者証)の再交付(書換え)申請書」を、当該資格者証を交付した公安委員会に提出して再交付を受けることができる。

また、資格者証の記載事項に変更があったときは、速やかに同申請書及び当該資格者証を、当該資格者証を交付した公安委員会に提出して、その書換えを申請しなければならない。

6　資格者証の返納

(1)　手続

公安委員会は、指導員等の資格者証の交付を受けた者が欠格事由に該当するとき等一定の場合には、当該資格者証の返納を命ずることができる。

また、当該資格者証の返納命令は、技能検定員審査規則別記様式第７号「技能検定員資格者証(教習指導員資格者証)返納命令書」を交付して行う。

(2)　方法

返納命令書の交付を受けた者は、その交付の日から10日以内に、当該資格者証を公安委員会に返納しなければならない。

第３　指導員等になろうとする者に対する教養

指定教習所の指導員等になろうとする者に対する教養は、別添13の基準に基づいて行うこと。

第４　現任教養

１　教養の目標

管理者は、指導員等に対する教養の重要性を認識し、公安委員会、指定自動車学校協会及び教養推進委員会の行う新任教養のほか、当該教習所において法令、通達等の徹底、教習又は技能検定に関する必要な知識及び技術の習得並びに指導員等にふさわしい品性の陶冶に必要な研究（研修）会等の現任教養(現場教養）を行い、教養水準の高揚を図ること。

(注)　指導員以外の職員にあっても、卒業証明書の作成、入所者名簿の作成、その他の報告事務に携わる職員については、その職務に必要な職場教養を行うこと。

２　教養の時間等

現任教養は、前項「教養の目標」を達成するために行う朝礼、研究（研修）会、法令通達等伝達(回覧を除く。）等その態様にかかわらず、管理者又は管理者の指名する教養担当者によって行うこと。現任教養の時間は特に限定しないが、研究（研修）会又は次項に定める定期教養はおおむね１時間以上とすること。

３　定期教養

管理者は、毎月１回以上定期教養を行うこと。

その他の教養については、管理者が必要と認めるときに行うこと。

４　教養簿の作成

管理者は、現任教養を実施したときは、様式第19号「教養簿」にその状況を記録すること。

５　その他の研修

指定教習所の教習及び技能検定の水準を高め、指定教習所間の格差を生じさせないため、次の立会研修を行うこと。

なお、この実施に当たっては、指定自動車学校協会にも積極的な協力を求めるものとする。

(1)　技能検定立会研修

技能検定員を他の指定教習所に派遣し、又は他の指定教習所の技能検定員を受け入れて、当該技能検定員に技能検定状況を観察させ、その結果に基づき、技能検定課題、採点等について意見交換を行うことにより、より適正な技能検定を確立させるものである。

この研修を実施する場合は、技能検定に支障が生じない方法によること。

(2)　教習立会研修

教習指導員を他の指定教習所に派遣し、又は他の指定教習所の教習指導員を受け入れて、当該教習指導員に教習車両に同乗する等の方法により教習を観察させ、その結果に基づき、教習方法等について意見交換を行うことにより、より水準の高い教習を確立させるものである。

(3)　実施要領

ア　実施する回数は、各教習所とも教習指導員、技能検定員それぞれ１人以上、年１回以上立会研修を行うこと。

イ　研修の時間は、教習にあっては観察を、技能及び学科についてはそれぞれ１時限以上行った後に、意見交換を１時限以上行うものとする。

また、検定にあっては、２～３名の受検者について観察した後に、意見交換を１時限以上行うものとする。

ウ　研修先は県外の指定教習所を含むこととするが、研修効果を高めるため、連続して同一の教習所で行うことはできるだけ避けるとともに、県内の指定教習所を対象とする場合は、研修先が均一となるよう配意すること。

エ　研修を終了したときは、その都度様式第39号「検定・教習立会研修報告書」により報告すること。

第10章　職員講習の基準

第１　指定教習所の職員に対する講習

法第108条の２第１項第９号に定める指定教習所の職員に対する講習（以下「職員講習」という。）は、法並びに県細則の定めるところによるほか、以下の要領により実施する。

１　講習の場所

講習は、実技講習に必要な運転コース等を確保するため、原則として免許センターにおいて行う。ただし、講習事項の必要に応じて指定教習所及

びその他の施設を借り上げて実施する。

2　受講方法

教習指導員及び技能検定員の両方の資格を有している者は、主として従事している業務に必要な講習を受けること。

なお、講習細目は、規則第38条第９項に掲げる講習事項に応じて行う。

3　受講回数等

指導員等及び副管理者の法定講習の受講は、１人につきおおむね年１回とする。ただし、指導員等である副管理者については、指導員等の講習のほか、副管理者としての講習も受講すること。

なお、所在する都道府県が異なる指定教習所において指導員等又は副管理者を兼任している場合には、それぞれの都道府県において受講させること。

4　講習の時間

講習の時間は、特別な事由がある場合を除き、原則として下記のとおりとする。

受　講　す　べ　き　職　員	時　間
教習指導員（みなし教習指導員を含む。） ただし、技能検定員の資格を併有する者にあっては技能検定員の講習を受ける者を除いた教習指導員	９時間
技能検定員 ただし、教習指導員（みなし教習指導員を含む。）の資格を併有する者にあっては、教習に専従するため年間を通じて全く技能検定を行わない者を除いた技能検定員	10時間
管理者を直接補佐する職員（副管理者）	６時間

5　受講時間割等

受講時間割、担当講師、教室教材の使用、受講者名簿等、講習の実施に必要な細部については、講習の都度別途作成する。

6　講師の委嘱

部外講師は、大学教授、講師並びに専門技術者又は指定教習所の幹部職員等の学識経験者に委嘱する。

7　講習の通知

講習通知は、府令別記様式第22の10「指定自動車教習所職員講習通知書」により、職員の氏名を指定して管理者（兼任指導員等である場合は主講習所の管理者）に対して行う。

指定教習所の管理者は、指定自動車教習所職員講習を行う旨の通知を受けたときは、当該指定自動車教習所職員講習を受ける職員について県細則別記様式第15号の３「指定自動車教習所職員講習受講者票」を作成し、公安委員会に提出すること。

当該職員が病気、その他の理由で講習を受けることができない場合は、管理者から速やかにその理由を付して報告すること。

なお、受講できなかった者に対しては、その理由が止んだ後、速やかに受講させること。

8　講習手数料の納付

管理者は、県細則の定めるところにより、当該講習通知を受けた職員について受講者票を作成し、令第43条及び県細則第18条の規定により、講習手数料を納付すること。

第２　講習効果の測定

講習計画の作成並びに講習効果を高めるため、講習項目に対する講習効果の測定を行うものとする。

第３　修了証書の交付

講習を終了した者に対しては、県細則別記様式第15号の４「指定自動車教習所職員講習修了証書」を交付する。

第11章　指導監督

第１　指導監督の目標

指定教習所に対する指導監督の基本目標は

①　各指定教習所における技能検定水準の一定性の維持

②　各指定教習所における教習水準の均衡(指導員の指導能力の均一化)及び教習所間の教習水準の格差の是正

③　指定教習所全体の教習及び技能検定水準の向上

に置く。

第２　検査（法第99条の６）

1　総合（定期）検査

(1)　意義

指定教習所が法第99条第１項の指定の基準に適合しているかどうかに

ついて、あらかじめ日時、検査項目等を通知して業務全般にわたる総合的な検査を行う。

(2)　実施回数

実施回数は、１教習所に対し、原則として１年に１回以上とする。

（注）総合（定期）検査の実施時期は、各教習所の教養の状況、各種行事等を考慮して、おおむね毎年10月～12月とし、各教習所ごとにおおむね１月前に検査日時等を通知する。

(3)　項目及び方法

検査項目及び方法等は、別添14のとおりとする。

(4)　実施後の措置（検査結果の通知等）

検査の結果、適正（良好）と認められる事項、改善を要すると認められる事項等については、当該教習所の管理者に文書で通知し、改善を要する事項等については、必要により改善措置報告を求めるので、検査結果に基づく措置をとること。

２　随時検査

(1)　意義

指定教習所が法第99条第１項の指定の基準への適合状況又は教習方法の適否等について随時に検査を行う。

(2)　実施時期

随時の時期に実施することとするが、初心運転者を第一当事者とする死亡事故等の重大特異事故が発生した場合には、当該運転者が卒業した教習所に対し、事故原因等に基づく教習又は技能検定に関する検査を行い、必要な指導等を行う。

(3)　項目及び内容

ア　夜間等の教習実態調査

夜間、早朝、祝日等（以下「夜間等」という。）の管理体制及び教習方法等について、随時に教習実態検査を行う。

イ　技能教習の検査

現に教習中の車両に同乗し、教習方法の適否、みきわめの方法、結果の良否等について、随時に検査を行う。

なお、検査官が履修（みきわめを含む。）状況等の検査のため教習細目を課して観察する場合にあっては、教習生に不安を抱かせることのないよう配意するものとする。

ウ　学科教習の検査

学科教習実施中、随時に立会い（聴講）を行い、教習項目等に応じ

た教習が効果的に実施されているかについて検査を行う。

エ　その他の検査

指定教習所が指定の基準に違反している疑いのある場合(例えば、投書、申告、風評等の検査端緒があるとき)は、当該指定教習所の管理者、指導員等に対する事情聴取、設置者及び管理者に対する必要な報告又は資料の提出を求めることによって違反事実の調査を行う。

3　技能検定等に対する検査

(1)　立会い検査

ア　技能検定又は技能審査に立ち会い、これらの方法及び合否の判定が、技能試験又は技能審査の例に準じて適正に行われているかどうかについて検査を行う。

立会い検査は、原則として、一部同乗、一部立会い等の方法によるものとする。ただし、選任後６か月を経過しない技能検定員、他の指導監督では実効が上がらないと認められる指定教習所又は技能検定員については、立会い、完全同乗の方法を併用して行う。

イ　立会い検査は、技能検定の適否のほか、検定コースの決定発表、技能検定員の配置、当日受検者の教習記録の点検、検定車両の整備状況及び同時教習の適否等についても検査を行う。

(2)　抽出検査

指定教習所の修了検定又は卒業検定の合格者について、技能試験の課題を与えて自動車を運転させることによって指定教習所の教習及び技能検定の水準について検査を行う。

抽出検査の実施方法は次のとおりとする。

ア　被検査者の条件等の統一

被検査者が修了検定又は卒業検定に合格した日から検査までの経過期間、検査場所、使用車両、被検査者の年齢、性別その他検査方法、条件等をできる限り統一又は平均化して実施する。

イ　検査対象

抽出検査は、修了検定又は卒業検定の合格者の中から適当な人数を選定抽出して実施する。

ウ　検査種別

抽出検査は、場内及び道路において行う。

エ　技能検定員の立会い

抽出検査には、可能な範囲で技能検定員を立ち会わせて実施する。

オ　合格基準に達しない被検査者の措置

抽出検査の結果、合格基準に達せず、かつ、補修等の必要があると認められる被検査者については、指定教習所の管理者において自主的に補習等の措置をとること。

カ　免許センターにおいて行う検査にあっては、前記アからオに準じて行うほか、必要により教習及び検定の状況について調査、報告を求めるものとする。

4　特別措置

特に、立会い検査及び抽出検査の結果、成績が明らかに低いと認められる場合には、具体的な理由を示しながら教習所又は技能検定員に対する特別講習会を開催するなど個々具体的な措置をとる場合がある。

なお、指定教習所に対する指導は、個々について直接行うもののほか、必要に応じ、指定自動車学校協会を通じて行う場合がある。

5　指定事項変更届に基づく検査

指定教習所の管理者から、指定事項の変更届出があった場合は、その内容が事実と相違ないか、指定の基準に適合しているか等について検査し、その結果、不適当と認められる事情があるときは、必要な補正を求める措置をとる。

第12章　備付簿冊及び報告等

第１　備付簿冊

指定教習所は、別添15のとおり簿冊等を備え付けること。

なお、個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの。以下同じ。）が含まれる書類については、保管管理を徹底する（教習生の本籍・国籍については、入所者名簿への記載のみにとどめるなど、特に取扱いに注意する。）とともに、その保存年限を明確にし、保存期間を経過後は、これを焼却、裁断等、個人情報が識別できない方法により、確実に廃棄すること。

また、当該書類が電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。以下同じ。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、所定の情報セキュリティ対策を講じた上で当該記録を保存することをもって書類の保存に代えることができる。

第２　報告等

指定教習所は、別添16のとおり定期報告等をすること。また、報告又は資料の提出については、電磁的方法によることとしても差し支えないものとする。

第３　印章

１　盗用等の防止

卒業証明書、修了証明書、卒業検定合格証明書等に使用する教習所印、管理者印、押出しスタンプ及び契印並びに教習原簿等に使用する教習修了印については、盗用等不正使用の防止に努めること。

特に、教習所印及び管理者印は管理者が直接これを保管し、その他の印章等については、副管理者を保管責任者として保管並びに使用上の誤りが生じないようにすること。

２　大きさ等の基準

押出しスタンプは、次によること。

(1)　印影の大きさは、おおむね20ミリメートル×25ミリメートル程度とすること。

(2)　形状は、楕円形とすること。

(3)　スタンプの文字は、丸ゴシック体によること。

（例）

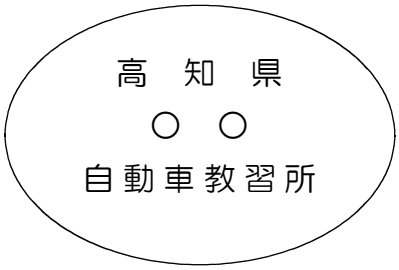

第13章　指定を受けようとする届出自動車教習所

指定教習所の指定の基準等は、法第99条第１項及び令第35条に規定されているとおりであるが、これらの指定の基準のうち、令第35条第３項第２号及び第３号のいわゆる「指定前の教習実績」に関する基準は、その他の指定の基準と異なり、指定申請書の添付書類（府令第35条）によっては、直ちに適合しているかどうかを確認できない場合が多いと考えられるので、指定を受けようとする届出自動車教習所(以下、「届出教習所」という。)は事前に適切な指導を受けるものとする。

第１　自動車教習所の届出

指定教習所の指定を受けようとする自動車教習所を設置し、又は管理する者は、府令別記様式第19の４の２「自動車教習所の届出書」及び添付書類とともに、様式第20号「指定前届出自動車教習所開所届」に次の書類等

を添付して提出するものとする。

1　所則（校則）

2　職員名簿（様式第21号を準用）及び事務分掌の分かる組織図

3　職員台帳（様式第22号）

4　コースの敷地並びにコースの種類、形状及び構造を明らかにした図面（自動車教習所施設一覧表・様式第23号）

5　建物その他の設備の状況を明らかにした図面（建物施設等図面・様式第24号）

6　備付自動車等一覧表（様式第25号）

7　無線指導装置、模擬運転装置及び運転シミュレーター等の教材一覧表（備付教材一覧表・様式第26号）

8　教習計画書（第５章第１第２項参照）

9　敷地、建物等の所有権又は使用権を明らかにした書面

第２　簿冊等の備付け

届出教習所は、第１の書類のほか、次の簿冊等を備え付けるとともに、その保存年限を明確にしておくものとする。

なお、個人情報が含まれる書類については、保管管理を徹底するとともに、その保存年限を明確にし、保存期間を経過後は、これを焼却、裁断等、個人情報が識別できない方法により確実に廃棄すること。

また、当該書類が電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、所定の情報セキュリティ対策を講じた上で当該記録を保存することをもって当該書類の保存に代えることができる。

1　教習所入所・退所・卒業者名簿（様式第27号）

2　教習原簿（各教習生ごとの教習記録を明らかにしたもの）（第５章第２第１項参照）

3　技能試験実施記録簿（様式第28号）

4　職員出勤簿

5　配車表

6　教習日報（指導員日誌・様式第11号）

第３　指定前の教習実績の確認

1　６月以上の教習についての教習実績

法第99条第１項第５号に基づく指定前の教習実績については、「法第99条第１項の申請に係る免許に係る教習が、内閣府令で定める基準に適合しており、かつ、同項の申請の日前６月の間引き続き行われていること。」

（令第35条第３項第２号）及び「法第99条第１項の申請の日前６月の間に同項の申請に係る免許に係る教習を終了し、かつ、当該免許につき法第97条第１項第２号に掲げる事項について行う試験を受けた者のうち内閣府令で定める基準に達する成績（合格基準に達する成績）を得た者の占める割合が、95パーセント以上であること。」（令第35条第３項第３号及び府令第34条の４）が必要とされているが、合格率の算出は次によることとする。

$$\frac{\text{技能試験の合格者}}{\text{当該教習所の卒業者で技能試験を受けた者の数}} \times 100$$

この場合において、同一の卒業者が２回以上技能試験を受け、２回目以後に合格したときは、１回目の技能試験結果のみ算入すること。

また、当該教習所の卒業者には、府令第34条の３の規定による教習を修了し、かつ、技能試験の例に準じた卒業試験に合格して卒業した者のみを算入すること。

なお、95パーセント以上の合格率に関する規定の立法趣旨は、当該施設が指定教習所として適正な教習を行うだけの能力を有するものであるかどうかを認定するためにあると解されるので、「当該教習所の卒業者で技能試験を受けた者の数」は、おおむね次により求めた数値以上とする。

$$\left(\frac{B}{A} \times \frac{1}{2}\right) \times C$$

（注）　A…高知県における前年末の当該免種の教習所数
　　B…高知県における前年の当該免種の卒業者数
　　C…係数（指定前の教習所の平均卒業者数と指定１年後の教習所の平均卒業者数の比率0.15を使用する。）

また、「当該教習所の卒業者で技能試験を受けた者の数」に算入される者からは、当該母数に入れることによって合格率の算定が不公正、不公平との誹りを受けるおそれがある者（例えば、教習指導員又は技能検定員資格者証の現有者や参入される者の全てがＡＴ免許に係る卒業者である場合（第一種免許（中型免許、準中型免許又は普通免許に限る。）に係る指定を初めて受けようとする場合及び第二種免許（中型第二種免許又は普通第二種免許に限る。）に係る指定を初めて受けようとする場合に限る。）等）を除くほか、当該教習所における教習が継続的に行われていない場合等には、形式的に95パーセント以上の合格率を満たすことがあっても、実質的

には指定前の基準に適合していないものとして、指定しない。

さらに、当分の間、大型免許、中型免許、準中型免許、大型第二種免許及び中型第二種免許に係る「当該教習所の卒業者で技能試験を受けた者」が10名に満たない場合は、指定の基準に適合していないものとして、指定を行わない。

2　仮免許試験の実績

入所中の教習生に対して公安委員会が行う仮免許技能試験の実績は、「当該免許につき法第97条第１項第２号に掲げる事項について行う試験」を受けた者には当たらない（令第35条第３項第３号）ので、95パーセント以上の合格率の算定対象とはならない。

したがって、仮免許技能試験の実績は、教習方法適否の確認の判断要素として活用するに止めるものとする。

3　その他

(1)　人的体制及び物的施設等の整備

指定前における教習指導員の人的基準は、技能教習にあっては、「指定前技能教習指導員（当該教習に用いられる自動車を運転することができる免許（仮免許を除く。）を現に受けている者（大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る教習にあっては、それぞれ大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許に係る教習指導員資格者証の交付を受け、かつ、大型第二種免許、大型第二種免許若しくは中型第二種免許又は大型第二種免許、中型第二種免許若しくは普通第二種免許を現に受けている者に限るものとし、免許の効力を停止されている者を除く。）のうちから技能教習を行うものとして選任された者をいう。）が教習を行うこと」（府令第34条の３第１項第２号）とされており、学科教習にあっては、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る教習について、「大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者（大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を現に受けている者（免許の効力を停止されている者を除く。）に限る。）が行うこと。」（府令第34条の３第１項第３号）とされている。

また、応急救護処置教習にあっては、大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型二輪免許又は普通二輪免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者（大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る教習にあっては、上記学科教習を行う指導員の要件を満たす者に限る。）であって、公安委員会が応急救護処置の指導に必要な能力

を有すると認めるもの（府令第34条の３第１項第３号）とされているが、人的基準は、当該教習所が適正な教習を行い、また、それを継続する能力を有するか否かを判断するための要素となるものであることから、可能な限り早期に指定基準に適合するよう努めること。

また、建物その他の物的基準については、特段の規定はないが、これについても同様に可能な限り早期に適合するよう努めること。

(2)　教習方法の適否の確認

教習方法の適否については、指定教習所に対する検査の方法に準じて行う。

(3)　教習修了証明書の発行

届出教習所の卒業生に対しては、様式第29号「教習修了証明書」を発行することとし、様式第31号「教習修了証明書発行交付簿」により管理すること。

(4)　他の法律違反の防止

指定に際して、他の法律違反（例えば、コースの造成についての農地法違反、教室等の建物等についての建築基準法違反等）に抵触することのないようにすること。

第４　指定の申請及び指定書の交付

別添17のとおりとする。

第５　指定に関する留意事項

既に一定の種類の免許について指定を受けている指定教習所の施設の増改築等が行われた場合には、経営主体に変更がなくても、第３章第５「施設の移転」に準じた措置を講じること。

なお、準中型免許に係る指定教習所として指定を受けても普通免許に係る技能教習及び技能検定を行うことはできず、大型二輪免許に係る指定教習所として指定を受けても、普通二輪免許に係る技能教習及び技能検定を行うことはできない。

第６　再指定

指定を取り消された教習所が再び指定を受けようとする場合であっても、新規に指定を受けようとする場合と基本的に異なるものではないが、事務処理上、特に次のことに留意すること。

１　欠格期間の確認

申請に係る教習所が法第100条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から３年を経過しないものであるときは、指定をしてはならないこととされている（法第99条第２項）ので、指定を取り消された教習所が

再び指定の申請をしようとするときは、申請の時期について事前に確認すること。

2　指定前の教習実績の算定

指定前の教習実績（令第35条第３項第２号）を算定する上で、「過去６月以上」当該施設において技能教習及び学科教習を行った実績については、指定を取り消される以前の教習実績を含めないものとする。

3　指定の取消しとなった事由の消滅の確認

申請に係る教習所が指定の基準に適合しているかどうかを判断するに当たっては、その教習所が指定を取り消された理由となった事由が消滅しているかどうかの確認を行い、当該事由が消滅している場合に限り指定する。

別添１　路端停車コース

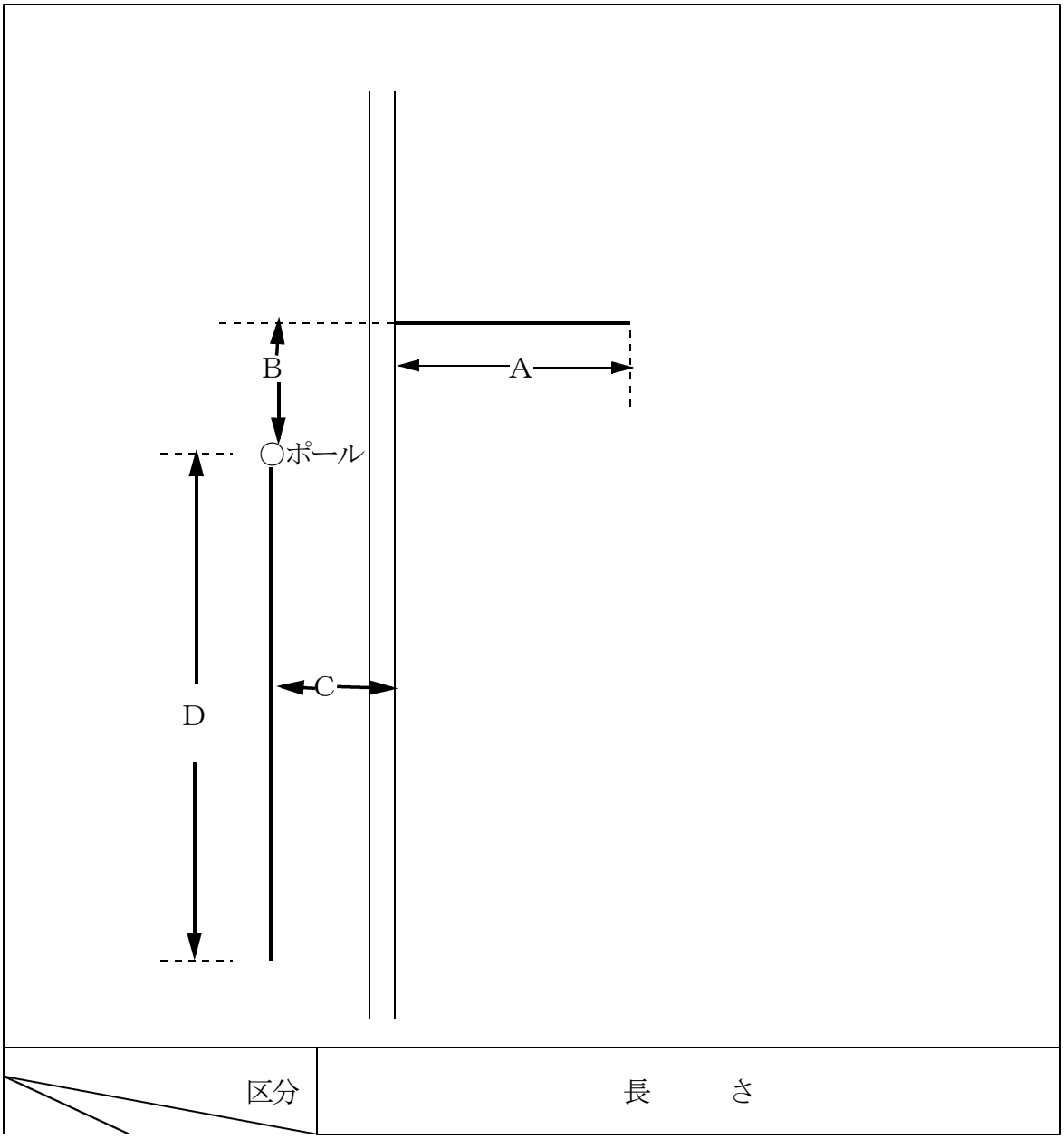

記号 / コースの区分	A	B	C	D
大型免許コース	２．５ｍ	８．０ｍ	０．３ｍ	１２．０ｍ
大型第二種免許コース	２．５ｍ	５．０ｍ	０．３ｍ	１０．０ｍ
中型免許・中型第二種免許コース	２．５ｍ	４．０ｍ	０．３ｍ	８．０ｍ

別添２　隘路コース

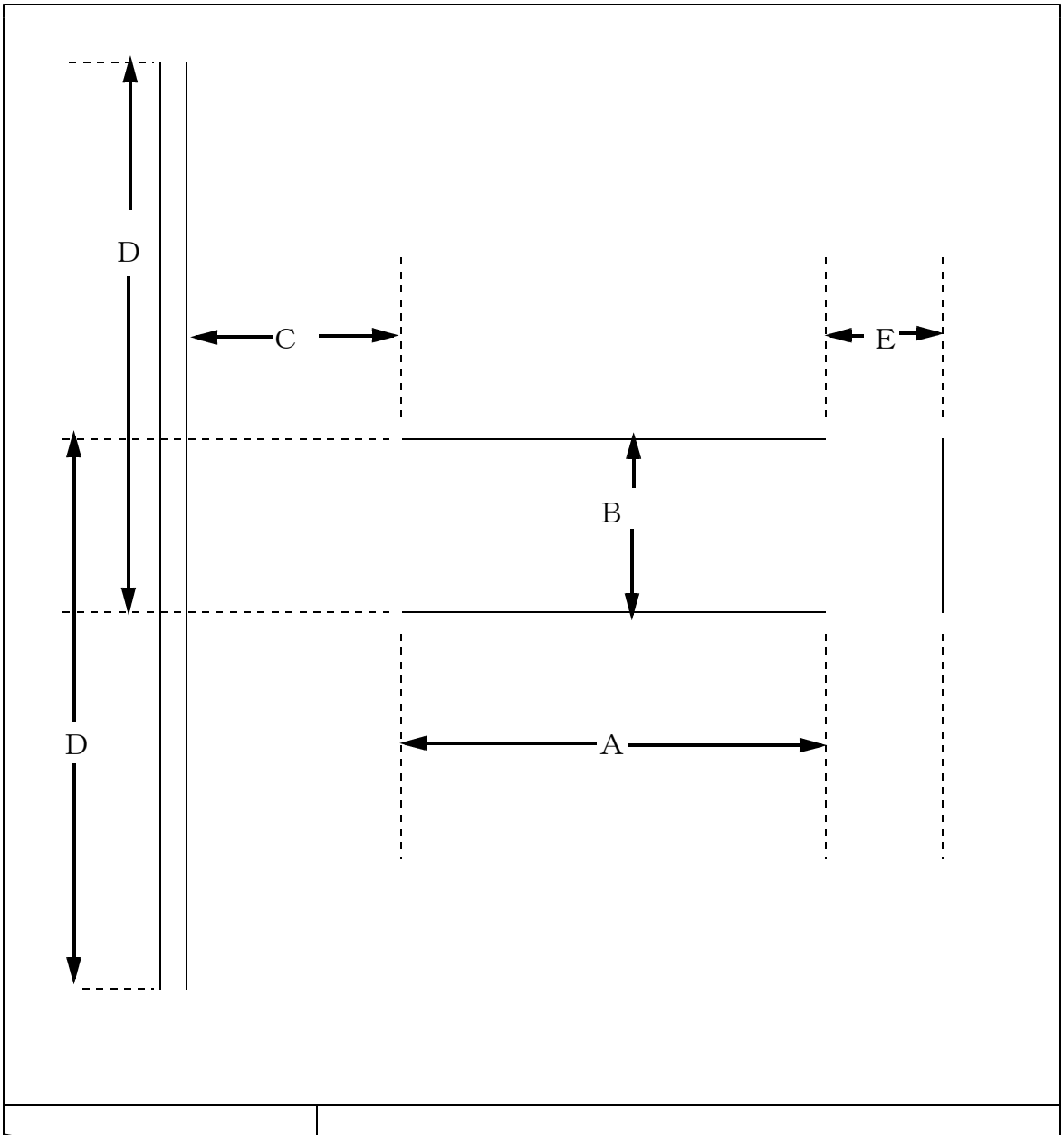

区分 記号 コースの区分	長　　さ				
	A	B	C	D	E
大型免許・大型第二種免許コース	１２．０ｍ	３．０ｍ	６．０ｍ	１２．０ｍ	２．０ｍ
中型免許・中型第二種免許コース	８．０ｍ	２．７ｍ	６．０ｍ	８．０ｍ	１．５ｍ

別添３　縦列駐車コース

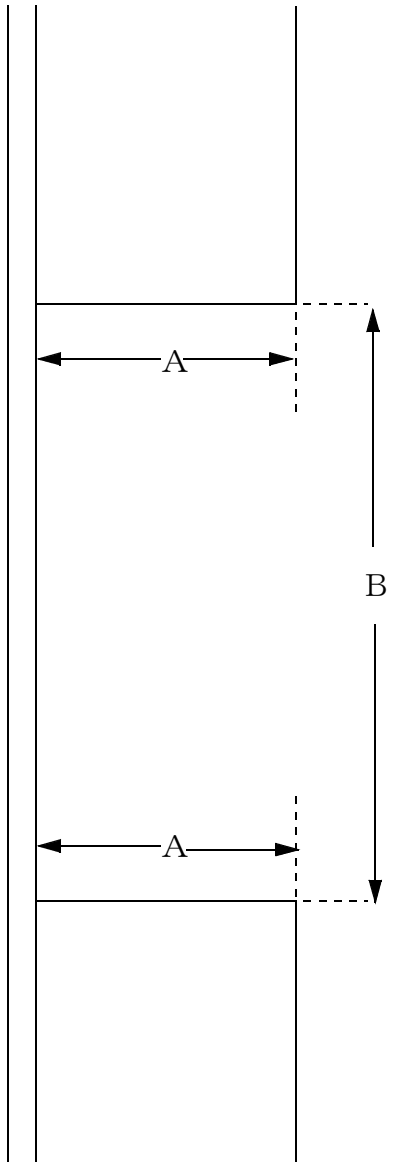

区分 記号 コースの区分	長　　さ A	幅 B
大型免許コース	３．０ｍ	１６．５ｍ
大型第二種免許コース	３．０ｍ	１５．０ｍ
中型免許・中型第二種免許コース	３．０ｍ	１３．０ｍ
準中型免許・普通免許・普通第二種免許コース	２．２ｍ	７．５ｍ

別添４　指定速度からの急停止コース（設置例）

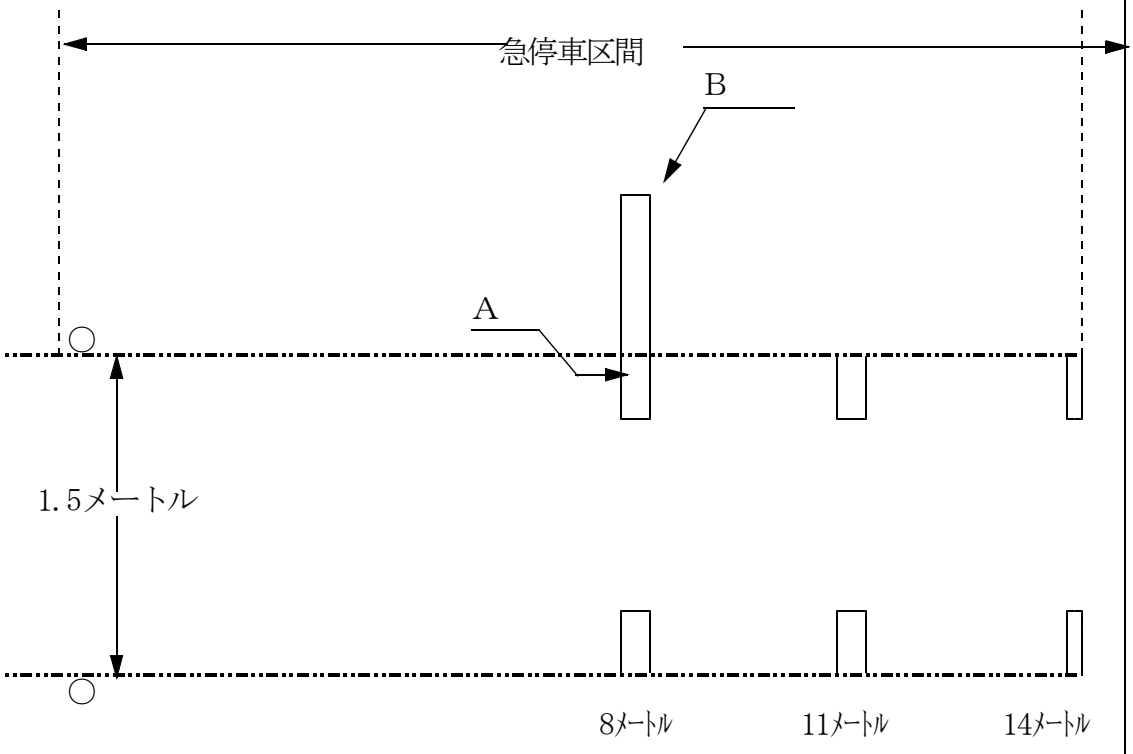

注１　急停止区間は、次表のとおりとする。

区　　分	指　定　速　度 (キロメートル毎時)	急停止区間（メートル）	
		乾　燥　時	湿　潤　時
大 型 自 動 二 輪 車	４０	１１	１４
普 通 自 動 二 輪 車	４０	１１	１４
普通自動二輪車(小型限定)	３０	８	１１

注２　急制動開始線は、ロード・コン（大）とする。

注３　急停止限界線の表示は、図示のとおりとし、その長さＡは、0.25メートル、幅Ｂは、0.15メートルとする。

別添５　８の字コース

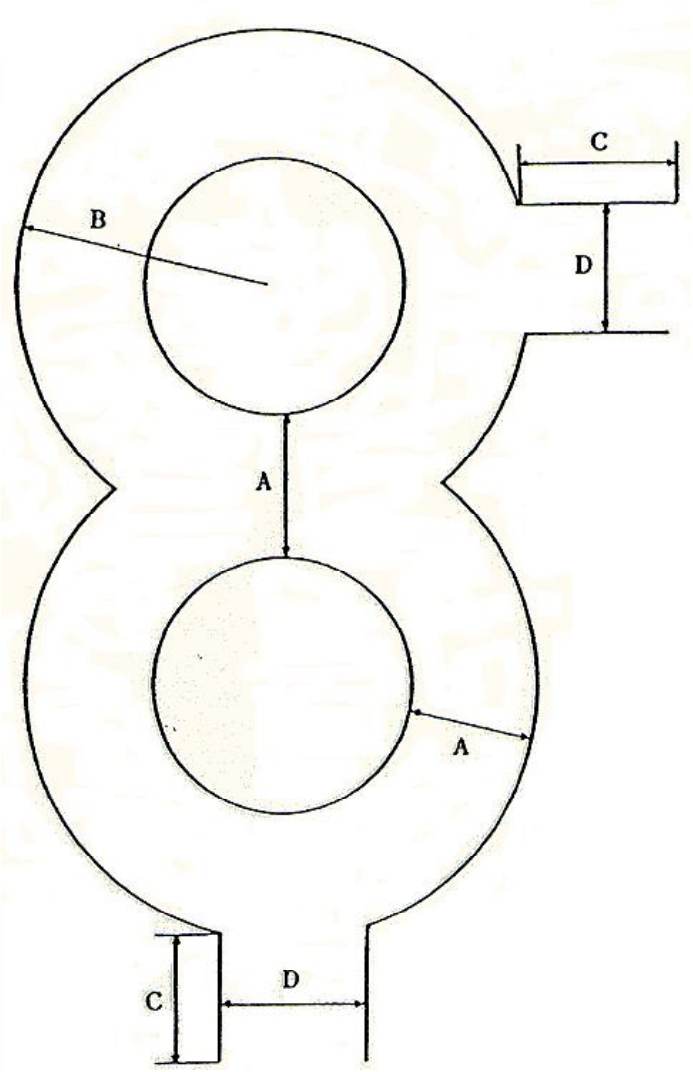

区　　分	図示の記号	寸　　法
幅	A	２メートル
半径	B	5.5メートル
出入口部の長さ	C	２メートル以上
出入口部の幅	D	２メートル
備考　出入口部は２カ所以上設けるものとする。		

別添６　スキッド教習車コース

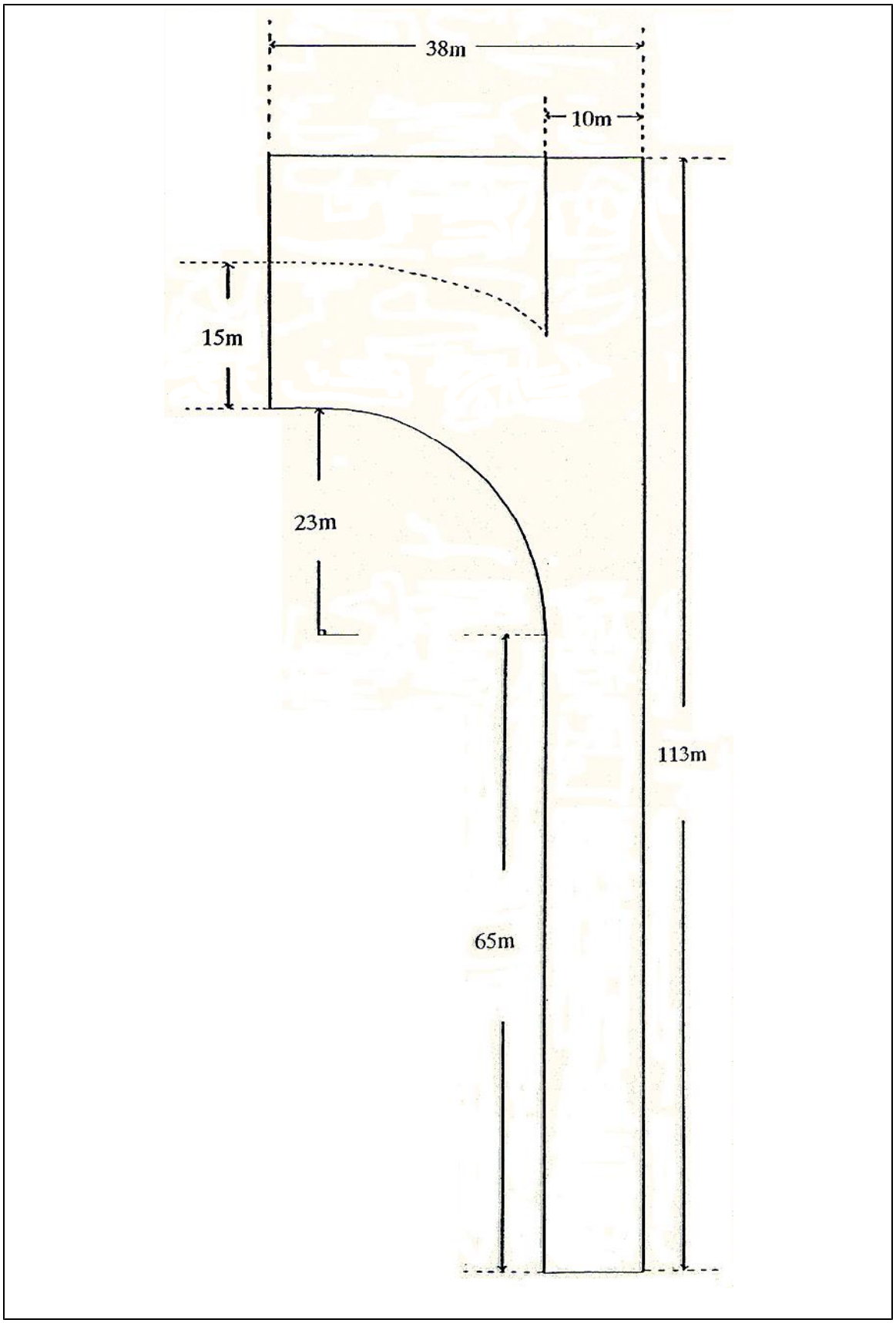

別記様式第１号

教　　習　　原　　簿　（大型自動車免許）

教習所名		教習生番号
フリガナ 氏名		写　真
生年 月日	年　　月　　日生（　　歳）　男・女	
住所		

入所等の記録	入所年月日	年　月　日	転出入、退所年月日	年　月　日
	教習開始年月日	年　月　日	仮免許交付年月日 仮免許有効期限 仮免許証番号	①　年　月　日 年　月　日
	教習期限	年　月　日		
	教習修了年月日	年　月　日	仮免許交付年月日 仮免許有効期限 仮免許証番号	②　年　月　日 年　月　日
	検定期限	年　月　日		
	修了証明書発行年月日	年　月　日	修了証明書番号	第　　号
	卒業年月日	年　月　日	卒業証明書番号	第　　号

入所時の確認	確認資料	□ 住民票の写し □免許証 □その他（　）		現有免許の種類													確認者
	現有免許	交付年月日	年　月　日														／
		有効期限	年　月　日まで有効														
		公安委員会															
		免許証番号															確認者
		免許の条件															／
	教習の条件			応急救護処置 教習免除有無	有　無 確認（　　）												

適性テスト	視力		裸眼	矯正	色彩識別	聴力	運動能力	深視力	検査者
		左			適	適	適	適	／
		右							
		両			否	否	否	否	

注意事項	1　この教習原簿は、教習の実績を記録するものですから教習の際必ず指導員に提出して下さい。 2　教習原簿は、教習ごとに指導員が必要事項の記入をしますので、確認し、教習終了後に必ず返納して下さい。 3　教習原簿は、紛失・汚損・破損等に十分注意して丁寧に取り扱って下さい。

	仮免前学科効果測定			修了検定			仮免学科試験		
	実施 月日	実施者	結果	実施 月日	検定員	結果	実施 月日	管理者	結果
1	／			／			／		
2	／			／			／		
3	／			／			／		
4	／			／			／		

	卒検前学科効果測定			卒業検定		
	実施 月日	実施者	結果	実施 月日	検定員	結果
	／			／		
	／			／		
	／			／		
	／			／		

	修了検定補修教習		
	実施 月日	指導員	補修項目等
1	／		
2	／		
3	／		
4	／		
5	／		

	卒業検定補修教習		
	実施 月日	指導員	補修項目等
	／		
	／		
	／		
	／		
	／		

任意教習			自由教習				
原付技1	／			／		／	
原付技2	／			／		／	

技能教習	第１段階	第２段階	小計	修検補修	卒検補修	その他	合計
時限数							

運転適性検査		月日 実施者	／

技能教習　第１段階	目標	①　安全に対する気配りができ、正しい運転姿勢、シートベルトの装着が身に付き、運転装置を正しい手順で操作できる。 ②　個癖を修正し、基本的な運転操作ができる。 ③　自車の走行位置を把握し、道路形態に合わせた速度と進路が選べるとともに、滑らかで安定した走行をすることができる。 ④　場内コース及び交通の状況について正しい認知、判断ができ、それに基づく運転操作を円滑に行うことができる。 ⑤　他の交通への気配りをしながら、法規に従った基本的な走行ができる。 ⑥　貨物自動車の特性に対する正しい知識を持ち、それに基づく運転行動を適切にとることができる。 ⑦　貨物輸送を念頭に置いて、貨物の安全性にも気配りした走行ができる。
（最短） 時限		

項　目　名	項　目　名　ご　と　の　目　標
1　車の乗り降りと運転姿勢	①　安全を意識した乗り降りや正しい運転姿勢がとれる。
2　運転装置の取扱いと日常点検整備等	①　運転装置及び貨物自動車に備えられることの多い装置の機能を理解するとともに、各装置の正しい取扱いができる。 ②　運転にあたっての点検、走行に必要な準備等を確実に行うことができる。
3　車両特性に基づく運転死角と車両感覚等を理解した運転操作	①　車両特性に基づく運転死角と車両感覚等を理解した運転操作ができる。 ②　平積み型とパネル型の違いを理解した運転操作ができる。
4　基本的な運転操作	①　正しい操作手順での発進と停止ができる。 ②　直線路や緩やかなカーブに合わせた走行位置や進路をとることができる。 ③　オートマチック車の特性を理解し、基本的な操作と走行ができる。 ④　貨物輸送を想定した円滑な速度の上げ下げや速度を一定に保つことができる。
5　時機を捉えた発進と加速、目標に合わせた停止並びに路端における停車及び発進	①　タイミングのよい発進とスムーズな加速ができる。 ②　予定した位置に車を滑らかに停止することができる。 ③　路端に沿った停車及び振り出し現象に注意した発進ができる。
6　カーブや曲がり角の通行	①　貨物輸送を想定し曲がり具合に応じて走行位置を決め、適切な速度を選び、カーブや曲がり角を円滑に通行することができる。
7　坂道の通行	①　勾配に応じた速度とギアを選ぶことができ、坂の途中で停止し、後退することなく円滑に発進することができる。 ②　貨物輸送を想定した円滑な坂道の通行ができる。
8　後退	①　適切な進路と速度を選んで後退ができる。
9　狭路の通行	①　様々な形状の狭い道路において車両感覚をつかみ、適切な進路と速度を選んで安全な通行ができる。
10　隘路への進入	①　車両感覚を理解して一定の場所に車両を誘導させることができる。
11　通行位置の選択と進路変更、障害物への対応	①　道路及び交通の状況に合った通行位置を選ぶことができ、タイミングよく進路を変えることができる。 ②　障害物の状況を早期に読みとり、安全な進路と速度を選べる。
12　交差点の通行（直進・左折・右折）、見通しの悪い交差点の通行、信号、標識・標示等に従った走行	①　交差点とその付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で通行できる。 ②　見通しの悪い交差点の危険性を読みとり、安全な速度と方法で通行することができる。 ③　信号を素早く読みとり、適切な判断により信号に従った走行ができる。 ④　必要な標識・標示等を素早く読みとり、それに従った走行ができる。
13　踏切の通過	①　一時停止と安全確認を確実に行い、速やかに通過することができる。
14　急ブレーキ	①　速い速度からの急ブレーキによる停止及び危険の回避を体験させ、道路形状に合った速度の選択を修得させるとともに貨物への影響を理解させる。
15　教習効果の確認（みきわめ）	

月　日 指　導　員	1	2	3	4	5	6	7	8
実　施　項　目　名								
復　習　項　目　名								

月　　日 指　導　員	9	10	11	12	13	14	15	16
実　施　項　目　名								
復　習　項　目　名								
月　　日 指　導　員	17	18	19	20	21	22	23	24
実　施　項　目　名								
復　習　項　目　名								
月　　日 指　導　員	25	26						
実　施　項　目　名								
復　習　項　目　名								

申し送り事項等	みきわめ実施者			
	月　日	月　日	月　日	月　日
	良好　不良	良好　不良	良好　不良	良好　不良

学科教習　第１段階								
月　　日 指　導　員	1	2	3	4	5	6	7	8
月　　日 指　導　員	9	10						

教　　習　　計　　画　　表

修検資格確認 管　理　者
／

技能教習　第２段階	目標	①　道路及び交通の状況についての情報を的確に読みとり、危険を予測した運転ができる。 ②　他の交通への気配りをしながら、貨物に配慮し、法規に従った実践的な運転ができる。 ③　貨物輸送を念頭に置いて、貨物の安全性に気配りした運転ができる。 ④　貨物に配慮した適切な走行経路を設定し、他の交通に気配りをしながら主体的な運転ができる。 ⑤　夜間の運転、悪条件下での運転及び地域特性等種々の条件に応じた運転ができる。
（最短） 時限		

項　目　名	項　目　名　ご　と　の　目　標
1　交通の流れに合わせた運転、適切な通行位置、進路変更	①　交通の流れに機敏かつ安全に入ることができ、流れに合わせた速度を選び、適切な車間距離をとることができる。 ②　道路の形状に合わせて適切な通行位置を選ぶことができる。 ③　交通の状況を的確に読みとり、タイミングよく進路変更ができる。
2　交差点の通行（直進・左折・右折）、見通しの悪い交差点の通行及び信号、標識・標示等に従った走行	①　交差点とその付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で通行できる。 ②　見通しの悪い交差点の危険性を読みとり、安全な速度と方法で通行できる。 ③　信号、標識・標示等を的確に読みとり、適切に対応できる。
3　歩行者等の保護	①　歩行者、自転車の動きを的確に読みとり、安全に通行させるための気配りができる。
4　道路及び交通の状況、時間帯に応じた運転	①　道路及び交通の状況を読みとり、それに合わせた運転ができる。 ②　時間帯に応じた運転行動がとれる。
5　方向変換及び縦列駐車	①　駐・停車場所に合わせた駐・停車ができる。
6　経路の設定	①　貨物自動車の運行形態に応じ適切な走行経路を設定し、他の交通に気配りをしながら安全に運転できる。
7　貨物自動車の特性を理解した運転	①　貨物輸送を想定した運転を実際の道路において適切に行うことができる。 ②　運転操作と貨物との関係を理解し、適切に運転することができる。
8　危険を予測した運転	①　他の交通とのかかわりにおける危険を的確に予測し、危険を回避する運転行動を早めに選ぶことにより、他車（者）との事故防止のみならず、自車の安全確保ができる。
9　夜間の運転	①　夜間の特性を理解するとともに、それに応じた運転行動がとれる。
10　悪条件下での運転	①　様々な悪条件下における状況を把握し、適切な対応がとれ、貨物に配慮し、安全に運転（中止）することができる。
11　特別項目	①　地域の特性等からみて必要性の高い運転技能を修得する。
12　教習効果の確認（みきわめ）	

月　日 時　限 指導員	1	2	3	4	5	6	7	8
実施項目名								
復習項目名								
月　日 時　限 指導員	9	10	11	12	13	14	15	16
実施項目名								
復習項目名								
月　日 時　限 指導員	17	18	19	20	21	22	23	24
実施項目名								
復習項目名								

月　　日 時　　限 指　導　員								
	25	26	27					
実　施　項　目　名								
復　習　項　目　名								
申し送り事項等					み　き　わ　め　実　施　者			
					月　日	月　日	月　日	月　日
					良好　不良	良好　不良	良好　不良	良好　不良

学科教習　第２段階								
月　　日 指　導　員	1	2	3	4	5	6	7	8
月　　日 指　導　員	9	10	11	12	13	14	15	16
月　　日 指　導　員								

教　　習　　計　　画　　表

卒検資格確認 管　理　者
／

履修

証明

技能教習	時限	段階	時限　教習項目	を履修
学科教習	時限	段階	時限　教習項目	を履修

表記の者は、当所において上記のとおり履修したことを証明します。

年　　月　　日

教習所所在地

教 習 所 名

管　理　者

教　習　原　簿　（ＭＴ中型免許）

教習所名		教習生番号
フリガナ 氏名		写　真
生年 月日	年　　月　　日生（　　歳）　男・女	
住所		

入所等の記録	入所年月日	年　月　日	転出入、退所年月日	年　月　日
	教習開始年月日	年　月　日	仮免許交付年月日 仮免許有効期限 仮免許証番号	①　年　月　日 年　月　日
	教習期限	年　月　日		
	教習修了年月日	年　月　日	仮免許交付年月日 仮免許有効期限 仮免許証番号	②　年　月　日 年　月　日
	検定期限	年　月　日		
	修了証明書発行年月日	年　月　日	修了証明書番号	第　　号
	卒業年月日	年　月　日	卒業証明書番号	第　　号

入所時の確認	確認資料	□ 住民票の写し □免許証 □その他（　）		現有免許の種類													確認者
	現有免許	交付年月日	年　月　日														／
		有効期限	年　月　日まで有効														
		公安委員会															
		免許証番号															確認者
		免許の条件															／
	教習の条件			応急救護処置 教習免除有無	有　無 確認（　　）												

適性テスト	視力		裸眼	矯正	色彩識別	聴力	運動能力	深視力	検査者
		左			適	適	適	適	／
		右							
		両			否	否	否	否	

注意事項	1　この教習原簿は、教習の実績を記録するものですから教習の際必ず指導員に提出して下さい。 2　教習原簿は、教習ごとに指導員が必要事項の記入をしますので、確認し、教習終了後に必ず返納して下さい。 3　教習原簿は、紛失・汚損・破損等に十分注意して丁寧に取り扱って下さい。

	仮免前学科効果測定			修了検定			仮免学科試験		
	実施 月日	実施者	結果	実施 月日	検定員	結果	実施 月日	管理者	結果
1	／			／			／		
2	／			／			／		
3	／			／			／		
4	／			／			／		

	卒検前学科効果測定			卒業検定		
	実施 月日	実施者	結果	実施 月日	検定員	結果
	／			／		
	／			／		
	／			／		
	／			／		

	修了検定補修教習		
	実施 月日	指導員	補修項目等
1	／		
2	／		
3	／		
4	／		
5	／		

	卒業検定補修教習		
	実施 月日	指導員	補修項目等
	／		
	／		
	／		
	／		
	／		

	任意教習			自由教習				
原付技1	／			／			／	
原付技2	／			／			／	

技能教習	第１段階	第２段階	小計	修検補修	卒検補修	その他	合計
時限数							

運転適性検査		月日 実施者	／

技能教習　第１段階	目標	① 安全に対する気配りができ、正しい運転姿勢、シートベルトの装着が身に付き、運転装置を正しい手順で操作できる。 ② 個癖を修正し、基本的な運転操作ができる。 ③ 自車の走行位置を把握し、道路形態に合わせた速度と進路が選べるとともに、滑らかで安定した走行をすることができる。 ④ 場内コース及び交通の状況について正しい認知、判断ができ、それに基づく運転操作を円滑に行うことができる。 ⑤ 他の交通への気配りをしながら、法規に従った基本的な走行ができる。 ⑥ 貨物自動車の特性に対する正しい知識を持ち、それに基づく運転行動を適切にとることができる。 ⑦ 貨物輸送を念頭に置いて、貨物の安全性にも気配りした走行ができる。
（最短） 時限		

項目名	項目名ごとの目標
1　車の乗り降りと運転姿勢	① 安全を意識した乗り降りや正しい運転姿勢がとれる。
2　運転装置の取扱いと日常点検整備等	① 運転装置及び貨物自動車に備えられることの多い装置の機能を理解するとともに、各装置の正しい取扱いができる。 ② 運転にあたっての点検、走行に必要な準備等を確実に行うことができる。
3　車両特性に基づく運転死角と車両感覚等を理解した運転操作	① 車両特性に基づく運転死角と車両感覚等を理解した運転操作ができる。 ② 平積み型とパネル型の違いを理解した運転操作ができる。
4　基本的な運転操作	① 正しい操作手順での発進と停止ができる。 ② 直線路や緩やかなカーブに合わせた走行位置や進路をとることができる。 ③ オートマチック車の特性を理解し、基本的な操作と走行ができる。 ④ 貨物輸送を想定した円滑な速度の上げ下げや速度を一定に保つことができる。
5　時機を捉えた発進と加速、目標に合わせた停止並びに路端における停車及び発進	① タイミングのよい発進とスムーズな加速ができる。 ② 予定した位置に車を滑らかに停止することができる。 ③ 路端に沿った停車及び振り出し現象に注意した発進ができる。
6　カーブや曲がり角の通行	① 貨物輸送を想定し曲がり具合に応じて走行位置を決め、適切な速度を選び、カーブや曲がり角を円滑に通行することができる。
7　坂道の通行	① 勾配に応じた速度とレンジを選ぶことができ、坂の途中で停止し、後退することなく円滑に発進することができる。 ② 貨物輸送を想定した円滑な坂道の通行ができる。
8　後退	① 適切な進路と速度を選んで後退ができる。
9　狭路の通行	① 様々な形状の狭い道路において車両感覚をつかみ、適切な進路と速度を選んで安全な通行ができる。
10　隘路への進入	① 車両感覚を理解して一定の場所に車両を誘導することができる。
11　通行位置の選択と進路変更、障害物への対応	① 道路及び交通の状況に合った通行位置を選ぶことができ、タイミングよく進路を変えることができる。 ② 障害物の状況を早期に読みとり、安全な進路と速度を選べる。
12　交差点の通行（直進・左折・右折）、見通しの悪い交差点の通行、信号、標識・標示等に従った走行	① 交差点とその付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で通行できる。 ② 見通しの悪い交差点の危険性を読みとり、安全な速度と方法で通行することができる。 ③ 信号を素早く読みとり、適切な判断により信号に従った走行ができる。 ④ 必要な標識・標示等を素早く読みとり、それに従った走行ができる。
13　踏切の通過	① 一時停止と安全確認を確実に行い、速やかに通過することができる。
14　急ブレーキ	① 速い速度からの急ブレーキによる停止及び危険の回避を体験させ、道路形状に合った速度の選択を修得させるとともに貨物への影響を理解させる。
15　教習効果の確認（みきわめ）	

月　日 指導員	1	2	3	4	5	6	7	8
実施項目名								
復習項目名								

月　　日 指　導　員	9	10	11	12	13	14	15	16
実　施　項　目　名								
復　習　項　目　名								
月　　日 指　導　員	17	18						
実　施　項　目　名								
復　習　項　目　名								

申し送り事項等	み　き　わ　め　実　施　者			
	月　日	月　日	月　日	月　日
	良好　不良	良好　不良	良好　不良	良好　不良

学科教習　第１段階								
月　　日 指　導　員	1	2	3	4	5	6	7	8
月　　日 指　導　員	9	10						

教　　習　　計　　画　　表

修検資格確認 管　理　者
／

技能教習　第２段階 （最短） 時限	目標	①　道路及び交通の状況についての情報を的確に読みとり、危険を予測した運転ができる。 ②　他の交通への気配りをしながら、貨物に配慮し、法規に従った実践的な運転ができる。 ③　貨物輸送を念頭に置いて、貨物の安全性に気配りした運転ができる。 ④　貨物に配慮した適切な走行経路を設定し、他の交通に気配りをしながら主体的な運転ができる。 ⑤　夜間の運転、悪条件下での運転及び地域特性等種々の条件に応じた運転ができる。

項　目　名	項　目　名　ご　と　の　目　標
1　交通の流れに合わせた運転、適切な通行位置、進路変更	①　交通の流れに機敏かつ安全に入ることができ、流れに合わせた速度を選び、適切な車間距離をとることができる。 ②　道路の形状に合わせて適切な通行位置を選ぶことができる。 ③　交通の状況を的確に読みとり、タイミングよく進路変更ができる。
2　交差点の通行（直進・左折・右折）、見通しの悪い交差点の通行及び信号、標識・標示等に従った走行	①　交差点とその付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で通行できる。 ②　見通しの悪い交差点の危険性を読みとり、安全な速度と方法で通行できる。 ③　信号、標識・標示等を的確に読みとり、適切に対応できる。
3　歩行者等の保護	①　歩行者、自転車の動きを的確に読みとり、安全に通行させるための気配りができる。
4　道路及び交通の状況、時間帯に応じた運転	①　道路及び交通の状況を読みとり、それに合わせた運転ができる。 ②　時間帯に応じた運転行動がとれる。
5　方向変換及び縦列駐車	①　駐・停車場所に合わせた駐・停車ができる。
6　経路の設定	①　貨物自動車の運行形態に応じ適切な走行経路を設定し、他の交通に気配りをしながら安全に運転できる。
7　貨物自動車の特性を理解した運転	①　貨物輸送を想定した運転を実際の道路において適切に行うことができる。 ②　運転操作と貨物との関係を理解し、適切に運転することができる。
8　危険を予測した運転	①　他の交通とのかかわりにおける危険を的確に予測し、危険を回避する運転行動を早めに選ぶことにより、他車（者）との事故防止のみならず、自車の安全確保ができる。
9　夜間の運転	①　夜間の特性を理解するとともに、それに応じた運転行動がとれる。
10　悪条件下での運転	①　様々な悪条件下における状況を把握し、適切な対応がとれ、貨物に配慮し、安全に運転（中止）することができる。
11　特別項目	①　地域の特性等からみて必要性の高い運転技能を修得する。
12　クラッチペダル、チェンジレバーの取扱い	①　クラッチペダル、チェンジレバーの正しい取扱いができる。
13　発進及び停止	①　正しい操作手順で発進と停止ができる。
14　変速操作	①　速度の上げ下げや速度を保つことができる。
15　ブレーキ操作	①　曲がり具合に応じて走行位置を決め、速度を選ぶことができ、予定した位置に車を停止させることができる。
16　坂道の通過	①　勾配に応じて速度とレンジを選ぶことができる。
17　教路（曲線・屈折）の通過	①　狭い道路において車両感覚をつかみ、適切な進路と速度を選んで通行できる。
18　坂道発進	①　坂の途中で停止し、交代することなく発進することができる。
19　踏切通過	①　一時停止と安全確認を確実に行い速やかに通過することができる。
20　方向変換及び縦列駐車	①　駐・停車場所に合わせた駐・停車ができる。
21　教習効果の確認（みきわめ）	

月　日 時　限 指導員	1	2	3	4	5	6	7	8
実施項目名								
復習項目名								

月　日 時　限 指導員	9	10	11	12	13	14	15	16
実施項目名								
復習項目名								

月　日								

時　限 指　導　員	17	18	19	20	21	22		
実　施　項　目　名								
復　習　項　目　名								

月　日 時　限 指　導　員								
実　施　項　目　名								
復　習　項　目　名								
申し送り事項等					み　き　わ　め　実　施　者			
					月　日	月　日	月　日	月　日
					良好　不良	良好　不良	良好　不良	良好　不良

学科教習　第２段階								
月　　日 指　導　員	1	2	3	4	5	6	7	8
月　　日 指　導　員	9	10	11	12	13	14	15	16
月　　日 指　導　員								

教　　習　　計　　画　　表	卒検資格確認 管　理　者
	／

履修証明

技能教習	時限	段階	時限　教習項目	を履修
学科教習	時限	段階	時限　教習項目	を履修

表記の者は、当所において上記のとおり履修したことを証明します。

年　　月　　日

教習所所在地

教 習 所 名

管　理　者

教　習　原　簿　（ＡＴ中型免許）

教習所名			教習生番号		
フリガナ					写　真
氏名					
生年月日	年　月　日生（　歳）　男・女				
住所					

入所等の記録	入所年月日	年　月　日	転出入、退所年月日	年　月　日	
	教習開始年月日	年　月　日	仮免許交付年月日	①	年　月　日
	教習期限	年　月　日	仮免許有効期限		年　月　日
			仮免許証番号		
	教習修了年月日	年　月　日	仮免許交付年月日	②	年　月　日
	検定期限	年　月　日	仮免許有効期限		年　月　日
			仮免許証番号		
	修了証明書発行年月日	年　月　日	修了証明書番号	第	号
	卒業年月日	年　月　日	卒業証明書番号	第	号

入所時の確認	確認資料	□ 住民票の写し □免許証等 □その他（　）						現有免許の種類													確認者
	現有免許	交付年月日	年　月　日																		／
		有効期限	年　月　日まで有効																		
		公安委員会																			
		免許証等番号																			確認者
		免許の条件																			／
	教習の条件							応急救護処置教習免除有無			有　無 確認（　）										
	適性テスト	視力		裸眼	矯正	色彩識別	聴力	運動能力	深視力	検査者											
			左			適	適	適	適	／											
			右																		
			両			否	否	否	否												

注　意 事　項	1　この教習原簿は、教習の実績を記録するものですから教習の際必ず指導員に提出して下さい。 2　教習原簿は、教習ごとに指導員が必要事項の記入をしますので、確認し、教習終了後に必ず返納して下さい。 3　教習原簿は、紛失・汚損・破損等に十分注意して丁寧に取り扱って下さい。

	仮免前学科効果測定			修了検定			仮免学科試験		
	実施 月日	実施者	結果	実施 月日	検定員	結果	実施 月日	管理者	結果
1	／			／			／		
2	／			／			／		
3	／			／			／		
4	／			／			／		

	卒検前学科効果測定			卒業検定		
	実施 月日	実施者	結果	実施 月日	検定員	結果
	／			／		
	／			／		
	／			／		
	／			／		

	修了検定補修教習		
	実施 月日	指導員	補修項目等
1	／		
2	／		
3	／		
4	／		
5	／		

	卒業検定補修教習		
	実施 月日	指導員	補修項目等
	／		
	／		
	／		
	／		
	／		

	任意教習			自由教習				
原付技1	／			／			／	
原付技2	／			／			／	

技能教習	第１段階	第２段階	小計	修検補修	卒検補修	その他	合計
時限数							

運転適性検査		月日 実施者	／

技能教習　第１段階	目標	① 安全に対する気配りができ、正しい運転姿勢、シートベルトの装着が身に付き、運転装置を正しい手順で操作できる。 ② 個癖を修正し、基本的な運転操作ができる。 ③ 自車の走行位置を把握し、道路形態に合わせた速度と進路が選べるとともに、滑らかで安定した走行をすることができる。 ④ 場内コース及び交通の状況について正しい認知、判断ができ、それに基づく運転操作を円滑に行うことができる。 ⑤ 他の交通への気配りをしながら、法規に従った基本的な走行ができる。 ⑥ 貨物自動車の特性に対する正しい知識を持ち、それに基づく運転行動を適切にとることができる。 ⑦ 貨物輸送を念頭に置いて、貨物の安全性にも気配りした走行ができる。
（最短） 時限		

項　目　名	項　目　名　ご　と　の　目　標
1　車の乗り降りと運転姿勢	① 安全を意識した乗り降りや正しい運転姿勢がとれる。
2　運転装置の取扱いと日常点検整備等	① 運転装置及び貨物自動車に備えられることの多い装置の機能を理解するとともに、各装置の正しい取扱いができる。 ② 運転にあたっての点検、走行に必要な準備等を確実に行うことができる。
3　車両特性に基づく運転死角と車両感覚等を理解した運転操作	① 車両特性に基づく運転死角と車両感覚等を理解した運転操作ができる。 ② 平積み型とパネル型の違いを理解した運転操作ができる。
4　基本的な運転操作	① 正しい操作手順での発進と停止ができる。 ② 直線路や緩やかなカーブに合わせた走行位置や進路をとることができる。 ③ オートマチック車の特性を理解し、基本的な操作と走行ができる。 ④ 貨物輸送を想定した円滑な速度の上げ下げや速度を一定に保つことができる。
5　時機を捉えた発進と加速、目標に合わせた停止並びに路端における停車及び発進	① タイミングのよい発進とスムーズな加速ができる。 ② 予定した位置に車を滑らかに停止することができる。 ③ 路端に沿った停車及び振り出し現象に注意した発進ができる。
6　カーブや曲がり角の通行	① 貨物輸送を想定し曲がり具合に応じて走行位置を決め、適切な速度を選び、カーブや曲がり角を円滑に通行することができる。
7　坂道の通行	① 勾配に応じた速度とレンジを選ぶことができ、坂の途中で停止し、後退することなく円滑に発進することができる。 ② 貨物輸送を想定した円滑な坂道の通行ができる。
8　後退	① 適切な進路と速度を選んで後退ができる。
9　狭路の通行	① 様々な形状の狭い道路において車両感覚をつかみ、適切な進路と速度を選んで安全な通行ができる。
10　隘路への進入	① 車両感覚を理解して一定の場所に車両を誘導することができる。
11　通行位置の選択と進路変更、障害物への対応	① 道路及び交通の状況に合った通行位置を選ぶことができ、タイミングよく進路を変えることができる。 ② 障害物の状況を早期に読みとり、安全な進路と速度を選べる。
12　交差点の通行（直進・左折・右折）、見通しの悪い交差点の通行、信号、標識・標示等に従った走行	① 交差点とその付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で通行できる。 ② 見通しの悪い交差点の危険性を読みとり、安全な速度と方法で通行することができる。 ③ 信号を素早く読みとり、適切な判断により信号に従った走行ができる。 ④ 必要な標識・標示等を素早く読みとり、それに従った走行ができる。
13　踏切の通過	① 一時停止と安全確認を確実に行い、速やかに通過することができる。
14　急ブレーキ	① 速い速度からの急ブレーキによる停止及び危険の回避を体験させ、道路形状に合った速度の選択を修得させるとともに貨物への影響を理解させる。
15　教習効果の確認（みきわめ）	

月　日 指導員	1	2	3	4	5	6	7	8
実施項目名								
復習項目名								

月　　日 指　導　員	9	10	11	12	13	14	15	16
実　施　項　目　名								
復　習　項　目　名								
月　　日 指　導　員	17	18						
実　施　項　目　名								
復　習　項　目　名								

申し送り事項等	み　き　わ　め　実　施　者			
	月　日	月　日	月　日	月　日
	良好　不良	良好　不良	良好　不良	良好　不良

学科教習　第１段階								
月　　日 指　導　員	1	2	3	4	5	6	7	8
月　　日 指　導　員	9	10						

教　　習　　計　　画　　表

修検資格確認 管　理　者
／

技能教習　第２段階	目標	①　道路及び交通の状況についての情報を的確に読みとり、危険を予測した運転ができる。 ②　他の交通への気配りをしながら、貨物に配慮し、法規に従った実践的な運転ができる。 ③　貨物輸送を念頭に置いて、貨物の安全性に気配りした運転ができる。 ④　貨物に配慮した適切な走行経路を設定し、他の交通に気配りをしながら主体的な運転ができる。 ⑤　夜間の運転、悪条件下での運転及び地域特性等種々の条件に応じた運転ができる。
（最短） 時限		

項　目　名	項　目　名　ご　と　の　目　標
1　交通の流れに合わせた運転、適切な通行位置、進路変更	①　交通の流れに機敏かつ安全に入ることができ、流れに合わせた速度を選び、適切な車間距離をとることができる。 ②　道路の形状に合わせて適切な通行位置を選ぶことができる。 ③　交通の状況を的確に読みとり、タイミングよく進路変更ができる。
2　交差点の通行（直進・左折・右折）、見通しの悪い交差点の通行及び信号、標識・標示等に従った走行	①　交差点とその付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で通行できる。 ②　見通しの悪い交差点の危険性を読みとり、安全な速度と方法で通行できる。 ③　信号、標識・標示等を的確に読みとり、適切に対応できる。
3　歩行者等の保護	①　歩行者、自転車の動きを的確に読みとり、安全に通行させるための気配りができる。
4　道路及び交通の状況、時間帯に応じた運転	①　道路及び交通の状況を読みとり、それに合わせた運転ができる。 ②　時間帯に応じた運転行動がとれる。
5　方向変換及び縦列駐車	①　駐・停車場所に合わせた駐・停車ができる。
6　経路の設定	①　貨物自動車の運行形態に応じ適切な走行経路を設定し、他の交通に気配りをしながら安全に運転できる。
7　貨物自動車の特性を理解した運転	①　貨物輸送を想定した運転を実際の道路において適切に行うことができる。 ②　運転操作と貨物との関係を理解し、適切に運転することができる。
8　危険を予測した運転	①　他の交通とのかかわりにおける危険を的確に予測し、危険を回避する運転行動を早めに選ぶことにより、他車（者）との事故防止のみならず、自車の安全確保ができる。
9　夜間の運転	①　夜間の特性を理解するとともに、それに応じた運転行動がとれる。
10　悪条件下での運転	①　様々な悪条件下における状況を把握し、適切な対応がとれ、貨物に配慮し、安全に運転（中止）することができる。
11　特別項目	①　地域の特性等からみて必要性の高い運転技能を修得する。
12　教習効果の確認（みきわめ）	

月　日 時　限 指導員	1	2	3	4	5	6	7	8
実施項目名								
復習項目名								
月　日 時　限 指導員	9	10	11	12	13	14	15	16
実施項目名								
復習項目名								
月　日 時　限 指導員	17	18						
実施項目名								
復習項目名								

月　　日 時　　限 指　導　員								
実　施　項　目　名								
復　習　項　目　名								
申し送り事項等					み　き　わ　め　実　施　者			
					月　日	月　日	月　日	月　日
					良好　不良	良好　不良	良好　不良	良好　不良

学科教習　第２段階								
月　　日 指　導　員	1	2	3	4	5	6	7	8
月　　日 指　導　員	9	10	11	12	13	14	15	16
月　　日 指　導　員								

教　　習　　計　　画　　表	
	卒検資格確認 管　理　者 ／

履修

証明

技能教習	時限	段階	時限　教習項目	を履修
学科教習	時限	段階	時限　教習項目	を履修

表記の者は、当所において上記のとおり履修したことを証明します。

年　　月　　日

教習所所在地

教 習 所 名

管　理　者

教　習　原　簿（ＭＴ準中型免許）

教習所名			教習生番号																		
フリガナ																					写　真
氏名																					
生年月日	年　月　日生（　歳）　男・女																				
住所																					
入所等の記録	入所年月日	年　月　日	転出入、退所年月日	年　月　日																	
	教習開始年月日	年　月　日	仮免許交付年月日	①　年　月　日																	
	教習期限	年　月　日	仮免許有効期限	年　月　日																	
	教習修了年月日	年　月　日	仮免許交付年月日	②　年　月　日																	
	検定期限	年　月　日	仮免許有効期限	年　月　日																	
	修了証明書発行年月日	年　月　日	修了証明書番号	第　号																	
	卒業年月日	年　月　日	卒業証明書番号	第　号																	
入所時の確認	確認資料	□ 住民票の写し □免許証 □その他（　）	現有免許の種類																	確認者	
	現有免許	交付年月日	年　月　日																	／	
		有効期限	年　月　日まで有効																		
		公安委員会																			
		免許証番号													－					確認者	
		免許の条件																		／	
	教習の条件		応急救護処置教習免除有無	有　無 確認（　）																	
	適性テスト	視力		裸眼	矯正	色彩識別	聴力	運動能力	深視力	検査者											
			左			適	第１号	適	適	／											
			右																		
			両			否	第２号	否	否												

注　意　事　項	
	1　この教習原簿は、教習の実績を記録するものですから教習の際必ず指導員に提出して下さい。 2　教習原簿は、教習ごとに指導員が必要事項の記入をしますので、確認し、教習終了後に必ず返納して下さい。 3　教習原簿は、紛失・汚損・破損等に十分注意して丁寧に取り扱って下さい。

	仮免前学科効果測定			修了検定			仮免学科試験		
	実施 月日	実施者	結果	実施 月日	検定員	結果	実施 月日	管理者	結果
1	／			／			／		
2	／			／			／		
3	／			／			／		
4	／			／			／		

	卒検前学科効果測定			卒業検定		
	実施 月日	実施者	結果	実施 月日	検定員	結果
	／			／		
	／			／		
	／			／		
	／			／		

	修了検定補修教習		
	実施 月日	指導員	補修項目等
1	／		
2	／		
3	／		
4	／		
5	／		

	卒業検定補修教習		
	実施 月日	指導員	補修項目等
	／		
	／		
	／		
	／		
	／		

	任意教習			自由教習				
原付技1	／			／			／	
原付技2	／			／			／	

技能教習	第１段階	第２段階	小計	修検補修	卒検補修	その他	合計
時限数							

運転適性検査		月日 実施者	／

技能教習　第１段階 （最短） 時限	目 標	①　安全に対する気配りができ、正しい運転姿勢、シートベルトの装着が身に付き、運転装置を正しい手順で操作できる。 ②　個癖を修正し、基本的な運転操作ができる。 ③　自車の走行位置を把握し、道路形態に合わせた速度と進路が選べるとともに、滑らかで安定した走行をすることができる。 ④　場内コース及び交通の状況について正しい認知、判断ができ、それに基づく運転操作を円滑に行うことができる。 ⑤　他の交通への気配りをしながら、法規に従った基本的な走行ができる。 ⑥　貨物自動車の特性に対する正しい知識を持ち、それに基づく運転行動を適切にとることができる。 ⑦　貨物輸送を念頭に置いて、貨物の安全性にも気配りした走行ができる。

項　目　名	項　目　名　ご　と　の　目　標
1　車の乗り降りと運転姿勢	①　安全を意識した乗り降りや正しい運転姿勢がとれる。
2　自動車の機構と運転装置の取扱い	①　運転装置の機能や自動車の走行の原理を理解するとともに、各装置の正しい取扱いができる。
3　発進と停止	①　正しい操作手順で発進と停止ができる。
4　速度の調節	①　速度の上げ下げや速度を保つことができる。
5　走行位置と進路	①　直線路やゆるいカーブに合わせた走行位置や進路がとれる。
6　時機をとらえた発進と加速	①　タイミングのよい発進と力強い加速ができる。
7　目標に合わせた停止	①　予定した位置に車を停止させることができる。
8　カーブや曲がり角の通行	①　曲がり具合に応じて走行位置を決め、速度を選ぶことができる。
9　坂道の通行	①　勾配に応じて速度とレンジを選ぶことができ、坂の途中で停止し、後退することなく発進することができる。
10　後退	①　適切な進路と速度を選んで後退ができる。
11　狭路の通行	①　狭い道路において車両感覚をつかみ、適切な進路と速度を選んで通行できる。
12　通行位置の選択と進路変更	①　道路及び交通の状況に合った通行位置を選ぶことができ、タイミングよく進路を変えることができる。
13　障害物への対応	①　障害物の状況を早期に読み取り、安全な進路と速度が選べる。
14　標識・標示に従った走行	①　必要な標識・表示を素早く読み取り、それに従った走行ができる。
15　信号に従った走行	①　信号を素早く読み取り、適切な判断により信号に従った走行ができる。
16　交差点の通行（直進） 17　交差点の通行（左折） 18　交差点の通行（右折）	①　交差点とその付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で通行できる。
19　見通しの悪い交差点の通行	①　見通しの悪い交差点の危険性を読み取り、安全な速度と方法で通行できる。
20　踏切の通過	①　一時停止と安全確認を確実に行い、速やかに通過することができる。
21　急加速と　急発進時の措置	①　AT自動車での急加速ができ、急発進したとき直ちに停止できる。
22　車の乗り降りと運転姿勢	①　安全を意識した乗り降りや正しい運転姿勢がとれる。
23　運転装置の取扱いと日常点検整備等	①　運転装置及び貨物自動車に備えられることの多い装置の機能を理解するとともに、各装置の正しい取扱いができる。 ②　運転にあたっての点検、走行に必要な準備等を確実に行うことができる。
24　車両特性に基づく運転死角と車両感覚等を理解した運転操作	①　車両特性に基づく運転死角と車両感覚等を理解した運転操作ができる。 ②　平積み型とパネル型の違いを理解した運転操作ができる。
25　基本的な運転操作	①　正しい操作手順での発進と停止ができる。 ②　直線路や緩やかなカーブに合わせた走行位置や進路をとることができる。 ③　貨物輸送を想定した円滑な速度の上げ下げや速度を一定に保つことができる。
26　時機を捉えた発進と加速及び	①　タイミングのよい発進とスムーズな加速ができる。

目標に合わせた停止	② 予定した位置に車を滑らかに停止することができる。
27 カーブや曲がり角の通行	① 貨物輸送を想定し曲がり具合に応じて走行位置を決め、適切な速度を選び、カーブや曲がり角を円滑に通行することができる。
28 坂道の通行	① 勾配に応じた速度とレンジを選ぶことができ、坂の途中で停止し、後退することなく円滑 に発進することができる。 ② 貨物輸送を想定した円滑な坂道の通行ができる。
29 後退	① 適切な進路と速度を選んで後退ができる。
30 狭路の通行	① 様々な形状の狭い道路において車両感覚をつかみ、適切な進路と速度を選んで安全な通行ができる。
31 通行位置の選択と進路変更、障害物への対応	① 道路及び交通の状況にあった通行位置を選ぶことができ、タイミングよく進路を変えることができる。 ② 障害物の状況を早期に読みとり、安全な進路と速度を選べる。
32 交差点の通行（直進・左折・右折）、見通しの悪い交差点の通行、信号、標識・標示等に従った走行	① 交差点とその付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で通行できる。 ② 見通しの悪い交差点の危険性を読みとり、安全な速度と方法で通行することができる。 ③ 信号を素早く読みとり、適切な判断により信号に従った走行ができる。 ④ 必要な標識・標示等を素早く読みとり、それに従った走行ができる。
33 踏切の通過	① 一時停止と安全確認を確実に行い、速やかに通過することができる。
34 教習効果の確認（みきわめ）	

月 日 指導員	1	2	3	4	5	6	7	8
実施項目名								
復習項目名								
月 日 指導員	9	10	11	12	13	14	15	~~16~~
実施項目名								
復習項目名								
月 日 指導員								
実施項目名								
復習項目名								

申し送り事項等	みきわめ実施者			
	月 日	月 日	月 日	月 日
	良好 不良	良好 不良	良好 不良	良好 不良

学科教習　第１段階								
月　　日 指　導　員	1	2	3	4	5	6	7	8
月　　日 指　導　員	9	10						

教　　習　　計　　画　　表

修検資格確認 管　理　者
／

技能教習　第２段階 （最短） 時限	目標	①　道路及び交通の状況についての情報を的確に読み取り、危険を予測した運転ができる。 ②　他の交通への気配りをしながら、貨物に配慮し、法規に従った実践的な運転ができる。 ③　自主的に走行経路を設定し、他の交通に気配りしながら、主体的な運転ができる。 ④　高速走行の特性を知り、高速道路において安全に運転ができる。 ⑤　貨物輸送を念頭に置いて、貨物の安全性に気配りした運転ができる。 ⑥　貨物に配慮した適切な走行経路を設定し、他の交通に気配りをしながら主体的な運転ができる。 ⑦　夜間の運転、悪条件下での運転及び地域特性等種々の条件に応じた運転ができる。

項　目　名	項　目　名　ご　と　の　目　標
1　路上運転に当たっての注意と路上運転前の準備	①　所内コースと実際の道路の違いを理解するとともに、路上運転をするに当たっての点検、準備を確実に行うことができる。
2　交通の流れに合わせた走行	①　交通の流れに機敏かつ安全に入ることができ、流れに合わせた速度を選び、適切な車間距離をとることができる。
3　適切な通行位置	①　道路の形状に合わせて適切な通行位置を選べる。
4　進路変更	①　交通の状況を的確に読み取り、タイミングよく進路変更ができる。
5　信号、標識・標示等に従った運転	①　信号、標識・標示等を的確に読み取り、適切に対応できる。
6　交差点の通行	①　交差点とその付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で通行できる。
7　歩行者等の保護	①　歩行者、自転車の動きを的確に読み取り、安全に通行させるための気配りができる。
8　道路及び交通の状況に合わせた運転	①　道路及び交通の状況を読み取り、それに合わせた運転ができる。
9　駐・停車	①　道路や交通の状況に応じて、駐・停車ができる。
10　方向変換、縦列駐車	①　駐・停車場所に合わせた駐・停車ができる。
11　危険を予測した運転	①　他の交通との関わりにおける危険を的確に予測し、危険を回避する運転行動を選べる。
12　高速道路での運転	①　高速走行の特性を知り、高速道路において安全に運転できる。
13　急ブレーキ	①　速い速度からの急ブレーキによる停止及び危険の回避を体験させ、道路形状に合った速度の選択を修得させるとともに貨物への影響を理解させる。
14　交通の流れに合わせた運転、適切な通行位置、進路変更	①　交通の流れに機敏かつ安全に入ることができ、流れに合わせた速度を選び、適切な車間距離をとることができる。 ②　道路の形状に合わせて適切な通行位置を選ぶことができる。 ③　交通の状況を的確に読みとり、タイミングよく進路変更ができる。
15　交差点の通行（直進・左折・右折）、見通しの悪い交差点の通行及び信号、標識・標示等に従った走行	①　交差点とその付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で通行できる。 ②　見通しの悪い交差点の危険性を読みとり、安全な速度と方法で通行できる。 ③　信号、標識・標示等を的確に読みとり、適切に対応できる。
16　歩行者等の保護	①　歩行者、自転車の動きを的確に読みとり、安全に通行させるための気配りができる。
17　道路及び交通の状況、時間帯に応じた運転	①　道路及び交通の状況を読みとり、それに合わせた運転ができる。 ②　時間帯に応じた運転行動がとれる。
18　方向変換及び縦列駐車	①　駐・停車場所に合わせた駐・停車ができる。
19　経路の設定	①　貨物自動車の運行形態に応じ適切な走行経路を設定し、他の交通に気配りをしながら安全に運転できる。
20　貨物自動車の特性を理解した運転	①　貨物輸送を想定した運転を実際の道路において適切に行うことができる。 ②　運転操作と貨物との関係を理解し、適切に運転することができる。
21　危険を予測した運転	①　他の交通とのかかわりにおける危険を的確に予測し、危険を回避する運転行動を早めに選ぶことにより、他車（者）との事故防止のみならず、自車の安全確保ができる。
22　夜間の運転	①　夜間の特性を理解するとともに、それに応じた運転行動がとれる。
23　悪条件下での運転	①　様々な悪条件下における状況を把握し、適切な対応がとれ、貨物に配慮し、安全に運転（中止）することができる。
24　特別項目	①　地域の特性等からみて必要性の高い運転技能を修得する。
25　クラッチペダル、チェンジレバーの取扱い	①　クラッチペダル、チェンジレバーの正しい取扱いができる。
26　発進及び停止	①　正しい操作手順で発進と停止ができる。
27　変速操作	①　速度の上げ下げや速度を保つことができる。
28　ブレーキ操作	①　曲がり具合に応じて走行位置を決め、速度を選ぶことができ、予定した位置に車を停止させることができる。
29　坂道の通過	①　勾配に応じて速度とレンジを選ぶことができる。
30　狭路（曲線・屈折）の通過	①　狭い道路において車両感覚をつかみ、適切な進路と速度を選んで通行できる。

31　坂道発進	①　坂の途中で停止し、後退することなく発進することができる。
32　踏切通過	①　一時停止と安全確認を確実に行い、速やかに通過することができる。
33　方向変換及び縦列駐車	①　駐・停車場所に合わせた駐・停車ができる。
教習効果の確認（みきわめ）	

月　日 時　限 指導員	1	2	3	4	5	6	7	8
実施項目名								
復習項目名								

月　日 時　限 指導員	9	10	11	12	13	14	15	16
実施項目名								
復習項目名								
月　日 時　限 指導員	17	18	19	20	21	22	23	24
実施項目名								
復習項目名								
時　限 指導員	25	26	27					
実施項目名								
復習項目名								

申し送り事項等	みきわめ実施者			
	月　日	月　日	月　日	月　日
	良好　不良	良好　不良	良好　不良	良好　不良

教　習　原　簿　（ＡＴ準中型免許）

教習所名			教習生番号		
フリガナ					写　真
氏名					
生年月日	年　月　日生（　歳）　男・女				
住所					

入所等の記録	入所年月日	年　月　日	転出入、退所年月日	年　月　日	
	教習開始年月日	年　月　日	仮免許交付年月日	①	年　月　日
	教習期限	年　月　日	仮免許有効期限		年　月　日
			仮免許証番号		
	教習修了年月日	年　月　日	仮免許交付年月日	②	年　月　日
	検定期限	年　月　日	仮免許有効期限		年　月　日
			仮免許証番号		
	修了証明書発行年月日	年　月　日	修了証明書番号	第	号
	卒業年月日	年　月　日	卒業証明書番号	第	号

入所時の確認	確認資料	□ 住民票の写し □免許証等 □その他（　）						現有免許の種類															確認者
	現有免許	交付年月日	年　月　日																				／
		有効期限	年　月　日まで有効																				
		公安委員会																					
		免許証等番号																					確認者
		免許の条件																					／
	教習の条件							応急救護処置教習免除有無	有　無 確認（　）														

適性テスト	視力		裸眼	矯正	視野	色彩識別	聴力	運動能力	検査者
		左			左　度	適	第１号	適	／
		右			右　度				
		両			計　度	否	第２号	否	

注意事項	1　この教習原簿は、教習の実績を記録するものですから教習の際必ず指導員に提出して下さい。 2　教習原簿は、教習ごとに指導員が必要事項の記入をしますので、確認し、教習終了後に必ず返納して下さい。 3　教習原簿は、紛失・汚損・破損等に十分注意して丁寧に取り扱って下さい。

	仮免前学科効果測定			修了検定			仮免学科試験		
	実施 月日	実施者	結果	実施 月日	検定員	結果	実施 月日	管理者	結果
1	／			／			／		
2	／			／			／		
3	／			／			／		
4	／			／			／		

	卒検前学科効果測定			卒業検定		
	実施 月日	実施者	結果	実施 月日	検定員	結果
	／			／		
	／			／		
	／			／		
	／			／		

	修了検定補修教習		
	実施 月日	指導員	補修項目等
1	／		
2	／		
3	／		
4	／		
5	／		

	卒業検定補修教習		
	実施 月日	指導員	補修項目等
	／		
	／		
	／		
	／		
	／		

任意教習			自由教習				
原付技1	／			／		／	
原付技2	／			／		／	

技能教習	第１段階	第２段階	小計	修検補修	卒検補修	その他	合計
時限数							

運転適性検査		月日 実施者	／

技能教習　第１段階 （最短） 時限	目 標	①　安全に対する気配りができ、正しい運転姿勢、シートベルトの装着が身に付き、運転装置を正しい手順で操作できる。 ②　個癖を修正し、基本的な運転操作ができる。 ③　自車の走行位置を把握し、道路形態に合わせた速度と進路が選べるとともに、滑らかで安定した走行をすることができる。 ④　場内コース及び交通の状況について正しい認知、判断ができ、それに基づく運転操作を円滑に行うことができる。 ⑤　他の交通への気配りをしながら、法規に従った基本的な走行ができる。 ⑥　貨物自動車の特性に対する正しい知識を持ち、それに基づく運転行動を適切にとることができる。 ⑦　貨物輸送を念頭に置いて、貨物の安全性にも気配りした走行ができる。

項　目　名	項　目　名　ご　と　の　目　標
1　車の乗り降りと運転姿勢	①　安全を意識した乗り降りや正しい運転姿勢がとれる。
2　自動車の機構と運転装置の取扱い	①　運転装置の機能や自動車の走行の原理を理解するとともに、各装置の正しい取扱いができる。
3　発進と停止	①　正しい操作手順で発進と停止ができる。
4　速度の調節	①　速度の上げ下げや速度を保つことができる。
5　走行位置と進路	①　直線路やゆるいカーブに合わせた走行位置や進路がとれる。
6　時機をとらえた発進と加速	①　タイミングのよい発進と力強い加速ができる。
7　目標に合わせた停止	①　予定した位置に車を停止させることができる。
8　カーブや曲がり角の通行	①　曲がり具合に応じて走行位置を決め、速度を選ぶことができる。
9　坂道の通行	①　勾配に応じて速度とレンジを選ぶことができ、坂の途中で停止し、後退することなく発進することができる。
10　後退	①　適切な進路と速度を選んで後退ができる。
11　狭路の通行	①　狭い道路において車両感覚をつかみ、適切な進路と速度を選んで通行できる。
12　通行位置の選択と進路変更	①　道路及び交通の状況に合った通行位置を選ぶことができ、タイミングよく進路を変えることができる。
13　障害物への対応	①　障害物の状況を早期に読み取り、安全な進路と速度が選べる。
14　標識・標示に従った走行	①　必要な標識・表示を素早く読み取り、それに従った走行ができる。
15　信号に従った走行	①　信号を素早く読み取り、適切な判断により信号に従った走行ができる。
16　交差点の通行（直進） 17　交差点の通行（左折） 18　交差点の通行（右折）	①　交差点とその付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で通行できる。
19　見通しの悪い交差点の通行	①　見通しの悪い交差点の危険性を読み取り、安全な速度と方法で通行できる。
20　踏切の通過	①　一時停止と安全確認を確実に行い、速やかに通過することができる。
21　急加速と　急発進時の措置	①　ＡＴ自動車での急加速ができ、急発進したとき直ちに停止できる。
22　車の乗り降りと運転姿勢	①　安全を意識した乗り降りや正しい運転姿勢がとれる。
23　運転装置の取扱いと日常点検整備等	①　運転装置及び貨物自動車に備えられることの多い装置の機能を理解するとともに、各装置の正しい取扱いができる。 ②　運転にあたっての点検、走行に必要な準備等を確実に行うことができる。
24　車両特性に基づく運転死角と車両感覚等を理解した運転操作	①　車両特性に基づく運転死角と車両感覚等を理解した運転操作ができる。 ②　平積み型とパネル型の違いを理解した運転操作ができる。
25　基本的な運転操作	①　正しい操作手順での発進と停止ができる。 ②　直線路や緩やかなカーブに合わせた走行位置や進路をとることができる。 ③　貨物輸送を想定した円滑な速度の上げ下げや速度を一定に保つことができる。
26　時機を捉えた発進と加速及び目標に合わせた停止	①　タイミングのよい発進とスムーズな加速ができる。 ②　予定した位置に車を滑らかに停止することができる。
27　カーブや曲がり角の通行	①　貨物輸送を想定し曲がり具合に応じて走行位置を決め、適切な速度を選び、カーブや曲がり角を円滑に通行することができる。
28　坂道の通行	①　勾配に応じた速度とレンジを選ぶことができ、坂の途中で停止し、後退することなく円滑に発進することができる。 ②　貨物輸送を想定した円滑な坂道の通行ができる。
29　後退	①　適切な進路と速度を選んで後退ができる。
30　狭路の通行	①　様々な形状の狭い道路において車両感覚をつかみ、適切な進路と速度を選んで安全な通行ができる。
31　通行位置の選択と進路変更、障害物への対応	①　道路及び交通の状況にあった通行位置を選ぶことができ、タイミングよく進路を変えることができる。 ②　障害物の状況を早期に読みとり、安全な進路と速度を選べる。
32　交差点の通行（直進・左折・右折）、見通しの悪い交差点の通行、信号、標識・標示等に従った走行	①　交差点とその付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で通行できる。 ②　見通しの悪い交差点の危険性を読みとり、安全な速度と方法で通行することができる。 ③　信号を素早く読みとり、適切な判断により信号に従った走行ができる。 ④　必要な標識・標示等を素早く読みとり、それに従った走行ができる。
33　踏切の通過	①　一時停止と安全確認を確実に行い、速やかに通過することができる。
34　教習効果の確認（みきわめ）	

月　　日 指　導　員	1	2	3	4	5	6	7	8
実　施　項　目　名								
復　習　項　目　名								
月　　日 指　導　員	9	10	11	12	13	14	15	
実　施　項　目　名								
復　習　項　目　名								
月　　日 指　導　員								
実　施　項　目　名								
復　習　項　目　名								

申し送り事項等	み　き　わ　め　実　施　者			
	月　日	月　日	月　日	月　日
	良好　不良	良好　不良	良好　不良	良好　不良

学科教習　第１段階								
月　　日 指　導　員	1	2	3	4	5	6	7	8
月　　日 指　導　員	9	10						

教　　習　　計　　画　　表

修検資格確認 管　理　者
／

技能教習　第２段階 （最短） 時限	目 標	①　道路及び交通の状況についての情報を的確に読み取り、危険を予測した運転ができる。 ②　他の交通への気配りをしながら、貨物に配慮し、法規に従った実践的な運転ができる。 ③　自主的に走行経路を設定し、他の交通に気配りしながら、主体的な運転ができる。 ④　高速走行の特性を知り、高速道路において安全に運転ができる。 ⑤　貨物輸送を念頭に置いて、貨物の安全性に気配りした運転ができる。 ⑥　貨物に配慮した適切な走行経路を設定し、他の交通に気配りをしながら主体的な運転ができる。 ⑦　夜間の運転、悪条件下での運転及び地域特性等種々の条件に応じた運転ができる。

項　目　名	項　目　名　ご　と　の　目　標
1　路上運転に当たっての注意と路上運転前の準備	①　所内コースと実際の道路の違いを理解するとともに、路上運転をするに当たっての点検、準備を確実に行うことができる。
2　交通の流れに合わせた走行	①　交通の流れに機敏かつ安全に入ることができ、流れに合わせた速度を選び、適切な車間距離をとることができる。
3　適切な通行位置	①　道路の形状に合わせて適切な通行位置を選べる。
4　進路変更	①　交通の状況を的確に読み取り、タイミングよく進路変更ができる。
5　信号、標識・標示等に従った運転	①　信号、標識・標示等を的確に読み取り、適切に対応できる。
6　交差点の通行	①　交差点とその付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で通行できる。
7　歩行者等の保護	①　歩行者、自転車の動きを的確に読み取り、安全に通行させるための気配りができる。
8　道路及び交通の状況に合わせた運転	①　道路及び交通の状況を読み取り、それに合わせた運転ができる。
9　駐・停車	①　道路や交通の状況に応じて、駐・停車ができる。
10　方向変換、縦列駐車	①　駐・停車場所に合わせた駐・停車ができる。
11　危険を予測した運転	①　他の交通との関わりにおける危険を的確に予測し、危険を回避する運転行動を選べる。
12　高速道路での運転	①　高速走行の特性を知り、高速道路において安全に運転できる。
13　急ブレーキ	①　速い速度からの急ブレーキによる停止及び危険の回避を体験させ、道路形状に合った速度の選択を修得させるとともに貨物への影響を理解させる。
14　交通の流れに合わせた運転、適切な通行位置、進路変更	①　交通の流れに機敏かつ安全に入ることができ、流れに合わせた速度を選び、適切な車間距離をとることができる。 ②　道路の形状に合わせて適切な通行位置を選ぶことができる。 ③　交通の状況を的確に読みとり、タイミングよく進路変更ができる。
15　交差点の通行（直進・左折・右折）、見通しの悪い交差点の通行及び信号、標識・標示等に従った走行	①　交差点とその付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で通行できる。 ②　見通しの悪い交差点の危険性を読みとり、安全な速度と方法で通行できる。 ③　信号、標識・標示等を的確に読みとり、適切に対応できる。
16　歩行者等の保護	①　歩行者、自転車の動きを的確に読みとり、安全に通行させるための気配りができる。
17　道路及び交通の状況、時間帯に応じた運転	①　道路及び交通の状況を読みとり、それに合わせた運転ができる。 ②　時間帯に応じた運転行動がとれる。
18　方向変換及び縦列駐車	①　駐・停車場所に合わせた駐・停車ができる。
19　経路の設定	①　貨物自動車の運行形態に応じ適切な走行経路を設定し、他の交通に気配りをしながら安全に運転できる。
20　貨物自動車の特性を理解した運転	①　貨物輸送を想定した運転を実際の道路において適切に行うことができる。 ②　運転操作と貨物との関係を理解し、適切に運転することができる。
21　危険を予測した運転	①　他の交通とのかかわりにおける危険を的確に予測し、危険を回避する運転行動を早めに選ぶことにより、他車（者）との事故防止のみならず、自車の安全確保ができる。
22　夜間の運転	①　夜間の特性を理解するとともに、それに応じた運転行動がとれる。
23　悪条件下での運転	①　様々な悪条件下における状況を把握し、適切な対応がとれ、貨物に配慮し、安全に運転（中止）することができる。
24　特別項目	①　地域の特性等からみて必要性の高い運転技能を修得する。
25　教習効果の確認（みきわめ）	

月　日 時　限 指導員	1	2	3	4	5	6	7	8
実施項目名								
復習項目名								

月　日 時　限 指導員	9	10	11	12	13	14	15	16
実施項目名								
復習項目名								

月　　日 時　　限 指　導　員	17	18	19	20	21	22	23	
実　施　項　目　名								
復　習　項　目　名								
月　　日 時　　限 指　導　員								
実　施　項　目　名								
復　習　項　目　名								

申し送り事項等	み　き　わ　め　実　施　者			
	月　日	月　日	月　日	月　日
	良好　不良	良好　不良	良好　不良	良好　不良

学科教習　第２段階								
月　　日 指　導　員	1	2	3	4	5	6	7	8
月　　日 指　導　員	9	10	11	12	13	14	15	16
月　　日 指　導　員	17							

教　　習　　計　　画　　表

卒検資格確認 管　理　者
／

履修

証明

技能教習	時限	段階	時限　教習項目	を履修
学科教習	時限	段階	時限　教習項目	を履修

表記の者は、当所において上記のとおり履修したことを証明します。

年　　月　　日

教習所所在地

教 習 所 名

管　理　者

学科教習　第２段階								
月　　日 指　導　員	1	2	3	4	5	6	7	8
月　　日 指　導　員	9	10	11	12	13	14	15	16
月　　日 指　導　員	17							

教　　習　　計　　画　　表

卒検資格確認 管　理　者
／

履修

証明

技能教習	時限	段階	時限　教習項目	を履修
学科教習	時限	段階	時限　教習項目	を履修

表記の者は、当所において上記のとおり履修したことを証明します。

年　　月　　日

教習所所在地

教 習 所 名

管　理　者

教　習　原　簿　（ＭＴ普通免許）

教習所名			教習生番号		
フリガナ					写　真
氏名					
生年月日	年　月　日生（　歳）　男・女				
住所					

入所等の記録	入所年月日	年　月　日	転出入、退所年月日	年　月　日	
	教習開始年月日	年　月　日	仮免許交付年月日 仮免許有効期限	①	年　月　日 年　月　日
	教習期限	年　月　日	仮免許証番号		
	教習修了年月日	年　月　日	仮免許交付年月日 仮免許有効期限	②	年　月　日 年　月　日
	検定期限	年　月　日	仮免許証番号		
	修了証明書発行年月日	年　月　日	修了証明書番号	第　　号	
	卒業年月日	年　月　日	卒業証明書番号	第　　号	

入所時の確認	確認資料	□ 住民票の写し □免許証 □その他（　）						現有免許の種類											確認者
	現有免許	交付年月日	年　月　日																／
		有効期限	年　月　日まで有効																
		公安委員会																	
		免許証番号																	確認者
		免許の条件																	／
	教習の条件							応急救護処置教習免除有無	有　無 確認（　）										

適性テスト		裸眼	矯正	視野	色彩識別	聴力	運動能力	検査者
	視力 左			左　度	適	第１号	適	／
	右			右　度				
	両			計　度	否	第２号	否	

注　意 事　項	1　この教習原簿は、教習の実績を記録するものですから教習の際必ず指導員に提出して下さい。 2　教習原簿は、教習ごとに指導員が必要事項の記入をしますので、確認し、教習終了後に必ず返納して下さい。 3　教習原簿は、紛失・汚損・破損等に十分注意して丁寧に取り扱って下さい。

	仮免前学科効果測定			修了検定			仮免学科試験		
	実施 月日	実施者	結果	実施 月日	検定員	結果	実施 月日	管理者	結果
1	／			／			／		
2	／			／			／		
3	／			／			／		
4	／			／			／		

	卒検前学科効果測定			卒業検定		
	実施 月日	実施者	結果	実施 月日	検定員	結果
	／			／		
	／			／		
	／			／		
	／			／		

	修了検定補修教習		
	実施 月日	指導員	補修項目等
1	／		
2	／		
3	／		
4	／		
5	／		

	卒業検定補修教習		
	実施 月日	指導員	補修項目等
	／		
	／		
	／		
	／		
	／		

	任意教習			自由教習				
原付技1	／			／			／	
原付技2	／			／			／	

技能教習	第１段階	第２段階	小計	修検補修	卒検補修	その他	合計
時限数							

運転適性検査		月日 実施者	／

技能教習　第１段階	目標	①　安全に対する気配りができ、運転装置を正しい手順で操作できる。 ②　自車の走行位置を把握し、道路形態に合わせた速度と進路が選べる。 ③　場内の道路及び交通の状況について正しい認知、判断ができ、それに基づく運転操作を円滑に行うことができる。 ④　他の交通への気配りをしながら、法規に従った基本的な走行ができる。
（最短） 時限		

項目名	項目名ごとの目標
1　車の乗り降りと運転姿勢	1　安全を意識した乗り降りや正しい運転姿勢がとれる。
2　自動車の機構と運転装置の取扱い	2　運転装置の機能や自動車の走行の原理を理解するとともに、各装置の正しい取扱いができる。
3　発進と停止	3　正しい操作手順で発進と停止ができる。
4　速度の調節	4　速度の上げ下げや速度を保つことができる。
5　走行位置と進路	5　直線路やゆるいカーブに合わせた走行位置や進路がとれる。
6　時機をとらえた発進と加速	6　タイミングのよい発進と力強い加速ができる。
7　目標に合わせた停止	7　予定した位置に車を停止させることができる。
8　カーブや曲がり角の通行	8　曲がり具合に応じて走行位置を決め、速度を選ぶことができる。
9　坂道の通行	9　勾配に応じて速度とレンジを選ぶことができ、坂の途中で停止し、後退することなく発進することができる。
10　後退	10　適切な進路と速度を選んで後退ができる。
11　狭路の通行	11　狭い道路において車両感覚をつかみ、適切な進路と速度を選んで通行できる。
12　通行位置の選択と進路変更	12　道路及び交通の状況に合った通行位置を選ぶことができ、タイミングよく進路を変えることができる。
13　障害物への対応	13　障害物の状況を早期に読み取り、安全な進路と速度が選べる。
14　標識・標示に従った走行	14　必要な標識・表示を素早く読み取り、それに従った走行ができる。
15　信号に従った走行	15　信号を素早く読み取り、適切な判断により信号に従った走行ができる。
16　交差点の通行（直進）	16～18　交差点とその付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で通行できる。
17　交差点の通行（左折）	
18　交差点の通行（右折）	
19　見通しの悪い交差点の通行	19　見通しの悪い交差点の危険性を読み取り、安全な速度と方法で通行できる。
20　踏切の通過	20　一時停止と安全確認を確実に行い、速やかに通過することができる。
21　急加速と急発進時の措置	21　急加速ができ、急発進したとき直ちに停止できる。
22　教習効果の確認（みきわめ）	

月　日 指導員	1	2	3	4	5	6	7	8
実施項目名								
復習項目名								
月　日 指導員	9	10	11	12				
実施項目名								
復習項目名								
月　日 指導員								
実施項目名								
復習項目名								

申し送り事項等	みきわめ実施者			
	月　日	月　日	月　日	月　日
	良好　不良	良好　不良	良好　不良	良好　不良

学科教習　第１段階								
月　　日 指　導　員	1	2	3	4	5	6	7	8
月　　日 指　導　員	9	10						

教　　習　　計　　画　　表

修検資格確認 管　理　者
／

技能教習　第２段階	目標	①　道路及び交通の状況についての情報を的確に読み取り、危険を予測した運転ができる。 ②　他の交通への気配りをしながら、法規に従った基本的な走行ができる。 ③　自主的に走行経路を設定し、他の交通に気配りしながら、主体的な運転ができる。 ④　高速走行の特性を知り、高速道路において安全に運転ができる。
（最短） 時限		

項目名	項目名ごとの目標
1　路上運転に当たっての注意と路上運転前の準備	1　所内コースと実際の道路の違いを理解するとともに、路上運転をするに当たっての点検、準備を確実に行うことができる。
2　交通の流れに合わせた走行	2　交通の流れに機敏かつ安全に入ることができ、流れに合わせた速度を選び、適切な車間距離をとることができる。
3　適切な通行位置	3　道路の形状に合わせて適切な通行位置を選べる。
4　進路変更	4　交通の状況を的確に読み取り、タイミングよく進路変更ができる。
5　信号、標識・標示等に従った運転	5　信号、標識・標示等を的確に読み取り、適切に対応できる。
6　交差点の通行	6　交差点とその付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で通行できる。
7　歩行者等の保護	7　歩行者、自転車の動きを的確に読み取り、安全に通行させるための気配りができる。
8　道路及び交通の状況に合わせた運転	8　道路及び交通の状況を読み取り、それに合わせた運転ができる。
9　駐・停車	9　道路や交通の状況に応じて、駐・停車ができる。
10　方向変換及び縦列駐車	10　駐・停車場所に合わせた駐・停車ができる。
11　急ブレーキ	11　速い速度からの急ブレーキによる停止及び危険の回避等ができるとともに、道路形状に合った速度が選べる。
12　自主経路設定	12　自主的に走行経路を設定し、他の交通に気配りをしながら主体的な運転ができる。
13　危険を予測した運転	13　他の交通との関わりにおける危険を的確に予測し、危険を回避する運転行動を選べる。
14　高速道路での運転	14　高速走行の特性を知り、高速道路において安全に運転できる。
15　特別項目	15　地域特性等からみて必要性の高い運転技能を修得する。
16　クラッチペダル、チェンジレバーの取扱い	16　クラッチペダル、チェンジレバーの正しい取扱いができる。
17　発進及び停止	17　正しい操作手順で発進と停止ができる。
18　変速操作	18　速度の上げ下げや速度を保つことができる。
19　ブレーキ操作	19　曲がり具合に応じて走行位置を決め、速度を選ぶことができ、予定した位置に車を停止させることができる。
20　坂道の通過	20　勾配に応じて速度とギアを選ぶことができる。
21　狭路（曲線・屈折）の通過	21　狭い道路において車両感覚をつかみ、適切な進路と速度を選んで通行できる。
22　踏切通過	22　一時停止と安全確認を確実に行い、速やかに通過することができる。
23　方向変換及び縦列駐車	23　駐・停車場所に合わせた駐・停車ができる。
24　教習効果の確認（みきわめ）	

月日								
時限								
指導員								
	1	2	3	4	5	6	7	8
実施項目名								
復習項目名								
月日								
時限								
指導員								
	9	10	11	12	13	14	15	16
実施項目名								
復習項目名								
月日								
時限								
指導員								
	17	18	19	20	21	22	23	
実施項目名								
復習項目名								

申し送り事項等	みきわめ実施者			
	月日	月日	月日	月日
	良好　不良	良好　不良	良好　不良	良好　不良

学科教習　第２段階								
月　　日 指　導　員	1	2	3	4	5	6	7	8
月　　日 指　導　員	9	10	11	12	13	14	15	16
月　　日 指　導　員								

教　　習　　計　　画　　表	卒検資格確認 管　理　者 ／

履修証明

技能教習	時限	段階	時限　教習項目	を履修
学科教習	時限	段階	時限　教習項目	を履修

表記の者は、当所において上記のとおり履修したことを証明します。

年　　月　　日

教習所所在地
教 習 所 名
管　理　者

教　習　原　簿　（ＡＴ普通免許）

| 教習所名 | | | | 教習生番号 | | | |

	仮免前学科効果測定			修了検定			仮免学科試験		
	実施 月日	実施者	結果	実施 月日	検定員	結果	実施 月日	管理者	結果
1	／			／			／		
2	／			／			／		
3	／			／			／		
4	／			／			／		

	卒検前学科効果測定			卒業検定		
	実施 月日	実施者	結果	実施 月日	検定員	結果
	／			／		
	／			／		
	／			／		
	／			／		

	修了検定補修教習		
	実施 月日	指導員	補修項目等
1	／		
2	／		
3	／		
4	／		
5	／		

	卒業検定補修教習		
	実施 月日	指導員	補修項目等
	／		
	／		
	／		
	／		
	／		

	任意教習			自由教習				
原付技1	／			／			／	
原付技2	／			／			／	

技能教習	第１段階	第２段階	小計	修検補修	卒検補修	その他	合計
時限数							

運転適性検査		月日 実施者	／

技能教習　第１段階	目標	①　安全に対する気配りができ、運転装置を正しい手順で操作できる。 ②　自車の走行位置を把握し、道路形態に合わせた速度と進路が選べる。 ③　場内の道路及び交通の状況について正しい認知、判断ができ、それに基づく運転操作を円滑に行うことができる。 ④　他の交通への気配りをしながら、法規に従った基本的な走行ができる。
（最短） 時限		

項目名	項目名ごとの目標
1　車の乗り降りと運転姿勢	1　安全を意識した乗り降りや正しい運転姿勢がとれる。
2　自動車の機構と運転装置の取扱い	2　運転装置の機能や自動車の走行の原理を理解するとともに、各装置の正しい取扱いができる。
3　発進と停止	3　正しい操作手順で発進と停止ができる。
4　速度の調節	4　速度の上げ下げや速度を保つことができる。
5　走行位置と進路	5　直線路やゆるいカーブに合わせた走行位置や進路がとれる。
6　時機をとらえた発進と加速	6　タイミングのよい発進と力強い加速ができる。
7　目標に合わせた停止	7　予定した位置に車を停止させることができる。
8　カーブや曲がり角の通行	8　曲がり具合に応じて走行位置を決め、速度を選ぶことができる。
9　坂道の通行	9　勾配に応じて速度とレンジを選ぶことができ、坂の途中で停止し、後退することなく発進することができる。
10　後退	10　適切な進路と速度を選んで後退ができる。
11　狭路の通行	11　狭い道路において車両感覚をつかみ、適切な進路と速度を選んで通行できる。
12　通行位置の選択と進路変更	12　道路及び交通の状況に合った通行位置を選ぶことができ、タイミングよく進路を変えることができる。
13　障害物への対応	13　障害物の状況を早期に読み取り、安全な進路と速度が選べる。
14　標識・標示に従った走行	14　必要な標識・標示を素早く読み取り、それに従った走行ができる。
15　信号に従った走行	15　信号を素早く読み取り、適切な判断により信号に従った走行ができる。
16　交差点の通行（直進）	16～18　交差点とその付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で通行できる。
17　交差点の通行（左折）	
18　交差点の通行（右折）	
19　見通しの悪い交差点の通行	19　見通しの悪い交差点の危険性を読み取り、安全な速度と方法で通行できる。
20　踏切の通過	20　一時停止と安全確認を確実に行い、速やかに通過することができる。
21　急加速と急発進時の措置	21　急加速ができ、急発進したとき直ちに停止できる。
22　教習効果の確認（みきわめ）	

月　日 指導員	1	2	3	4	5	6	7	8
実施項目名								
復習項目名								
月　日 指導員	9	10	11	12				
実施項目名								
復習項目名								
月　日 指導員								
実施項目名								
復習項目名								

申し送り事項等	みきわめ実施者			
	月　日	月　日	月　日	月　日
	良好　不良	良好　不良	良好　不良	良好　不良

学科教習　第１段階								
月　　日 指　導　員	1	2	3	4	5	6	7	8
月　　日 指　導　員	9	10						

教　　習　　計　　画　　表

修検資格確認 管　理　者
／

技能教習　第２段階	目標	①　道路及び交通の状況についての情報を的確に読み取り、危険を予測した運転ができる。 ②　他の交通への気配りをしながら、法規に従った基本的な走行ができる。 ③　自主的に走行経路を設定し、他の交通に気配りしながら、主体的な運転ができる。 ④　高速走行の特性を知り、高速道路において安全に運転ができる。
（最短） 時限		

項目名	項目名ごとの目標
1　路上運転に当たっての注意と路上運転前の準備	1　所内コースと実際の道路の違いを理解するとともに、路上運転をするに当たっての点検、準備を確実に行うことができる。
2　交通の流れに合わせた走行	2　交通の流れに機敏かつ安全に入ることができ、流れに合わせた速度を選び、適切な車間距離をとることができる。
3　適切な通行位置	3　道路の形状に合わせて適切な通行位置を選べる。
4　進路変更	4　交通の状況を的確に読み取り、タイミングよく進路変更ができる。
5　信号、標識・標示等に従った運転	5　信号、標識・標示等を的確に読み取り、適切に対応できる。
6　交差点の通行	6　交差点とその付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で通行できる。
7　歩行者等の保護	7　歩行者、自転車の動きを的確に読み取り、安全に通行させるための気配りができる。
8　道路及び交通の状況に合わせた運転	8　道路及び交通の状況を読み取り、それに合わせた運転ができる。
9　駐・停車	9　道路や交通の状況に応じて、駐・停車ができる。
10　方向変換、縦列駐車	10　駐・停車場所に合わせた駐・停車ができる。
11　急ブレーキ	11　速い速度からの急ブレーキによる停止及び危険の回避等ができるとともに、道路形状に合った速度が選べる。
12　自主経路設定	12　自主的に走行経路を設定し、他の交通に気配りをしながら主体的な運転ができる。
13　危険を予測した運転	13　他の交通との関わりにおける危険を的確に予測し、危険の少ない運転行動を選べる。
14　高速道路での運転	14　高速走行の特性を知り、高速道路において安全に運転できる。
15　特別項目	15　地域特性等からみて必要性の高い運転技能を修得する。
16　教習効果の確認（みきわめ）	

月日 時限 指導員	1	2	3	4	5	6	7	8
実施項目名								
復習項目名								

月日 時限 指導員	9	10	11	12	13	14	15	16
実施項目名								
復習項目名								

月日 時限 指導員	17	18	19					
実施項目名								
復習項目名								

申し送り事項等	みきわめ実施者			
	月日	月日	月日	月日
	良好　不良	良好　不良	良好　不良	良好　不良

学科教習　第２段階								
月　　日 指　導　員	1	2	3	4	5	6	7	8
月　　日 指　導　員	9	10	11	12	13	14	15	16
月　　日 指　導　員								

教　　習　　計　　画　　表

卒検資格確認 管　理　者
／

履修

証明

技能教習	時限	段階	時限　教習項目	を履修
学科教習	時限	段階	時限　教習項目	を履修

表記の者は、当所において上記のとおり履修したことを証明します。

年　　月　　日

教習所所在地
教 習 所 名
管　理　者

教　習　原　簿　（大型二輪免許）

教習所名		教習生番号	
フリガナ			写　真
氏名			
生年月日	年　月　日生（　歳）　男・女		
住所			

入所等の記録	入所年月日	年　月　日	教習修了年月日	年　月　日	
	教習開始年月日	年　月　日	検定期限	年　月　日	
	転出入、退所年月日	年　月　日	卒業年月日	年　月　日	
	教習期限	年　月　日	卒業証明書番号	第　号	

入所時の確認	確認資料	□　住民票の写し　□　免許証　□　その他（　）																	
	現有免許	交付年月日	年　月　日	現有免許の種類														確認者	
		有効期限	年　月　日まで有効															／	
		公安委員会																	
		免許の条件																	
	免許証番号																	確認者	
	教習の条件			応急救護処置教習免除の有無														／	
					有　無 確認（　）														

			裸眼	矯正	視野	色彩識別	運動能力	検査者
適性テスト	視力	左			左　度	適	適	／
		右			右　度			
		両			計　度	否	否	

注　意　事　項	1　この教習原簿は、教習の実績を記録するものですから教習の際必ず指導員に提出して下さい。 2　教習原簿は、教習ごとに指導員が必要事項の記入をしますので、確認し、教習終了後に必ず返納して下さい。 3　教習原簿は、紛失・汚損・破損等に十分注意して丁寧に取り扱って下さい。

	卒検前学科効果測定		
	実施月日	実施者	結果
1	／		
2	／		
3	／		
4	／		

自由教習		
実施月日	指導員	実施事項等
／		
／		
／		
／		

	卒業検定		
	実施月日	検定員	結果
1	／		
2	／		
3	／		
4	／		

卒業検定補修教習		
実施月日	指導員	補修項目等
／		
／		
／		
／		

	第１段階	第２段階	小計	卒検補修	その他	合計
技能教習時限数						

運転適性検査		月日 実施者	／

技能教習　第１段階		
（最短） 時限	目標	①　運転装置の働きを理解し、正しい手順で操作できる。 ②　正しい運転姿勢で基礎的な走行ができる。 ③　確実かつ円滑な運転操作ができる。 ④　車両特性等に応じた基本的な走行ができる。

項目名	項目名ごとの目標
1　車の取扱い	1　安全な運転の前提として、エンジン停止状態における取扱いができる。
2　自動車の機構と運転装置の取扱い	2　運転装置の機能や自動車の走行の原理を理解するとともに、各装置の正しい取扱いができる。
3　運転姿勢	3　安全を意識した乗り降りができ、正しい運転姿勢がとれる。
4　ブレーキ操作の仕方	4　各種のブレーキ操作ができる。
5　発進及び停止の仕方	5　正しい操作手順で発進と停止ができ、バランスが崩れたときの対処の仕方を理解する。
6　変速操作の仕方	6　変速チェンジの手順と操作が正確にできる。
7　安全走行	7　四輪車、二輪車の死角を理解し、情報を的確にとることができる。
8　円滑な発進・加速	8　周囲の状況に応じた、確実・安全な発進及び加速ができる。
9　速度の調節	9　円滑な加・減速及び意識した速度を保つことができる。
10　ブレーキ操作	10　前後輪ブレーキ、エンジンブレーキの特性をつかみ、思いのまま安全かつ円滑で確実な制動ができる。
11　バランスのとり方（直線）	11　直線路を安全にバランスをとり走行できる。
12　バランスのとり方（曲線）	12　曲線路を安全にバランスをとり走行できる。
13　車両特性を踏まえた運転	13　車の傾き具合等二輪の車両特性を意識し、注意深く路面の状態をつかむことができる。
14　坂道の通過	14　勾配に応じた速度やギアを選ぶことができ、円滑に通過することができる。
15　坂道における停止及び発進	15　上り坂及び下り坂での停止や発進が安全かつ円滑にできる。
16　オートマチック車の運転	16　オートマチック車の特性を理解し、基本的な操作と走行ができる。
17　教習効果の確認（みきわめ）	

月　日 指導員	1	2	3	4	5	6	7	8
実施項目名								
復習項目名								
月　日 指導員	9	10	11	12	13	14	15	16
実施項目名								
復習項目名								
月　日 指導員								
実施項目名								
復習項目名								

申し送り事項等	みきわめ実施者			
	月　日	月　日	月　日	月　日
	良好　不良	良好　不良	良好　不良	良好　不良

学科教習　第１段階								
月　　日 指　導　員	1	2	3	4	5	6	7	8
月　　日 指　導　員	9	10						

教　　習　　計　　画　　表

技能教習　第２段階		目標	① 交通法規に従った正しい走行ができる。 ② 交通の状況についての情報を的確に読み取りながら快適な運転ができる。 ③ 二輪車の運転に伴う危険を予測した運転ができる。 ④ 二輪車の車両特性を理解し、余裕のある安全運転ができる。
（最短） 時限			

項目名	項目名ごとの目標
1　路上運転に当たっての注意と法規走行	1　所内コースと実際の道路の違いを理解するとともに、交通法規に従い、市街地の走行を体験する。
2　通行区分など	2　道路及び交通の状況に合った通行位置を選び、標識・標示及び信号に従った運転をすることがきる。
3　走行ポジションと進路変更	3　障害物、他の交通の状況等を早期に読み取り、安全な進路、速度が選べる。
4　交差点の通行（直進） 5　交差点の通行（右折） 6　交差点の通行（左折）	4～6　交差点とその付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で通行できる。
7　見通しの悪い交差点の通行など	7　見通しの悪い交差点の危険性を読み取り、安全な速度と方法で通行でき、踏切での一時停止と安全確認などができる。
8　安全な速度と車間距離	8　走行速度を把握し、適切な車間距離を保持した安全な運転ができる。
9　カーブの安全走行	9　カーブに応じ、安全な速度と方法で余裕のある運転ができる。
10　カーブの体感走行	10　カーブ事故につながる危険とその対処の仕方を理解できる。
11　急制動	11　安定した急制動ができ、速い速度の危険性を理解できる。
12　回避	12　障害物に対する急な回避の判断ができ、対応を図ることができる。
13　ケース・スタディ（交差点）	13　交差点事故の理解を深め、危険の少ない運転行動を選べる。
14　交通の状況及び道路環境に応じた運転	14　道路での運転を想定し、道路や交通の状況をすばやく確実に認知し、安全で快適な運転ができる。
15　危険を予測した運転	15　他の交通との関わりにおける危険を的確に予測し、危険を回避する運転行動を選べる。
16　高度なバランス走行など	16　道路状況に応じ、安全な速度と方法で余裕のある運転ができる。
17　教習効果の確認（みきわめ）	

月日 時限 指導員	1	2	3	4	5	6	7	8
実施項目名								
復習項目名								

月日 時限 指導員	9	10	11	12	13	14	15	16
実施項目名								
復習項目名								

月日 時限 指導員	17	18	19	20				
実施項目名								
復習項目名								

申し送り事項等	みきわめ実施者			
	月日	月日	月日	月日
	良好　不良	良好　不良	良好　不良	良好　不良

学科教習　第２段階								
月　　日 指　導　員	1	2	3	4	5	6	7	8
月　　日 指　導　員	9	10	11	12	13	14	15	16
月　　日 指　導　員								

教　　習　　計　　画　　表

卒検資格確認 管　理　者
／

履修

証明

技能教習	時限	段階	時限　教習項目	を履修
学科教習	時限	段階	時限　教習項目	を履修

表記の者は、当所において上記のとおり履修したことを証明します。

年　　月　　日

教習所所在地

教 習 所 名

管　理　者

教　習　原　簿　　（ＡＴ大型二輪免許）

教習所名		教習生番号	
フリガナ			写　真
氏名			
生年月日	年　月　日生（　歳）　男・女		
住所			

入所等の記録	入所年月日	年　月　日	教習修了年月日	年　月　日	
	教習開始年月日	年　月　日	検定期限	年　月　日	
	転出入、退所年月日	年　月　日	卒業年月日	年　月　日	
	教習期限	年　月　日	卒業証明書番号	第　号	

入所時の確認	確認資料	□　住民票の写し　□　免許証　□　その他（　）																	
	現有免許	交付年月日	年　月　日	現有免許の種類														確認者	
		有効期限	年　月　日まで有効															／	
		公安委員会																	
		免許の条件																	
	免許証番号																	確認者	
	教習の条件			応急救護処置教習免除の有無														／	
					有　無 確認 （　）														

適性テスト		裸眼	矯正	視野	色彩識別	運動能力	検査者
	視力 左			左　度	適	適	／
	視力 右			右　度			
	視力 両			計　度	否	否	

注意事項	
	1　この教習原簿は、教習の実績を記録するものですから教習の際必ず指導員に提出して下さい。 2　教習原簿は、教習ごとに指導員が必要事項の記入をしますので、確認し、教習終了後に必ず返納して下さい。 3　教習原簿は、紛失・汚損・破損等に十分注意して丁寧に取り扱って下さい。

	卒検前学科効果測定		
	実施月日	実施者	結果
1	／		
2	／		
3	／		
4	／		

自由教習		
実施月日	指導員	実施事項等
／		
／		
／		
／		

	卒業検定		
	実施月日	検定員	結果
1	／		
2	／		
3	／		
4	／		

卒業検定補修教習		
実施月日	指導員	補修項目等
／		
／		
／		
／		

	第１段階	第２段階	小計	卒検補修	その他	合計
技能教習時限数						

運転適性検査		月日 実施者	／

技能教習　第１段階		
（最短） 時限	目標	①　運転装置の働きを理解し、正しい手順で操作できる。 ②　正しい運転姿勢で基礎的な走行ができる。 ③　確実かつ円滑な運転操作ができる。 ④　車両特性等に応じた基本的な走行ができる。

項目名	項目名ごとの目標
1　車の取扱い	1　安全な運転の前提として、エンジン停止状態における取扱いができる。
2　自動車の機構と運転装置の取扱い	2　運転装置の機能等や自動車の走行の原理を理解するとともに、各装置の正しい取扱いができる。
3　運転姿勢	3　安全を意識した乗り降りができ、正しい運転姿勢がとれる。
4　ブレーキ操作の仕方	4　各種のブレーキ操作ができる。
5　発進及び停止の仕方	5　正しい操作手順で発進と停止ができ、バランスが崩れたときの対処の仕方を理解する。
6　安全走行	6　四輪車、二輪車の死角を理解し、情報を的確にとることができる。
7　円滑な発進・加速	7　周囲の状況に応じた、確実・安全な発進及び加速ができる。
8　速度の調節	8　円滑な加・減速及び意識した速度を保つことができる。
9　ブレーキ操作	9　前後輪ブレーキ、エンジンブレーキの特性をつかみ、思いのまま安全かつ円滑で確実な制動ができる。
10　バランスのとり方（直線）	10　直線路を安全にバランスをとり走行できる。
11　バランスのとり方（曲線）	11　曲線路を安全にバランスをとり走行できる。
12　車両特性を踏まえた運転	12　車の傾き具合等二輪の車両特性を意識し、注意深く路面の状態をつかむことができる。
13　坂道の通過	13　勾配に応じた速度で円滑に通過することができる。
14　坂道における停止及び発進	14　上り坂及び下り坂での停止や発進が安全かつ円滑にできる。
15　オートマチック車の運転	15　オートマチック車の特性を理解し、基本的な操作と走行ができる。
16　教習効果の確認（みきわめ）	

月　日 指導員	1	2	3	4	5	6	7	8
実施項目名								
復習項目名								
月　日 指導員	9							
実施項目名								
復習項目名								
月　日 指導員								
実施項目名								
復習項目名								

申し送り事項等	みきわめ実施者			
	月　日	月　日	月　日	月　日
	良好　不良	良好　不良	良好　不良	良好　不良

学科教習　第１段階								
月　　日 指　導　員	1	2	3	4	5	6	7	8
月　　日 指　導　員	9	10						

教　　習　　計　　画　　表

技能教習　第２段階	目標	① 交通法規に従った正しい走行ができる。
（最短） 時限		② 交通の状況についての情報を的確に読み取りながら快適な運転ができる。 ③ 二輪車の運転に伴う危険を予測した運転ができる。 ④ 二輪車の車両特性を理解し、余裕のある安全運転ができる。

項目名	項目名ごとの目標
1　路上運転に当たっての注意と法規走行	1　所内コースと実際の道路の違いを理解するとともに、交通法規に従い、市街地の走行を体験する。
2　通行区分など	2　道路及び交通の状況に合った通行位置を選び、標識・標示及び信号に従った運転をすることがきる。
3　走行ポジションと進路変更	3　障害物、他の交通の状況等を早期に読み取り、安全な進路、速度が選べる。
4　交差点の通行（直進）	4～6　交差点とその付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で通行できる。
5　交差点の通行（右折）	
6　交差点の通行（左折）	
7　見通しの悪い交差点の通行など	7　見通しの悪い交差点の危険性を読み取り、安全な速度と方法で通行でき、踏切での一時停止と安全確認などができる。
8　安全な速度と車間距離	8　走行速度を把握し、適切な車間距離を保持した安全な運転ができる。
9　カーブの安全走行	9　カーブに応じ、安全な速度と方法で余裕のある運転ができる。
10　カーブの体感走行	10　カーブ事故につながる危険とその対処の仕方を理解できる。
11　急制動	11　安定した急制動ができ、速い速度の危険性を理解できる。
12　回避	12　障害物に対する急な回避の判断ができ、対応を図ることができる。
13　ケース・スタディ（交差点）	13　交差点事故の理解を深め、危険の少ない運転行動を選べる。
14　交通の状況及び道路環境に応じた運転	14　道路での運転を想定し、道路や交通の状況をすばやく確実に認知し、安全で快適な運転ができる。
15　危険を予測した運転	15　他の交通との関わりにおける危険を的確に予測し、危険を回避する運転行動を選べる。
16　高度なバランス走行など	16　道路状況に応じ、安全な速度と方法で余裕のある運転ができる。
17　教習効果の確認（みきわめ）	

月日 時限 指導員	1	2	3	4	5	6	7	8
実施項目名								
復習項目名								

月日 時限 指導員	9	10	11	12	13	14	15	16
実施項目名								
復習項目名								

月日 時限 指導員	17	18	19	20				
実施項目名								
復習項目名								

申し送り事項等	みきわめ実施者			
	月日	月日	月日	月日
	良好　不良	良好　不良	良好　不良	良好　不良

学科教習　第２段階								
月　　日 指　導　員	1	2	3	4	5	6	7	8
月　　日 指　導　員	9	10	11	12	13	14	15	16
月　　日 指　導　員								

教　　習　　計　　画　　表

卒検資格確認 管　理　者
／

履修

証明

技能教習	時限	段階	時限　教習項目	を履修
学科教習	時限	段階	時限　教習項目	を履修

表記の者は、当所において上記のとおり履修したことを証明します。

年　　月　　日

教習所所在地

教 習 所 名

管　理　者

教　習　原　簿　（普通二輪免許）

教習所名				教習生番号	
フリガナ				写　真	
氏名					
生年月日	年　月　日生（　歳）　男・女				
住所					
入所等の記録	入所年月日	年　月　日	教習修了年月日	年　月　日	
	教習開始年月日	年　月　日	検定期限	年　月　日	
	転出入、退所年月日	年　月　日	卒業年月日	年　月　日	
	教習期限	年　月　日	卒業証明書番号	第　号	
入所時の確認	確認資料	□　住民票の写し　□　免許証　□　その他（　）			
	現有免許	交付年月日	年　月　日	現有免許の種類	確認者
		有効期限	年　月　日まで有効		／
		公安委員会			
		免許の条件			
	免許証番号			一	確認者
	教習の条件		応急救護処置教習免除の有無	有　無 確認 （　）	／

適性テスト		裸眼	矯正	視野	色彩識別	運動能力	検査者
	視力 左			左　度	適	適	／
	視力 右			右　度			
	視力 両			計　度	否	否	

注　意　事　項	1　この教習原簿は、教習の実績を記録するものですから教習の際必ず指導員に提出して下さい。 2　教習原簿は、教習ごとに指導員が必要事項の記入をしますので、確認し、教習終了後に必ず返納して下さい。 3　教習原簿は、紛失・汚損・破損等に十分注意して丁寧に取り扱って下さい。

	卒検前学科効果測定		
	実施月日	実施者	結果
1	／		
2	／		
3	／		
4	／		

自由教習		
実施月日	指導員	実施事項等
／		
／		
／		
／		

	卒業検定		
	実施月日	検定員	結果
1	／		
2	／		
3	／		
4	／		

卒業検定補修教習		
実施月日	指導員	補修項目等
／		
／		
／		
／		

	第１段階	第２段階	小計	卒検補修	その他	合計
技能教習時限数						

運転適性検査		月日 実施者	／

技能教習　第１段階	目標	①　運転装置の働きを理解し、正しい手順で操作できる。
（最短） 時限		②　正しい運転姿勢で基礎的な走行ができる。 ③　確実かつ円滑な運転操作ができる。 ④　車両特性等に応じた基本的な走行ができる。

項目名	項目名ごとの目標
1　車の取扱い	1　安全な運転の前提として、エンジン停止状態における取扱いができる。
2　自動車の機構と運転装置の取扱い	2　運転装置の機能等や自動車の走行の原理を理解するとともに、各装置の正しい取扱いができる。
3　運転姿勢	3　安全を意識した乗り降りができ、正しい運転姿勢がとれる。
4　ブレーキ操作の仕方	4　各種のブレーキ操作ができる。
5　発進及び停止の仕方	5　正しい操作手順で発進と停止ができ、バランスが崩れたときの対処の仕方を理解する。
6　変速操作の仕方	6　変速チェンジの手順と操作が正確にできる。
7　安全走行	7　四輪車、二輪車の死角を理解し、情報を的確にとることができる。
8　円滑な発進・加速	8　周囲の状況に応じた、確実・安全な発進及び加速ができる。
9　速度の調節	9　円滑な加・減速及び意識した速度を保つことができる。
10　ブレーキ操作	10　前後輪ブレーキ、エンジンブレーキの特性をつかみ、思いのまま安全かつ円滑で確実な制動ができる。
11　バランスのとり方（直線）	11　直線路を安全にバランスをとり走行できる。
12　バランスのとり方（曲線）	12　曲線路を安全にバランスをとり走行できる。
13　車両特性を踏まえた運転	13　車の傾き具合等二輪の車両特性を意識し、注意深く路面の状態をつかむことができる。
14　坂道の通過	14　勾配に応じた速度やギアを選ぶことができ、円滑に通過することができる。
15　坂道における停止及び発進	15　上り坂及び下り坂での停止や発進が安全かつ円滑にできる。
16　オートマチック車の運転	16　オートマチック車の特性を理解し、基本的な操作と走行ができる。
17　教習効果の確認（みきわめ）	

月　日 指導員	1	2	3	4	5	6	7	8
実施項目名								
復習項目名								
月　日 指導員	9							
実施項目名								
復習項目名								
月　日 指導員								
実施項目名								
復習項目名								

申し送り事項等	みきわめ実施者			
	月　日	月　日	月　日	月　日
	良好　不良	良好　不良	良好　不良	良好　不良

学科教習　第１段階								
月　　日 指　導　員	1	2	3	4	5	6	7	8
月　　日 指　導　員	9	10						

教　　習　　計　　画　　表

技能教習　第２段階		
（最短） 時限	目標	①　交通法規に従った正しい走行ができる。 ②　交通の状況についての情報を的確に読み取りながら快適な運転ができる。 ③　二輪車の運転に伴う危険を予測した運転ができる。 ④　二輪車の車両特性を理解し、余裕のある安全運転ができる。

項目名	項目名ごとの目標
1　路上運転に当たっての注意と法規走行	1　所内コースと実際の道路の違いを理解するとともに、交通法規に従い、市街地の走行を体験する。
2　通行区分など	2　道路及び交通の状況に合った通行位置を選び、標識・標示及び信号に従った運転をすることがきる。
3　走行ポジションと進路変更	3　障害物、他の交通の状況等を早期に読み取り、安全な進路、速度が選べる。
4　交差点の通行（直進）	4～6　交差点とその付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で通行できる。
5　交差点の通行（右折）	
6　交差点の通行（左折）	
7　見通しの悪い交差点の通行など	7　見通しの悪い交差点の危険性を読み取り、安全な速度と方法で通行でき、踏切での一時停止と安全確認などができる。
8　安全な速度と車間距離	8　走行速度を把握し、適切な車間距離を保持した安全な運転ができる。
9　カーブの安全走行	9　カーブに応じ、安全な速度と方法で余裕のある運転ができる。
10　カーブの体感走行	10　カーブ事故につながる危険とその対処の仕方を理解できる。
11　急制動	11　安定した急制動ができ、速い速度の危険性を理解できる。
12　回避	12　障害物に対する急な回避の判断ができ、対応を図ることができる。
13　ケース・スタディ（交差点）	13　交差点事故の理解を深め、危険の少ない運転行動を選べる。
14　交通の状況及び道路環境に応じた運転	14　道路での運転を想定し、道路や交通の状況をすばやく確実に認知し、安全で快適な運転ができる。
15　危険を予測した運転	15　他の交通との関わりにおける危険を的確に予測し、危険を回避する運転行動を選べる。
16　高度なバランス走行など	16　道路状況に応じ、安全な速度と方法で余裕のある運転ができる。
17　教習効果の確認（みきわめ）	

月日 時限 指導員	1	2	3	4	5	6	7	8
実施項目名								
復習項目名								

月日 時限 指導員	9	10						
実施項目名								
復習項目名								

月日 時限 指導員								
実施項目名								
復習項目名								

申し送り事項等	みきわめ実施者			
	月日	月日	月日	月日
	良好　不良	良好　不良	良好　不良	良好　不良

学科教習　第２段階								
月　　日 指　導　員	1	2	3	4	5	6	7	8
月　　日 指　導　員	9	10	11	12	13	14	15	16
月　　日 指　導　員								

教　　習　　計　　画　　表

卒検資格確認 管　理　者
／

履修

証明

技能教習	時限	段階	時限　教習項目	を履修
学科教習	時限	段階	時限　教習項目	を履修

表記の者は、当所において上記のとおり履修したことを証明します。

年　　月　　日

教習所所在地

教 習 所 名

管　理　者

教　習　原　簿　　（ＡＴ普通二輪免許）

教習所名		教習生番号	
フリガナ			写　真
氏名			
生年月日	年　月　日生（　歳）　男・女		
住所			

入所等の記録	入所年月日	年　月　日	教習修了年月日	年　月　日	
	教習開始年月日	年　月　日	検定期限	年　月　日	
	転出入、退所年月日	年　月　日	卒業年月日	年　月　日	
	教習期限	年　月　日	卒業証明書番号	第　号	

入所時の確認	確認資料	□　住民票の写し　□　免許証　□　その他（　）																	
	現有免許	交付年月日	年　月　日	現有免許の種類														確認者	
		有効期限	年　月　日まで有効															／	
		公安委員会																	
		免許の条件																	
	免許証番号																	確認者	
	教習の条件			応急救護処置教習免除の有無														／	
					有　無 確認（　）														

			裸眼	矯正	視野	色彩識別	運動能力	検査者
適性テスト	視力	左			左　度	適	適	／
		右			右　度			
		両			計　度	否	否	

注　意 事　項	1　この教習原簿は、教習の実績を記録するものですから教習の際必ず指導員に提出して下さい。 2　教習原簿は、教習ごとに指導員が必要事項の記入をしますので、確認し、教習終了後に必ず返納して下さい。 3　教習原簿は、紛失・汚損・破損等に十分注意して丁寧に取り扱って下さい。

	卒検前学科効果測定		
	実施月日	実施者	結果
1	／		
2	／		
3	／		
4	／		

自由教習		
実施月日	指導員	実施事項等
／		
／		
／		
／		

	卒業検定		
	実施月日	検定員	結果
1	／		
2	／		
3	／		
4	／		

卒業検定補修教習		
実施月日	指導員	補修項目等
／		
／		
／		
／		

	第１段階	第２段階	小計	卒検補修	その他	合計
技能教習時限数						

運転適性検査		月日 実施者	／

技能教習　第１段階	目標	①　運転装置の働きを理解し、正しい手順で操作できる。
（最短） 時限		②　正しい運転姿勢で基礎的な走行ができる。 ③　確実かつ円滑な運転操作ができる。 ④　車両特性等に応じた基本的な走行ができる。

項目名	項目名ごとの目標
1　車の取扱い	1　安全な運転の前提として、エンジン停止状態における取扱いができる。
2　自動車の機構と運転装置の取扱い	2　運転装置の機能等や自動車の走行の原理を理解するとともに、各装置の正しい取扱いができる。
3　運転姿勢	3　安全を意識した乗り降りができ、正しい運転姿勢がとれる。
4　ブレーキ操作の仕方	4　各種のブレーキ操作ができる。
5　発進及び停止の仕方	5　正しい操作手順で発進と停止ができ、バランスが崩れたときの対処の仕方を理解する。
6　安全走行	6　四輪車、二輪車の死角を理解し、情報を的確にとることができる。
7　円滑な発進・加速	7　周囲の状況に応じた、確実・安全な発進及び加速ができる。
8　速度の調節	8　円滑な加・減速及び意識した速度を保つことができる。
9　ブレーキ操作	9　前後輪ブレーキ、エンジンブレーキの特性をつかみ、思いのまま安全かつ円滑で確実な制動ができる。
10　バランスのとり方（直線）	10　直線路を安全にバランスをとり走行できる。
11　バランスのとり方（曲線）	11　曲線路を安全にバランスをとり走行できる。
12　車両特性を踏まえた運転	12　車の傾き具合等二輪の車両特性を意識し、注意深く路面の状態をつかむことができる。
13　坂道の通過	13　勾配に応じた速度で円滑に通過することができる。
14　坂道における停止及び発進	14　上り坂及び下り坂での停止や発進が安全かつ円滑にできる。
15　オートマチック車の運転	15　オートマチック車の特性を理解し、基本的な操作と走行ができる。
16　教習効果の確認（みきわめ）	

月　日 指導員	1	2	3	4	5			
実施項目名								
復習項目名								
月　日 指導員								
実施項目名								
復習項目名								

申し送り事項等	みきわめ実施者			
	月　日	月　日	月　日	月　日
	良好　不良	良好　不良	良好　不良	良好　不良

学科教習　第１段階								
月　　日 指　導　員	1	2	3	4	5	6	7	8
月　　日 指　導　員	9	10						

教　　習　　計　　画　　表

技能教習　第２段階		
（最短） 時限	目標	①　交通法規に従った正しい走行ができる。 ②　交通の状況についての情報を的確に読み取りながら快適な運転ができる。 ③　二輪車の運転に伴う危険を予測した運転ができる。 ④　二輪車の車両特性を理解し、余裕のある安全運転ができる。

項目名	項目名ごとの目標
1　路上運転に当たっての注意と法規走行	1　所内コースと実際の道路の違いを理解するとともに、交通法規に従い、市街地の走行を体験する。
2　通行区分など	2　道路及び交通の状況に合った通行位置を選び、標識・標示及び信号に従った運転をすることがきる。
3　走行ポジションと進路変更	3　障害物、他の交通の状況等を早期に読み取り、安全な進路、速度が選べる。
4　交差点の通行（直進） 5　交差点の通行（右折） 6　交差点の通行（左折）	4～6　交差点とその付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で通行できる。
7　見通しの悪い交差点の通行など	7　見通しの悪い交差点の危険性を読み取り、安全な速度と方法で通行でき、踏切での一時停止と安全確認などができる。
8　安全な速度と車間距離	8　走行速度を把握し、適切な車間距離を保持した安全な運転ができる。
9　カーブの安全走行	9　カーブに応じ、安全な速度と方法で余裕のある運転ができる。
10　カーブの体感走行	10　カーブ事故につながる危険とその対処の仕方を理解できる。
11　急制動	11　安定した急制動ができ、速い速度の危険性を理解できる。
12　回避	12　障害物に対する急な回避の判断ができ、対応を図ることができる。
13　ケース・スタディ（交差点）	13　交差点事故の理解を深め、危険の少ない運転行動を選べる。
14　交通の状況及び道路環境に応じた運転	14　道路での運転を想定し、道路や交通の状況をすばやく確実に認知し、安全で快適な運転ができる。
15　危険を予測した運転	15　他の交通との関わりにおける危険を的確に予測し、危険の少ない運転行動を選べる。
16　高度なバランス走行など	16　道路状況に応じ、安全な速度と方法で余裕のある運転ができる。
17　教習効果の確認（みきわめ）	

月日 時限 指導員	1	2	3	4	5	6	7	8
実施項目名								
復習項目名								

月日 時限 指導員	9	10						
実施項目名								
復習項目名								

月日 時限 指導員								
実施項目名								
復習項目名								

申し送り事項等	みきわめ実施者			
	月日	月日	月日	月日
	良好　不良	良好　不良	良好　不良	良好　不良

学科教習　第２段階								
月　　日 指　導　員	1	2	3	4	5	6	7	8
月　　日 指　導　員	9	10	11	12	13	14	15	16
月　　日 指　導　員								

教　　習　　計　　画　　表

卒検資格確認 管　理　者
／

履修証明

技能教習	時限	段階	時限　教習項目	を履修
学科教習	時限	段階	時限　教習項目	を履修

表記の者は、当所において上記のとおり履修したことを証明します。

年　　月　　日

教習所所在地
教 習 所 名
管　理　者

教　習　原　簿　（大型第二種免許）

教習所名			教習生番号		
フリガナ					写　真
氏名					
生年月日	年　月　日生（　歳）　男・女				
住所					

入所等の記録	入所年月日	年　月　日	転出入、退所年月日	年　月　日	
	教習開始年月日	年　月　日	仮免許交付年月日 仮免許有効期限	①	年　月　日 年　月　日
	教習期限	年　月　日	仮免許証番号		
	教習修了年月日	年　月　日	仮免許交付年月日 仮免許有効期限	②	年　月　日 年　月　日
	検定期限	年　月　日	仮免許証番号		
	修了証明書発行年月日	年　月　日	修了証明書番号	第　　号	
	卒業年月日	年　月　日	卒業証明書番号	第　　号	

入所時の確認	確認資料	□ 住民票の写し □免許証 □その他（　）						現有免許の種類											確認者
	現有免許	交付年月日	年　月　日																／
		有効期限	年　月　日まで有効																
		公安委員会																	
		免許証番号																	確認者
		免許の条件																	／
	教習の条件					応急救護処置教習免除有無	有　無 確認（　）												

適性テスト		裸眼	矯正	色彩識別	聴力	運動能力	深視力	検査者	
	視力 左			適	適	適	適	／	
	視力 右								
	視力 両			否	否	否	否		

注意事項	
	1　この教習原簿は、教習の実績を記録するものですから教習の際必ず指導員に提出して下さい。 2　教習原簿は、教習ごとに指導員が必要事項の記入をしますので、確認し、教習終了後に必ず返納して下さい。 3　教習原簿は、紛失・汚損・破損等に十分注意して丁寧に取り扱って下さい。

	仮免前学科効果測定			修了検定			仮免学科試験		
	実施 月日	実施者	結果	実施 月日	検定員	結果	実施 月日	管理者	結果
1	／			／			／		
2	／			／			／		
3	／			／			／		
4	／			／			／		

	卒検前学科効果測定			卒業検定		
	実施 月日	実施者	結果	実施 月日	検定員	結果
	／			／		
	／			／		
	／			／		
	／			／		

	修了検定補修教習		
	実施 月日	指導員	補修項目等
1	／		
2	／		
3	／		
4	／		
5	／		

	卒業検定補修教習		
	実施 月日	指導員	補修項目等
	／		
	／		
	／		
	／		
	／		

	任意教習			自由教習				
原付技1	／			／			／	
原付技2	／			／			／	

技能教習	第１段階	第２段階	小計	修検補修	卒検補修	その他	合計
時限数							

運転適性検査		月日 実施者	／

技能教習　第１段階 （最短） 時限	①　安全に対する気配りができ、正しい運転姿勢、シートベルトの装着が身に付き、運転装置を正しい手順で操作できる。 ②　自車の走行位置を把握し、道路形態に合わせた速度と進路が選べるとともに、滑らかで安定した走行をすることができる。 ③　場内コース及び交通の状況について正しい認知、判断ができ、それに基づく運転操作を円滑に行うことができる。 ④　他の交通への気配りをしながら、法規に従った基本的な走行ができる。 ⑤　旅客輸送を念頭に置いて、旅客の安全性にも気配りした走行ができる。
項　目　名	項　目　名　ご　と　の　目　標
1　車の乗り降りと運転姿勢	①　安全を意識した乗り降りや正しい運転姿勢がとれる。
2　運転装置の取扱いと日常点検整備等	①　運転装置及び旅客自動車に備えられていることの多い装置の機能を理解するとともに、各装置の正しい取扱いができる。 ②　運転に当たっての点検、走行に必要な準備等を確実に行うことができる。
3　車両特性に基づく運転死角と車両感覚等を理解した運転操作	①　車両特性に基づく運転死角と車両感覚等を理解した運転操作ができる。
4　基本的な運転操作	①　正しい操作手順での発進と停止ができる。 ②　直線路や緩やかなカーブに合わせた走行位置や進路をとることができる。 ③　オートマチック車の特性を理解し、基本的な操作と走行ができる。 ④　旅客輸送を想定した円滑な速度の上げ下げや速度を一定に保つことができる。
5　時機を捉えた発進と加速、目標に合わせた停止並びに路端における停車及び発進	①　タイミングの良い発進とスムーズな加速ができる。 ②　予定した位置に車を滑らかに停止することができる。 ③　路端に沿った停車及び振り出し現象に注意した発進ができる。
6　カーブや曲がり角の通行	①　旅客輸送を想定し曲がり具合に応じて走行位置を決め、適切な速度を選び、カーブや曲がり角を円滑に通行することができる。
7　坂道の通行	①　勾配に応じた速度とギアを選ぶことができ、坂の途中で停止し、後退することなく円滑に発進することができる。 ②　旅客輸送を想定した円滑な坂道の通行ができる。
8　後退	①　適切な進路と速度を選んで後退ができる。
9　狭路の通行	①　様々な形状の狭い道路において車両感覚をつかみ、適切な進路と速度を選んで安全な通行ができる。
10　鋭角コースの通過	①　特殊な形状の狭い道路において車両感覚をつかみ、適切な切り返しにより安全な通行ができる。
11　隘路への進入	①　車両感覚を理解して一定の場所に車両を誘導することができる。
12　方向変換及び縦列駐車	①　駐・停車場所に合わせた駐・停車ができる。
13　通行位置の選択と進路変更、障害物への対応	①　道路及び交通の状況に合った通行位置を選ぶことができ、タイミングよく進路を変えることができる。 ②　障害物の状況を早期に読みとり、安全な進路と速度を選べる。
14　信号、標識・標示等に従った走行	①　信号を素早く読みとり、適切な判断により信号に従った走行ができる。 ②　必要な標識・標示等を素早く読みとり、それに従った走行ができる。
15　交差点の通行（直進・左折・右折）、見通しの悪い交差点の通行	①　交差点とその付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で通行できる。 ②　見通しの悪い交差点の危険性を読みとり、安全な速度と方法で通行ができる。
16　踏切の通過	①　一時停止と安全確認を確実に行い、速やかに通過することができる。
17　旅客輸送を想定した走行	①　旅客輸送を想定した走行を場内コースにおいて適切に行うことができる。
18　急ブレーキ	①　速い速度からの急ブレーキによる停止及び危険の回避を体験させ、道路形状に合った速度の選択を修得させるとともに旅客への影響を理解させる。
19　教習効果の確認（みきわめ）	

月　日 指導員	1	2	3	4	5	6	7	8
実施項目名								
復習項目名								
月　日 指導員	9	10	11	12	13	14	15	16
実施項目名								
復習項目名								
月　日 指導員	17	18	19	20	21	22	23	24
実施項目名								
復習項目名								

月　　日 指　導　員	25	26	27	28	29	30	31	
実　施　項　目　名								
復　習　項　目　名								

申し送り事項等	み　き　わ　め　実　施　者			
	月　日	月　日	月　日	月　日
	良好　不良	良好　不良	良好　不良	良好　不良

学科教習　第１段階								
月　　日 指　導　員	1	2	3	4	5	6	7	
月　　日 指　導　員								

教　　習　　計　　画　　表

修検資格確認 管　理　者
／

技能教習　第２段階 （最短） 時限	①　道路及び交通の状況についての情報を的確に読みとり、危険を予測した運転ができる。 ②　他の交通への気配りをしながら、旅客に配慮し、法規に従った実践的な運転ができる。 ③　旅客輸送を念頭に置いて、旅客の安全性に気配りをした運転ができる。 ④　先急ぎの危険性と余裕を持った運転の必要性を理解した運転ができる。 ⑤　夜間の運転、悪条件下での運転及び地域特性等種々の条件に応じた運転ができる。
項　目　名	項　目　名　ご　と　の　目　標
1　交通の流れに合わせた運転、適切な通行位置、進路変更	①　交通の流れに機敏かつ安全に入ることができ、流れに合わせた速度を選び、適切な車間距離をとることができる。 ②　道路の形状に合わせて適切な通行位置を選ぶことができる。 ③　交通の状況を的確に読みとり、タイミングよく進路変更ができる。
2　信号、標識・標示等に従った走行	①　信号、標識・標示等を的確に読みとり、適切に対応できる。
3　交差点の通行（直進・左折・右折）、見通しの悪い交差点の通行	①　交差点とその付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で通行できる。 ②　見通しの悪い交差点の危険性を読みとり、安全な速度と方法で通行できる。
4　歩行者等の保護	①　歩行者、自転車の動きを的確に読みとり、安全に通行させるための気配りができる。
5　道路及び交通の状況に合わせた運転	①　道路及び交通の状況を読みとり、それに合わせた運転ができる。
6　旅客輸送を想定した運転	①　旅客輸送を想定した運転を実際の道路において適切に行うことができる。
7　先急ぎの危険を理解した運転	①　教習生に心理的プレッシャー（時間的）を与え、先急ぎの心理状態によって現れる危険行為（安全不確認等）を体験・理解させる。 ②　体験した先急ぎの運転の危険性により、旅客に与える影響を理解させる。
8　危険を予測した運転	①　他の交通との関わりにおける危険を的確に予測し、危険を回避する運転行動を早めに選ぶことにより、他車（者）との事故防止のみならず、旅客の安全確保ができる。
9　夜間の運転	①　夜間の特性を理解するとともに、それに応じた運転行動がとれる。
10　悪条件下での運転	①　様々な悪条件下における状況を把握し、適切な対応がとれ、旅客に配慮し、安全に運転（中止）することができる。
11　特別項目	①　地域の特性等からみて必要性の高い運転技能を修得する。
12　教習効果の確認（みきわめ）	

月　日 指導員	1	2	3	4	5	6	7	8
実施項目名								
復習項目名								
月　日 指導員	9	10	11	12	13	14	15	16
実施項目名								
復習項目名								
月　日 指導員	17	18	19	20	21	22	23	24
実施項目名								
復習項目名								
月　日 指導員	25	26	27	28				
実施項目名								
復習項目名								

申し送り事項等	みきわめ実施者			
	月　日	月　日	月　日	月　日
	良好　不良	良好　不良	良好　不良	良好　不良

学科教習　第２段階								
月　　日 指　導　員	1	2	3	4	5	6	7	8
月　　日 指　導　員	9	10	11	12	13	14	15	16
月　　日 指　導　員								

教　　習　　計　　画　　表

卒検資格確認 管　理　者
／

履修

証明

技能教習	時限	段階	時限　教習項目	を履修
学科教習	時限	段階	時限　教習項目	を履修

表記の者は、当所において上記のとおり履修したことを証明します。

年　　月　　日

教習所所在地

教 習 所 名

管　理　者

教　習　原　簿　（ＭＴ中型第二種免許）

教習所名		教習生番号
フリガナ 氏名		写　真
生年月日	年　　月　　日生（　　歳）　男・女	
住所		

入所等の記録	入所年月日	年　月　日	転出入、退所年月日	年　月　日
	教習開始年月日	年　月　日	仮免許交付年月日 仮免許有効期限 仮免許証番号	①　年　月　日 年　月　日
	教習期限	年　月　日		
	教習修了年月日	年　月　日	仮免許交付年月日 仮免許有効期限 仮免許証番号	②　年　月　日 年　月　日
	検定期限	年　月　日		
	修了証明書発行年月日	年　月　日	修了証明書番号	第　　号
	卒業年月日	年　月　日	卒業証明書番号	第　　号

入所時の確認	確認資料	□ 住民票の写し □免許証 □その他（　）						現有免許の種類											確認者
	現有免許	交付年月日	年　月　日																／
		有効期限	年　月　日まで有効																
		公安委員会																	
		免許証番号												ー					確認者
		免許の条件																	／
	教習の条件							応急救護処置 教習免除有無	有　無 確認（　　）										
	適性テスト	視力		裸眼	矯正	色彩識別	聴力	運動能力	深視力	検査者									
			左			適	適	適	適	／									
			右																
			両			否	否	否	否										

注意事項	1　この教習原簿は、教習の実績を記録するものですから教習の際必ず指導員に提出して下さい。 2　教習原簿は、教習ごとに指導員が必要事項の記入をしますので、確認し、教習終了後に必ず返納して下さい。 3　教習原簿は、紛失・汚損・破損等に十分注意して丁寧に取り扱って下さい。

	仮免前学科効果測定			修了検定			仮免学科試験		
	実施 月日	実施者	結果	実施 月日	検定員	結果	実施 月日	管理者	結果
1	／			／			／		
2	／			／			／		
3	／			／			／		
4	／			／			／		

	卒検前学科効果測定			卒業検定		
	実施 月日	実施者	結果	実施 月日	検定員	結果
	／			／		
	／			／		
	／			／		
	／			／		

	修了検定補修教習		
	実施 月日	指導員	補修項目等
1	／		
2	／		
3	／		
4	／		
5	／		

卒業検定補修教習		
実施 月日	指導員	補修項目等
／		
／		
／		
／		
／		

任意教習			自由教習				
原付技1	／			／		／	
原付技2	／			／		／	

技能教習	第１段階	第２段階	小計	修検補修	卒検補修	その他	合計
時限数							

運転適性検査		月日 実施者	／

技能教習　第１段階 （最短） 時限	①　安全に対する気配りができ、正しい運転姿勢、シートベルトの装着が身に付き、運転装置を正しい手順で操作できる。 ②　自車の走行位置を把握し、道路形態に合わせた速度と進路が選べるとともに、滑らかで安定した走行をすることができる。 ③　場内コース及び交通の状況について正しい認知、判断ができ、それに基づく運転操作を円滑に行うことができる。 ④　他の交通への気配りをしながら、法規に従った基本的な走行ができる。 ⑤　旅客輸送を念頭に置いて、旅客の安全性にも気配りした走行ができる。
項　　目　　名	項　　目　　名　　ご　　と　　の　　目　　標
1　車の乗り降りと運転姿勢	①　安全を意識した乗り降りや正しい運転姿勢がとれる。
2　運転装置の取扱いと日常点検整備等	①　運転装置及び旅客自動車に備えられていることの多い装置の機能を理解するとともに、各装置の正しい取扱いができる。 ②　運転に当たっての点検、走行に必要な準備等を確実に行うことができる。
3　車両特性に基づく運転死角と車両感覚等を理解した運転操作	①　車両特性に基づく運転死角と車両感覚等を理解した運転操作ができる。
4　基本的な運転操作	①　正しい操作手順での発進と停止ができる。 ②　直線路や緩やかなカーブに合わせた走行位置や進路をとることができる。 ③　オートマチック車の特性を理解し、基本的な操作と走行ができる。 ④　旅客輸送を想定した円滑な速度の上げ下げや速度を一定に保つことができる。
5　時機を捉えた発進と加速、目標に合わせた停止並びに路端における停車及び発進	①　タイミングの良い発進とスムーズな加速ができる。 ②　予定した位置に車を滑らかに停止することができる。 ③　路端に沿った停車及び振り出し現象に注意した発進ができる。
6　カーブや曲がり角の通行	①　旅客輸送を想定し曲がり具合に応じて走行位置を決め、適切な速度を選び、カーブや曲がり角を円滑に通行することができる。
7　坂道の通行	①　勾配に応じた速度とレンジを選ぶことができ、坂の途中で停止し、後退することなく円滑に発進することができる。 ②　旅客輸送を想定した円滑な坂道の通行ができる。
8　後退	①　適切な進路と速度を選んで後退ができる。
9　狭路の通行	①　様々な形状の狭い道路において車両感覚をつかみ、適切な進路と速度を選んで安全な通行ができる。
10　鋭角コースの通過	①　特殊な形状の狭い道路において車両感覚をつかみ、適切な切り返しにより安全な通行ができる。
11　隘路への進入	①　車両感覚を理解して一定の場所に車両を誘導することができる。
12　方向変換及び縦列駐車	①　駐・停車場所に合わせた駐・停車ができる。
13　通行位置の選択と進路変更、障害物への対応	①　道路及び交通の状況に合った通行位置を選ぶことができ、タイミングよく進路を変えることができる。 ②　障害物の状況を早期に読みとり、安全な進路と速度を選べる。
14　信号、標識・標示等に従った走行	①　信号を素早く読みとり、適切な判断により信号に従った走行ができる。 ②　必要な標識・標示等を素早く読みとり、それに従った走行ができる。
15　交差点の通行（直進・左折・右折）、見通しの悪い交差点の通行	①　交差点とその付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で通行できる。 ②　見通しの悪い交差点の危険性を読みとり、安全な速度と方法で通行ができる。
16　踏切の通過	①　一時停止と安全確認を確実に行い、速やかに通過することができる。
17　旅客輸送を想定した走行	①　旅客輸送を想定した走行を場内コースにおいて適切に行うことができる。
18　急ブレーキ	①　速い速度からの急ブレーキによる停止及び危険の回避を体験させ、道路形状に合った速度の選択を修得させるとともに旅客への影響を理解させる。
19　教習効果の確認（みきわめ）	

月　　日 指　導　員	1	2	3	4	5	6	7	8
実　施　項　目　名								
復　習　項　目　名								
月　　日 指　導　員	9	10	11	12	13	14	15	16
実　施　項　目　名								
復　習　項　目　名								
月　　日 指　導　員	17	18	19	20	21	22	23	24
実　施　項　目　名								
復　習　項　目　名								

月　　日 指　導　員	25	26	27					
実　施　項　目　名								
復　習　項　目　名								

申し送り事項等	み　き　わ　め　実　施　者			
	月　日	月　日	月　日	月　日
	良好　不良	良好　不良	良好　不良	良好　不良

学科教習　第１段階								
月　　日 指　導　員	1	2	3	4	5	6	7	
月　　日 指　導　員								

教　　習　　計　　画　　表

修検資格確認 管　理　者
／

技能教習　第２段階 （最短） 時限	①　道路及び交通の状況についての情報を的確に読みとり、危険を予測した運転ができる。 ②　他の交通への気配りをしながら、旅客に配慮し、法規に従った実践的な運転ができる。 ③　旅客輸送を念頭に置いて、旅客の安全性に気配りをした運転ができる。 ④　先急ぎの危険性と余裕を持った運転の必要性を理解した運転ができる。 ⑤　夜間の運転、悪条件下での運転及び地域特性等種々の条件に応じた運転ができる。
項　目　名	項　目　名　ご　と　の　目　標
1　交通の流れに合わせた運転、適切な通行位置、進路変更	①　交通の流れに機敏かつ安全に入ることができ、流れに合わせた速度を選び、適切な車間距離をとることができる。 ②　道路の形状に合わせて適切な通行位置を選ぶことができる。 ③　交通の状況を的確に読みとり、タイミングよく進路変更ができる。
2　信号、標識・標示等に従った走行	①　信号、標識・標示等を的確に読みとり、適切に対応できる。
3　交差点の通行（直進・左折・右折）、見通しの悪い交差点の通行	①　交差点とその付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で通行できる。 ②　見通しの悪い交差点の危険性を読みとり、安全な速度と方法で通行できる。
4　歩行者等の保護	①　歩行者、自転車の動きを的確に読みとり、安全に通行させるための気配りができる。
5　道路及び交通の状況に合わせた運転	①　道路及び交通の状況を読みとり、それに合わせた運転ができる。
6　旅客輸送を想定した運転	①　旅客輸送を想定した運転を実際の道路において適切に行うことができる。
7　先急ぎの危険を理解した運転	①　教習生に心理的プレッシャー（時間的）を与え、先急ぎの心理状態によって現れる危険行為（安全不確認等）を体験・理解させる。 ②　体験した先急ぎの運転の危険性により、旅客に与える影響を理解させる。
8　危険を予測した運転	①　他の交通との関わりにおける危険を的確に予測し、危険を回避する運転行動を早めに選ぶことにより、他車（者）との事故防止のみならず、旅客の安全確保ができる。
9　夜間の運転	①　夜間の特性を理解するとともに、それに応じた運転行動がとれる。
10　悪条件下での運転	①　様々な悪条件下における状況を把握し、適切な対応がとれ、旅客に配慮し、安全に運転（中止）することができる。
11　特別項目	①　地域の特性等からみて必要性の高い運転技能を修得する。
12　クラッチペダル、チェンジレバーの取扱い	①　クラッチペダル、チェンジレバーの正しい取扱いができる。
13　発進及び停止	①　正しい操作手順で発進と停止ができる。
14　変速操作	①　速度の上げ下げや速度を保つことができる。
15　ブレーキ操作	①　曲がり具合に応じて走行位置を決め、速度を選ぶことができ、予定した位置に車を停止させることができる。
16　坂道の通過	①　勾配に応じて速度とレンジを選ぶことができる。
17　狭路（曲線・屈折）の通過	①　狭い道路において車両感覚をつかみ、適切な進路と速度を選んで通行できる。
18　坂道発進	①　坂の途中で停止し、後退することなく発進することができる。
19　踏切通過	①　一時停止と安全確認を確実に行い、速やかに通過することができる。
20　方向変換及び縦列駐車	①　駐・停車場所に合わせた駐・停車ができる。
21　鋭角コースの通過	①　特殊な形状の狭い道路において車両感覚をつかみ、適切な切り返しにより安全な通行ができる。
22　教習効果の確認（みきわめ）	

月　日								
指　導　員	1	2	3	4	5	6	7	8
実　施　項　目　名								
復　習　項　目　名								
月　日								
指　導　員	9	10	11	12	13	14	15	16
実　施　項　目　名								
復　習　項　目　名								
月　日								
指　導　員	17	18	19	20	21	22	23	24
実　施　項　目　名								
復　習　項　目　名								
月　日								

指　導　員	25	26	27	28	29			
実　施　項　目　名								
復　習　項　目　名								

申し送り事項等	み　き　わ　め　実　施　者			
	月　日	月　日	月　日	月　日
	良好　不良	良好　不良	良好　不良	良好　不良

学科教習　第２段階								
月　　日 指　導　員	1	2	3	4	5	6	7	8
月　　日 指　導　員	9	10	11	12	13			
月　　日 指　導　員								

教　　習　　計　　画　　表

卒検資格確認 管　理　者
／

履修証明

技能教習	時限	段階	時限　教習項目	を履修
学科教習	時限	段階	時限　教習項目	を履修

表記の者は、当所において上記のとおり履修したことを証明します。

年　　月　　日

教習所所在地

教 習 所 名

管　理　者

教　習　原　簿　（ＡＴ中型第二種免許）

教習所名				教習生番号	
フリガナ				写　真	
氏名					
生年月日	年　月　日生（　歳）　男・女				
住所					
入所等の記録	入所年月日	年　月　日	転出入、退所年月日	年　月　日	
	教習開始年月日	年　月　日	仮免許交付年月日 仮免許有効期限	①　年　月　日 年　月　日	
	教習期限	年　月　日	仮免許証番号		
	教習修了年月日	年　月　日	仮免許交付年月日 仮免許有効期限	②　年　月　日 年　月　日	
	検定期限	年　月　日	仮免許証番号		
	修了証明書発行年月日	年　月　日	修了証明書番号	第　号	
	卒業年月日	年　月　日	卒業証明書番号	第　号	

入所時の確認	確認資料	□ 住民票の写し □免許証等 □その他（　）						現有免許の種類											確認者
	現有免許	交付年月日	年　月　日																／
		有効期限	年　月　日まで有効																
		公安委員会																	
		免許証等番号																	確認者
		免許の条件																	／
	教習の条件					応急救護処置 教習免除有無	有　無 確認（　）												
	適性テスト	視力		裸眼	矯正	色彩識別	聴力	運動能力	深視力	検査者									
			左			適	適	適	適	／									
			右																
			両			否	否	否	否										

注　意 事　項	1　この教習原簿は、教習の実績を記録するものですから教習の際必ず指導員に提出して下さい。 2　教習原簿は、教習ごとに指導員が必要事項の記入をしますので、確認し、教習終了後に必ず返納して下さい。 3　教習原簿は、紛失・汚損・破損等に十分注意して丁寧に取り扱って下さい。

	仮免前学科効果測定			修了検定			仮免学科試験		
	実施 月日	実施者	結果	実施 月日	検定員	結果	実施 月日	管理者	結果
1	／			／			／		
2	／			／			／		
3	／			／			／		
4	／			／			／		

	卒検前学科効果測定			卒業検定		
	実施 月日	実施者	結果	実施 月日	検定員	結果
	／			／		
	／			／		
	／			／		
	／			／		

	修了検定補修教習		
	実施 月日	指導員	補修項目等
1	／		
2	／		
3	／		
4	／		
5	／		

	卒業検定補修教習		
	実施 月日	指導員	補修項目等
	／		
	／		
	／		
	／		
	／		

任意教習			自由教習				
原付技1	／			／		／	
原付技2	／			／		／	

技能教習	第１段階	第２段階	小計	修検補修	卒検補修	その他	合計
時限数							

運転適性検査		月日 実施者	／

技能教習　第１段階 （最短） 時限	①　安全に対する気配りができ、正しい運転姿勢、シートベルトの装着が身に付き、運転装置を正しい手順で操作できる。 ②　自車の走行位置を把握し、道路形態に合わせた速度と進路が選べるとともに、滑らかで安定した走行をすることができる。 ③　場内コース及び交通の状況について正しい認知、判断ができ、それに基づく運転操作を円滑に行うことができる。 ④　他の交通への気配りをしながら、法規に従った基本的な走行ができる。 ⑤　旅客輸送を念頭に置いて、旅客の安全性にも気配りした走行ができる。
項　目　名	項　目　名　ご　と　の　目　標
1　車の乗り降りと運転姿勢	①　安全を意識した乗り降りや正しい運転姿勢がとれる。
2　運転装置の取扱いと日常点検整備等	①　運転装置及び旅客自動車に備えられていることの多い装置の機能を理解するとともに、各装置の正しい取扱いができる。 ②　運転に当たっての点検、走行に必要な準備等を確実に行うことができる。
3　車両特性に基づく運転死角と車両感覚等を理解した運転操作	①　車両特性に基づく運転死角と車両感覚等を理解した運転操作ができる。
4　基本的な運転操作	①　正しい操作手順での発進と停止ができる。 ②　直線路や緩やかなカーブに合わせた走行位置や進路をとることができる。 ③　オートマチック車の特性を理解し、基本的な操作と走行ができる。 ④　旅客輸送を想定した円滑な速度の上げ下げや速度を一定に保つことができる。
5　時機を捉えた発進と加速、目標に合わせた停止並びに路端における停車及び発進	①　タイミングの良い発進とスムーズな加速ができる。 ②　予定した位置に車を滑らかに停止することができる。 ③　路端に沿った停車及び振り出し現象に注意した発進ができる。
6　カーブや曲がり角の通行	①　旅客輸送を想定し曲がり具合に応じて走行位置を決め、適切な速度を選び、カーブや曲がり角を円滑に通行することができる。
7　坂道の通行	①　勾配に応じた速度とレンジを選ぶことができ、坂の途中で停止し、後退することなく円滑に発進することができる。 ②　旅客輸送を想定した円滑な坂道の通行ができる。
8　後退	①　適切な進路と速度を選んで後退ができる。
9　狭路の通行	①　様々な形状の狭い道路において車両感覚をつかみ、適切な進路と速度を選んで安全な通行ができる。
10　鋭角コースの通過	①　特殊な形状の狭い道路において車両感覚をつかみ、適切な切り返しにより安全な通行ができる。
11　隘路への進入	①　車両感覚を理解して一定の場所に車両を誘導することができる。
12　方向変換及び縦列駐車	①　駐・停車場所に合わせた駐・停車ができる。
13　通行位置の選択と進路変更、障害物への対応	①　道路及び交通の状況に合った通行位置を選ぶことができ、タイミングよく進路を変えることができる。 ②　障害物の状況を早期に読みとり、安全な進路と速度を選べる。
14　信号、標識・標示等に従った走行	①　信号を素早く読みとり、適切な判断により信号に従った走行ができる。 ②　必要な標識・標示等を素早く読みとり、それに従った走行ができる。
15　交差点の通行（直進・左折・右折）、見通しの悪い交差点の通行	①　交差点とその付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で通行できる。 ②　見通しの悪い交差点の危険性を読みとり、安全な速度と方法で通行ができる。
16　踏切の通過	①　一時停止と安全確認を確実に行い、速やかに通過することができる。
17　旅客輸送を想定した走行	①　旅客輸送を想定した走行を場内コースにおいて適切に行うことができる。
18　急ブレーキ	①　速い速度からの急ブレーキによる停止及び危険の回避を体験させ、道路形状に合った速度の選択を修得させるとともに旅客への影響を理解させる。
19　教習効果の確認（みきわめ）	

月　日 指導員	1	2	3	4	5	6	7	8
実施項目名								
復習項目名								
月　日 指導員	9	10	11	12	13	14	15	16
実施項目名								
復習項目名								
月　日 指導員	17	18	19	20	21	22	23	24
実施項目名								
復習項目名								

月　　日 指　導　員	25	26	27					
実　施　項　目　名								
復　習　項　目　名								

申し送り事項等	み　き　わ　め　実　施　者			
	月　日	月　日	月　日	月　日
	良好　不良	良好　不良	良好　不良	良好　不良

学科教習　第１段階								
月　　日 指　導　員	1	2	3	4	5	6	7	
月　　日 指　導　員								

教　　習　　計　　画　　表

修検資格確認 管　理　者
／

技能教習　第２段階 （最短） 時限	①　道路及び交通の状況についての情報を的確に読みとり、危険を予測した運転ができる。 ②　他の交通への気配りをしながら、旅客に配慮し、法規に従った実践的な運転ができる。 ③　旅客輸送を念頭に置いて、旅客の安全性に気配りをした運転ができる。 ④　先急ぎの危険性と余裕を持った運転の必要性を理解した運転ができる。 ⑤　夜間の運転、悪条件下での運転及び地域特性等種々の条件に応じた運転ができる。
項　目　名	項　目　名　ご　と　の　目　標
1　交通の流れに合わせた運転、適切な通行位置、進路変更	①　交通の流れに機敏かつ安全に入ることができ、流れに合わせた速度を選び、適切な車間距離をとることができる。 ②　道路の形状に合わせて適切な通行位置を選ぶことができる。 ③　交通の状況を的確に読みとり、タイミングよく進路変更ができる。
2　信号、標識・標示等に従った走行	①　信号、標識・標示等を的確に読みとり、適切に対応できる。
3　交差点の通行（直進・左折・右折）、見通しの悪い交差点の通行	①　交差点とその付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で通行できる。 ②　見通しの悪い交差点の危険性を読みとり、安全な速度と方法で通行できる。
4　歩行者等の保護	①　歩行者、自転車の動きを的確に読みとり、安全に通行させるための気配りができる。
5　道路及び交通の状況に合わせた運転	①　道路及び交通の状況を読みとり、それに合わせた運転ができる。
6　旅客輸送を想定した運転	①　旅客輸送を想定した運転を実際の道路において適切に行うことができる。
7　先急ぎの危険を理解した運転	①　教習生に心理的プレッシャー（時間的）を与え、先急ぎの心理状態によって現れる危険行為（安全不確認等）を体験・理解させる。 ②　体験した先急ぎの運転の危険性により、旅客に与える影響を理解させる。
8　危険を予測した運転	①　他の交通との関わりにおける危険を的確に予測し、危険を回避する運転行動を早めに選ぶことにより、他車（者）との事故防止のみならず、旅客の安全確保ができる。
9　夜間の運転	①　夜間の特性を理解するとともに、それに応じた運転行動がとれる。
10　悪条件下での運転	①　様々な悪条件下における状況を把握し、適切な対応がとれ、旅客に配慮し、安全に運転（中止）することができる。
11　特別項目	①　地域の特性等からみて必要性の高い運転技能を修得する。
12　教習効果の確認（みきわめ）	

月　日 指導員	1	2	3	4	5	6	7	8
実施項目名								
復習項目名								
月　日 指導員	9	10	11	12	13	14	15	16
実施項目名								
復習項目名								
月　日 指導員	17	18	19	20	21	22	23	24
実施項目名								
復習項目名								
月　日 指導員	25							
実施項目名								
復習項目名								

申し送り事項等	みきわめ実施者			
	月　日	月　日	月　日	月　日
	良好　不良	良好　不良	良好　不良	良好　不良

学科教習　第２段階								
月　　日 指　導　員	1	2	3	4	5	6	7	8
月　　日 指　導　員	9	10	11	12	13			
月　　日 指　導　員								

教　　習　　計　　画　　表

卒検資格確認 管　理　者
／

履修証明

技能教習	時限	段階	時限　教習項目	を履修
学科教習	時限	段階	時限　教習項目	を履修

表記の者は、当所において上記のとおり履修したことを証明します。

年　　月　　日

教習所所在地
教 習 所 名
管　理　者

教　習　原　簿　（ＭＴ普通第二種免許）

教習所名		教習生番号
フリガナ 氏名		写　真
生年月日	年　月　日生（　歳）　男・女	
住所		

入所等の記録	入所年月日	年　月　日	転出入、退所年月日	年　月　日
	教習開始年月日	年　月　日	仮免許交付年月日 仮免許有効期限 仮免許証番号	①　年　月　日 年　月　日
	教習期限	年　月　日		
	教習修了年月日	年　月　日	仮免許交付年月日 仮免許有効期限 仮免許証番号	②　年　月　日 年　月　日
	検定期限	年　月　日		
	修了証明書発行年月日	年　月　日	修了証明書番号	第　号
	卒業年月日	年　月　日	卒業証明書番号	第　号

入所時の確認	確認資料	□ 住民票の写し □免許証 □その他（　）						現有免許の種類											確認者
	現有免許	交付年月日	年　月　日																／
		有効期限	年　月　日まで有効																
		公安委員会																	
		免許証番号												ー					確認者
		免許の条件																	／
	教習の条件							応急救護処置 教習免除有無	有　無 確認（　）										
	適性テスト	視力		裸眼	矯正	色彩識別	聴力	運動能力	深視力	検査者									
			左			適	適	適	適	／									
			右																
			両			否	否	否	否										

注意事項	1　この教習原簿は、教習の実績を記録するものですから教習の際必ず指導員に提出して下さい。 2　教習原簿は、教習ごとに指導員が必要事項の記入をしますので、確認し、教習終了後に必ず返納して下さい。 3　教習原簿は、紛失・汚損・破損等に十分注意して丁寧に取り扱って下さい。

	仮免前学科効果測定			修了検定			仮免学科試験		
	実施 月日	実施者	結果	実施 月日	検定員	結果	実施 月日	管理者	結果
1	／			／			／		
2	／			／			／		
3	／			／			／		
4	／			／			／		

	卒検前学科効果測定			卒業検定		
	実施 月日	実施者	結果	実施 月日	検定員	結果
	／			／		
	／			／		
	／			／		
	／			／		

	修了検定補修教習		
	実施 月日	指導員	補修項目等
1	／		
2	／		
3	／		
4	／		
5	／		

	卒業検定補修教習		
	実施 月日	指導員	補修項目等
	／		
	／		
	／		
	／		
	／		

	任意教習			自由教習				
原付技1	／			／			／	
原付技2	／			／			／	

技能教習	第１段階	第２段階	小計	修検補修	卒検補修	その他	合計
時限数							

運転適性検査		月日 実施者	／

技能教習　第１段階 （最短） 時限	①　安全に対する気配りができ、正しい運転姿勢、シートベルトの装着が身に付き、運転装置を正しい手順で操作できる。 ②　自車の走行位置を把握し、道路形態に合わせた速度と進路が選べるとともに、滑らかなで安定した走行をすることができる。 ③　場内のコース及び交通の状況について正しい認知、判断ができ、それに基づく運転操作を円滑に行うことができる。 ④　他の交通への気配りをしながら、法規に従った基本的な走行ができる。 ⑤　旅客輸送を念頭に置いて、旅客の安全性にも気配りした走行ができる。
項　目　名	項　目　名　ご　と　の　目　標
1　車の乗り降りと運転姿勢	①　安全を意識した乗り降りや正しい運転姿勢がとれる。
2　運転装置の取扱いと日常点検整備等	①　運転装置及び旅客自動車に備えられることの多い装置の機能を理解するとともに、各装置の正しい取扱いができる。 ②　運転に当たっての点検、走行に必要な準備等を確実に行うことができる。
3　基本的な運転操作	①　正しい操作手順での発進と停止ができる。 ②　直線路や緩やかなカーブに合わせた走行位置や進路をとることができる。 ③　オートマチック車の特性を理解し、基本的な操作と走行ができる。 ④　旅客輸送を想定した円滑な速度の上げ下げや一定の速度を保つことができる。
4　時機を捉えた発進と加速、目標に合わせた停止	①　タイミングの良い発進とスムーズで機敏な加速ができる。 ②　予定した位置に車を滑らかに停止することができる。
5　カーブや曲がり角の通行	①　旅客輸送を想定し、曲がり具合に応じて走行位置を決め、適切な速度を選び、カーブや曲がり角を円滑に通行することができる。
6　坂道の通行	①　勾配に応じた速度とギアを選ぶことができ、坂の途中で停止し、後退することなく円滑に発進することができる。 ②　旅客輸送を想定した円滑な坂道の通行ができる。
7　後退	①　適切な進路と速度を選んで後退ができる。
8　狭路の通行	①　様々な形状の狭い道路において車両感覚をつかみ、適切な進路と速度を選んで安全な通行ができる。
9　鋭角コースの通過	①　特殊な形状の狭い道路において車両感覚をつかみ、適切な切り返しにより、安全な通行ができる。
10　縦列駐車・方向変換	①　駐・停車場所に合わせた駐・停車ができる。
11　通行位置の選択と進路変更、障害物への対応	①　道路及び交通の状況に合った通行位置を選ぶことができ、タイミングよく進路を変えることができる。 ②　旅客輸送を想定し、障害物の状況を早期に読みとり、安全な進路と速度が選べる。
12　信号、標識・標示等に従った走行	①　信号を素早く読みとり、適切な判断により信号に従った走行ができる。 ②　必要な標識・標示等を素早く読みとり、それに従った走行ができる。 ③　旅客を想定した円滑な走行ができる。
13　交差点の通行（直進・左折・右折）、見通しの悪い交差点の通行	①　交差点とその付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で通行できる。 ②　見通しの悪い交差点の危険性を読みとり、安全な速度と方法で通行ができる。 ③　旅客を想定した円滑な走行ができる。
14　踏切の通過	①　一時停止と安全確認を確実に行い、速やかに通過することができる。
15　転回	①　道路及び交通の状況に応じて、適切な転回場所を選択することができ、その付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で転回できる。
16　旅客輸送を想定した走行	①　旅客輸送を想定した走行を場内コースにおいて適切に行うことができる。
17　急ブレーキ	①　速い速度からの急ブレーキによる停止及び危険の回避を体験させ、道路形状に合った速度の選択を修得させるとともに旅客への影響を理解させる。
18　教習効果の確認（みきわめ）	

月　日 指導員	1	2	3	4	5	6	7	8
実施項目名								
復習項目名								
月　日 指導員	9	10	11	12	13	14	15	16
実施項目名								
復習項目名								
月　日 指導員	17	18	19	20	21			
実施項目名								
復習項目名								

申し送り事項等	みきわめ実施者			
	月　日	月　日	月　日	月　日
	良好　不良	良好　不良	良好　不良	良好　不良

学科教習　第１段階								
月　　日 指　導　員	1	2	3	4	5	6	7	8
月　　日 指　導　員	9	10						

教　　習　　計　　画　　表

修検資格確認 管　理　者
／

技能教習　第２段階 （最短） 時限	①　道路及び交通の状況についての情報を的確に読みとり、危険を予測した運転ができる。 ②　他の交通への気配りをしながら、旅客に配慮し、法規に従った実践的な運転ができる。 ③　旅客輸送を念頭に置いて、旅客の安全性に気配りをした運転ができる。 ④　先急ぎの危険性と余裕を持った運転の必要性を理解した運転ができる。 ⑤　夜間の運転、悪条件下での運転及び地域特性等種々の条件に応じた運転ができる。
項　目　名	項　目　名　ご　と　の　目　標
1　交通の流れに合わせた運転、適切な通行位置、進路変更	①　交通の流れに機敏かつ安全に入ることができ、流れに合わせた速度を選び、適切な車間距離をとることができる。 ②　道路の形状に合わせて適切な通行位置を選ぶことができる。 ③　交通の状況を的確に読みとり、タイミングよく進路変更ができる。
2　信号、標識・標示等に従った運転	①　信号、標識・標示等を的確に読みとり、適切に対応できる。
3　交差点の通行（直進・左折・右折）、見通しの悪い交差点の通行	①　交差点とその付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で通行できる。 ②　見通しの悪い交差点の危険性を読みとり、安全な速度と方法で通行できる。
4　歩行者等の保護	①　歩行者、自転車の動きを的確に読みとり、安全に通行させるための気配りができる。
5　道路及び交通の状況に合わせた運転	①　道路及び交通の状況を読みとり、それに合わせた運転ができる。
6　転回	①　道路及び交通の状況に応じて、適切な転回場所を選択し、他の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で転回することができる。
7　旅客輸送を想定した運転	①　旅客輸送を想定した運転を実際の道路において適切に行うことができる。
8　先急ぎの危険を理解した運転	①　教習生に心理的プレッシャー（時間的）を与え、先急ぎの心理状態によって現れる危険行為（安全不確認等）を体験・理解させる。 ②　体験した先急ぎの運転の危険性により、旅客に与える影響を理解させる。
9　危険を予測した運転	①　他の交通との関わりにおける危険を的確に予測し、危険を回避する運転行動を早めに選ぶことにより、他車（者）との事故防止のみならず、旅客の安全確保ができる。
10　夜間の運転	①　夜間の特性を理解するとともに、それに応じた運転行動がとれる。
11　悪条件下での運転	①　様々な悪条件下における状況を把握し、適切な対応がとれ、旅客に配慮し、安全運転（中止）することができる。
12　特別項目	①　地域の特性等からみて必要性の高い運転技能を修得する。
13　クラッチペダル、チェンジレバーの取扱い	①　クラッチペダル、チェンジレバーの正しい取扱いができる。
14　発進及び停止	①　正しい操作手順で発進と停止ができる。
15　変速操作	①　速度の上げ下げや速度を保つことができる。
16　ブレーキ操作	①　曲がり具合に応じて走行位置を決め、速度を選ぶことができ、予定した位置に車を停止させることができる。
17　坂道の通過	①　勾配に応じて速度とギアを選ぶことができる。
18　狭路（曲線・屈折）の通過	①　狭い道路において車両感覚をつかみ、適切な進路と速度を選んで通行できる。
19　踏切通過	①　一時停止と安全確認を確実に行い、速やかに通過することができる。
20　方向変換及び縦列駐車	①　駐・停車場所に合わせた駐・停車ができる。
21　鋭角コースの通過	①　特殊な形状の狭い道路において車両感覚をつかみ、適切な切り返しにより安全な通行ができる。
22　教習効果の確認（みきわめ）	

月　日 指導員	1	2	3	4	5	6	7	8
実施項目名								
復習項目名								
月　日 指導員	9	10	11	12	13	14	15	16
実施項目名								
復習項目名								
月　日 指導員	17	18	19	20	21	22	23	24
実施項目名								
復習項目名								

月　　日 指　導　員	25	26	27	28	29	30	31	32
実　施　項　目　名								
復　習　項　目　名								
月　　日 指　導　員	33							
実　施　項　目　名								
復　習　項　目　名								

申し送り事項等	みきわめ実施者			
	月　日	月　日	月　日	月　日
	良好　不良	良好　不良	良好　不良	良好　不良

学科教習　第２段階								
月　　日 指　導　員	1	2	3	4	5	6	7	8
月　　日 指　導　員	9	10	11	12	13	14	15	16
月　　日 指　導　員								

教　　習　　計　　画　　表

卒検資格確認 管　理　者
／

履修

証明

技能教習	時限	段階	時限　教習項目	を履修
学科教習	時限	段階	時限　教習項目	を履修

表記の者は、当所において上記のとおり履修したことを証明します。

年　　月　　日

教習所所在地

教 習 所 名

管　理　者

教　習　原　簿　（ＡＴ普通第二種免許）

教習所名		教習生番号
フリガナ 氏名		写　真
生年月日	年　月　日生（　歳）　男・女	
住所		

入所等の記録	入所年月日	年　月　日	転出入、退所年月日	年　月　日
	教習開始年月日	年　月　日	仮免許交付年月日 仮免許有効期限 仮免許証番号	①　年　月　日 年　月　日
	教習期限	年　月　日		
	教習修了年月日	年　月　日	仮免許交付年月日 仮免許有効期限 仮免許証番号	②　年　月　日 年　月　日
	検定期限	年　月　日		
	修了証明書発行年月日	年　月　日	修了証明書番号	第　号
	卒業年月日	年　月　日	卒業証明書番号	第　号

入所時の確認	確認資料	□ 住民票の写し □免許証 □その他（　）						現有免許の種類											確認者
	現有免許	交付年月日	年　月　日																／
		有効期限	年　月　日まで有効																
		公安委員会																	
		免許証番号												ー					確認者
		免許の条件																	／
	教習の条件								応急救護処置 教習免除有無	有　無 確認（　）								

適性テスト	視力		裸眼	矯正	色彩識別	聴力	運動能力	深視力	検査者
		左			適	適	適	適	／
		右							
		両			否	否	否	否	

注意事項	1　この教習原簿は、教習の実績を記録するものですから教習の際必ず指導員に提出して下さい。 2　教習原簿は、教習ごとに指導員が必要事項の記入をしますので、確認し、教習終了後に必ず返納して下さい。 3　教習原簿は、紛失・汚損・破損等に十分注意して丁寧に取り扱って下さい。

	仮免前学科効果測定			修了検定			仮免学科試験		
	実施 月日	実施者	結果	実施 月日	検定員	結果	実施 月日	管理者	結果
1	／			／			／		
2	／			／			／		
3	／			／			／		
4	／			／			／		

	卒検前学科効果測定			卒業検定		
	実施 月日	実施者	結果	実施 月日	検定員	結果
	／			／		
	／			／		
	／			／		
	／			／		

	修了検定補修教習		
	実施 月日	指導員	補修項目等
1	／		
2	／		
3	／		
4	／		
5	／		

	卒業検定補修教習		
	実施 月日	指導員	補修項目等
	／		
	／		
	／		
	／		
	／		

任意教習			自由教習				
原付技1	／			／		／	
原付技2	／			／		／	

技能教習時限数	第１段階	第２段階	小計	修検補修	卒検補修	その他	合計

運転適性検査		月日 実施者	／

技能教習　第１段階 （最短） 時限	①　安全に対する気配りができ、正しい運転姿勢、シートベルトの装着が身に付き、運転装置を正しい手順で操作できる。 ②　自車の走行位置を把握し、道路形態に合わせた速度と進路が選べるとともに、滑らかなで安定した走行をすることができる。 ③　場内のコース及び交通の状況について正しい認知、判断ができ、それに基づく運転操作を円滑に行うことができる。 ④　他の交通への気配りをしながら、法規に従った基本的な走行ができる。 ⑤　旅客輸送を念頭に置いて、旅客の安全性にも気配りした走行ができる。
項　目　名	項　目　名　ご　と　の　目　標
1　車の乗り降りと運転姿勢	①　安全を意識した乗り降りや正しい運転姿勢がとれる。
2　運転装置の取扱いと日常点検整備等	①　運転装置及び旅客自動車に備えられることの多い装置の機能を理解するとともに、各装置の正しい取扱いができる。 ②　運転に当たっての点検、走行に必要な準備等を確実に行うことができる。
3　基本的な運転操作	①　正しい操作手順での発進と停止ができる。 ②　直線路や緩やかなカーブに合わせた走行位置や進路をとることができる。 ③　オートマチック車の特性を理解し、基本的な操作と走行ができる。 ④　旅客輸送を想定した円滑な速度の上げ下げや一定の速度を保つことができる。
4　時機を捉えた発進と加速、目標に合わせた停止	①　タイミングの良い発進とスムーズで機敏な加速ができる。 ②　予定した位置に車を滑らかに停止することができる。
5　カーブや曲がり角の通行	①　旅客輸送を想定し、曲がり具合に応じて走行位置を決め、適切な速度を選び、カーブや曲がり角を円滑に通行することができる。
6　坂道の通行	①　勾配に応じた速度とギアを選ぶことができ、坂の途中で停止し、後退することなく円滑に発進することができる。 ②　旅客輸送を想定した円滑な坂道の通行ができる。
7　後退	①　適切な進路と速度を選んで後退ができる。
8　狭路の通行	①　様々な形状の狭い道路において車両感覚をつかみ、適切な進路と速度を選んで安全な通行ができる。
9　鋭角コースの通過	①　特殊な形状の狭い道路において車両感覚をつかみ、適切な切り返しにより、安全な通行ができる。
10　縦列駐車・方向変換	①　駐・停車場所に合わせた駐・停車ができる。
11　通行位置の選択と進路変更、障害物への対応	①　道路及び交通の状況に合った通行位置を選ぶことができ、タイミングよく進路を変えることができる。 ②　旅客輸送を想定し、障害物の状況を早期に読みとり、安全な進路と速度が選べる。
12　信号、標識・標示等に従った走行	①　信号を素早く読みとり、適切な判断により信号に従った走行ができる。 ②　必要な標識・標示等を素早く読みとり、それに従った走行ができる。 ③　旅客を想定した円滑な走行ができる。
13　交差点の通行（直進・左折・右折）、見通しの悪い交差点の通行	①　交差点とその付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で通行できる。 ②　見通しの悪い交差点の危険性を読みとり、安全な速度と方法で通行ができる。 ③　旅客を想定した円滑な走行ができる。
14　踏切の通過	①　一時停止と安全確認を確実に行い、速やかに通過することができる。
15　転回	①　道路及び交通の状況に応じて、適切な転回場所を選択することができ、その付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で転回できる。
16　旅客輸送を想定した走行	①　旅客輸送を想定した走行を場内コースにおいて適切に行うことができる。
17　急ブレーキ	①　速い速度からの急ブレーキによる停止及び危険の回避を体験させ、道路形状に合った速度の選択を修得させるとともに旅客への影響を理解させる。
18　教習効果の確認（みきわめ）	

月　日 指導員	1	2	3	4	5	6	7	8
実施項目名								
復習項目名								
月　日 指導員	9	10	11	12	13	14	15	16
実施項目名								
復習項目名								
月　日 指導員	17	18	19	20	21			
実施項目名								
復習項目名								

申し送り事項等	みきわめ実施者			
	月　日	月　日	月　日	月　日
	良好　不良	良好　不良	良好　不良	良好　不良

学科教習　第１段階								
月　　日 指　導　員	1	2	3	4	5	6	7	8
月　　日 指　導　員	9	10						

教　　習　　計　　画　　表

修検資格確認 管　理　者
／

技能教習　第２段階 （最短） 時限	①　道路及び交通の状況についての情報を的確に読みとり、危険を予測した運転ができる。 ②　他の交通への気配りをしながら、旅客に配慮し、法規に従った実践的な運転ができる。 ③　旅客輸送を念頭に置いて、旅客の安全性に気配りをした運転ができる。 ④　先急ぎの危険性と余裕を持った運転の必要性を理解した運転ができる。 ⑤　夜間の運転、悪条件下での運転及び地域特性等種々の条件に応じた運転ができる。
項　目　名	項　目　名　ご　と　の　目　標
1　交通の流れに合わせた運転、適切な通行位置、進路変更	①　交通の流れに機敏かつ安全に入ることができ、流れに合わせた速度を選び、適切な車間距離をとることができる。 ②　道路の形状に合わせて適切な通行位置を選ぶことができる。 ③　交通の状況を的確に読みとり、タイミングよく進路変更ができる。
2　信号、標識・標示等に従った運転	①　信号、標識・標示等を的確に読みとり、適切に対応できる。
3　交差点の通行（直進・左折・右折）、見通しの悪い交差点の通行	①　交差点とその付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で通行できる。 ②　見通しの悪い交差点の危険性を読みとり、安全な速度と方法で通行できる。
4　歩行者等の保護	①　歩行者、自転車の動きを的確に読みとり、安全に通行させるための気配りができる。
5　道路及び交通の状況に合わせた運転	①　道路及び交通の状況を読みとり、それに合わせた運転ができる。
6　転回	①　道路及び交通の状況に応じて、適切な転回場所を選択し、他の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で転回することができる。
7　旅客輸送を想定した運転	①　旅客輸送を想定した運転を実際の道路において適切に行うことができる。
8　先急ぎの危険を理解した運転	①　教習生に心理的プレッシャー（時間的）を与え、先急ぎの心理状態によって現れる危険行為（安全不確認等）を体験・理解させる。 ②　体験した先急ぎの運転の危険性により、旅客に与える影響を理解させる。
9　危険を予測した運転	①　他の交通との関わりにおける危険を的確に予測し、危険を回避する運転行動を早めに選ぶことにより、他車（者）との事故防止のみならず、旅客の安全確保ができる。
10　夜間の運転	①　夜間の特性を理解するとともに、それに応じた運転行動がとれる。
11　悪条件下での運転	①　様々な悪条件下における状況を把握し、適切な対応がとれ、旅客に配慮し、安全運転（中止）することができる。
12　特別項目	①　地域の特性等からみて必要性の高い運転技能を修得する。
13　教習効果の確認（みきわめ）	

月　日 指導員	1	2	3	4	5	6	7	8
実施項目名								
復習項目名								
月　日 指導員	9	10	11	12	13	14	15	16
実施項目名								
復習項目名								
月　日 指導員	17	18	19	20	21	22	23	24
月　日 指導員	25	26	27	28	29			
実施項目名								
復習項目名								

申し送り事項等	みきわめ実施者			
	月　日	月　日	月　日	月　日
	良好　不良	良好　不良	良好　不良	良好　不良

学科教習　第２段階								
月　　日 指　導　員	1	2	3	4	5	6	7	8
月　　日 指　導　員	9	10	11	12	13	14	15	16
月　　日 指　導　員								

教　　習　　計　　画　　表

卒検資格確認 管　理　者
／

履修

証明

技能教習	時限	段階	時限　教習項目	を履修
学科教習	時限	段階	時限　教習項目	を履修

表記の者は、当所において上記のとおり履修したことを証明します。

年　　月　　日

教習所所在地
教 習 所 名
管　理　者

オートマチック限定解除教習カード

氏名

教習項目	教習内容	教習項目	教習内容
1　クラッチペダル、チェンジレバーの取扱い	①　クラッチペダルの踏み方、戻し方 ア　クラッチペダルの動き イ　クラッチペダルの踏み方 ウ　クラッチペダルの戻し方 ②　チェンジレバーの取扱い方 ・　各ギアへの入れ方（クラッチペダルとの関連も含む。）	5　坂道の通過	①　ギアの選択及び加速の方法（上り坂） ア　急な坂を上るとき イ　坂の頂上付近における安全な速度 ②　エンジンブレーキの使い方（下り坂） ・　勾配とギアの選択
		6　狭路（曲線・屈折）の通過	クラッチの断続による低速調節 ・　アクセルとクラッチの調和
2　発進及び停止	①　発進の仕方 ア　エンジンのかけ方、とめ方 イ　発進の手順 ②　停止の仕方 ア　停止の手順 イ　駐車するときの手順	7　坂道発進	ハンドブレーキの操作及びアクセルとクラッチの調和 ア　ハンドブレーキを使っての坂道発進の手順 イ　ハンドブレーキを使わない坂道発進の手順
3　変速操作	①　加速チェンジの時期及び方法 ・　目的速度と加速チェンジの時期 及び方法 ②　減速チェンジの時期及び方法 ・　減速チェンジの適切な時期及び 方法	8　踏切通過	ギアの選択及びアクセルとクラッチの調和 ア　踏切内でエンストしないための低速ギアの選択 イ　踏切内でエンストしたとき
		9　方向変換及び縦列駐車	クラッチの断続による低速調節 ・　後退の際のアクセル及びクラッチの調和
4　ブレーキ操作	①　ゆるいカーブ及び曲がり角通過に 伴うブレーキ操作 ・　安全な速度と効果的な制動 ②　目標に合わせた停止の方法 ・　停止するときのブレーキペダル の踏み加減 ③　エンジンブレーキの使い方 ・　ギアとエンジンブレーキの関係	10　鋭角コースの通過（二種免許のみ）	鋭角コースの通過
		11　教習効果の確認（みきわめ）	場内コースにおける教習効果の確認（みきわめ）

「10鋭角コースの通過」は二種免許のみ

月　日 指導員	1	2	3	4	5	6	7	8
実施項目名								
復習項目名								
月　日 指導員	9	10	11	12	13	14	15	16
実施項目名								
復習項目名								

申し送り事項	受審資格 確認 ／

みきわめ				技能審査			
観察目標		判定		第１回		第２回	
		１回	２回	月　日		月　日	
１　クラッチペダル、チェンジレバーの取扱い				点		点	
２　発進及び停止				検定員		検定員	
３　変速操作							
４　ブレーキ操作				月 日		月 日	
５　坂道の通過				指導員		指導員	
６　狭路（曲線・屈折）の通過				実施項目		実施項目	
７　坂道発進				復習項目		復習項目	
８　踏切通過				月 日		月 日	
９　方向変換及び縦列駐車				指導員		指導員	
10　鋭角コースの通過（二種免許のみ）				実施項目		実施項目	
				復習項目		復習項目	
	実施月日	／	／				
	総合判定						
	実施者						

自由教習						
／			／			備考
／			／			

□８ｔ限定（中型・中型二種）
□５ｔ限定（準中型・中型二種）

限定解除教習カード

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

教習項目	教習内容	教習項目	教習内容
1 基本的な運転操作	① 発進と停止 ② 走行位置と進路 ③ 速度の調節	9 交差点の通行（直進・左折・右折）、見通しの悪い交差点の通行、信号、標識・標示等に従った運転	① 交差点の直進の方法 ・ 交差点への接近の仕方 ・ 信号、標識・標示等の読みとりと対応の仕方 ・ 交差道路の交通状況の捉え方 ・ 対向右折車等の動きの捉え方 ・ 歩行者等に対する気配りの仕方 ・ 交差点内の走行位置と速度の選び方 ② 交差点の左折の方法 ・ 交差点への接近の仕方 ・ 信号、標識・標示等の読みとりと対応の仕方 ・ 交差道路の交通状況の捉え方 ・ 対向右折車等の動きの捉え方 ・ 歩行者等に対する気配りの仕方 ・ 交差点内の走行位置と速度の選び方 ③ 交差点の右折の方法 ・ 交差点への接近の仕方 ・ 信号、標識・標示等の読みとりと対応の仕方 ・ 交差道路の交通状況の捉え方 ・ 対向右折車等の動きの捉え方 ・ 歩行者等に対する気配りの仕方 ・ 交差点内の走行位置と速度の選び方 ④ 見通しの悪い交差点の通行 ・ 交差点への接近の仕方 ・ 情報のとり方と進行可否の判断の仕方 ・ 自車の見せ方を意識した走行の仕方 ⑤ 信号を捉える時機と見方 ⑥ 信号の変わり目の予測と判断の仕方 ⑦ 信号待ちでの対応の仕方 ⑧ 自車の運転行動に関わる標識・標示等の見方 ⑨ 標識・標示等に従った走行の仕方
2 時機を捉えた発進と加速、目標に合わせた停止並びに路端における停車及び発進	① 時機を捉えた発進と加速 ② 目標に合わせた停止 ③ 路端における停車及び発進（オーバーハングへの対応）		
3 坂道の通行	① 上り坂での速度とギアの選び方 ② 下り坂での速度とギアの選び方 ③ 坂の途中での停止の仕方 ④ 坂道発進の仕方 ⑤ 円滑な坂道での通行		
4 狭路の通行	① 狭路の形状の捉え方 ② 視点の配り方、視野のとり方 ③ 車両感覚の捉え方と走行位置のとり方 ④ 速度の調節の仕方 ⑤ 進路のとり方と修正の仕方 ⑥ 切り返しの仕方		
5 方向変換及び縦列駐車	① 駐・停車場所での止め方と発進の仕方 ② 幅寄せの仕方		
6 鋭角コースの通過	鋭角コースの通過		
7 隘路への進入	① 走行コースの捉え方 ② 視点の配り方、視野のとり方 ③ 車両感覚の捉え方と走行位置のとり方 ④ 進路のとり方と修正の仕方		
8 通行位置の選択と進路変更、障害物への対応	① 通行位置の選び方 ② 進路変更時の情報のとり方と合図の時機 ③ 進路変更の仕方とタイミングのとり方 ④ 障害物とその付近の情報のとり方 ⑤ 進路変更の可否の判断 ⑥ 側方間隔のとり方と速度の選び方 ⑦ 進路のとり方、戻り方	10 教習効果の確認（みきわめ）	場内コースにおける教習効果の確認（みきわめ）

「６鋭角コースの通過」は二種免許のみ
準中型（５ｔ限定）の解除は「２③路端における停車及び発進」「７隘路への進入」を除く。

月　日 / 指導員	1	2	3	4	5	6	7	8
実施項目名								
復習項目名								
月　日 / 指導員	9	10	11	12	13	14	15	16
実施項目名								
復習項目名								

申し送り事項	受審資格確認 ／

<table>
<tr><td colspan="4">みきわめ</td><td colspan="4">技能審査</td></tr>
<tr><td rowspan="2" colspan="2">観察目標</td><td colspan="2">判定</td><td colspan="2">第１回</td><td colspan="2">第２回</td></tr>
<tr><td>１回</td><td>２回</td><td colspan="2">月　日</td><td colspan="2">月　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">1 基本的な運転操作</td><td></td><td></td><td colspan="2">点</td><td colspan="2">点</td></tr>
<tr><td colspan="2">2 時機を捉えた発進と加速、目標に合わせた停止並びに路端における停車及び発進</td><td></td><td></td><td colspan="2" rowspan="2">検定員</td><td colspan="2" rowspan="2">検定員</td></tr>
<tr><td colspan="2">3 坂道の通行</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">4 狭路の通行</td><td></td><td></td><td>月
日</td><td></td><td>月
日</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">5 方向変換及び縦列駐車</td><td></td><td></td><td rowspan="2">指導員</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">指導員</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">6 鋭角コースの通過</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>実施項目</td><td></td><td>実施項目</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">7 隘路への進入</td><td></td><td></td><td>復習項目</td><td></td><td>復習項目</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">8 通行位置の選択と進路変更、障害物への対応</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">月
日</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">月
日</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">9 交差点の通行（直進・左折・右折）、見通しの悪い交差点の通行、信号、標識・標示等に従った運転</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">指導員</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">指導員</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>実施項目</td></tr>
<tr><td rowspan="3" colspan="2"></td><td>実施月日</td><td>／</td><td>／</td><td>復習項目</td><td></td><td>復習項目</td><td></td></tr>
<tr><td>総合判定</td><td></td><td></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>実施者</td><td></td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td colspan="7">自由教習</td></tr>
<tr><td>／</td><td></td><td></td><td>／</td><td></td><td></td><td rowspan="2">備考</td></tr>
<tr><td>／</td><td></td><td></td><td>／</td><td></td><td></td></tr>
</table>

大特車(農耕車・カタピラ車)限定解除教習カード

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

教習項目	教習内容	教習項目	教習内容
1 車の乗り降りと運転姿勢	安全を意識した乗り降りや正しい運転姿勢がとれる。	11 障害物への対応	障害物の状況の早期読み取り、安全な進路と速度
2 自動車の機構と運転装置の取扱い	運転装置の機能や自動車の走行の原理を理解するとともに、各装置の正しい取扱いができる。	12 標識・標示に従った走行	標識・表示の素早い読み取り、それに従った走行
3 発進と停止	正しい操作手順で発進と停止ができる。	13 信号に従った走行	信号の素早い読み取り、適切な判断により信号に従った走行
4 速度の調節	速度の上げ下げや速度を保つことができる。	14 交差点の通行（直進）	交差点とその付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で通行ができる。
5 走行位置と進路	直線路やゆるいカーブに合わせた走行位置や進路がとれる。	15 交差点の通行（左折）	同上
6 時機をとらえた発進と加速	タイミングのよい発進と力強い加速ができる。	16 交差点の通行（右折）	同上
7 目標に合わせた停止	予定した位置に車を停止させることができる。	17 見通しの悪い交差点の通行	見通しの悪い交差点の危険性の読み取り、安全な速度と方法での通行
8 カーブや曲がり角の通行	曲がり具合に応じて走行位置を決め、速度を選ぶことができる。	18 踏切の通過	踏切での一時停止と確実な安全確認を行い、速やかな発進通過
9 後退	適切な進路と速度を選んで後退ができる。	19 方向変換	駐・停車場所に合わせた駐・停車ができる。
10 通行位置の選択と進路変更	道路及び交通の状況に合った通行位置の選定、タイミングのよい進路変更	20 教習効果の確認（みきわめ）	場内コースにおける教習効果の確認（みきわめ）

月　日								
指導員	1	2	3	4	5	6	7	8
実施項目名								
復習項目名								
月　日								
指導員	9	10	11	12	13	14	15	16
実施項目名								
復習項目名								

申し送り事項	受審資格確認
	／

みきわめ				技能審査			
観察目標		判定		第1回		第2回	
		1回	2回	月日		月日	
1 車の乗り降りと運転姿勢							
2 自動車の機構と運転装置の取扱い				点		点	
3 発進と停止							
4 速度の調節							
5 走行位置と進路				検定員		検定員	
6 時機をとらえた発進と加速							
7 目標に合わせた停止							
8 カーブや曲がり角の通行				月日		月日	
9 後退							
10 通行位置の選択と進路変更				指導員		指導員	
11 障害物への対応							
12 標識・標示に従った走行				実施項目		実施項目	
13 信号に従った走行				復習項目		復習項目	
14~16 交差点の通行（直進・左折・右折）				月日		月日	
17 見通しの悪い交差点の通行							
18 踏切の通過				指導員		指導員	
19 方向変換							
	実施月日	／	／	実施項目		実施項目	
	総合判定			復習項目		復習項目	
	実施者						

自由教習						
／			／			備考
／			／			

大型車(マイクロバス)限定解除教習カード　　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿

教習項目	教習内容	教習項目	教習内容
1 車の乗り降りと運転姿勢	安全を意識した乗り降りや正しい運転姿勢がとれる。	8 後退	適切な進路と速度を選んで後退ができる。
2 運転装置の取扱いと日常点検整備等	運転装置及び旅客自動車に備えられることの多い装置の機能を理解するとともに、各装置の正しい取扱いができる。 運転にあたっての点検、走行に必要な準備等を確実に行うことができる。	9 方向変換及び縦列駐車	駐・停車場所に合わせた駐・停車ができる。
		10 狭路の通行	様々な形状の狭い道路において車両感覚をつかみ、適切な進路と速度を選んで安全な通行ができる。
		11 隘路への進入	車両感覚を理解して一定の場所に車両を誘導することができる。
3 車両特性に基づく運転死角と車両感覚等を理解した運転操作	車両特性に基づく運転死角と車両感覚等を理解した運転操作ができる。	12 通行位置の選択と進路変更、障害物への対応	道路及び交通の状況にあった通行位置を選ぶことができ、タイミングよく進路を変えることができる。 障害物の状況を早期に読みとり、安全な進路と速度を選べる。
4 基本的な運転操作	正しい操作手順での発進と停止ができる。 直線路や緩やかなカーブに合わせた走行位置や進路をとることができる。 オートマチック車の特性を理解し、基本的な操作と走行ができる。 旅客輸送を想定した円滑な速度の上げ下げや速度を一定に保つことができる。	13 交差点の通行（直進・左折・右折）、見通しの悪い交差点の通行、信号、標識・標示等に従った走行	交差点とその付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で通行できる。 見通しの悪い交差点の危険性を読みとり、安全な速度と方法で通行ができる。 信号を素早く読みとり、適切な判断により信号に従った走行ができる。 必要な標識・標示等を素早く読みとり、それに従った走行ができる。
5 時機を捉えた発進と加速、目標に合わせた停止並びに路端における停車及び発進	タイミングのよい発進とスムーズな加速ができる。 予定した位置に車を滑らかに停止することができる。 路端に沿った停車及び振り出し現象に注意した発進ができる。	14 踏切の通過	一時停止と安全確認を確実に行い、速やかに通過することができる。
		15 急ブレーキ	速い速度からの急ブレーキによる停止及び危険の回避を体験させ、道路形状に合った速度の選択を修得させるとともに旅客への影響を理解させる。
6 カーブや曲がり角の通行	旅客輸送を想定し曲がり具合に応じて走行位置を決め、適切な速度を選び、カーブや曲がり角を円滑に通行することができる。	16 教習効果の確認（みきわめ）	場内コースにおける教習効果の確認（みきわめ）
7 坂道の通行	勾配に応じた速度とギアを選ぶことができ、坂の途中で停止し、後退することなく円滑に発進することができる。 旅客輸送を想定した円滑な坂道の通行ができる。		

月　日 指導員	1	2	3	4	5	6	7	8
実施項目名								
復習項目名								
月　日 指導員	9	10	11	12	13	14	15	16
実施項目名								
復習項目名								

申し送り事項	受審資格確認 ／

<table>
<tr><td colspan="3">み き わ め</td><td colspan="4">技 能 審 査</td></tr>
<tr><td rowspan="2">観 察 目 標</td><td colspan="2">判 定</td><td colspan="2">第 1 回</td><td colspan="2">第 2 回</td></tr>
<tr><td>1 回</td><td>2 回</td><td colspan="2">月 日</td><td colspan="2">月 日</td></tr>
<tr><td>1 車の乗り降りと運転姿勢</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td colspan="2" rowspan="2">点</td><td colspan="2" rowspan="2">点</td></tr>
<tr><td>2 運転装置の取扱いと日常点検整備等</td></tr>
<tr><td>3 車両特性に基づく運転死角と車両感覚等を理解した運転操作</td><td></td><td></td><td colspan="2" rowspan="2">検定員</td><td colspan="2" rowspan="2">検定員</td></tr>
<tr><td>4 基本的な運転操作</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>5 時機を捉えた発進と加速、目標に合わせた停止並びに路端における停車及び発進</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td>月 日</td><td></td><td>月 日</td><td></td></tr>
<tr><td>6 カーブや曲がり角の通行</td><td></td><td></td><td rowspan="4">指導員</td><td rowspan="4"></td><td rowspan="4">指導員</td><td rowspan="4"></td></tr>
<tr><td>7 坂道の通行</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>8 後退</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>9 方向変換及び縦列駐車</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>10 狭路の通行</td><td></td><td></td><td>実施項目</td><td></td><td>実施項目</td><td></td></tr>
<tr><td>11 隘路への進入</td><td></td><td></td><td>復習項目</td><td></td><td>復習項目</td><td></td></tr>
<tr><td>12 通行位置の選択と進路変更、障害物への対応</td><td></td><td></td><td>月 日</td><td></td><td>月 日</td><td></td></tr>
<tr><td>13 交差点の通行（直進・左折・右折）、見通しの悪い交差点の通行、信号、標識・標示等に従った走行</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="3">指導員</td><td rowspan="3"></td><td rowspan="3">指導員</td><td rowspan="3"></td></tr>
<tr><td>14 踏切の通過</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>15 急ブレーキ</td><td></td><td></td><td>実施項目</td><td></td><td>実施項目</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3"></td><td>実施月日</td><td>／</td><td>／</td><td>復習項目</td><td></td><td>復習項目</td><td></td></tr>
<tr><td>総合判定</td><td></td><td></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>実施者</td><td></td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td colspan="6">自 由 教 習</td></tr>
<tr><td>／</td><td></td><td></td><td>／</td><td></td><td></td><td rowspan="2">備考</td></tr>
<tr><td>／</td><td></td><td></td><td>／</td><td></td><td></td></tr>
</table>

大型車（自衛隊用自動車）限定解除教習カード

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

教習項目	教習内容	教習項目	教習内容
1 基本的な運転操作	正しい操作手順での発進と停止ができる。 直線路や緩やかなカーブに合わせた走行位置や進路をとることができる。 オートマチック車の特性を理解し、基本的な操作と走行ができる。 旅客輸送を想定した円滑な速度の上げ下げや速度を一定に保つことができる。	6 狭路の通行	様々な形状の狭い道路において車両感覚をつかみ、適切な進路と速度を選んで安全な通行ができる。
		7 隘路への進入	車両感覚を理解して一定の場所に車両を誘導することができる。
		8 通行位置の選択と進路変更、障害物への対応	道路及び交通の状況にあった通行位置を選ぶことができ、タイミングよく進路を変えることができる。 障害物の状況を早期に読みとり、安全な進路と速度を選べる。
2 時機を捉えた発進と加速、目標に合わせた停止並びに路端における停車及び発進	タイミングのよい発進とスムーズな加速ができる。 予定した位置に車を滑らかに停止することができる。 路端に沿った停車及び振り出し現象に注意した発進ができる。	9 交差点の通行（直進・左折・右折）、見通しの悪い交差点の通行、信号、標識・標示等に従った走行	交差点とその付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で通行できる。 見通しの悪い交差点の危険性を読みとり、安全な速度と方法で通行ができる。 信号を素早く読みとり、適切な判断により信号に従った走行ができる。 必要な標識・標示等を素早く読みとり、それに従った走行ができる。
3 カーブや曲がり角の通行	貨物輸送を想定し曲がり具合に応じて走行位置を決め、適切な速度を選び、カーブや曲がり角を円滑に通行することができる。		
4 後退	適切な進路と速度を選んで後退ができる。	10 教習効果の確認（みきわめ）	場内コースにおける教習効果の確認（みきわめ）
5 方向変換及び縦列駐車	駐・停車場所に合わせた駐・停車ができる。		

月　日								
指導員	1	2	3	4	5	6	7	8
実施項目名								
復習項目名								
月　日								
指導員	9	10	11	12	13	14	15	16
実施項目名								
復習項目名								

申し送り事項	みきわめ実施者		受審資格確認
	月　日	月　日	／
	良好　不良	良好　不良	

みきわめ				技能審査			
観察目標		判定		第1回		第2回	
		1回	2回	月　日		月　日	
1 基本的な運転操作				点		点	
2 時機を捉えた発進と加速、目標に合わせた停止並びに路端における停車及び発進				検定員		検定員	
3 カーブや曲がり角の通行4 後退				月 日		月 日	
5 方向変換及び縦列駐車				指導員		指導員	
6 狭路の通行				実施項目		実施項目	
7 隘路への進入				復習項目		復習項目	
				月 日		月 日	
8 通行位置の選択と進路変更、障害物への対応							
9 交差点の通行（直進・左折・右折）、見通しの悪い交差点の通行、信号、標識・標示等に従った走行				指導員		指導員	
				実施項目		実施項目	
	実施月日	／	／	復習項目		復習項目	
	総合判定						
	実施者						

自由教習						
／			／			備考
／			／			

別添８　身体障害者の状況に応じた教習車種の範囲

<table>
<tr><th colspan="2">身体障害の状態</th><th rowspan="2">教習車種の範囲</th><th rowspan="2">教習車両及び検定車両</th></tr>
<tr><th>部位</th><th>程　　度</th></tr>
<tr><td rowspan="4">両
上
肢</td><td>１　両手の指のうち親指以外の２指を欠くもの。
  </td><td>全　車　種</td><td>１　標準試験車
２　普通自動車については、標準試験車の規格に該当しない車両（長さ4.40m未満・幅1.69m未満の車両、軽車等）とすることができる。
３　二輪車については、障害の状態によりギア操作が出来ない場合は、オートマチック車とすること。</td></tr>
<tr><td>２　両手の指のうち親指を含めて２本を欠くもの。
 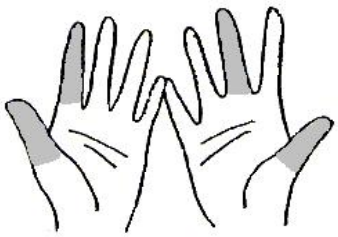 </td><td rowspan="3">大型二輪車及び普通二輪車を除く車種</td><td rowspan="3">１　標準試験車
２　普通自動車については、標準試験車の規格に該当しない車両（長さ4.40m未満・幅1.69m未満の車両、軽車等）とすることができる。

※　上記車両については、障害の状態によりギア操作のできない場合は、オートマチック車とすること。</td></tr>
<tr><td>３　両手の指のうち４本を欠くもの。
  </td></tr>
<tr><td>４　両手の指の全てを欠くもの。
  </td></tr>
</table>

両上肢	5　両上肢をひじ関節を残して先の部分を欠くもので、運転操作上有効な義手を使用するもの。 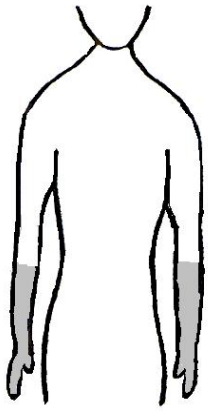	普通自動車	オートマチック車で次に掲げるもの。 1　標準試験車 2　標準試験車の規格に該当しない普通自動車（長さ4.40m未満・幅1.69m未満の車両、軽車等）
	6　両上肢をひじ関節以上で欠くもの、又は両上肢の用を全く廃したもの。 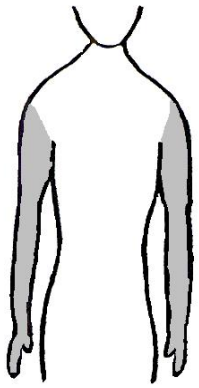	普通自動車	下肢で運転できるオートマチック車で次に掲げるもの。 1　標準試験車 2　標準試験車の規格に該当しない普通自動車（長　さ4.40m未満・幅1.69m　未満の車両、軽車等）
片上肢	1　片手のうち親指を含めた3指を欠くもの。 	全車種	1　標準試験車 2　普通自動車については、標準試験車の規格に該当しない車両（長さ4.40m未満・幅1.69m未満の車両、軽車等）とすることができる。

片上肢	2　片手のうち４指又は５指を欠くもの。		1　標準試験車 2　普通自動車については、標準試験車の規格に該当しない車両（長さ4.40m未満・幅1.69m未満の車両、軽車等）とすることができる。 ※　上記車両については、障害の状態によりギア操作のできない場合は、オートマチック車とすること。
	3　片手を欠くもの。 	大型二輪車及び普通二輪車（ＡＴ小型二輪車を除く。）を除く車種	
	4　片上肢をひじ関節を残して先の部分を欠くもの、又はこれと同等の機能障害のあるもの。 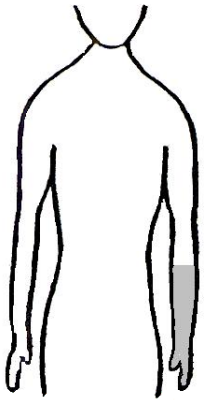		
	5　片上肢を肩関節から先の部分で欠くもの、又は肩上肢の機能を全廃したもの。 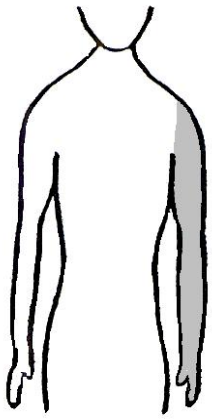	大型二輪車及び普通二輪車を除く車種	オートマチック車で次に掲げるもの。 1　標準試験車 2　普通自動車については、標準試験車の規格に該当しない車両（長さ4.40m未満・幅1.69m未満の車両、軽車等）とすることができる。

	1　両下肢をひじ関節から先の部分が欠くもの、又は両下肢の機能を全廃したも		手動式（アクセル、ブレーキを上肢で操作できる構造のもの。以下同じ。）のオ

両下肢	の。 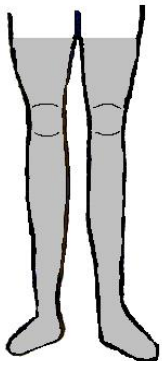	普通自動車	ートマチック車で、次に掲げるもの。 1　標準試験車 2　標準試験車の規格に該当しない普通自動車（長さ4.40m未満・幅1.69m未満の車両、軽車等）
	2　両下肢をひざ関節から先の部分で欠くもので、運転操作上有効な義足（以下本表において「義足」という。）を使用できないもの。 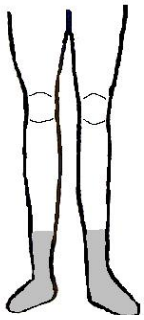		
	3　両下肢をひざ関節から先の部分で欠くもので、義足を使用できるもの。	大型二輪車及び普通二輪車（小型二輪車を除く。）を除く車種	1　標準試験車 2　普通自動車については、標準試験車の規格に該当しない車両（長さ4.40m未満・幅1.69m未満の車両、軽車等）とすることができる。 ※　上記車両については、障害の状態によりギア操作のできない場合は、オートマチック車又は手動式のオートマチック車とすること。
	4　両下肢を足関節を残して欠くもの、又はこれと同等の機能障害のあるもの。 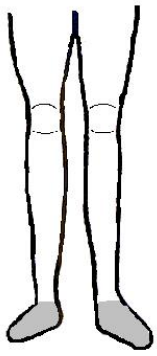		

	1　片下肢を股関節から先の部分で欠くもの、又は片下肢の機能を全廃したもの。		オートマチック車で次に掲げるもの。 1　標準試験車

片下肢	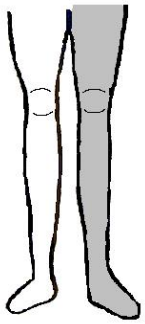	大型二輪車及び普通二輪車を除く車種	2　普通自動車については、標準試験車の規格に該当しない車両（長さ4.40m未満・幅1.69m未満の車両、軽車等）とすることができる。
	2　片下肢をひざ関節から先の部分で欠くもので、義足を使用できないもの。 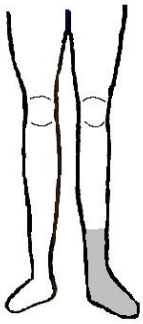		
	3　片下肢をひざ関節から先の部分で欠くもので、義足を使用できるもの。	全　車　種	1　標準試験車 2　普通自動車については、標準試験車の規格に該当しない車両（長さ4.40m未満・幅1.69m未満の車両、軽車等）とすることができる。
障害が重複する場合	片手及び片足を欠くもの。	普　通　自　動　車	オートマチック車で次に掲げるもの。 1　標準試験車 2　標準試験車の規格に該当しない普通自動車（長さ4.40m未満・幅1.69m未満の車両、軽車等）

別添９

運転シミュレーター指導員教養基準

教　養　項　目	教　　養　　内　　容
１　複数教習の意義	目的及び教習上の留意点
２　教習用シミュレーターの取扱いについて	(1) 設置状況 (2) 起動・終了 (3) 基本操作 (4) 各種設定 (5) 保守管理
３　指導方法と教習のあり方について	(1) 教材(ソフト)の内容を熟知する (2) 場面別にディスカッションのポイントを理解する (3) 時間内教習と効果的な指導方法を身に付ける (4) 個別運転適性と教習状況に応じたシミュレーター教習のあり方を身に付ける (5) トラブル発生時の対処法を知る (6) その他

（注）　以上の項目について、計10時間以上の教養を実施すること。

導入されている運転シミュレーターの機種、教材(ソフト)ごとに、各校の判断で時間配分を行うこと。

なお、新機種を導入した際には、全ての運転シミュレーター指導員が、当該運転シミュレーターの操作について精通するよう、十分な教養を行うこと。

別添10

原付教習課程表

第１時限

教　習　項　目	教　習　細　目
１　事前の点検	（１）心の準備 （２）服装点検 （３）車両点検
２　基本操作	（１）装置の名称及び取扱要領 （２）車両の取扱い （３）運転姿勢 （４）バランスのとり方
３　基本走行	（１）発進及び停止 （２）ブレーキ操作（その１） （３）発進・加速・周回 （４）変速操作 （５）カーブ走行
４　総合運転	第１時限の総合運転

第２時限

教　習　項　目	教　習　細　目
１　応用走行	（１）合図と安全確認 （２）ブレーキ操作（その２） （３）交差点の通行 （４）一時停止と安全確認 （５）混合交通
２　総合運転	第２時限の総合運転

指　導　要　領

指　導　要　領	備　考
1　停止位置での正しい停止の仕方と安全確認について指導する。	・　交差点内では、最も安全な速度と方法で進行させる。
2　交差点での右折方法と安全確認について指導する。 (1)　右後方の安全確認をバックミラーと目視により行う。 (2)　右側の合図を出す。 (3)　３秒経過後、右後方及び側方の安全を確認する。 (4)　緩やかに中央線寄りに進路変更する。 (5)　交差点から30m手前で右折の合図を出して減速する。 (6)　交差点の中心の直近の内側を徐行して曲がる。 (7)　曲がり終わったら合図を戻す。	・　交差点の手前では、十分に減速させる。 ・　危険を感じたら、まず止まることを強調する。 ・　合図の戻し忘れに注意させる。
3　交差点での二段階右折と安全確認について指導する。 (1)　あらかじめできる限り道路の左端に寄り、方向指示器を右に出し、真っ直ぐ交差点に近づく。 (2)　交差点に近づくにしたがってスピードを落とす。 (3)　交差点の側端に沿って徐行しながら直進し、道路をほぼ横断し終わったところで停止する。 (4)　停止した地点で右後方の安全確認をして右に向きを変え、方向指示器を戻す。 (5)　対面する信号機の青信号に従い、左右の安全を確認した後、交差点の側端に沿って直進する。	・　第一段階、第二段階の順に安全確認の仕方について指導する。 ・　第一段階の直進し終わった地点で右に曲がりすぎないよう注意させると共に、方向指示器は向きを変えた後に戻させる。 ・　信号機がコースに設置されていない場合には、指導員の手信号又はかけ声により明示する。 ・　小回りによるふらつきに十分注意させる。
4　交差点での左折方法と安全確認について指導する。 (1)　左後方の安全確認をバックミラーと目視で行う。 (2)　左側の合図を出す。 (3)　３秒経過後、左後方の安全を確認し左側端に寄る。 (4)　交差点から30m手前で左折の合図を出して減速する。 (5)　交差点の左側端に沿って徐行して曲がる。 (6)　曲がり終わったら合図を戻す。	・　交差点に入る前に左右の安全を確認させる。
5 交差点における車両相互の優先順位について指導する。 (1)　右折する時、直進や左折する車がある場合は、一時停止か徐行して道を譲る。 (2)　明らかに道幅の広い交差点に同時に入ろうとする時は道幅の広い道路を走る車に道を譲る。 (3)　道幅の同じような交差点に同時に入ろうとする時は、左側の車に道を譲る。 (4)　優先道路に出ようとする時は、一時停止か徐行して優先道路を走っている車の通行を妨げない。 (5)　一時停止の標識のある交差点では、必ずその手前で一時停止し、交差道路を通行する車の通行を妨げない。	・　他車の行動を予知・予測して安全な行動を取ることを指導する。 ・　少しでも危ないと感じたら、まず止まらせる。 ・　交差点は、事故の多い場所なので、他車の動きに注意させる。

別添11

原付(任意)教習要領

★ 4時限以上の場合

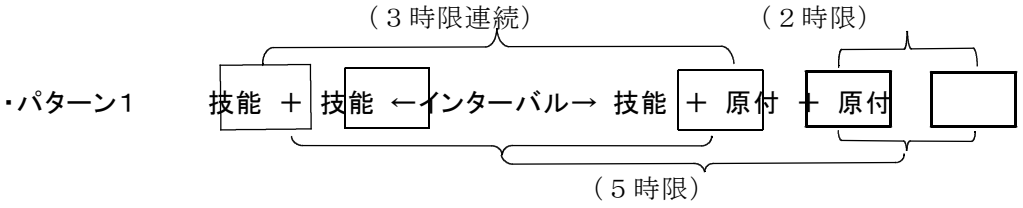

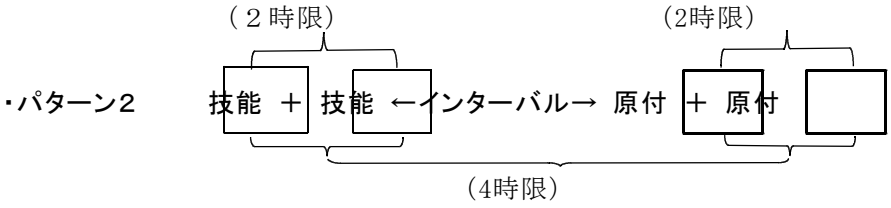

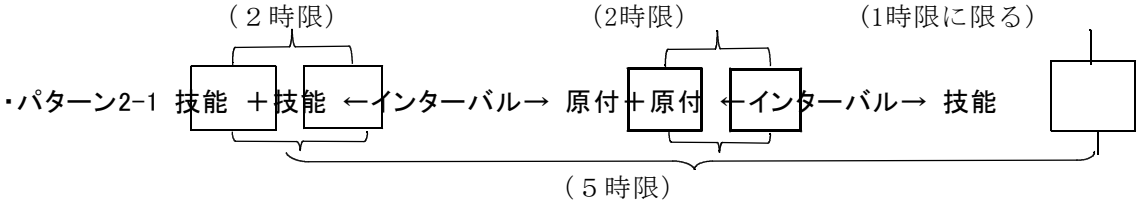

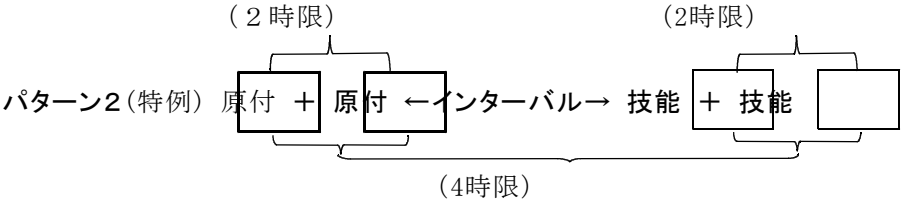

★ 3時限連続の場合

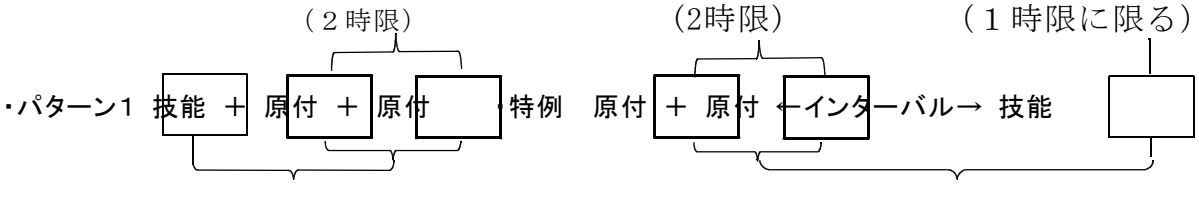

注：① 特段の事情がない限り、「技能」は「原付」より先に実施すること。
② インターバルなしで３時限連続で実施できるのは、任意教習以外には「複数教習」と「シミュレーター教習」の場合のみである。
③ インターバルは、１時間を必ず超えること。

別添12

指導員等審査項目免除等一覧表

1　教習指導員審査に係る審査細目の免除

教習指導員審査を受けようとする者が、次の表の左欄に掲げる資格等を有する者である場合は、同表の右欄に掲げる審査細目についての審査が免除される（技能検定員審査規則第17条第１項第１号及び第２号、第４項第１号、第２号、第３号、第４号、第５号及び第５項）。

(1)　第一種免許教習指導員

資　　格　　等	免除される審査細目
ア　技能検定員資格者証の交付を受けた者イに掲げる者を除く。）	● 自動車教習所に関する法令についての知識⑤
イ　次に掲げる者 ・ 技能検定員資格者証の交付を受けた者で当該技能検定員資格者証に係る教習指導員審査を受けようとするもの ・ 技能検定員資格者証（大自二）の交付を受けた者で教習指導員（普自二）を受けようとするもの	● 教習指導員として必要な自動車の運転技能① ● 自動車教習所に関する法令についての知識⑤
ウ　他の種類の免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者(エ又はオ)に掲げる者を除く。）	● 学科教習に必要な教習の技能③ ● 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識④ ● 自動車教習所に関する法令についての知識⑤ ● 教習指導員として必要な教育についての知識⑥
エ　大型、中型、準中型、普通、大特又は牽引に掲げる免許のいずれかに係る教習指導員資格者証の交付を受けた者で、これらの免許のうち当該免許以外のものについて教習指導員審査を受けようとするもの	● 技能教習に必要な教習の技能② ● 学科教習に必要な教習の技能③ ● 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識④ ● 自動車教習所に関する法令についての知識⑤ ● 教習指導員として必要な教育についての知識⑥
オ　教習指導員資格者証(大自二)の交付を受けた者で教習指導員審査(普自二)を受けようとするもの	● 教習指導員として必要な自動車の運転技能① ● 技能教習に必要な教習の技能② ● 学科教習に必要な教習の技能③

	• 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識④ • 自動車教習所に関する法令についての知識⑤ • 教習指導員として必要な教育についての知識⑥

(2) 第二種免許教習指導員

資格等	免除される審査細目
ア 大型二種、中型二種又は普通二種に掲げる免許のいずれかに係る教習指導員資格者証の交付を受けた者で、これらの免許のうち当該免許以外のものについての教習指導員審査を受けようとするもの	• 道路運送車両法第２条第３項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第２条第１項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識⑦
イ 大型二種、中型二種又は普通二種に掲げる免許のいずれかに係る技能検定員資格者証の交付を受けた者	• 教習指導員として必要な自動車の運転技能（当該技能検定員資格者証に係る免許に係るものに限る。）① • 道路運送車両法第２条第３項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第２条第１項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識⑦

(3) 第一種免許又は第二種免許教習指導員

資格等	免除される審査細目
ア 過去１年以内に教習指導員審査を受け、審査細目のいずれかについて合格基準に達する成績を得た者	• 合格基準に達する成績を得た審査細目
イ 過去１年以内に技能教習又は学科教習についての技能又は知識に関する講習であって国家公安委員会が指定するものを修了した者	• 国家公安委員会が指定する審査細目

2 技能検定員審査に係る審査細目の免除

技能検定員審査を受けようとする者が、次の表の左欄に掲げる資格等を有する者である場合は、同表の右欄に掲げる審査細目についての審査が免除される（技能検定員審査規則第17条第１項第１号及び第２号、第２項第１号、第２号、

第３号、第４号及び第３項)。

(1)　第一種免許技能検定員

資　　格　　等	免除される審査細目
ア　教習指導員資格者証の交付を受けた者	• 教則の内容となっている事項③ • 自動車教習所に関する法令についての知識④
イ　他の種類の免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けた者(ウ又はエに掲げる者を除く。)	• 教則の内容となっている事項③ • 自動車教習所に関する法令についての知識④ • 技能検定の実施に関する知識⑤ • 自動車の運転技能の評価方法に関する知識⑥
ウ　大型、中型、準中型、普通、大特又は牽引に掲げる免許のいずれかに係る技能検定員資格者証の交付を受けた者で、これらの免許のうち当該免許以外のものについての技能検定員審査を受けようとするもの	• 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能② • 教則の内容となっている事項③ • 自動車教習所に関する法令についての知識④ • 技能検定の実施に関する知識⑤ • 自動車の運転技能の評価方法に関する知識⑥
エ　技能検定員資格者証(大自二)の交付を受けた者で技能検定員審査(普自二)を受けようとするもの	• 技能検定員として必要な自動車の運転技能① • 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能② • 教則の内容となっている事項③ • 自動車教習所に関する法令についての知識④ • 技能検定の実施に関する知識⑤ • 自動車の運転技能の評価方法に関する知識⑥

(2)　第二種免許技能検定員

資　　格　　等	免除される審査細目
ア　大型二種、中型二種又は普通二種に掲げる免許のいずれかに係る教習指導員資格者証の交付を受けた者	• 道路運送車両法第２条第３項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第２条第１項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識⑦
イ　大型二種、中型二種又は普通二種に掲げる免許のいずれかに係る技能検定員資格者証の交付を受けた者で、これらの免許のうち当該免許以外のものについての技能検定員審査を受けようとするもの	• 自動車の運転技能の評価方法に関する知識⑥ • 道路運送車両法第２条第３項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第２条第１項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識⑦

(3)　第一種免許又は第二種免許技能検定員

資　　格　　等	免除される審査細目
ア　過去１年以内に技能検定員審査を受け、審査細目のいずれかについて合格基準に達する成績を得た者	● 合格基準に達する成績を得た審査細目
イ　過去１年以内に技能検定についての技能又は知識に関する講習であって国家公安委員会が指定するものを修了した者	● 国家公安委員会が指定する審査細目

3　審査細目の免除の特例

(1) 教習指導員審査

教習指導員審査を受けようとする者が、次の表の左欄に掲げる資格等を有する者である場合は、５－(2)の定めにかかわらず、次の表の右欄に掲げる審査細目についての審査が免除される（技能検定員審査規則附則第３条第１項第３号、第４号及び第５号)。

資　　格　　等	免除される審査細目
ア　道路交通法の一部を改正する法律(平成５年法律第43号)附則第７条第２項に規定するみなし教習指導員(以下「みなし指導員」という。)のうち法令の指導員	● 自動車教習所に関する法令についての知識⑤
イ　道路交通法施行規則の一部を改正する総理府令(平成６年総理府令第１号)による改正前の道路交通法施行規則第32条第１項に規定する技能指導員に係る審査に合格した者	● 教習指導員として必要な自動車の運転技能① ● 技能教習に必要な教習の技能② ● 自動車教習所に関する法令についての知識⑤
ウ　道路交通法施行規則の一部を改正する総理府令(平成６年総理府令第１号)による改正前の道路交通法施行規則第32条第２項に規定する学科指導員に係る審査に合格した者	● 学科教習に必要な教習の技能③ ● 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識④ ● 自動車教習所に関する法令についての知識⑤

(2) 技能検定員審査

技能検定員審査を受けようとする者が、次の表の左欄に掲げる資格等を有

する者である場合は、５－(1)の定めにかかわらず、次の表の右欄に掲げる審査細目についての審査が免除される（技能検定員審査規則附則第３条第１項第１号及び第２号)。

資　　格　　等	免除される審査細目
ア　みなし指導員のうち構造の指導員又は安全知識の指導員	• 教則の内容となっている事項③
イ　みなし指導員のうち学科指導員、技能指導員又は法令の指導員	• 教則の内容となっている事項③ • 自動車教習所に関する法令についての知識④

別添13

指定教習所の指導員等になろうとする者に対する新任教養実施基準

1　教養推進体制の確立

自動車教習所の設置者又は管理者は、当該自動車教習所において行う教習の水準の維持向上に努めなければならないこととされている。教習水準を高めるためには、指導員等の資質の向上が不可欠であり、管理者に対しても、指導員等になろうとする者に対する教養が、指導員等としての知識、技能を習得させ、その資質を高める上で極めて重要であることを認識させ、効果的な推進に努めさせること。

2　指定教習所等における教養の実施

新任教養の種別及び対象は、それぞれ次の表のとおりとし、各指定教習所において行うよう指導すること。ただし、指定自動車教習所協会等が新任教養に対応する適切な教育内容の研修会等を実施している場合において、各指定教習所が指導員等を当該研修会に参加させるのであれば、それをもって各指定教習所が自ら新任教養を行ったものとして差し支えない。

教養の種別	教養の対象
現場事前教養Ⅰ	新たに指導員等になろうとする者
現場事前教養Ⅱ	現場事前教養Ⅰを終了した者
現場事後教養	現場事前教養Ⅱを終了し、公安委員会の審査に合格した者等

3　教養計画の策定

指定教習所協会等が、指導員等の新任教養に関する年間計画を策定する場合には、当該指定教習所協会等に対し、各指定教習所の業務運営及び公安委員会が行う審査業務等との関係を考慮した上で、当該年間計画を策定するように求めるものとし、その際、公安委員会は、可能な範囲で講師の派遣、資料の提供その他の便宜の供与を図ること。

4　教養の目標、科目及び時間

(1)　目標等

指導員等になろうとする者に対する教養の目標は、教習又は技能検定に必要な知識及び技能の修得並びに指導員等としてふさわしい品性の陶冶におくものとする。

現場事前教養Ⅰは、現場事前教養Ⅱの受講に必要な指定教習所及び教習に関する基礎的知識について、現場事前教養Ⅱは、技能指導、学科指導及び技能検定に必要な法令、技能及び具体的な指導法について、現場事後教養は、同乗指導等による補正指導を中心に行わせること。

(2)　科目及び時間

別表１「新任教養の科目及び時間の基準表」のとおりとする。ただし、現に指導員等の

資格を有する者が、他の指導員等の新任教養を受けようとする場合は、適宜、教養の科目及び時間の一部を省略することができる。

(3)　教養実施報告

各管理者は、新任教養を実施しようとするときは、別表２「新任教養実施報告書」を作成し、教養を終了したときは速やかに当該報告書により実施状況を報告すること。

(4)　その他

指導員等の審査に合格した者等であっても、できるだけその者が現場事後教養（実習を除く。）を終了させてから、教習又は技能検定の業務に従事させるよう指導すること。

5　その他

法第99条の３第４項第１号ロの規定に基づき、国家公安委員会が指定する研修（教習指導員（普通）課程）及び技能検定員審査規則第17条第１項第２号の規定に基づき、国家公安委員会が指定する講習（自動車安全運転センターが実施する新任教習指導員（普自二）課程等）を受講しようとする者については、現場事前教養を終了していることが前提となっているので留意すること。

別表１

新任教養の科目及び時間の基準表

１　教習指導員

区分	教養科目	時限	短縮時限
Ⅰ現場事前教養	１ 一般教養 ⑴ 指定自動車教習所制度の概要 ⑵ 教習指導員の心構え ⑶ 教習事務の概要	5	
	２ 基礎教養 ⑴ 教則がその内容とする事項（以下「教則」という。） ⑵ 自動車の運転技能（以下「運転技能」という。） ⑶ 自動車の構造及び取扱い方法(以下「構造」という。） ⑷ その他自動車の運転に関する知識	30 20 6 4	
	３ 実務教養 ⑴ 教養計画の概要 ⑵ 技能・学科教習方法の概要	4 16	
	４ その他（教養効果の測定等）	5	
	合　計	90	
Ⅱ現場事前教養	１ 訓育	1	
	２ 教育知識	3	
	３ 教習生の接遇	1	
	４ 教則その他自動車の運転に関する知識	12	
	５ 教習関係法令	3	
	６ 運転技能	3	
	７ 学科教習 ⑴ 指導技術 ⑵ 教習の段階・項目別指導法	6	
	８ 技能教習 ⑴ 指導技術 ⑵ 教習の段階・項目別指導法	8 16	
	９ その他（教養効果の測定等）	3	
	合　計	56	
Ⅲ現場事後教養	１ 訓育	1	1
	２ 教習実施上の留意事項	2	1
	３ 教習事務処理要領（実習を含む。）	4	2
	４ 教習の見学及び実習	14	7
	５ 総合	3	3
	合　計	24	14
総　合　計		170	

２　技能検定員

区分	教養科目	時限	短縮時限
Ⅰ現場事前教養	１ 一般教養 ⑴ 指定自動車教習所制度の概要 ⑵ 技能検定員の心構え ⑶ 技能検定事務の概要	3	2
	２ 基礎教養 ⑴ 教則 ⑵ 運転技能	24	12
	３ 実務教養 ⑴ 教習及び技能検定関係法令 ⑵ 技能検定実施要領 ⑶ 技能検定実習	48	48
	４ その他（教養効果の測定等）	3	2
	合　計	78	64
Ⅱ現場事前教養	１ 訓育	2	
	２ 教習生の接遇	2	
	３ 教則	8	
	４ 教習、技能検定法令	4	
	５ 運転技能	4	
	６ 技能検定実施要領	6	
	７ 技能検定実習	30	
	８ その他（教養効果の測定等）	4	
	合　計	60	
Ⅲ現場事後教養	１ 訓育	1	1
	２ 技能検定実施上の留意事項	2	1
	３ 技能検定事務処理要領（実習を含む。）	4	2
	４ 技能検定の見学及び実習	20	10
	５ 総合	5	5
	合　計	32	19
総　合　計		170	

別表２

技能検定員新任教養（現場事後教養）実施報告書

受講者氏名

教養科目 （時限数）	実施月日 時間帯	実施 時限	実施項目 （実施要領を含む）	教養の 担当者
記載例				
１　訓育 （１時限）	○月○日（○曜日） 9:00　～　9:50	1	検定の心構え	○○
２　技能検定実施上の留意事項 （２時限）	○月○日（○曜日） 10:00　～ 10:50 11:00　～ 11:50	 1 1	 路上検定の事故防止等 場内検定時の注意事項等	 ○○ ○○
３　技能検定事務の処理要領 （４時限）		2 2	受検者の確認から終了後の事務処理までの要領についての実習	
４　技能検定の見学及び実習 (20時限)		3 5 4 8	修了検定の見学 修了検定の実習 卒業検定の見学 卒業検定の実習	
５　総合 （５時限）		5	事前教養、講習会、事後教養の全てについて、総合的に討議式により行った。	
計		32		

注：様式は現場事前教養についても準用する。

教習指導員新任教養（現場事後教養）実施報告書

受講者氏名

教養科目 （時限数）	実施月日 時間帯	実施 時限	実施項目 （実施要領を含む）	教養の 担当者
記載例				
1　訓育 （1時限）	○月○日（○曜日） 9:00　～　9:50	1	教習の心構え	○○
2　教習実施上の留意事項 （2時限）	○月○日（○曜日） 10:00　～　10:50 11:00　～　11:50	 1 1	 学科教習について 技能教習について	 ○○ ○○
3　教習事務の処理要領 （4時限）		1 1 2	学科教習について 技能教習について 実習	
4　教習の見学及び実習 （14時限）		4 4 6	学科教習（実習2時限） 技能教習 ⑴ 第1段階（実習2時限） ⑵ 第2段階（実習4時限）	
5　総合 （3時限）		3	事前教養、講習会、事後教養の全てについて、総合的に討議式により行った。	
計		24		

注：様式は現場事前教養についても準用する。

別添14

総合（定期）検査項目等一覧表

検 査 項 目	検　　査　　細　　目	備　　考
1　人的基準	⑴ 管理者による管理体制の適否 ⑵ 指導員等の資格要件とその確認措置の適否 ⑶ 指導員等に対する指導教養の実施状況	○管理者の職務範囲、権限の実態 ○副管理者等の設置の有無、その必要性 ○夜間及び管理者不在時の管理(責任)体制 ○指導員等の雇用関係(アルバイト指導員) ○指導員等資格の常時確認の状況 ○定期教養の実態、公安委員会の指示、通達等の徹底の状況
2　物的基準	⑴　コースの整備、保守の状況 ⑵　教室その他の建物の保守、管理状況 ⑶　教習車両の整備、保守状況 ⑷　教材の整備状況 ⑸　無線指導装置、模擬運転装置、運転シミュレーターの設置、活用状況	○コース内に教室、技能検定に支障を生ずる物件、欠損箇所、効果的教習に役立つ施設の開発、設置の有無 ○標識・標示の設置状況 ○教習車両の点検、整備の実態 ○視聴覚教材の内容、独自に開発した教材の有無 ○教習環境の適否
3　運営的基準	⑴　入所手続の状況 ⑵　技能教習について、教習計画の適否と計画に基づく実施状況、実質教　習時間の確保、配車計画の適否、みきわめの実施状況、教習の引継ぎ、記録の状況、路上教習方法と事故防止対策、自由教習との区別の明確化 ⑶　学科教習について、教習計画の適否と計画に基づく実施状況、実質教習時間の確保、視聴覚教材の活用方法、実習の方法、教習効果の確認、記録状況 ⑷　技能検定について、実施計画全般、受検資格確認方法、検定コース設置状況、不合格後の補習状況､採点成績表の記録、合否の決定発表状況 ⑸　卒業証明書、修了証明書、審査合格証明書の発行状況	○不適格者の発見、排除の方法、入所資格の制限 ○技能検定員、教習指導員の事情聴取、教習原簿、配車表等の記録の照合による技能教習内容の把握 ○学科と技能の進度の適否、時間割の適否 ○仮免許学科試験に不合格となった者等に対する措置 ○テスト、仮免学科、本試験成績の分析による教習への反映の有無 ○採点成績表、教習原簿等の記録の適否 ○技能検定員相互の研修、意思統一の状況 ○証明書等発行交付簿の記録状況 ○再発行の有無、適否等
4　その他	⑴　指定申請書の記載事項変更、届出の状況 ⑵　備付け簿冊の整理、保存、処理てん末の状況 ⑶　卒業証明書等用紙等の保管状況 ⑷　仮免許事務の適否等	○無届けによる変更の有無、届出内容との相違の有無 ○備付け簿冊の区分、保存は指示されたとおりになされているか ○公安委員会の通達等の処理てん末は明確になされているか ○印等の盗難、不正使用の予防措置、職員の取扱い上の配意があるか ○試験問題、仮免許証用紙等の取扱い、出題の方法、仮免許試験実施上の適否

別添15

簿　冊　等　の　名　称	様　　式	保存期限	備　　考
所則（校則）		永年	
職員名簿 組織図（事務分掌表）	様式第21号	〃	組織図（事務分掌表）は適宜作成し、職員名簿と一括編綴すること。
自動車教習所施設一覧表 建物施設等図面 （コースの敷地並びにコースの種類、形状及び構造を明らかにした図面並びに建物その他の設備の状況を明らかにした図面）	様式第23号 様式第24号	〃 〃	この書類は、後段「指定申請書」をもって代えることができる。ただし（　）内のコース、建物等に変更を生じたときは、別冊として作成する。
備付自動車等一覧表 備付教材一覧表 （自動車の備付け、廃車、使用区分報告の承認簿を含む。）	様式第25号 様式第26号	〃 〃	廃車、備付けの都度整理し廃車してから１年以上を経過したものは抹消することができる。 無線始動装置、模擬運転装置及び運転シミュレーター装置等についても都度整理し、廃棄してから１年を経過したものは抹消することができる。
教習計画（教習の科目、教習時間、教習方法等を明らかにしたもの） 学科教習計画書 学科教習計画表 技能教習計画書 ○○自動車技能教習計画書 （教習コース図を含む。）	様式第７号 様式第８号 様式第９号 様式第10号	〃 〃 〃 〃	改正を行ったときは新計画書に差し替え、一部改正についてはその都度訂正を加えて整理し承認控えを末尾に添付しておくこと。全面改正の旧計画書は別綴りとして３年間保存すること。
敷地、建物等の所有権又は使用権を明らかにした書面		〃	
教習生入所・退所・卒業者名簿	様式第27号	３年	
各教習生ごとの教習原簿	別添７	〃	
職員出勤簿			

配車表			
教習日報（指導員日誌）	様式第11号	３年	
指定書	府令 別記様式第21	永年	
指定申請書 （添付書類を含む。）の控	府令 別記様式第20	〃	
指定申請書記載事項変更届の控 指定事項変更届の控え及び承認書	様式第４号	３年	技能検定コース、路上教習コース等、別に綴じることとされているものを除く。
路上教習の区域図（高速道路の路線図を含む）			
教習の標準の普通免許（ＡＴ限定を含む）等に係る技能教習の応用走行（第２段階）「特別項目」の内容等			
技能検定コース図（修了、卒業検定コース及び審査コースに区分する。）	第６章第１、第２項（本文） 第８章第１、第２項（本文）	永年	コースの改訂を行ったときは、旧コースを別綴じとして１年間保存すること。
卒業（修了）検定実施・証明書発行交付簿	様式第13号	〃	「技能審査合格証明書発行交付簿」としても準用する。
教習修了証明書発行交付簿	様式第31号	１年	
諸統計及び定期報告関係綴		５年	
応急救護処置教習日誌	様式第12号	３年	
技能審査実施簿	様式第17号	〃	
技能審査成績表綴		〃	
卒業検定成績表綴 修了検定成績表綴		〃	検定採点表を車種別、検定実施日ごと（順）に綴じること。
通達等関係書類綴		〃	
教養資料（法令関係を含む。）		〃	
教養簿	様式第19号	１年	
雑書綴		〃	

別添16

1　年報

種　　別	報告様式	報告期限	備　　考
指定自動車教習所技能教習時限調査	様式第35号	翌年１月10日	11月中に卒業した者の男女別の平均技能教習時限数
指定自動車教習所卒業者数	様式第36号	〃	
教習所総括調査	様式第37号	〃	
備付教材一覧表	様式第26号	〃	
入所案内等に関する資料		〃	教習内容、教習時間、教習料金等が記載されたパンフレット、リーフレット、チラシ等

2　月報

種　　別	報告様式	報告期限	備　　考
技能検定及び審査実施状況	様式第33号	翌月10日	
教習課程科目別教習時限数調査	様式第34号	〃	
教習生入所及び卒業状況	様式第32号	〃	月報その他の諸報告「本文記載の諸報告（指定申請書記載事項変更届控綴に該当するものを除く。）を含む。」は、諸統計及び定期報告関係綴に綴じて保存すること。

3　その他

種　　別	報告様式	報告期限	備　　考
教習・検定中の交通事故又は教習所の職員の交通事故及び法令違反報告		速報	あらかじめ、電話等によりその概要を報告すること。 文書による報告は、その都度指示する。
その他特異事項報告		〃	指導員等が法第99条の５に規定する「不正な行為」又は規則第33条「教習の時間及び方法」等の基準に違反する行為があった場合、その他指定教習所の基準に関する事案等

			について、その都度報告すること。

別添17

指定の申請及び指定書の交付

指定の申請は府令別記様式第20「指定自動車教習所の指定申請書」及び様式第23号「自動車教習所施設一覧表」に、次に掲げる書類を添えて申請すること。

１　府令第35条関係添付書類

府令第35条各号の規定により公安委員会に提出する添付書類の様式は、次の各号に掲げるとおりとする。

ア　府令第35条第１号

管理者・検定員・指導員の履歴書（市販の様式とする。）

イ　府令第35条第２号

指導員等の選任書（様式第２号を準用すること。）

ウ　府令第35条第３号

コースの敷地、形状等の図面（おおむね300分の１の図面とし、様式第23号「自動車教習所施設一覧表」に添付すること。）

エ　府令第35条第４号

建物施設等図面（様式第24号）

オ　府令第35条第５号

備付自動車等一覧表（様式第25号）

カ　府令第35条第６号

備付教材一覧表（様式第26号）

キ　府令第35条第７号

学科教習計画書（様式第７号）、学科教習計画表（様式第８号）

技能教習計画書（様式第９号）

○○自動車技能教習計画書（様式第10号）

ク　府令第35条第８号

教習生入所・退所・卒業者名簿（様式第27号）の写し

教習原簿（別添８）の写し

技能試験実施記録簿（様式第28号）の写し

教習修了者技能試験成績表（様式第30号）

２　指定書の交付

公安委員会は、前項の指定の申請について法令に定める指定基準に適合すると認めるときは、府令第37条別記様式第21「指定書」を交付して指定を行うものとする。

別冊

「経過措置による場合」の教習原簿様式例

警察庁交通局運転免許課

教　習　原　簿　（普通ＭＴ免許）

教習所名		教習生番号
フリガナ 氏名		写　真
生年月日	年　月　日生（　歳）　男・女	
住所		

入所等の記録	入所年月日	年　月　日	転出入、退所年月日	年　月　日
	教習開始年月日	年　月　日	仮免許交付年月日 仮免許有効期限 仮免許証番号	①　年　月　日 年　月　日
	教習期限	年　月　日		
	教習修了年月日	年　月　日	仮免許交付年月日 仮免許有効期限 仮免許証番号	②　年　月　日 年　月　日
	検定期限	年　月　日		
	修了証明書発行年月日	年　月　日	修了証明書番号	第　号
	卒業年月日	年　月　日	卒業証明書番号	第　号

入所時の確認	確認資料	□ 住民票の写し　□免許証　□その他（　）		現有免許の種類													確認者
	現有免許	交付年月日	年　月　日														／
		有効期限	年　月　日まで有効														
		公安委員会															
		免許証番号															確認者
		免許の条件															／
	教習の条件			応急救護処置 教習免除有無	有　無 確認（　）												

適性テスト	視力		裸眼	矯正	視野	色彩識別	聴力	運動能力	検査者
		左			左度	適	第１号	適	／
		右			右度				
		両			計度	否	第２号	否	

注意事項	１　この教習原簿は、教習の実績を記録するものですから教習の際必ず指導員に提出して下さい。 ２　教習原簿は、教習ごとに指導員が必要事項の記入をしますので、確認し、教習終了後に必ず返納して下さい。 ３　教習原簿は、紛失・汚損・破損等に十分注意して丁寧に取り扱って下さい。

	仮免前学科効果測定			修了検定			仮免学科試験		
	実施 月日	実施者	結果	実施 月日	検定員	結果	実施 月日	管理者	結果
1	／			／			／		
2	／			／			／		
3	／			／			／		
4	／			／			／		

	卒検前学科効果測定			卒業検定		
	実施 月日	実施者	結果	実施 月日	検定員	結果
	／			／		
	／			／		
	／			／		
	／			／		

	修了検定補修教習		
	実施 月日	指導員	補修項目等
1	／		
2	／		
3	／		
4	／		
5	／		

	卒業検定補修教習		
	実施 月日	指導員	補修項目等
	／		
	／		
	／		
	／		
	／		

任意教習			自由教習			
原付技1	／		／		／	
原付技2	／		／		／	

技能教習	第１段階	第２段階	小計	修検補修	卒検補修	その他	合計
時限数							

運転適性検査		月日 実施者	／

技能教習　第１段階	目標	①　安全に対する気配りができ、運転装置を正しい手順で操作できる。 ②　自車の走行位置を把握し、道路形態に合わせた速度と進路が選べる。 ③　場内の道路及び交通の状況について正しい認知、判断ができ、それに基づく運転操作を円滑に行うことができる。 ④　他の交通への気配りをしながら、法規に従った基本的な走行ができる。
（最短） 時限		

項目名	項目名ごとの目標
1　車の乗り降りと運転姿勢	1　安全を意識した乗り降りや正しい運転姿勢がとれる。
2　自動車の機構と運転装置の取扱い	2　運転装置の機能や自動車の走行の原理を理解するとともに、各装置の正しい取扱いができる。
3　発進と停止	3　正しい操作手順で発進と停止ができる。
4　速度の調節	4　速度の上げ下げや速度を保つことができる。
5　走行位置と進路	5　直線路やゆるいカーブに合わせた走行位置や進路がとれる。
6　時機をとらえた発進と加速	6　タイミングのよい発進と力強い加速ができる。
7　目標に合わせた停止	7　予定した位置に車を停止させることができる。
8　カーブや曲がり角の通行	8　曲がり具合に応じて走行位置を決め、速度を選ぶことができる。
9　坂道の通行	9　勾配に応じて速度とギアを選ぶことができ、坂の途中で停止し、後退することなく発進することができる。
10　後退	10　適切な進路と速度を選んで後退ができる。
11　狭路の通行	11　狭い道路において車両感覚をつかみ、適切な進路と速度を選んで通行できる。
12　通行位置の選択と進路変更	12　道路及び交通の状況に合った通行位置を選ぶことができ、タイミングよく進路を変えることができる。
13　障害物への対応	13　障害物の状況を早期に読み取り、安全な進路と速度が選べる。
14　標識・標示に従った走行	14　必要な標識・表示を素早く読み取り、それに従った走行ができる。
15　信号に従った走行	15　信号を素早く読み取り、適切な判断により信号に従った走行ができる。
16　交差点の通行（直進）	16～18　交差点とその付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で通行できる。
17　交差点の通行（左折）	
18　交差点の通行（右折）	
19　見通しの悪い交差点の通行	19　見通しの悪い交差点の危険性を読み取り、安全な速度と方法で通行できる。
20　踏切の通過	20　一時停止と安全確認を確実に行い、速やかに通過することができる。
21　オートマチック車の運転	21　オートマチック車の特性を理解し、基本的な操作と走行ができる。
22　オートマチック車の急加速と急発進時の措置	22　オートマチック車での急加速ができ、急発進したとき直ちに停止できる。
23　教習効果の確認（みきわめ）	

月日 指導員	1	2	3	4	5	6	7	8
実施項目名								
復習項目名								
月日 指導員	9	10	11	12	13	14	15	
実施項目名								
復習項目名								
月日 指導員								
実施項目名								
復習項目名								

申し送り事項等	みきわめ実施者			
	月日	月日	月日	月日
	良好　不良	良好　不良	良好　不良	良好　不良

学科教習　第１段階								
月　　日 指　導　員	1	2	3	4	5	6	7	8
月　　日 指　導　員	9	10						

教　　習　　計　　画　　表

修検資格確認 管　理　者
／

技能教習　第２段階		
（最短） 時限	目 標	①　道路及び交通の状況についての情報を的確に読み取り、危険を予測した運転ができる。 ②　他の交通への気配りをしながら、法規に従った基本的な走行ができる。 ③　自主的に走行経路を設定し、他の交通に気配りしながら、主体的な運転ができる。 ④　高速走行の特性を知り、高速道路において安全に運転ができる。

項　目　名	項　目　名　ご　と　の　目　標
1　路上運転に当たっての注意と路上運転前の準備	1　所内コースと実際の道路の違いを理解するとともに、路上運転をするに当たっての点検、準備を確実に行うことができる。
2　交通の流れに合わせた走行	2　交通の流れに機敏かつ安全に入ることができ、流れに合わせた速度を選び、適切な車間距離をとることができる。
3　適切な通行位置	3　道路の形状に合わせて適切な通行位置を選べる。
4　進路変更	4　交通の状況を的確に読み取り、タイミングよく進路変更ができる。
5　信号、標識・標示等に従った運転	5　信号、標識・標示等を的確に読み取り、適切に対応できる。
6　交差点の通行	6　交差点とその付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で通行できる。
7　歩行者等の保護	7　歩行者、自転車の動きを的確に読み取り、安全に通行させるための気配りができる。
8　道路及び交通の状況に合わせた運転	8　道路及び交通の状況を読み取り、それに合わせた運転ができる。
9　駐・停車	9　道路や交通の状況に応じて、駐・停車ができる。
10　方向変換及び縦列駐車	10　駐・停車場所に合わせた駐・停車ができる。
11　急ブレーキ	11　速い速度からの急ブレーキによる停止及び危険の回避等ができるとともに、道路形状に合った速度が選べる。
12　自主経路設定	12　自主的に走行経路を設定し、他の交通に気配りをしながら主体的な運転ができる。
13　危険を予測した運転	13　他の交通との関わりにおける危険を的確に予測し、危険を回避する運転行動を選べる。
14　高速道路での運転	14　高速走行の特性を知り、高速道路において安全に運転できる。
15　特別項目	15　地域特性等からみて必要性の高い運転技能を修得する。
16　教習効果の確認（みきわめ）	

月　日 時　限 指導員	1	2	3	4	5	6	7	8
実施項目名								
復習項目名								

月　日 時　限 指導員	9	10	11	12	13	14	15	16
実施項目名								
復習項目名								

月　日 時　限 指導員	17	18	19					
実施項目名								
復習項目名								

申し送り事項等	みきわめ実施者			
	月　日	月　日	月　日	月　日
	良好　不良	良好　不良	良好　不良	良好　不良

学科教習　第２段階								
月　　日 指　導　員	1	2	3	4	5	6	7	8
月　　日 指　導　員	9	10	11	12	13	14	15	16
月　　日 指　導　員								

教　　習　　計　　画　　表

卒検資格確認 管　理　者
／

履修

証明

技能教習	時限	段階	時限　教習項目	を履修
学科教習	時限	段階	時限　教習項目	を履修

表記の者は、当所において上記のとおり履修したことを証明します。

年　　月　　日

教習所所在地

教 習 所 名

管　理　者

教　習　原　簿　（普通第二種免許）

教習所名			教習生番号		
フリガナ					写　真
氏名					
生年月日	年　月　日生（　歳）　男・女				
住所					

入所等の記録	入所年月日	年　月　日	転出入、退所年月日	年　月　日	
	教習開始年月日	年　月　日	仮免許交付年月日 仮免許有効期限 仮免許証番号	① 年　月　日 年　月　日	
	教習期限	年　月　日			
	教習修了年月日	年　月　日	仮免許交付年月日 仮免許有効期限 仮免許証番号	② 年　月　日 年　月　日	
	検定期限	年　月　日			
	修了証明書発行年月日	年　月　日	修了証明書番号	第　号	
	卒業年月日	年　月　日	卒業証明書番号	第　号	

入所時の確認	確認資料	□ 住民票の写し　□免許証　□その他（　）						現有免許の種類											確認者
	現有免許	交付年月日	年　月　日																／
		有効期限	年　月　日まで有効																
		公安委員会																	
		免許証番号												－					確認者
		免許の条件																	／
	教習の条件							応急救護処置教習免除有無	有　無 確認（　）										
	適性テスト	視力		裸眼	矯正	色彩識別	聴力	運動能力	深視力	検査者									
			左			適	適	適	適	／									
			右																
			両			否	否	否	否										

注意事項	1　この教習原簿は、教習の実績を記録するものですから教習の際必ず指導員に提出して下さい。 2　教習原簿は、教習ごとに指導員が必要事項の記入をしますので、確認し、教習終了後に必ず返納して下さい。 3　教習原簿は、紛失・汚損・破損等に十分注意して丁寧に取り扱って下さい。

	仮免前学科効果測定			修了検定			仮免学科試験		
	実施 月日	実施者	結果	実施 月日	検定員	結果	実施 月日	管理者	結果
1	／			／			／		
2	／			／			／		
3	／			／			／		
4	／			／			／		

	卒検前学科効果測定			卒業検定		
	実施 月日	実施者	結果	実施 月日	検定員	結果
	／			／		
	／			／		
	／			／		
	／			／		

	修了検定補修教習		
	実施 月日	指導員	補修項目等
1	／		
2	／		
3	／		
4	／		
5	／		

	卒業検定補修教習		
	実施 月日	指導員	補修項目等
	／		
	／		
	／		
	／		
	／		

	任意教習			自由教習				
原付技1	／			／			／	
原付技2	／			／			／	

技能教習	第１段階	第２段階	小計	修検補修	卒検補修	その他	合計
時限数							

運転適性検査		月日 実施者	／

技能教習　第１段階 （最短） 時限	①　安全に対する気配りができ、正しい運転姿勢、シートベルトの装着が身に付き、運転装置を正しい手順で操作できる。 ②　自車の走行位置を把握し、道路形態に合わせた速度と進路が選べるとともに、滑らかなで安定した走行をすることができる。 ③　場内のコース及び交通の状況について正しい認知、判断ができ、それに基づく運転操作を円滑に行うことができる。 ④　他の交通への気配りをしながら、法規に従った基本的な走行ができる。 ⑤　旅客輸送を念頭に置いて、旅客の安全性にも気配りした走行ができる。
項　目　名	項　目　名　ご　と　の　目　標
1　車の乗り降りと運転姿勢	①　安全を意識した乗り降りや正しい運転姿勢がとれる。
2　運転装置の取扱いと日常点検整備等	①　運転装置及び旅客自動車に備えられることの多い装置の機能を理解するとともに、各装置の正しい取扱いができる。 ②　運転に当たっての点検、走行に必要な準備等を確実に行うことができる。
3　基本的な運転操作	①　正しい操作手順での発進と停止ができる。 ②　直線路や緩やかなカーブに合わせた走行位置や進路をとることができる。 ③　オートマチック車の特性を理解し、基本的な操作と走行ができる。 ④　旅客輸送を想定した円滑な速度の上げ下げや一定の速度を保つことができる。
4　時機を捉えた発進と加速、目標に合わせた停止	①　タイミングの良い発進とスムーズで機敏な加速ができる。 ②　予定した位置に車を滑らかに停止することができる。
5　カーブや曲がり角の通行	①　旅客輸送を想定し、曲がり具合に応じて走行位置を決め、適切な速度を選び、カーブや曲がり角を円滑に通行することができる。
6　坂道の通行	①　勾配に応じた速度とギアを選ぶことができ、坂の途中で停止し、後退することなく円滑に発進することができる。 ②　旅客輸送を想定した円滑な坂道の通行ができる。
7　後退	①　適切な進路と速度を選んで後退ができる。
8　狭路の通行	①　様々な形状の狭い道路において車両感覚をつかみ、適切な進路と速度を選んで安全な通行ができる。
9　鋭角コースの通過	①　特殊な形状の狭い道路において車両感覚をつかみ、適切な切り返しにより、安全な通行ができる。
10　縦列駐車・方向変換	①　駐・停車場所に合わせた駐・停車ができる。
11　通行位置の選択と進路変更、障害物への対応	①　道路及び交通の状況に合った通行位置を選ぶことができ、タイミングよく進路を変えることができる。 ②　旅客輸送を想定し、障害物の状況を早期に読みとり、安全な進路と速度が選べる。
12　信号、標識・標示等に従った走行	①　信号を素早く読みとり、適切な判断により信号に従った走行ができる。 ②　必要な標識・標示等を素早く読みとり、それに従った走行ができる。 ③　旅客を想定した円滑な走行ができる。
13　交差点の通行（直進・左折・右折）、見通しの悪い交差点の通行	①　交差点とその付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で通行できる。 ②　見通しの悪い交差点の危険性を読みとり、安全な速度と方法で通行ができる。 ③　旅客を想定した円滑な走行ができる。
14　踏切の通過	①　一時停止と安全確認を確実に行い、速やかに通過することができる。
15　転回	①　道路及び交通の状況に応じて、適切な転回場所を選択することができ、その付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で転回できる。
16　旅客輸送を想定した走行	①　旅客輸送を想定した走行を場内コースにおいて適切に行うことができる。
17　急ブレーキ	①　速い速度からの急ブレーキによる停止及び危険の回避を体験させ、道路形状に合った速度の選択を修得させるとともに旅客への影響を理解させる。
18　教習効果の確認（みきわめ）	

月　日 指導員	1	2	3	4	5	6	7	8
実施項目名								
復習項目名								
月　日 指導員	9	10	11	12	13	14	15	16
実施項目名								
復習項目名								
月　日 指導員	17	18	19	20	21	22	23	24
実施項目名								
復習項目名								

申し送り事項等	みきわめ実施者			
	月　日	月　日	月　日	月　日
	良好　不良	良好　不良	良好　不良	良好　不良

学科教習　第１段階								
月　　日 指　導　員	1	2	3	4	5	6	7	8
月　　日 指　導　員	9	10						

教　　習　　計　　画　　表

修検資格確認 管　理　者
／

技能教習　第２段階 （最短） 時限	①　道路及び交通の状況についての情報を的確に読みとり、危険を予測した運転ができる。 ②　他の交通への気配りをしながら、旅客に配慮し、法規に従った実践的な運転ができる。 ③　旅客輸送を念頭に置いて、旅客の安全性に気配りをした運転ができる。 ④　旅客に配慮した適切な走行経路を設定し、他の交通に気配りしながら主体的な運転ができる。 ⑤　先急ぎの危険性と余裕を持った運転の必要性を理解した運転ができる。 ⑥　夜間の運転、悪条件下での運転及び地域特性等種々の条件に応じた運転ができる。
項　目　名	項　目　名　ご　と　の　目　標
1　交通の流れに合わせた運転、適切な通行位置、進路変更	①　交通の流れに機敏かつ安全に入ることができ、流れに合わせた速度を選び、適切な車間距離をとることができる。 ②　道路の形状に合わせて適切な通行位置を選ぶことができる。 ③　交通の状況を的確に読みとり、タイミングよく進路変更ができる。
2　信号、標識・標示等に従った運転	①　信号、標識・標示等を的確に読みとり、適切に対応できる。
3　交差点の通行（直進・左折・右折）、見通しの悪い交差点の通行	①　交差点とその付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で通行できる。 ②　見通しの悪い交差点の危険性を読みとり、安全な速度と方法で通行できる。
4　歩行者等の保護	①　歩行者、自転車の動きを的確に読みとり、安全に通行させるための気配りができる。
5　道路及び交通の状況に合わせた運転	①　道路及び交通の状況を読みとり、それに合わせた運転ができる。
6　転回	①　道路及び交通の状況に応じて、適切な転回場所を選択し、他の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で転回することができる。
7　旅客輸送を想定した運転	①　旅客輸送を想定した運転を実際の道路において適切に行うことができる。
8　経路の設定	①　旅客の需要（指示又は求め）に応じ適切な走行経路を設定し、他の交通に気配りしながら安全に運転ができる。
9　先急ぎの危険を理解した運転	①　教習生に心理的プレッシャー（時間的）を与え、先急ぎの心理状態によって現れる危険行為（安全不確認等）を体験・理解させる。 ②　体験した先急ぎの運転の危険性により、旅客に与える影響を理解させる。
10　危険を予測した運転	①　他の交通との関わりにおける危険を的確に予測し、危険を回避する運転行動を早めに選ぶことにより、他車（者）との事故防止のみならず、旅客の安全確保ができる。
11　夜間の運転	①　夜間の特性を理解するとともに、それに応じた運転行動がとれる。
12　悪条件下での運転	①　様々な悪条件下における状況を把握し、適切な対応がとれ、旅客に配慮し、安全運転（中止）することができる。
13　特別項目	①　地域の特性等からみて必要性の高い運転技能を修得する。
14 教習効果の確認（みきわめ）	

月　日								
指導員	1	2	3	4	5	6	7	8
実施項目名								
復習項目名								
月　日								
指導員	9	10	11	12	13	14	15	16
実施項目名								
復習項目名								
月　日								
指導員	17	18	19	20	21	22	23	24
実施項目名								
復習項目名								
月　日								
指導員	25	26	27	28	29	30		
実施項目名								
復習項目名								

申し送り事項等	みきわめ実施者			
	月　日	月　日	月　日	月　日
	良好　不良	良好　不良	良好　不良	良好　不良

学科教習　第２段階								
月　　日 指　導　員	1	2	3	4	5	6	7	8
月　　日 指　導　員	9	10	11	12	13	14	15	16
月　　日 指　導　員								

教　　習　　計　　画　　表

卒検資格確認 管　理　者
／

履修

証明

技能教習	時限	段階	時限　教習項目	を履修
学科教習	時限	段階	時限　教習項目	を履修

表記の者は、当所において上記のとおり履修したことを証明します。

年　　月　　日

教習所所在地

教 習 所 名

管　理　者

様式第１号

管理者適任証

本　　籍

住　　所

氏　　名

生年月日

教習所名

上記の者は指定自動車教習所の管理者として適任であることを認める。

年　　月　　日

高知県公安委員会

様式第２号

年　　月　　日

高知県公安委員会　　殿

教習所名

管 理 者

指導員等 選　任 / 解　任 届

下記の者を指導員等として 選任 / 解任 しましたのでお届けします。

氏　　名	
選　任 解　任　年月日	年　　月　　日
副 管 理 者	
区　　分	車　　種
技 能 検 定 員	
教 習 指 導 員	
その他の指導員	

注：　その他の指導員とは（主任（みきわめ）、模擬、無線、運転シミュレーター、高速教習、応急救護、適性相談員等）

様式第３号

指導員等の処分報告

年　　月　　日

高知県公安委員会　　殿

教習所名

管 理 者

処分者の氏名 年齢指導区分	
処　分　事　案 の　　内　　容	
処　分　結　果	
備　　考	

様式第４号

指定事項変更届

年　　月　　日

高知県公安委員会　　殿

教習所名

管 理 者

変更（予定） 年　月　日	
変更を生じた 事　　項	
変更を生じた 理　　由	
備　　考	

様式第５号

指定自動車教習所路上教習用自動車証明願

年　　月　　日

高知県警察本部交通部
運転免許センター長　　殿

（高知県証紙貼付欄）

願出人	名　　称	
	指定番号	
	所在地	
	管理者	

下記の自動車は当所において路上教習自動車として使用されるものであることを証明願います。

	符号	車台番号	自動車登録番号
車台番号及び自動車登録番号			

上記のとおり相違ないことを証明する。

第　　号
年　　月　　日

様式第６号

自動車の備付け、廃車、使用区分報告

年　　月　　日

高知県公安委員会　　殿

教習所名

管 理 者

道路交通法施行規則第35条第１項第５号の備付け自動車について、　　年　　月　　日、備付け、廃車、使用区分の変更をしたので承認願います。

車名等 ＼ 車種	車　名	年式	車台番号	車両番号	固有番号	定　員 積載量	備付け、廃車、 使用区分の変更別

様式第７号

学科教習計画書

時限	日 / 時間 / 曜	1																														
1																																
2																																
3																																
4																																
5																																
6																																
7																																
8																																
9																																
10																																
11																																

注　１　A4判とする。

　　２　枠内には教習課程表の教習番号及び入校、卒業等必要事項を記入すること。

　　３　教習番号の順に受講できるよう計画すること。

　　４　2コース以上となるよう計画すること。

　　５　先行学科、セット教習等にあっては別に計画することとして差し支えない。

様式第８号

学科教習計画表

教習段階	教習計画書番号	履修番号	教習項目
第一段階	1	1	
	2	2	
	3	3	
	4	4	
	5	5	
	6	6	
	7	7	
	8	8	
	9	9	
	10	10	
第二段階	11	1	
	12	2	
	13	3	
	14	4	
	15	5	
	16	6	
	17	7	
	18	8	
	19	9	
	20	10	
	21	11	
	22	12	
	23	13	
	24	14	
	25	15	
	26	16	
	27	17	

＊　必要に応じて枠の増減を可とする。

様式第９号

技能教習計画書

車種	現有免許	日 / 曜	1																														計

注　１　A4判とすること。

　　２　枠内には1日の教習時限数及び修検、卒検等、必要事項を記入すること。

様式第10号

○○自動車技能教習計画書

教習段階	目標	教習項目	教習時限	現有免許							
第		1	1								
		2									
			2								
段		3									
			3								
階		4									
			計								

注：　1　Ａ４判とすること。

2　計画は、最短教習時限で立てること。

3　(模)－模擬運転装置による教習、(無)－模擬運転装置による教習、(シ)－シミュレーターによる教習、(複)－複数教習、(AT)－オートマチック車を使用した教習、(観)－観察学習、(高)－高速教習を示す。

4　普通自動車及び大型自動車は２段階の走行順路（経路）図を、また、普通自動車については自主経路設定教習の起点と終点の図を示した図も添付すること。

様式第11号

管理者

指導員日誌（　　月　　日）

指導員名

教習時限	業務別	氏名又は教習生番号	段階別	項目	車番	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						

（注）　1　業務別は、技能・学科・検定・Ｋ２・教養・その他等実施した業務を記入し、備考欄で車種別等を補足して明確に処理するものとする。

2　氏名又は教習生番号の欄は、多人数の場合に教習生番号を記入すること。

3　記載事項以外に必要と認める項目を加えて、適宜様式を定めることができる。

様式第12号

応急救護処置(一)教習日誌

月　　日(　　曜日)

指導員名		項目番号		時限目	時限目
		2			
		3			

教習生氏名							
番号	教習生番号	氏　名	性別	番号	教習生番号	氏　名	性別

注：　教習生10名を超える場合は、実施した項目番号を○で囲み、同一教習生に講義及び実技を行う場合には、番号1番からの連番を担当すること。

応急救護処置(二)教習日誌

指導員名					
区分 実施日	項目番号	時限目	時限目	時限目	時限目
月　日	19				
月　日	20				

教習生氏名				
番号	教習生番号	氏　名	性　別	備　考

様式第13号

卒業
修了　検定実施・証明書発行交付簿

管理者	副管理者

検定実施（証明書交付）　年　月　日					車種別		
教習生番号	受検番号	氏名	成績等			証明書番号	コース
			検定員氏名	採点	回数		

様式第14号

第　　号

卒　業　証　明　書

写　真

押出し
スタンプ

住　所

氏　名

年　　月　　日　生

上記の者は、　　年　　月　　日本　　における　　免許

に係る所定の教習を修了し、卒業した者であることを証明する。

年　　月　　日

所在地
高知県公安委員会指定
名　称

管理者　　印

第　　号

卒 業 検 定 合 格 証 明 書

上記卒業証明書記載の者は、　　年　　月　　日

を用いた卒業検定に合格した者であることを証明する。

年　　月　　日

名　称

技能検定員

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とする。

様式第15号

第　　号

修　了　証　明　書

住　　所

氏　　名

年　　月　　日　生

上記の者は、　　年　　月　　日本　　において所定の教習を修了し、仮免許を受けて運転することができる程度の技能及び知識の水準に達した者であることを証明する。

年　　月　　日

所在地
高知県公安委員会指定
名　称

印

管理者

第　　号

修 了 検 定 合 格 証 明 書

上記修了証明書記載の者は、　　年　　月　　日

を用いた修了検定に合格した者であることを証明する。

年　　月　　日

名　称

技能検定員

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とする。

様式第16号

第　　号

技能審査合格証明書

写　真

押出し
スタンプ

住　所

氏　名

年　　月　　日　生

上記の者は、　　年　　月　　日本　　における　　免許に係る　　を解除する技能審査に合格した者であることを証明する。

年　　月　　日

所在地

高知県公安委員会指定

名　称

管理者　　印

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とする。

様式第17号

技能審査実施簿

区分 / 実施月日	免許種別	番号	氏名	成績等			備考
				検定員氏名	採点	受検回数	

様式第18号

適　性　検　査　依　頼　書

年　　月　　日

高知県公安委員会　殿

教習所名
管理者

検査を 受ける者	住所 氏名 生年月日　　年　月　日（　　歳）	
受けようと する免許		
現有免許		年　月　日取得
障害の部位 程度	障害者手帳交付　　年　月　日　級	

適　性　検　査　結　果			
検査の 結果		適	否
条件等			
検査官 氏名印			

上記の者は、検査の結果、道路交通法施行規則第23条に定める適性試験の合格基準に適合する者であることを証明する。

年　　月　　日

高知県運転免許センター長

様式第19号

教養簿

管理者	

年　月　日　曜	時　間 ～	教養担当者	教養対象人員　名 出席　名　欠席　名

教養種目・方法	教養の内容	備考

様式第20号

第　　号

年　　月　　日

指定前届出自動車教習所開所届

教習所名

設置者名

開　所　年　月　日		
届出をした教習所の所在地及び名称		
管理責任者	本籍・国籍	
	住　　所	
	氏名・生年月日	年　　月　　日（　　歳）
添付書類		

様式第21号

職　員　名　簿

職　名	氏　　名	指導員等の資格		
		教習指導員	技能検定員	備　　考

（注）資格欄には、資格所得年月日を記入すること。

例

49．6．20　普一
49．9．15　大一
50．1．20　大特

ただし、指定前教習所にあっては○印を記入すること。

様式第22号

年　　月　　日

教習所名		職員（管・検・指）台帳	
指導員等番号			
ふりがな		生年月日	写真貼付欄
氏名		昭・平　年　月　日	
本籍			
住所			
変更後			電話（　　）
免許証番号			

家族の状況（＊）	氏名	続柄	生年月日	最終学歴	卒業・中退
				職　歴	

指導員等資格欄

車種＼項目	教習指導員合格年月日	資格者証交付年月日	みきわめ指導員選任年月日	技能検定員合格年月日	資格者証交付年月日
大型					
中型					
準中型					
普通					
大型二輪					
普通二輪					
大型特殊					
牽引					
大型二種					
中型二種					
普通二種					

指導員等資格確認欄

現有免許証の保有状況		
種別	取得年月日	条件等
大型		
中型		
準中型		
普通		
大型二輪		
普通二輪		
大型特殊		
牽引		
大型二種		
中型二種		
普通二種		
大特二種		
牽引二　種		

その他の指導員等			
種別		取得年月日	選任年月日
運転習熟指導員	兼任		
	普通		
	二輪		
運転適性検査指導者（K－2）			
運転シミュレーター指導員	四輪		
	二輪		
	二種		
応急救護処置教習指導員	一種		
	二種		
模擬運転装置指導員			
無線指導装置指導員			

（＊）　「家族の状況」欄については省略可

様式第23号

自動車教習所施設一覧表

面　積　一　覧		
区　　分	公　　簿	実　　測
教習所敷地面積		
建物敷地総面積		
駐車場面積		
その他面積		
コース敷地面積		
コース面積		

主要コース種別、形状別数等一覧					
坂道コース	緩坂路	％勾配	曲線コース	大	本
		〃		中	本
	急坂路	〃		小	本
		〃		特	本
	応用	〃		応用	本
屈折コース	大	本	方向変換コース	大	本
	中	本		中	本
	小	本		小	本
	特	本		特	本
	応用	本		応用	本
その他応用コース					
外周コースで直線走行できる距離					m
同時可動台数					台以下

コース図面に、道路標識の種別及び設置場所を記入すること。

縁石の高さ及び幅を記入すること。

様式第23号(裏面)

付属建物	コース図 1　各コース部分に形状区分(大、中、小、特殊、応用等)を表示すること。 2　各コース部分及びコース敷地を明示する部分の寸法(単位メートル)を表示すること。 4 コース敷地面積を証明する測量図を添付すること。 ※　コース図面は300分の1縮図

坂路断面図

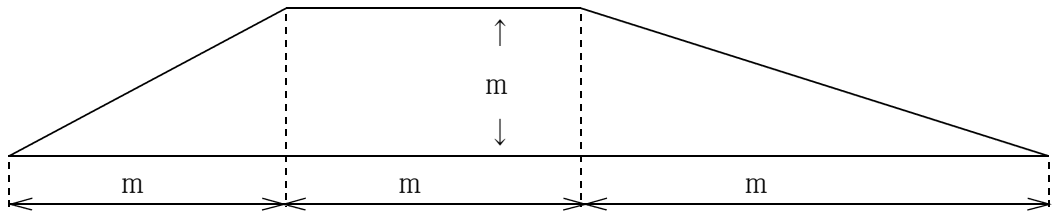

様式第24号

建　物　施　設　等　図　面

建物の名称及び面積		
建物の名称	建物面積	建物延面積
合　　計		

建物内の主要施設の名称、面積、及び収容人員				
	名　称	面　積	現在収容人員	最大収容人員
教室、その他これに類するもの				
合　　計				

建物内の主要施設の名称、面積、及び収容人員				
	名　称	面　積	現在収容人員	最大収容人員
事務室、指導員室、教習生控室、その他これに類するもの				
合　　計				

1　平面図、正面図、側面図及び総敷地面積内建物位置図を添付すること。

2　平面図には、各室の名称を記入すること。

様式第25号

備　付　自　動　車　等　一　覧　表

車名等 / 車種	車　　名	年　式	車　台 番　号	車　両 番　号	固　有 番　号	定　員 積載量	使用区分

（注）１　本表は車種別に作成すること。

２　固有番号とは教習所内での固有の番号をいう。

様式第26号

備 付 教 材 一 覧 表

教習所名

年　　月　　日 現在

設備機械等		設置数	社名・型式等	備考
無線指導装置	四輪			
	二輪			
模擬運転装置	MT用			
	AT・MT兼用			
運転シミュレーター	四輪			
	二輪			
応急救護処置教習用模擬人体	全身			
	半身			
	ベイビー			
学科試験コンピューターシステム（効果測定用）				
身体障害者用左アクセル装置				
身体障害者用ハンドル旋回装置				
第二種免許用運転適性検査機				
視力検査機				
コンピューター管理システム				

様式第27号

教習生入所・退所・卒業者名簿

入所 年月日	教習 免種	氏名	年齢	住所	卒業年月日 退所年月日	備考

（注）1　この名簿は、入所年月日、免許種別ごとにまとめて入所後に作成し、卒業年月日を追記すること。また、退所年月日を朱書し、入所、退所、卒業者名簿に兼用すること。

2　備考欄には、退所理由、転入所等の事由を簡記すること。

3　指定前教習所にあっては、技能試験合格の日を卒業の日とすること。

様式第28号

技能試験実施記録簿

実施日	年　月　日

免許種別	番号	受験者氏名	場内試験		路上試験		合否
			試験官	採　点	試験官	採　点	

注：　２部作成し、試験当日（受付け時刻）までに教習原簿と併せて提出すること。

様式第29号

第　　号

教習修了証明書

住　　所

氏　　名

年　　月　　日生

上記の者は、　　年　　月　　日本　　における　　免許に係る所定の教習を修了した者であることを証明する。

年　　月　　日

所在地

名　称

管理者

印

様式第30号

教習修了者技能試験成績表

年　　月　　日

番号	免許の種別	住所	氏名 生年月日	試験 得点	合否
計		受験者数	合格者数	合格率	

管理者　殿

技能試験実施の結果、上記のとおりの成績であったことを証明する。

年　　月　　日

高知県公安委員会

注：　様式第28号と併せて提出すること。

様式第31号

教習修了証明書発行交付簿

証明書番号	住所	氏名 生年月日	入所 年月日	修了 年月日	検定得点

様式第32号

教習生入所及び卒業状況（　月中）

教習所名

免許種別＼区分				入所者数 男	入所者数 女	入所者数 計	卒業者数 男	卒業者数 女	卒業者数 計
二種	大型								
	中型								
	普通	ＭＴ車							
		ＡＴ車							
		計							
合計									
一種	普通	Ｍ Ｔ 車	仮免なし						
			仮免所持						
			計						
		Ａ Ｔ 車	仮免なし						
			仮免所持						
			計						
		小計							
	その他	大型							
		中型							
		準中型							
		大特							
		牽引							
		二輪車	大型 限定なし						
			大型 ＡＴ限定						
			普通 限定なし						
			普通 ＡＴ限定						
			普通 小型限定						
			普通 ＡＴ小型限定						
			計						
		小計							
合計									

（注）　1　退所者数は、朱書で入所者数欄に併記すること。

　　2　普通仮免許所持欄への登載は、履修証明書所持者は除く。

様式第33号

技能検定及び審査実施状況(　月中)

教習所名

区分 / 免許種別			卒業検定			修了検定			技能審査		
			受検者	合格者	合格率	受検者	合格者	合格率	受審者	合格者	合格率
二種	大型										
	中型										
	普通	MT車									
		AT車									
合計											
普通	MT車	仮免なし									
		仮免所持									
		計									
	AT車	仮免なし									
		仮免所持									
		計									
	小計										
その他	大型										
	中型										
	準中型										
	大特										
	牽引										
	二輪車	大型	限定なし								
			AT限定								
		普通	限定なし								
			AT限定								
			小型限定								
			AT小型限定								
		計									
	小計										
合計											

様式第34号

教習課程科目別教習時限数調査（　月中）

教習所名

科目	現有免許		教習区分 人員	段階別平均教習時限 1段階	2段階	計(平均)	補習時間 修了検定	卒業検定	基準時限 修了者
普通一種	なし(小特・原付を含む)					(　)			
	大型二輪					(　)			
	普通二輪					(　)			
	小型二輪					(　)			
	普通(仮免許)					(　)			
	大特	装輪				(　)			
		装軌				(　)			
AT限定	なし(小特・原付を含む)					(　)			
	大型二輪					(　)			
	普通二輪					(　)			
	小型二輪					(　)			
	普通(仮免許)					(　)			
	大特	装輪				(　)			
		装軌				(　)			
大型二輪	なし(小特・原付を含む)					(　)			
	大型(限定等を含む)					(　)			
	中型(限定等を含む)					(　)			
	準中型(限定等を含む)					(　)			
	普通(限定等を含む)					(　)			
	普通二輪					(　)			
		AT限定				(　)			
	小型二輪					(　)			
		AT限定				(　)			
普通二輪	なし(小特・原付を含む)					(　)			
	大型(限定等を含む)					(　)			
	中型(限定等を含む)					(　)			
	準中型(限定等を含む)					(　)			
	普通(限定等を含む)					(　)			
AT限定	なし(小特・原付を含む)					(　)			
	大型(限定等を含む)					(　)			
	中型(限定等を含む)					(　)			
	準中型(限定等を含む)					(　)			
	普通(限定等を含む)					(　)			
小型限定	なし(小特・原付を含む)					(　)			
	大型(限定等を含む)					(　)			
	中型(限定等を含む)					(　)			
	準中型(限定等を含む)					(　)			
	普通(限定等を含む)					(　)			
AT小型限定	なし(小特・原付を含む)					(　)			
	大型(限定等を含む)					(　)			
	中型(限定等を含む)					(　)			
	準中型(限定等を含む)					(　)			
	普通(限定等を含む)					(　)			

(注)　自由教習等をした教習生の数並びに教習時限(段階別は、当該自由教習等をしたときの正規教習の段階に入れること。)を(　)により外数で計上すること。
　教習を行っていない科目については、省略してもよい。

様式第35号

指定自動車教習所技能教習時限調査

教習所名

1　準中型

		卒業者数	教習時限数	平均教習時限数	基準時限卒業者	卒業検定延べ受検者数	卒業検定合格率
合計	男						
	女						
	計						

2　普通車

		卒業者数	教習時限数	平均教習時限数	基準時限卒業者	卒業検定延べ受検者数	卒業検定合格率
合計	男						
	女						
	計						

3　普通車(AT限定)

		卒業者数	教習時限数	平均教習時限数	基準時限卒業者	卒業検定延べ受検者数	卒業検定合格率
合計	男						
	女						
	計						

4　大型自二

		卒業者数	教習時限数	平均教習時限数	基準時限卒業者	卒業検定延べ受検者数	卒業検定合格率
合計	男						
	女						
	計						

5　大型自二(AT限定)

		卒業者数	教習時限数	平均教習時限数	基準時限卒業者	卒業検定延べ受検者数	卒業検定合格率
合計	男						
	女						
	計						

6　普通自二

		卒業者数	教習時限数	平均教習時限数	基準時限卒業者	卒業検定延べ受検者数	卒業検定合格率
合計	男						
	女						
	計						

7　普通自二(AT限定)

		卒業者数	教習時限数	平均教習時限数	基準時限卒業者	卒業検定延べ受検者数	卒業検定合格率
合計	男						
	女						
	計						

8　普通自二(小型二輪)

		卒業者数	教習時限数	平均教習時限数	基準時限卒業者	卒業検定延べ受検者数	卒業検定合格率
合計	男						
	女						
	計						

9　普通自二(小型二輪・AT限定)

		卒業者数	教習時限数	平均教習時限数	基準時限卒業者	卒業検定延べ受検者数	卒業検定合格率
合計	男						
	女						
	計						

(注)　1　11月中に指定自動車教習所を卒業した者について記入する。
2　運転免許なし(原付免許又は小型特殊免許の保有を含む。)で、準中型、普通、大型二輪又は普通二輪の教習等を受けた者に限る。
3「教習時限数」は、卒業者の総教習時限数(延長、補習教習を含む。)を記入する。
4「平均教習時限数」は、卒業までに要した教習時限数(延長、補習教習を含む。)の平均を記入する。
5「基準時限教習者数」は、道路交通法規則第33条第1項の表に定める基準時限数(準中型41時限、普通MT34時限、普通AT31時限、大型二輪36時限、大型二輪AT29時限、普通二輪19時限、普通二輪AT15時限、小型二輪12時限、小型二輪AT9時限)で卒業した人員を記入する。
6　教習課程の移行者及び免許現有者は対象外とする。

様式第36号

指定自動車教習所卒業者数

教習所名

免許種別			区分	卒業者数	身体障害者の卒業者数		
					肢体	聴力	計
二種	大型		男				
			女				
			計				
	中型		男				
			女				
			計				
	普通	MT車	男				
			女				
			計				
		AT車	男				
			女				
			計				
	二種計		男				
			女				
			計				
一種	大型		男				
			女				
			計				
	中型		男				
			女				
			計				
	準中型		男				
			女				
			計				
	普通	MT車	男				
			女				
			計				
		AT車	男				
			女				
			計				
	大特		男				
			女				
			計				
	牽引		男				
			女				
			計				
	二輪車	大型	限定なし	男			
				女			
				計			
			AT限定	男			
				女			
				計			
		普通	限定なし	男			
				女			
				計			
			AT限定	男			
				女			
				計			
			小型限定	男			
				女			
				計			
			AT小型限定	男			
				女			
				計			
	一種計			男			
				女			
				計			
合計				男			
				女			
				計			

注　1　身障者卒業者数は、卒業者の内数とする。
　　2　身障者卒業者数は、肢体・聴力別に計上する。

様式第37号

教 習 所 総 括 調 査

教習所名

教習指導員等の選任状況

区　　分		人　　数
技能検定員		
教習指導員		
技能検定員兼教習指導員		
副管理者	総数	
	技能検定員又は教習指導員	
総　　数		

（注）１　「技能検定員」又は「教習指導員」は、それぞれ「技能検定員」又は「教習指導員」として選任されている者とする。

２　「技能検定員兼教習指導員」は、技能検定員及び教習指導員として選任されている者とする。

３　「副管理者」欄の「技能検定員又は教習指導員」は、技能検定員又は教習指導員として選任されている副管理者とする。

様式第38号

応急救護処置教習免除対象者名簿

番号	区分 年月日	運転免許 種別	教習生 番号	氏名	医師免許証等 の種別	発行 年月日
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

※　「免除対象者」欄の記載については、応急救護処置教習の免除対象者ア～オの「資格名」について記載する。

「発行年月日」欄の記載については、各資格の「免許証等の発行年月日」を記載すること。

様式第39号

検定・教習立会研修報告書

高知県公安委員会　殿

年　　月　　日

教習所名
管 理 者

みだしの研修を行ったので、次のとおり報告する。

研　　修　　者	
研修先教習所名	
研　修　日　時	年　　月　　日　　時　～　　時
検定・教習・免種別	
備　　考	

<table>
<tr><td colspan="3">観察について</td></tr>
<tr><td rowspan="3">1　観察対象</td><td>①検定（指導）員名</td><td></td></tr>
<tr><td>②教習生氏名
生年月日・性別</td><td>年　月　日生　男　女
年　月　日生　男　女</td></tr>
<tr><td>③教習段階・項目等</td><td></td></tr>
<tr><td>2　観察結果</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="3">意見交換について</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td></tr>
</table>